

平成24年行政事業レビューシート (外務省)								
事業名	無償資金協力	担当部局庁	国際協力局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和43年度	担当課室	開発協力総括課	課長 本清 耕造				
会計区分	一般会計	施策名	経済協力に必要な経費					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項ハ	関係する計画、通知等	政府開発援助(ODA)大綱					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	無償資金協力は、開発途上地域の経済・社会開発に協力し、当該国・国際社会の平和と発展に寄与することで、日本と日本国民に対する信頼感を高め、日本の安全と繁栄の確保に寄与することを目的とする。本年2月の政策研究大学院大学における外務大臣政策スピーチも踏まえ、本年度は、①新成長戦略への貢献、②被災地の復興と世界の防災への貢献、③人間の安全保障の視点を踏まえた援助と新たな開発課題への取組、④国際社会の平和と安定のための取組を重点課題としている(平成23年度の重点課題:別添1)。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	無償資金協力は、開発途上地域に対し返済義務を課さない開発資金を供与する援助形態で、被援助国政府等が実施する経済社会開発を目的とした事業に必要な資機材、設備及びサービスを購入するための資金を贈与するもの。主として食糧、安全な水へのアクセス、衛生、保健・医療、基礎教育の整備等の基礎生活分野や国づくり及び持続的経済成長に不可欠な経済基盤整備等の支援を実施している。現地のニーズに迅速かつ機動的に対応できる無償資金協力は、開発途上国との二国間関係を強化し、国際社会における我が国の発言力を高める最も有効かつ重要な外交ツールの一つであり、日本外交にとって死活的に重要。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(開発途上国への資金供与)							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	160,840	154,150	151,850	161,580		
		補正予算	74,498	20,983	21,270			
		繰越し等	49,294	60,440	34,760	50,277		
		計	284,632	235,573	207,880	211,857		
	執行額	224,173	200,742	157,479				
執行率(%)	78.76%	85.21%	75.75%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)	
	●無償資金協力は、途上国支援(ODA)という外交政策上の施策を遂行するためのスキームの重要な柱の一つである。ODA全体としては、途上国からの要請に基づき開発途上地域の多様な開発ニーズに機動的かつ効果的に対応し経済社会開発を促進すること、これをもって当該国との二国間関係を強化するとともに平和で安定した国際環境を実現すること、さらには国際社会における我が国の発言力を強化することで我が国の安全と繁栄の確保に資することを複合的な成果目標としており、毎年度の外交成果と個々の無償資金協力事業の関係を示すような定量的な指標の設定は困難。		成果実績	件	—	1,060件中 1,034件	1,040件中 1,016件 (平成23年10月集計)	/
	●個々の事業について、計画段階から成果目標が設定されており、案件終了後に目標の達成について検証・評価を行っている。事後評価が行われた個別事業について、昨年10月に集計した個別の事業目標に照らした効果の発現状況は右表のとおり(参考指標)。		達成度	%	—	97.6%	97.6% (平成23年10月集計)	
活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	135か国・地域で計1,415件の事業を実施。(地域別実績:別添2、分野別実績:別添3)		活動実績 (当初見込み)	百万円	284,613	235,501	207,756	161,580
単位当たりコスト	111,292,580 (円/件)		算出根拠	平成23年度の執行額を実施事業数で除したものの。各事業は、対象分野(医療保健、水衛生、通信運輸、教育・人づくり、食糧等)、対象地域(国、地域等)、事業内容(施設建設、機材整備、役務調達等)、実施機関(先方政府機関、国際機関、NGO等)において前提条件が著しく異なるが、全て一律に1事業として数えている。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	無償資金協力	161,580						
	計	161,580						

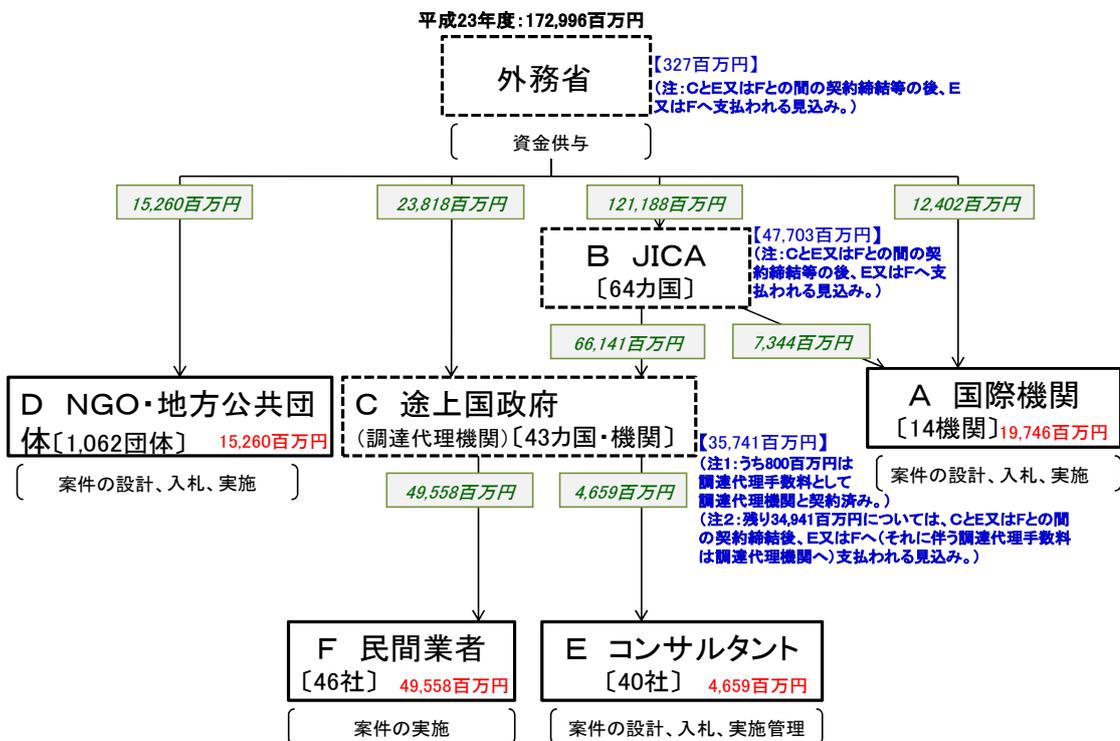
注1:相手国の事情等を理由に事業が完了せず、引き続き使用する必要があるものとして翌年度へ繰越した金額
 注2:執行率は、翌年度へ繰り越して使用している金額は含まれない。

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平成23年10月に内閣府が実施した外交に関する世論調査では、日本のこれからの経済協力について、75%が現状維持を支持するか更なる支援の実施を求めている。ODAは、外交政策の一環であり、相手国との関係で国が前面に立って実施すべき事業。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	無償資金協力事業は、途上国政府もしくは国際機関等からの要請・提案を受けて、我が方にて個々のコンポーネントの必要性や積算の妥当性等を精査し実施が決定される。国際約束に基づく全事業で原則一般競争入札が実施される。また、事業の実施に必要な周辺インフラ整備、協力対象施設・機材の維持管理等は、実施前に先方負担事項として双方で合意し、国際約束等において先方にその履行義務を課している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	無償資金協力は、開発途上地域における施設・機材等のハード面の開発ニーズに対し、資金返済能力のない貧しい途上国をも機動的に支援できる唯一の政策手段である。個々の事業について、計画段階から成果目標が設定されており、案件終了後に目標の達成について検証・評価を行っている。昨年10月に集計した個別の事業目標に照らした効果の発現状況は、97.6%(平成23年10月集計)。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 (該当なし)	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>●平成22年6月発表の「ODAのあり方に関する検討 最終取りまとめ」において、戦略的かつ効果的な援助の実施に向けて継続的な事業の改善手法(PDCAサイクル)の抜本的な強化、プログラム・アプローチの強化、「見える化」の徹底等を実施していくことが打ち出された。</p> <p>●これを踏まえ、過去に実施された案件も含めて資金協力事業の現状を精査した上で、各事業の具体的達成状況と、そこから得られた教訓を公表し、随時更新してきている。また、過去のODA事業で得られたノウハウを新たな事業形成に一層活かしていくため、案件形成段階で外部識者の助言を得る「開発協力適正会議」を四半期に1度開催するとともに、プログラムに従って体系的にプロジェクトを形成することでプロジェクト間の相乗効果を上げ援助全体の成果の向上を図る取組も進めている。</p> <p>●予算が削減される中、従来のコスト削減努力に加え、上記のような取組を通じて、一層戦略的かつ効果的な援助の実施に努めていく考え。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>事業仕分け第1弾 事業番号/事業名 2-46, 2-47/無償資金協力援助(ハコモノ無償, 各協力案件の選定方法)</p> <p><評価結果></p> <p>2-46 無償資金協力援助(ハコモノ無償) 予算要求の縮減(1/3程度を縮減)</p> <p>2-47 無償資金協力援助(各協力案件の選定方法) 見直しを行う</p> <p><とりまとめコメント></p> <p>2-46 無償資金協力援助(ハコモノ無償)</p> <p>ハコモノ無償について見直しを行い、予算要求の1/3程度を縮減していただきたい。削減するから全部やめるというわけではなく、ハードな部分からソフトな部分へ、また、人への支援にも使っていただきたい。また、援助計画がきちんとできていない国もあるので、しっかり策定してほしい。有償でできる国は有償で、経済インフラについては円借款で行っていただきたい。学校建設も、徐々にコミュニティ開発に移すなど、もっとコミュニティ開発にウェイトを移していただきたい。一般無償は、生命・健康に直結するような人のセキュリティ案件を優先させていくのが結論。このような方針で改めて見直しを行った上で、ハコモノ無償を続けていただきたい。</p> <p>2-47 無償資金協力援助(各協力案件の選定方法)</p> <p>「案件選定過程の透明化、成果目標等の数値化、事後評価の徹底」や「国別援助計画なき支援は削減し、早急に計画を策定」については、仕分け人の評価どおり見直しを行っていただきたい。まずは、援助のPDCAサイクルをしっかりと確立していただきたいと思う。また関連して、国別援助計画についても策定するようお願いしたい。今回、議論を聞いていると、予算の獲得や消化に汲々とされており、チェックの部分がどうしてもずさんになってしまう感じがあった。会計検査院、さらに参議院の決算委員会等でODAについての指摘がなされるなど、ずさんな例を数え上げる枚挙にいとまがない。また、外務省の方々も実態の把握をきちっとされているかについても疑わしい部分も見受けられたため、PDCAサイクルのチェックの部分について、より重点を置いていただきたいと思う。さらに、今日は政務官もおいでであるので、有償・無償の切り分け、タイド・アンタイトのあり方等、全般的に見直しを行っていただきたいと思う。最後に、先ほどのノンプロジェクト無償の見返り資金の情報公開についてであるが、外務大臣が判断すれば出せるのかどうかは不明であるが、政務官には、行政刷新会議に提出いただくようお願い申し上げます。評価コメントとしたい。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	1,2,3,4,5,6	平成23年行政事業レビュー	1

個別事業名：

【無償資金執行状況】

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)



個別事業名：

費目・用途 〔「資金の流れ」 においてブロック ごとに最大の 金額が支出され ている者につい て記載する。費 目と用途の双方 で実情が分かる ように記載〕	A. WFP			D. (特活)ジャパン・プラットフォーム		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
経済開発等 援助費	ミャンマーにおける少数民族地域を含 む貧困地域への食糧支援計画	814	経済開発等 援助費	海外において行う緊急人道支援事業	1,200	
経済開発等 援助費	食糧援助(バングラデシュ)	810	経済開発等 援助費	海外において行う緊急人道支援事業	1,100	
経済開発等 援助費	食糧援助(ケニア)	600	経済開発等 援助費	海外において行う緊急人道支援事業	500	
経済開発等 援助費	食糧援助(エチオピア)	580	計		2,800	
経済開発等 援助費	食糧援助(ウガンダ)	490	E. (株)アンジェロセック			
経済開発等 援助費	食糧援助(スーダン)	410	費目	使 途	金 額 (百万円)	
経済開発等 援助費	パキスタンにおける洪水被害に対する WFPを通じた緊急無償資金協力	356	経済開発等 援助費	国道八号線改修計画	109	
経済開発等 援助費	食糧援助(ソマリア)	310	経済開発等 援助費	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計 画(第二次)	78	
経済開発等 援助費	食糧援助(チャド)	270	経済開発等 援助費	サイクロン災害復興支援計画	69	
経済開発等 援助費	食糧援助(パレスチナ)	270	経済開発等 援助費	ニューバガモヨ道路拡幅計画	65	
経済開発等 援助費	食糧援助(中央アフリカ)	250	経済開発等 援助費	第三次橋梁架け替え計画	65	
経済開発等 援助費	食糧援助(ジブチ)	210	経済開発等 援助費	ダルエスサラーム市交通機能向上計画	36	
経済開発等 援助費	食糧援助(南スーダン)	200	経済開発等 援助費	クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画	33	
経済開発等 援助費	食糧援助(レソト)	180	計		455	
経済開発等 援助費	「アフリカの角」地域における飢饉に対 する緊急無償資金協力(ケニア)	178	F. 大日本土木(株)			
経済開発等 援助費	「アフリカの角」地域における飢饉に対 する緊急無償資金協力(エチオピア)	89	費目	使 途	金 額 (百万円)	
経済開発等 援助費	「アフリカの角」地域における飢饉に対 する緊急無償資金協力(ソマリア)	89	経済開発等 援助費	第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修 計画	1,805	
経済開発等 援助費	フィリピンにおける台風被害における 緊急援助	89	経済開発等 援助費	カブール国際空港誘導路改修計画	1,705	
経済開発等 援助費	「アフリカの角」地域における飢饉に対 する緊急無償資金協力(ジブチ)	45	経済開発等 援助費	第四次初等教育施設整備計画	1,012	
経済開発等 援助費	「アフリカの角」地域における飢饉に対 する緊急無償資金協力(ウガンダ)	45	経済開発等 援助費	サイクロン災害復興支援計画	924	
計		6,284	経済開発等 援助費	第三次橋梁架け替え計画	839	
B.. タイ			経済開発等 援助費	第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計 画	563	
費目	使 途	金 額 (百万円)	経済開発等 援助費	ウランバートル市水供給改善計画	167	
経済開発等 援助費	東部外環状道路(国道九号線)改修計 画	5,480	経済開発等 援助費	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計 画	149	
経済開発等 援助費	パサック川東部アユタヤ地区洪水対 策計画	2,550	経済開発等 援助費	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計 画	149	
計		8,030	経済開発等 援助費	南部地域給水改善計画	107	
C. アフガニスタン			経済開発等 援助費	モラ橋梁建設計画	48	
費目	使 途	金 額 (百万円)	計		7,470	
経済開発等 援助費	ノンプロジェクト無償資金協力	2,800				
経済開発等 援助費	カブール市東西幹線道路等整備計画	2,509				
経済開発等 援助費	パーミヤン空港改修計画	1,260				
経済開発等 援助費	パーミヤン郡道路整備計画	1,145				
経済開発等 援助費	カブール市郊外小規模灌漑施設・農 村道路整備計画	696				
経済開発等 援助費	カブール大学整備計画	668				
経済開発等 援助費	ゴール県病院改修計画	623				
計		9,701				

個別事業名:

支出先上位10者リスト

A. 支出先上位10者リスト(国際機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	WFP	無償資金協力に関する事業	6,284	—	—
2	UNICEF	無償資金協力に関する事業	4,223	—	—
3	UNDP	無償資金協力に関する事業	2,693	—	—
4	FAO	無償資金協力に関する事業	2,434	—	—
5	UNFPA	無償資金協力に関する事業	888	—	—
6	UN	無償資金協力に関する事業	701	—	—
7	UNRWA	無償資金協力に関する事業	600	—	—
8	UNESCO	無償資金協力に関する事業	533	—	—
9	ICRC	無償資金協力に関する事業	356	—	—
10	ITTO	無償資金協力に関する事業	278	—	—

B. 支出先上位10者リスト(JICA)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	タイ	無償資金協力に関する事業	8,030	—	—
2	ベトナム	無償資金協力に関する事業	3,970	—	—
3	ミャンマー	無償資金協力に関する事業	3,045	—	—
4	ザンビア	無償資金協力に関する事業	2,625	—	—
5	カンボジア	無償資金協力に関する事業	2,454	—	—
6	アフガニスタン	無償資金協力に関する事業	2,176	—	—
7	フィリピン	無償資金協力に関する事業	2,158	—	—
8	パキスタン	無償資金協力に関する事業	1,745	—	—
9	ケニア	無償資金協力に関する事業	1,674	—	—
10	ガーナ	無償資金協力に関する事業	1,371	—	—

※1 コンサルタント及び／又は民間業者が未決定のため、JICAで留保しているものであり、決定次第案件の進捗に応じ落札業者に支払われるもの。

C. 支出先上位10者リスト(途上国政府(調達代理機関))

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アフガニスタン	無償資金協力に関する事業	9,701	—	—
2	ブルキナファソ	無償資金協力に関する事業	1,866	—	—
3	タイ	無償資金協力に関する事業	1,637	—	—
4	ミャンマー	無償資金協力に関する事業	1,600	—	—
5	セネガル	無償資金協力に関する事業	1,454	—	—
6	エチオピア	無償資金協力に関する事業	1,415	—	—
7	ウガンダ	無償資金協力に関する事業	1,153	—	—
8	ネパール	無償資金協力に関する事業	1,128	—	—
9	ギニア	無償資金協力に関する事業	1,100	—	—
10	マラウイ	無償資金協力に関する事業	1,085	—	—

※2 コンサルタント及び／又は民間業者が未決定のため、被援助国政府(調達代理機関)で留保しているものであり、決定次第案件の進捗に応じ落札業者に支払われるもの。

D. 支出先上位10者リスト(NGO・地方公共団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(特活)ジャパン・プラットフォーム	無償資金協力に関する事業	2,800	—	—
2	(特活)日本地雷処理を支援する会	無償資金協力に関する事業	496	—	—
3	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	無償資金協力に関する事業	289	—	—
4	(特活)難民を助ける会	無償資金協力に関する事業	217	—	—
5	(特活)国境なき子どもたち	無償資金協力に関する事業	197	—	—

6	(特活)AMDA社会開発機構	無償資金協力に関する事業	182	—	—
7	公益社団法人 日本国際民間協力会	無償資金協力に関する事業	176	—	—
8	ヘイロー・トラスト	無償資金協力に関する事業	166	—	—
9	(特活)ジェン	無償資金協力に関する事業	131	—	—
10	(特活)ピースウィンズ・ジャパン	無償資金協力に関する事業	127	—	—

E. 支出先上位10者リスト(コンサルタント)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)アンジェロセック	無償資金協力に関する事業	455	—	—
2	(株)三祐コンサルタンツ	無償資金協力に関する事業	351	—	—
3	(株)毛利建設設計事務所	無償資金協力に関する事業	337	—	—
4	(株)片平エンジニアリングインターナショナル	無償資金協力に関する事業	264	—	—
5	日本工営(株)	無償資金協力に関する事業	231	—	—
6	国際航業(株)	無償資金協力に関する事業	210	—	—
7	(株)マツダコンサルタンツ/インテュムコンサルティ	無償資金協力に関する事業	197	—	—
8	日本テクノ(株)	無償資金協力に関する事業	185	—	—
9	(株)長大/オリエンタルコンサルタンツ(株)	無償資金協力に関する事業	170	—	—
10	(株)東京設計事務所	無償資金協力に関する事業	166	—	—

F. 支出先上位10者リスト(民間業者)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大日本土木(株)	無償資金協力に関する事業	7,470	—	—
2	(株)間組	無償資金協力に関する事業	4,803	—	—
3	鴻池組(株)	無償資金協力に関する事業	3,780	—	—
4	徳倉建設(株)	無償資金協力に関する事業	3,615	—	—
5	北野建設(株)	無償資金協力に関する事業	3,599	—	—
6	日本国際協力センター	無償資金協力に関する事業	2,907	—	—
7	飛鳥建設(株)	無償資金協力に関する事業	2,307	—	—
8	三井住友建設(株)	無償資金協力に関する事業	2,256	—	—
9	大日本土木(株)/岩田地崎建設(株)/荏原エンジニアリングサービス	無償資金協力に関する事業	2,022	—	—
10	(株)NIPPO	無償資金協力に関する事業	1,948	—	—

平成23年度重点課題の概要（無償資金協力）

1 国際協力アクターと連携した被災地復興と防災対応への貢献

- (1) 国際協力アクターのノウハウ活用：NGOの諸活動を柔軟に支援できるように協カスキームを充実させ、NGOと連携した国際協力の実施を一層推進する。
- (2) 被災地産業の支援：被災地の復興にも資する形で、ODAによる支援に被災地産品を積極的に調達する。
- (3) 津波対策の世界との共有：震災についての我が国の経験と教訓を共有するため、災害対策のノウハウを伝える国際協力を積極的に推進していく。

2 日本再生・復興を支える力強い経済成長への貢献

- (1) インフラの海外展開：海外広報も念頭に、災害に強い我が国のインフラ技術をODA事業に積極的に活用する。また、我が国企業の海外進出の前提となる周辺インフラの整備やモデル・ケースとしてのインフラ支援を行う。
- (2) 貿易・投資環境整備：途上国のインフラ整備、都市環境の悪化や感染症等の成長障害克服への支援等に取り組み、日本企業の途上国での活動の環境整備を行う。日本企業が多数活動するASEAN地域連結性強化を支援する。
- (3) 我が国の優れた環境技術の海外普及と気候変動対策：途上国における気候変動対策及びグリーン成長実現への貢献として、ODAを通じて我が国の優れた省エネ・環境技術の普及を支援していく。
- (4) 資源・エネルギーの安定供給確保：我が国への資源及び食料の輸出国及びその周辺地域と総合的かつ戦略的な関係を構築。シーレーンの沿岸国の安定的発展・能力強化を支援する。途上国とのエネルギー供給のための協力を推進する。

3 国際的コミットメントの誠実な実現

- (1) MDGs：2015年までのMDGs達成に向けた取組を進める。特に、保健・教育の分野での取組を強化する。
- (2) 対アフリカ支援：「2012年までに債務救済を除く対アフリカODAを倍増し、そのうち、対アフリカ二国間贈与を倍増」及び「対アフリカ民間投資が倍増するような支援」を含むTICAD IVで表明した公約を引き続き誠実に実現する。
- (3) アフガニスタン・パキスタン支援：今後の情勢に応じて2009年から概ね5年間で最大約50億ドル程度までの支援を引き続き着実に進める。また、引き続きパキスタンのテロ対策・経済改革努力を支援し、地域協力への支援も強化。
- (4) メコン地域に対する支援：メコン地域に対し2010～2012年度までの3年間で5,000億円以上の支援を行う旨の公約を誠実に達成していく。
- (5) 気候変動分野の短期支援：脆弱国を対象に官民あわせて概ね150億ドル（公的資金で概ね110億ドル）の支援を着実に実施する。
- (6) 中東・北アフリカの改革支援：官民で連携しつつ、同地域の安定的な体制移行及び国内諸改革に向けた自助努力を支援していく。
- (7) 太平洋島嶼国に対する支援：①環境・気候変動対策、②人間の安全保障を踏まえた脆弱性の克服、③人的交流の強化を中心に、3年間で総額500億円規模の支援を誠実に実施していく。
- (8) 紛争・災害時の緊急・人道支援及び平和構築支援：世界各地の災害・紛争に対し緊急・人道支援活動等を実施し、我が国の国際貢献の姿勢が不変であることを示す。

(別添2)

平成 23 年度無償資金協力の地域別実績

(百万円)

地域	額	割合
アジア	42,980	27.3%
アフリカ	60,322	38.3%
大洋州	7,492	4.8%
中東	29,608	18.8%
中南米	8,575	5.4%
欧州	987	0.6%
中央アジア・コーカサス	5,215	3.3%
その他	2,300	1.5%
計	157,479	100.0%

平成 23 年度無償資金協力の分野別実績

(約束額ベース、百万米ドル)

分野		額
I	社会インフラ及びサービス	1,262.33
	1 教育	226.80
	2 保健	268.78
	3 人口政策及びリプロダクティブ・ヘルス	18.36
	4 上下水道	314.23
	5 政府と市民社会	393.96
	6 その他社会インフラ及びサービス	40.20
II	経済インフラ及びサービス	721.82
	1 輸送及び貯蔵	514.58
	2 通信	2.81
	3 エネルギー	203.73
	4 銀行及び金融サービス	0.24
	5 商業及びその他サービス	0.46
III	生産セクター	258.38
	1 農林水産業	245.74
	1) 農業	73.39
	2) 林業	138.46
	3) 漁業	33.89
	2 鉱工業産業	12.53
	1) 産業	12.42
	2) 鉱業	-
	3) 建設	0.11
	3 貿易及び観光	0.11
	1) 貿易	-
	2) 観光	0.11
IV	マルチセクター援助	287.30
	1) 環境保護一般	231.38
	2) その他マルチセクター	55.92
小計		2,529.83
V	商品援助・一般プログラム援助	470.59
	1 一般財政支援	3.83
	2 開発途上食料援助	339.85
	3 その他商品援助	126.91
VI	債務救済	14.07
VII	人道援助	606.84
VIII	行政経費等	0.23
	1 行政経費	-
	2 分類不能	0.23
総合計		3,621.54

注 (1) DAC 卒業国・地域を除く。

(2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 2010 年暦年ベースが最新データであり、平成 23 年度予算に該当するデータはない。

無償資金協力

1 無償資金協力

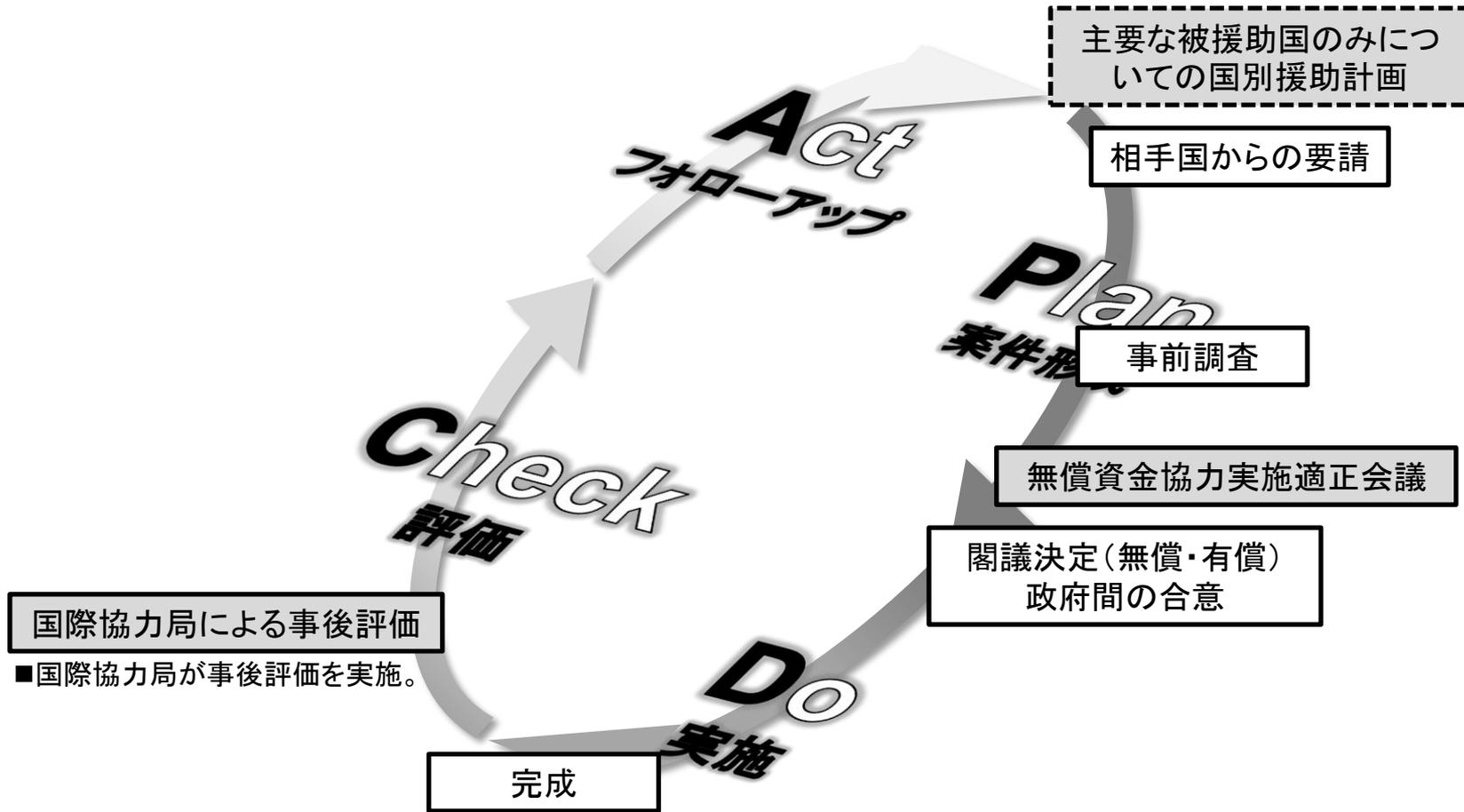
返済する必要のない開発資金を途上国に対して供与する協力。開発途上地域のニーズに迅速かつ機動的に対応可能な援助であり、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月閣議決定）の目標でもある「世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化」実現等に中心的な役割を果たす政策ツール。新成長戦略への貢献、被災地の復興と世界の防災への貢献等の新たな政策課題への対応も求められている。

2 事業仕分け・行政事業レビューを受けてのODA事業の改善努力

厳しい経済・財政事情の中で、無償資金協力の効率的な実施は重要課題。平成21年以降、事業仕分け、行政事業レビューの提言を受けて、開発協力適正会議を含めPDCAサイクルの強化や事業の効率化に向け各種取組を行ってきた。

PDCAサイクルの抜本的強化

《仕分け・行政事業レビューBEFORE》



《仕分け・行政事業レビューAFTER》

評価から得られた教訓の個別案件の
計画策定へのフィードバックを徹底

全ての被援助国に対する
国別援助方針の策定

相手国からの要請

ODA案件の見える化

開発協力適正会議

プログラム・アプローチの導入

事前調査

Plan
案件形成

無償資金協力実施適正会議

閣議決定(無償・有償)
政府間の合意

実施機関(JICA)に
よる個別案件評価

評価組織の独立

Check Do
評価 実施

国際協力局による事後評価

完成

■ ODA案件の現状・成果等を公表するため、2011年4月、JICAホームページ上に「ODA見える化サイト」を立ち上げ。

■ 個別案件事後評価の拡充(JICA実施分)。
■ 評価結果の事業評価検索データベースの構築・公開(JICAホームページ)

■ 平成23年4月、評価部門を国際協力局から独立させ、大臣官房にODA評価室を新設。責任者に外部専門家を登用。

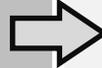
開発協力適正会議

BEFORE

無償資金協力実施適正会議

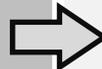
対象

無償資金協力事業のみ



タイミング

閣議請議直前
(案件形成完了後)



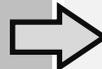
運営

資料は当日配布
全案件を協議



公開

非公開



AFTER

開発協力適正会議

無償資金協力, 円借款
(及び技術協力) 事業

協力準備調査前
(案件形成前)

資料を事前配布

委員間の事前調整により協議対象案件6件程度を選定

公開

(一般傍聴可能, 配布資料は原則公開)

■ ODAの質と透明性の向上を図ることを目的とした外部有識者による会議。

■ NGOを含めた経済界, 学界, 言論界等からの専門家を選定。

- 荒木 光彌 (国際開発ジャーナル主幹)
 - 市村 泰男 (一般社団法人日本貿易会常務理事)
 - 小川 英治 (一橋大学副学長)
 - 高橋 清貴 (日本ボランティアセンター調査研究担当)
 - 松本 悟 (メコンウォッチ顧問等)
 - 横尾 賢一郎 (一般社団法人日本経団連国際協力本部長)
- (五十音順, 敬称略)

■ 平成23年10月に第1回会合を開催して以来, 四半期ごとに開催。本年4月には第4回会合を開催。これまで52件の調査案件が提示され, うち21件が会合で議論された。

■議題「2 対象案件」の個別案件について

件名	委員からのコメント要旨	対応
インドネシア「高病原性インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立及び州検査室強化計画」準備調査(無償)	(2.3) 協力対象機関を保健省に限定せず, 他家に考えて欲しい。 (2.4) 医療廃棄物の扱いを勘案して, 環境社基, また, パイオチロ等を念頭に置いた安全性を確保する観点から, 協力準備調査で先方の運営管理体制を調査していただきたい。 (2.5) ADBの支援事業と我が方支援事業が併存し複雑化しないようドナー間でよく調整し	ご指摘のとおり, 他関連・類似機関の状況の確認を含め, 協力準備調査の中で検討予定。 環境社会配慮ガイドライン上は, カテゴリCに該当すると考えているが, 医療廃棄物等の扱いや安全性確保等が適切に行われるよう, 協力準備調査で適切な方策・体制を検討予定。
スリランカ「アヌラダプラ東北部上水道整備事業」準備調査(円借款)	(2.6) 地域住民に対してどのような水道料金体系を設定するかは, 先方政府の政策判断にかかわる事項であり, かつ事業の持続性や収益性を左右する重要な事項でもある。過去の類似案件の教訓を踏まえ, どのような対応が現実案件の検討した上で, 出来るだけ早い段階から地域住民としっかりと協議する必要がある。 (2.7) 貧困国で開発課題が多い国で, なぜなのか丁寧に説明していただきたい。現有機材が旧式というだけでは, 日本側がこれを支援する必要性が見えてこない。	ADBの「Secondary Towns and Rural Community-Based Water Supply and Sanitation」におけるアヌラダプラのコンポーネントは地下水乃至雨水を取水源とした地方部のコミュニティに対する小規模給水設備整備となっている。一方, 本円借款事業は, 地下水から表流水に水源を転換するための戸別給水を目的とした上水道施設等つつ, 留意して実施したい。 水道料金についてはスリランカの法律で定められており, 利用者がご指摘の点を踏まえ, 地域住民とは右法律や過去の類似案件の教訓を踏まえて調査の早い段階から協議を行うことと致したい。
ネパール「トリブバン国際空港近代化計画」準備調査(無償)		ネパールの経済成長の制約要因として, 特に電力, 灌漑, 道路といったインフラの未整備は深刻である。国土の大半が山岳地帯の内陸国である同国の貧困削減と経済成長には, 運輸交通分野の支援が重要であり, その中で道路運送の優先度は高い。これに加え, ネパールは空路でなければ外国からのアクセスが難しく, 急峻な地形から道路整備が容易でない中で西部山岳地帯など空路が主要な物資の輸送手段となっている地域もあり, ネパールにとっては, 道路と同様

開発協力適正会議で
出されたコメントに対するフォロー
アップ表(インターネット上で公開)

財政支援をめぐる援助潮流と貧困削減戦略支援無償

- 欧州を始めとする主要援助国は、プロジェクト単位の支援から、被援助国の開発目標達成のために必要な資金を直接供与する支援(=財政支援)に重点を移している。特に貧困なアフリカ諸国を中心に、被援助国と援助国が共同で開発目標を策定し、援助国が目標達成に必要な資金を供与して被援助国の財政を支援し、被援助国がその達成に責任を負うとの援助手法が広まっている。
- こうした被援助国においては、被援助国の財政に対する支援を行わなければ、開発目標の設定等について十分な発言力を確保できない。こうした中で個別のプロジェクト型支援が当該国の開発のために十分な効果を発揮するためには、開発目標の策定段階から積極的に関与する必要。
- こうした課題に対応するため、2007年に財政支援型の支援として、「貧困削減戦略支援無償」を導入。

貧困削減戦略支援無償における支援実績

	国名	供与額 (億円)	支援形態
H23 年度	計	11.0	
	タンザニア	1.5	セクター支援(地方自治・地方行政改革)
	ガーナ	2.0	セクター支援(保健)
	ガーナ	3.5	公共行財政改革支援
	サモア	1.0	セクター支援(教育)
	ザンビア	3.0	セクター支援(教育)
H22 年度	計	15.1	
	バングラデシュ	5.0	セクター支援(教育)
	タンザニア	4.7	セクター支援(農業・地方自治・地方行政改革)
	ガーナ	3.4	公共行財政改革支援
H21 年度	計	3.36	
	ガーナ	3.36	公共行財政改革支援
H20 年度	計	8.7	
	タンザニア	5.2	セクター支援(農業・公共財政管理・地方自治・地方行政改革)
	ガーナ	3.5	公共行財政改革支援
H19 年度	計	9.675	
	タンザニア	6.3	セクター支援(農業・公共財政管理・地方自治・貧困モニタリング)
	ガーナ	3.375	公共行財政改革支援

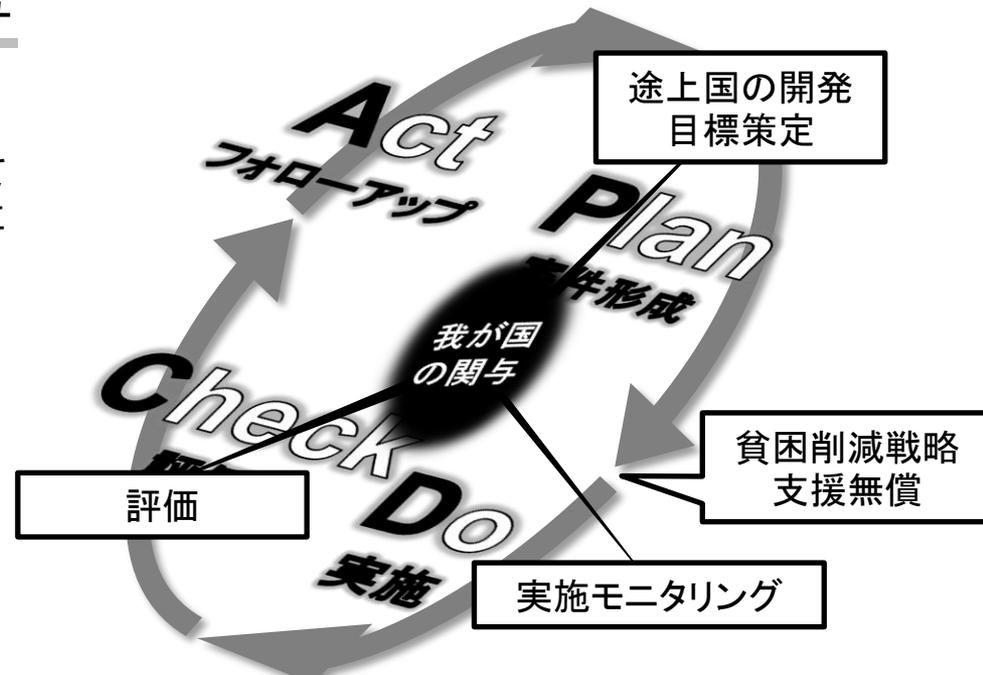
財政支援をめぐる援助潮流と貧困削減戦略支援無償

■「貧困削減戦略支援無償」の課題

PDCAサイクルの確立には、個別案件ごとに事業目的に照らして適切に評価し、その結果を次のサイクルに生かすことが求められる。財政支援型の援助についても、達成すべき目標が明確にされ、その達成状況をフォローするメカニズムが確保される必要。

■ 貧困削減戦略支援無償を通じた 我が国の関与

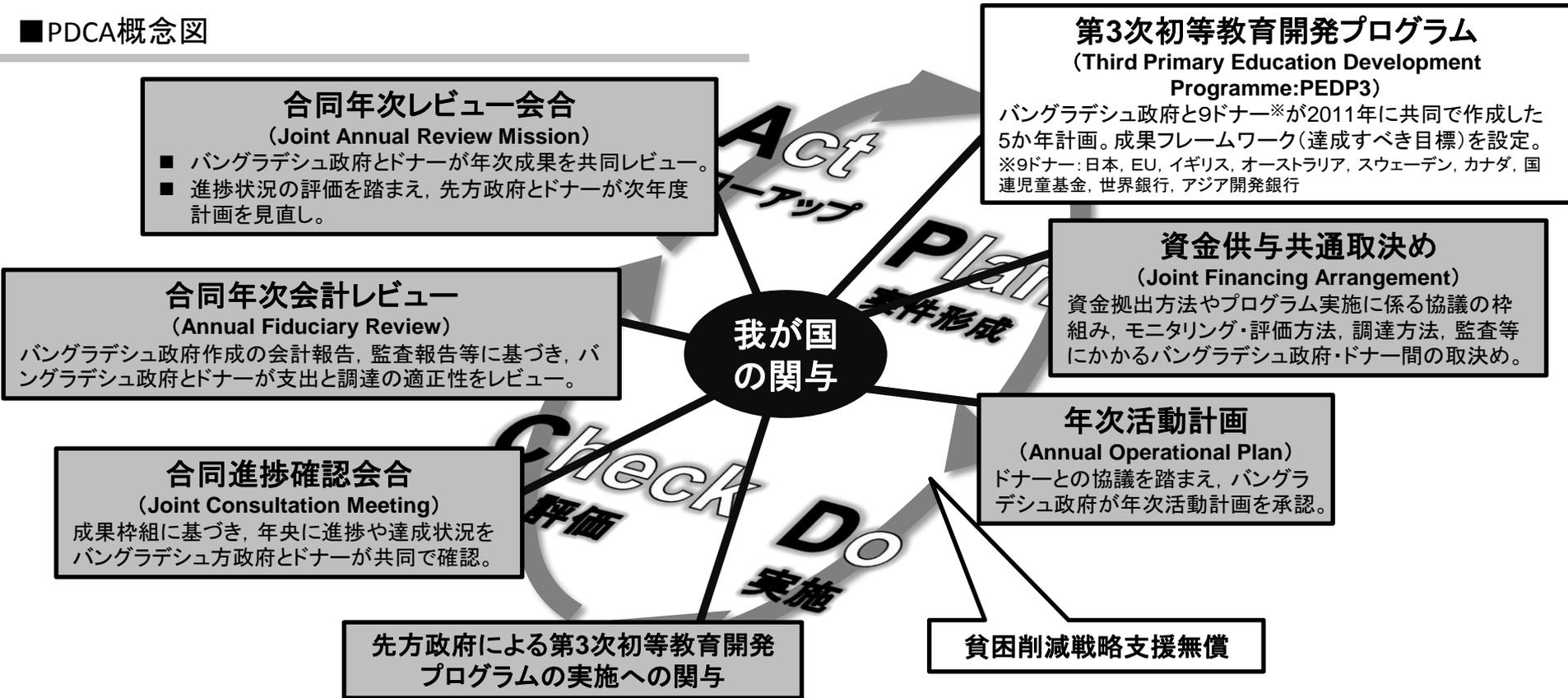
- 対象国選定に際し、開発目標が策定されているか、その実施のための中期的な財政・資金計画が構築されているか、相手国におけるプロジェクト型支援が適切に位置づけられているか、スムーズな援助協調が行われているか等につき確認。
- 実施に際して、被援助国及び我が国を含むドナーの間で、財政支援の枠組みを整備。右枠組みに基づき、ドナー会合等の場を通じモニタリング・評価を実施し、我が国が積極的に参画。
- 実施や評価を通じ、我が国の国別援助方針や途上国側の開発目標の策定・改訂に貢献。



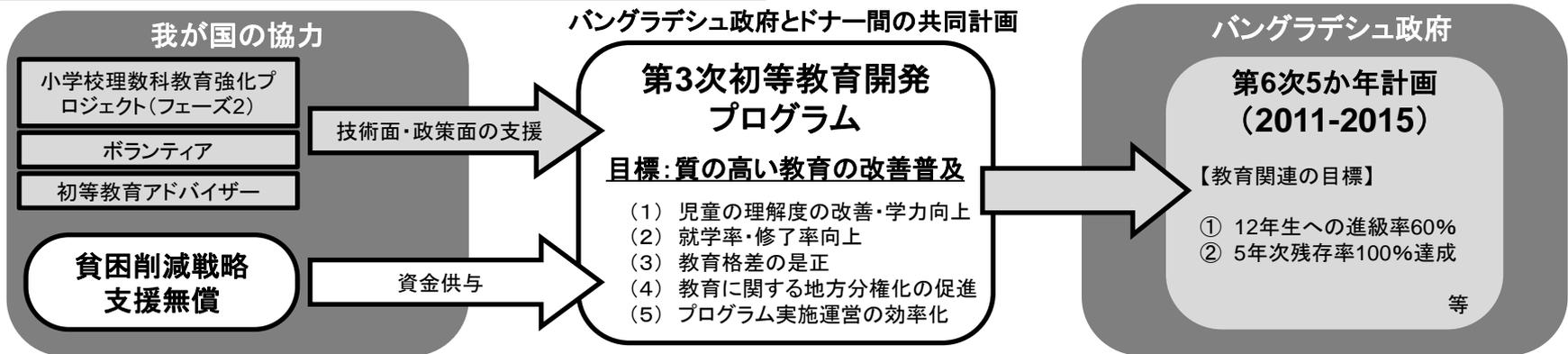
一般財政支援等におけるPDCAサイクルのイメージ

バングラデシュ向け貧困削減戦略支援無償(教育)のPDCAサイクル

■PDCA概念図



■バングラデシュ初等教育分野への我が国の支援実施状況



無償資金協力

開発途上国等に資金を贈与する援助形態。

開発途上国が、その経済・社会開発に資する計画（施設の建設、資機材及び役務の購入等）を実施する。

一部の無償資金協力を除き、JICA（国際協力機構, Japan International Cooperation Agency）が事前の調査及び交換公文締結後の実施業務を担当。

●無償資金協力の外交政策上の意義

・国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段

（大規模自然災害への対応）

・国際社会の安定確保やわが国のリーダーシップ向上に資する政策的効果が大

（アフガニスタン・パキスタン支援等「平和の構築」、環境・気候変動対策、わが国安全保障環境の改善、二国間関係の強化）

●無償資金協力の対象分野及び対象国

・対象分野

保健や教育などの基礎生活分野(BHN)、給水などの基礎インフラ等に加え、環境、紛争予防、平和構築や地雷対策も対象とするなど分野は多様化。

・対象国

原則として開発途上国の中でも比較的所得水準の低い国を対象（基本は2009年の一人当たり国民総所得(GNI)が1,905ドル以下)としているが、それ以外の国についても、ニーズや外交的効果を踏まえ柔軟に対応してきている。

技術協力

開発途上国の社会・経済の開発に資するため、相手国の開発の担い手となる人材の育成、また、我が国の有する技術や知識の移転などを行う経済協力の一形態。人と人との接触を通じて実現されるため、「顔の見える援助」として、国民レベルでの相互理解にも資する援助形態。

●技術協力の主要形態

「研修員受入れ」:

開発途上国の指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者等を、我が国または第三国等に研修員として受け入れ、専門知識・技術の移転を図る。

「専門家派遣」:

我が国から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実状に則した知識や技術の移転を図る。

「機材供与」:

専門家や帰国研修員による技術移転活動に必要な機材を供与。

「技術協力プロジェクト」:

一定の目標達成のため、案件ごとに必要とされる援助手段(専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等)を柔軟に組み合わせ、効果的な技術移転を実施。

「開発計画調査型技術協力」: 以下の調査の総称。

政策立案又は公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン(M/P, 事業計画)作成及び政策支援調査

緊急支援調査(復旧・復興事業を含む)

自国政府又は他のドナーによる事業化を想定したフィージビリティ・スタディ(F/S, 実施可能性調査)

その他(地形図作成、地下水調査等)の調査

他に「青年海外協力隊派遣」、「シニア海外ボランティア派遣」、「青年研修」、「フォローアップ事業」等。

有償資金協力（円借款）

円借款は、開発途上国・地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業の実施に必要な資金、又は当該国・地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を緩やかな条件（低金利、長期返済期間）で貸し付ける形態の援助。

（参考）2010年度の平均金利は0.64%、償還（据置）期間の平均は31.8（8.8）年。

●円借款の意義

- ・無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的。
- ・途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。
- ・途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎を構築可能。

●主な貸付先

- ・これまで供与した国・地域等は106。
- ・主たる貸付先はインド、ベトナム、インドネシア等。2010年度のアジア向けは全体の73.1%。うちASEAN諸国向けは34.9%、南西アジア向けは29.2%。
- ・供与対象は、「2009年の1人当たりGNI6,885ドル以下の途上国」が一応の目安。
- ・1人当たりGNIが3,946ドル以上の中進国については、対象分野を原則として環境、人材育成、防災・災害対策、格差是正に限定（アフリカについては、2012年度末までの時限措置として、当該4分野に加えて広域インフラ、農業及び農村開発案件も対象）。ただし「パッケージ型インフラ海外展開支援への円借款の活用」に該当する案件は、例外的に中進国を超える所得水準の途上国も対象となる。また、パッケージ型インフラ案件の周辺インフラについては、4分野（アフリカについては6分野）以外でもケース・バイ・ケースで検討する。

ODAの外交的効果

1 各国との友好関係や 国際社会における日本の地位を強化

■ 世界から支援される日本

東日本大震災後、163国・地域及び43機関から支援の申し出(うち101ヶ国・地域が過去にODA供与実績あり)

- **モルディブ**: 我が国援助の護岸工事がスマトラ島沖大地震の津波から同国を守ったことに感謝, 貴重な外貨収入源であるツナ缶69万個を寄付。同国の人口は40万人。
- **イラク政府閣議決定**: 日本は, 私たちが苦しんでいる時に支援してくれた。今, 恩返しをしなければならない。
- **アフリカ31か国**から支援の申し出。うち21か国が最貧国。
- **アフガニスタン**: これまでアフガニスタンを支援してくれた日本国民が苦しんでいるときに, アフガニスタンとしてできるだけのことをして差し上げたい(カルザイ大統領)。

■ 世界で最も評判の良い国日本

「世界に良い影響を与えている国」調査で, 日本が評価1位(本年5月発表BBCワールド国際世論調査【参考1】)

※ ODA事業は, 国内事業と異なり, 対等の被援助国との協力を通じて実施する事業であるため, 我が国のみの判断で成果目標を定めたり, その目標を実現したりすることは, 難しい。このため, これまでもODAの外交的効果を総体として定量的に示すことは困難である。一方, 東日本大震災後, 多数の途上国から日本に対する支援が届けられたことは, 広く一般国民に対して我が国の長年にわたるODAの実施の成果を目に見える形で示したものとと言える。この途上国からの支援を含め, 上記は, 強いて我が国ODAの成果が現れていると考えられるものを挙げている。

2 日本の経済的繁栄と国民生活の安定を促進

■ 途上国の経済成長を日本経済に取り込む効果

タイ, インドネシア, ベトナム向けODAのみで, 日本のGDPを年度あたり1000億円+ α 引き上げ(三菱総研試算, 2009年時点レート)。ODA事業を通じた我が国企業の海外展開支援【参考2】

■ 食料・エネルギーの安定供給確保

日本の輸入原油の8割が通過するマラッカ海峡の航行安全確保のため, ODA(巡視艇供与, 技術協力等)は強力な手段。

海賊発生件数: 242件(2000年) → 80件(2011年)

■ 国際社会における外交で途上国の支持獲得

国連加盟国193か国 ← 無償資金協力対象国: 135国・地域, 技術協力実績国: 147国・地域

- 2010年4月, クロマグロ漁獲禁止決議を圧倒的票差で否決。

ODAの開発効果とその評価

評価の種類

①政策レベル評価（外務省）
国の基本的な方針（ODA大綱，ODA中期政策，国別援助方針など）を実現することを目的とする，複数のプログラムやプロジェクトから成る集合を対象とする評価。
・ 国別評価
・ 重点課題別評価

②プログラム・レベル評価（外務省/JICA）
共通の目的を持った複数の案件などの集合を対象とする評価。特定のテーマや開発目標を切り口として総合的に評価・分析を行う。
・ セクター別評価
・ スキーム別評価

③プロジェクト・レベル評価（JICA）
個々のODA案件（プロジェクト）を対象とした評価。
・ プロジェクト評価

無償資金協力の事業評価

①事前段階
事業の実施前に，妥当性，計画内容，想定する効果，評価指標等を検証
・ 事前評価

②事後段階
事業の終了後3年目までに，有効性，インパクト，効率性，持続性等を検証
・ 事後評価

事後評価における定量的効果の事例

●エジプト「シャルキーヤ県北西部上水道整備計画」
主な定量的効果指標：
・ 対象郡の給水量（m³/日）
実施前（実績） 17,680
目標値 35,000
実施後（実績） 37,000

●ベトナム「フエ中央病院改善計画」
主な定量的効果指標：
・ 手術件数（件/年間）
実施前（実績） 13,523
目標値 21,700
実施後（実績） 23,305

無償資金協力

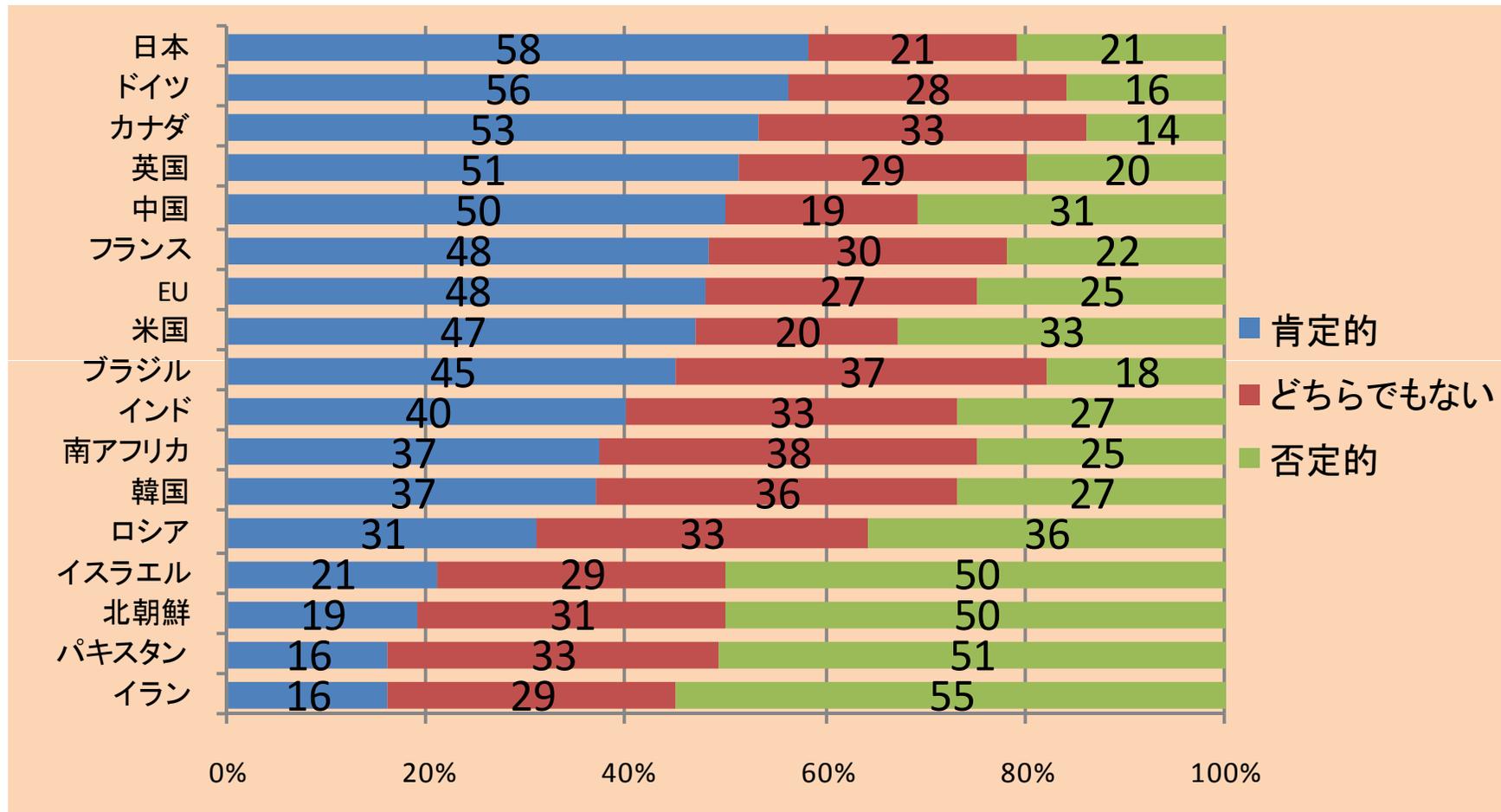
効果が現れている
1,015件
(97.6%)

改善すべき点などがある
25件(2.4%)

概ね過去10年間に完了した案件を中心に無償資金協力1,040件を集計。

BBCワールド国際世論調査 (本年5月発表)

参考1



ODAと新成長戦略

一途上国の開発課題解決と我が国の海外事業展開の双方に貢献一

1 ODAで培った途上国での信頼 を足がかりに事業展開

■カンボジア：ODA実績と水ビジネスの展開



ODAで上水道整備を支援。その後もきめ細かい技術支援で良好な運営・維持管理を指導。これを足掛かりに、我が国の自治体が水ビジネスを受注。(無償+技協)

■アフリカ：地雷対策機材の受注拡大



日本の地雷対策機材をODAによる地雷除去に活用。その性能が認められ商業ベースで多くの受注に成功。(無償)

2 民間事業とODAの連携

■ラオス：地雷除去と生薬栽培事業



不発弾を探査・除去した可耕地で、日本企業が生薬原料を栽培。地域農民の雇用創出と生活向上を図る。(無償)

■インドネシア：資源開発事業とのODAの連携



日本企業による資源開発事業に必要なアクセス道路上の橋をODAで整備。地域住民の生活道としても重要。(無償)

3 ODAを活用して我が国標準技術の普及と人・モノの移動を促進

■ベトナム：税関システム導入支援



国際標準に準拠した我が国の税関システム導入をODAで支援。我が国の標準技術の普及とアジア地域の結びつき強化を狙う。(無償+技協)

■ベトナム：道路情報システム導入支援



同国で進められる高速道路網の整備にあわせて我が国の交通管制システム導入を支援。周辺地域での面的な普及を目指す。(無償+技協)

技術協力による成果事例

日本の優れた技術・ノウハウの活用が国を跨いだり、全国展開したもの、日本ならではの協力、国際的課題への対応(相互依存)等が挙げられる。

教育

●アフリカ理数科教育支援－SMASE (スマッセ)

日本の現職教員研修をケニアの理数科教育に導入、普及して成果を上げたことがアフリカ各国から評価。その結果、アフリカ域内34カ国に展開。産業・経済開発に不可欠な科学的知識・技術をもつ人材育成に大きく貢献。



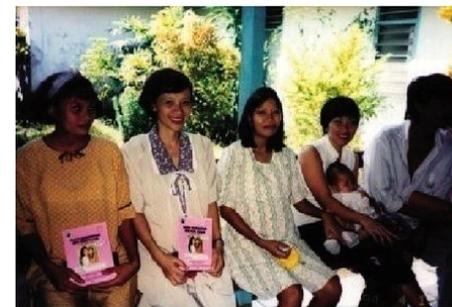
※ 緑色：ケニア
※ 黄色：SMASE-WECSAメンバー



保健

●インドネシア「母と子の健康手帳プロジェクト」

妊産婦死亡率の高いインドネシアが日本の母子手帳に着目。日本の協力により、母子手帳の有効性が認められた結果、国家政策として位置づけられ、他の国際機関や二国間援助機関も参画、現在、全国33州で導入。



技術協力による成果事例

日本の優れた技術・ノウハウの活用が国を跨いだり、全国展開したもの、日本ならではの協力、国際的課題への対応(相互依存)等が挙げられる。

法制度

●カンボジア 法整備支援

長年の紛争により司法制度が崩壊したカンボジアにおいて、日本の協力で民法や民事訴訟法が起草され、適用を開始。新しい法律に則った290名の裁判官・検察官や359名の弁護士も養成。



カンボジア 民法典・民事訴訟法典



食糧増産と安定供給

●ブラジル セラード開発 → モザンビーク ProSAVANA(プロサバナ)

ブラジルの広大な未利用地・セラード地域で、日系移住者の経験を活用しつつ、日本の技術協力・資金協力により農業開発を展開。大豆生産量はセラード地域だけで38倍、ブラジル全土でも3.3倍増。

この経験を活かし、モザンビークの熱帯サバナ地域において、日伯モザンビークの三角協力を実施中。モザンビークの全農家戸数の1/4にあたる約72万戸の小規模農家の貧困削減と、中大規模な農業投資による農地開発の両立を目指している。



戦略的・効果的な援助の実施に向けて (改訂版)

ODA事業の透明性向上と継続的改善

平成23年10月
外務省 国際協力局

戦略的・効果的な援助の実施に向けて(改訂版)

ODA事業の透明性向上と継続的改善

1. 東日本大震災に際し、我が国の援助に対する感謝の証として途上国からも多くの援助が寄せられるなど、我が国の援助が国際社会から高く評価されていることが改めて明らかになった。他方、同大震災からの復旧・復興に向けて膨大な資金需要が見込まれ、我が国の財政状況が一層厳しくなることが予測される中で国際協力を継続・強化していくためには幅広い方々の理解と支持を得ることが不可欠であり、ODA事業*の透明性向上と継続的改善を更に進めていくことが一層重要となっている。
2. 外務省は、本年1月、ODA個別案件の透明性を高め(=「見える化」)、過去の教訓を踏まえたODA事業の継続的改善を行うため、『戦略的・効果的な援助の実施に向けて「見える化」の徹底とPDCAサイクルの強化』を発表した。
3. 今般、本年1月以降の進み具合をとりまとめた。具体的には、①PDCAサイクルに関連する諸施策やプログラム・アプローチのその後の進み具合を取りまとめるとともに、②1月に発表された「改善すべき点などがある案件のリスト」についても、その後の事業状況を調査してリストを更新した。

* ODA:政府開発援助(Official Development Assistance)

見える化: ODAへの幅広い方々の理解と支持を促進していくため、すべてのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するためのウェブサイトの立ち上げ等を通じて情報開示を強化すること。

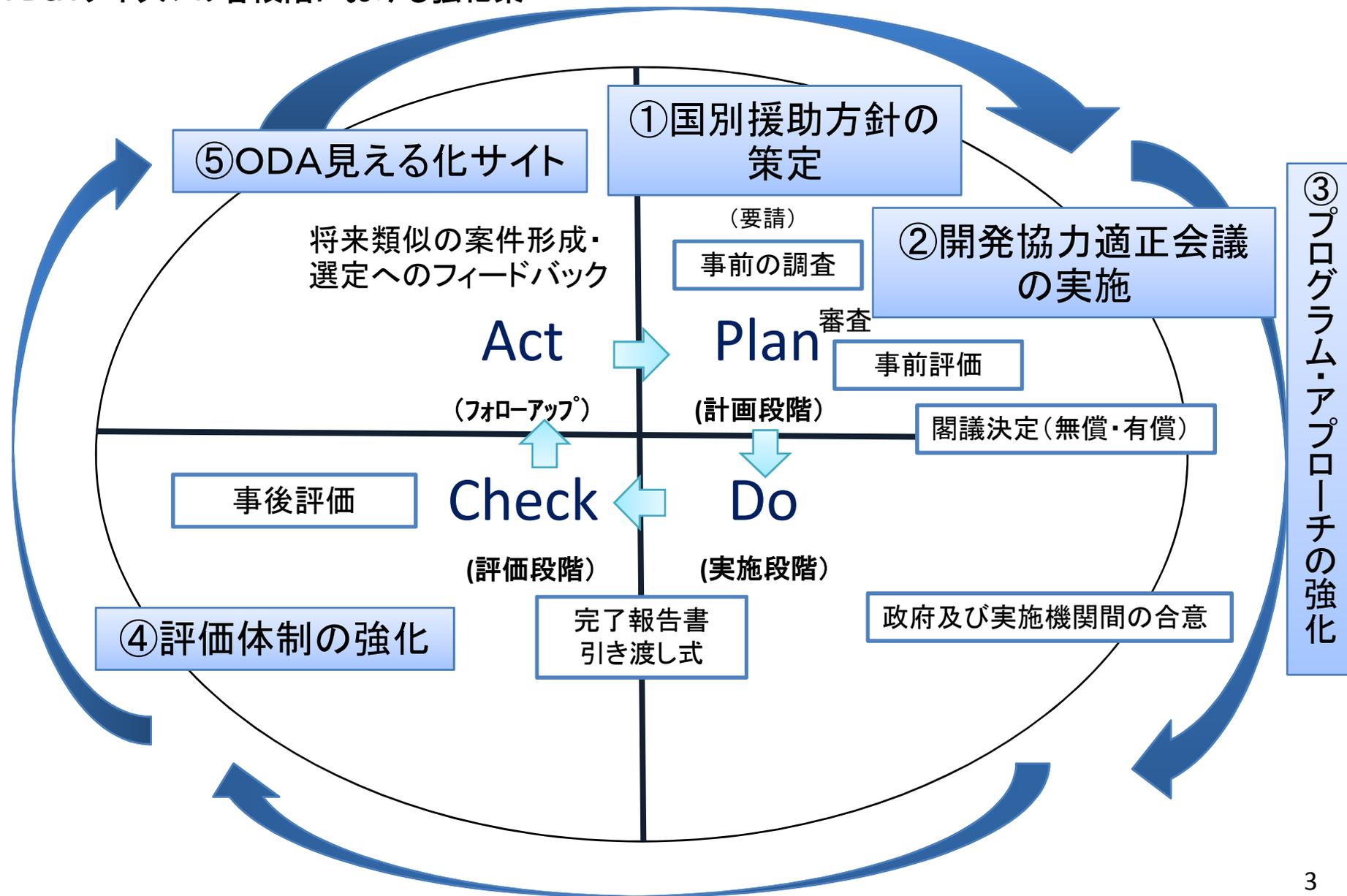
PDCAサイクル: 計画策定(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、フォローアップ活動(Act)の過程を通じた業務の継続的改善。

プログラム・アプローチ: 援助ニーズの詳細な分析、途上国との政策協議等に基づいて開発課題やその実現に資するための支援を導き出していく。

改善すべき点などがある案件等のリスト: 本年1月、概ね過去10年間に完了した資金協力案件につき改めて精査し、改善すべき点などがある案件等をリスト化したものを、ODAの「見える化」作業の一環として公表した。今般、本年1月以降の進み具合を踏まえ、本件リストの改訂作業を行った。

1. ODA事業の透明性向上と継続的改善 実施状況

PDCAサイクルの各段階における強化策



①国別援助方針の策定

- 国別援助方針とは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、開発計画、開発上の課題等を総合的に勘案して作成する我が国の援助方針。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_eniyo_donyu.html)
- 原則として全ての我が国ODA対象国について策定するとの方針の下、内容及び策定プロセスを簡素化しつつ、2011年度から3年にわたり毎年40カ国から50カ国程度を対象に策定する。
- 2011年度については、42カ国について策定を開始。
- 各国別援助方針の策定にあたっては、今後、パブリックコメント等を通じ幅広く意見等を募集する。

②開発協力適正会議の実施

- 開発協力適正会議は、無償資金協力に加え、有償資金協力及び技術協力を含むODA事業に関して、関係分野に知見を有する外部の専門家と意見交換を行うことを通じて、事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的として設置。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/index.html)
- 2011年8月、NGO、財界・経済界、学界、言論界から6名の委員を選出し設置。
- 9月に準備会合を開催し、10月に最初の意見交換を開催予定。

③プログラム・アプローチの強化

- 既に5つのパイロット・プログラムを選定。今後、途上国との間で十分協議し、プログラムの目標や内容について合意の上、個別事業を実施していく。
 - インドネシア「ジャカルタ首都圏投資促進のための運輸交通環境整備プログラム」
 - ガーナ「アッパーウエスト州母子保健システム強化プログラム」
 - タンザニア「コメ生産能力強化プログラム」
 - バングラデシュ「基礎教育内容向上プログラム」
 - ラオス「電力整備プログラム」
- また、現在、プログラム・アプローチの強化を具体化するための制度改善のほか、次のプログラム候補についても鋭意検討中。

④評価体制の強化

- PDCAサイクルの抜本的な強化を図る一環として、平成23年4月、評価部門を国際協力局から独立させ、大臣官房にODA評価室を新設。また、責任者には評価の知見と経験を有する外部の専門家を登用し、ODA評価部門の独立性と専門性を高め、評価体制の強化を図っている。
- 過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取り、将来のODA政策に活かしていくべく、ODA評価結果に関するデータベースを構築中。
- 同様に、JICAでは、ホームページ上に「事業評価案件検索」を作成および公開し、評価報告書の掲載を着実に進めている他、特に有益な教訓を引き出せそうな案件については、詳細な評価を対象を選別して行い、効果的・効率的な評価を目指す等の見直しを進めている。

⑤ODA見える化サイト

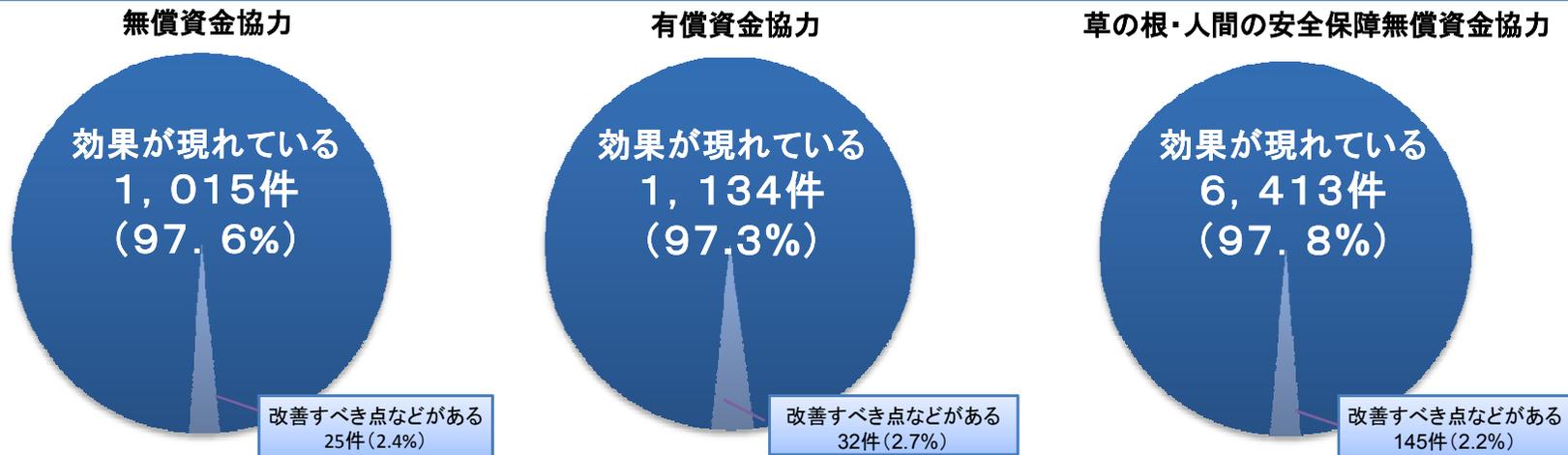
- 「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」において、ODAへの国民の理解と支持を促進していくための広報のあり方として、「すべてのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するためのウェブサイトの立ち上げ」を通じて情報開示を強化することとした。
- これを受けて、本年4月にJICAのホームページ上に、「ODA見える化サイト (<http://www.jica.go.jp/oda/index.html>)」を立ち上げ(暫定版は平成22年10月から運用開始)。本年9月末までに、有償資金協力、無償資金協力、技術協力について合計で455件を掲載。外務省ODAホームページからもリンク。
- これに加えて、外務省が直接実施する経済協力案件についても外務省ODAホームページに同様の情報を順次掲載している*(ODA見える化サイトとリンク)。

*日本NGO連携無償, ノン・プロジェクト無償, 紛争予防・平和構築無償, 食糧援助

- 今後の取り組みとしては、JICAにおいて①平成24年度までに全ての実施中案件を順次掲載するとともに、②過去10年間に完了した無償・有償案件(事後評価実施済の案件)も平成25年度末までに、ODA見える化サイトに順次掲載していく予定。

2. 見える化の徹底: ODA「見える化」の取り組み強化・継続

- ODAの「見える化」の徹底及び教訓反映の強化の観点から、資金協力案件につき、概ね過去10年間に完了した案件を中心に精査を改めて実施した。
- 対象案件は、無償資金協力1,040件、有償資金協力1,166件、草の根・人間の安全保障無償資金協力6,558件で、97%以上の案件で想定された効果が現れている。
- 前回平成23年1月に公表した結果と比較して、概ね同様の傾向である。



- 効果が現れている案件*のうち、代表例は別添1の通り。

* 外務省が国際基準を踏まえた評価^(注)を実施し、想定された効果が現時点で概ね現れている無償資金協力案件
JICAが国際基準を踏まえた評価^(注)を実施し、想定された効果が現時点で概ね現れている有償資金協力案件
在外公館がフォローアップ等を実施し、想定された効果が現時点で概ね現れている草の根・人間の安全保障無償資金協力案件
(注) 援助に関する国際ルールを策定する経済開発協力機構(OECD)開発援助委員会(DAC)によるODA事業評価指針(妥当性、有効性、効率性等)を踏まえた評価

- かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件は別添2の通り。(本年1月に別添2に掲載された案件のうち、草の根・人間の安全保障無償についてはその全件を、その他のものについては、平成11年度以前に完了した案件は削除した。本年1月に別添3に掲載された案件で、改善により別添2に移行した案件は、平成11年度以前に完了した案件であっても今回は別添2に掲載した。)

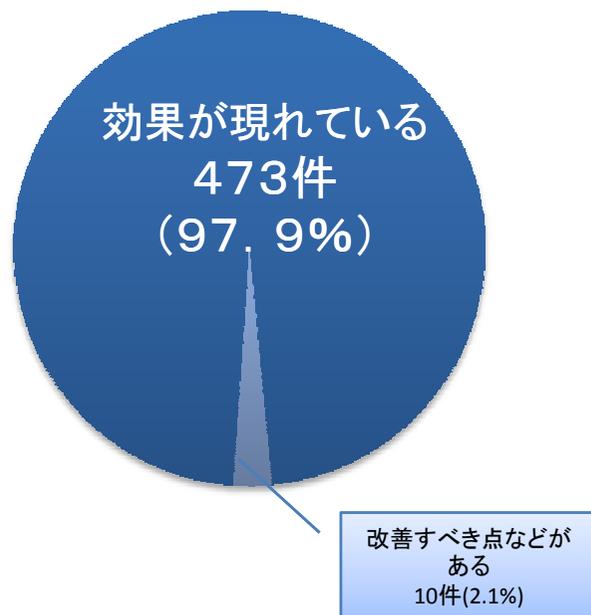
- 改善すべき点などがある案件については別添3の通り。(本年1月に別添3に掲載された案件で、改善が見られない案件については全て引き続き掲載した。)

- 我が国の資金協力事業は、被援助国政府等の行う事業への資金の供与(贈与または貸与)であり、事業の完遂及びその後の適正かつ効率的な使用や維持・管理については、先方が責任を持って行うこととなっている。

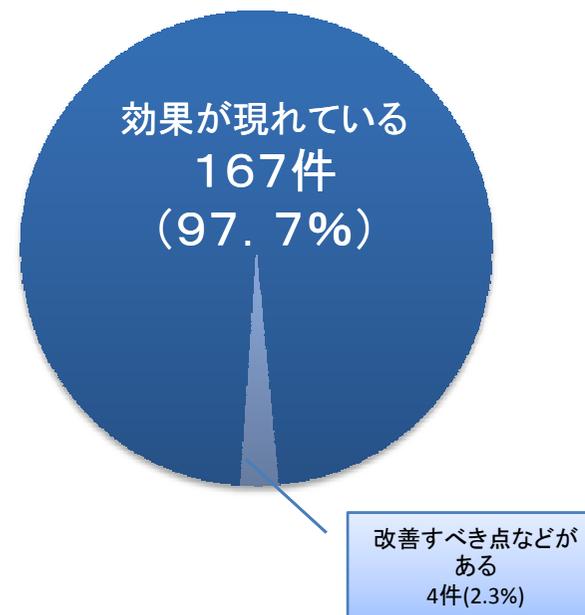
(なお、別添1~3は、事後評価や会計検査の結果、並びに外務省・JICAが把握できる範囲で調査した情報に基づき作成したものであり、今後新たな事実が判明した場合には変更があり得る。)

- ODAの「見える化」の徹底及び教訓反映の強化の観点から、文化無償資金協力案件についても、無償資金協力案件及び草の根人間の安全保障無償資金協力案件と同様の精査を改めて実施した。
- 対象案件は、一般文化無償資金協力483件、草の根文化無償資金協力171件で、97%以上の案件で効果が現れている。
- 前回平成23年1月に公表した結果と比較して、概ね同様の傾向である。

一般文化無償資金協力



草の根文化無償資金協力



- 効果が現れている案件*のうち、代表例は別添4の通り。
* 外務省がフォローアップ等を実施し、想定された効果が現時点で概ね現れている案件
- かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件、改善すべき点などがある案件については別添5の通り。(本年1月に「現在は効果が発現・外部からの指摘事項が改善している案件」に掲載された草の根文化無償の平成17年度以前の案件は削除した。本年1月に「改善すべき点などがある案件」に掲載された案件で、改善が見られない案件については全て引き続き掲載。)
- 文化無償資金協力事業は、被援助国政府等の行う事業への資金の供与(贈与)であり、事業の完遂及びその後の適正かつ効率的な使用や維持・管理については先方が責任を持って行うこととなっている。(なお、別添4～5は会計検査の結果や外務省・JICAが把握できる範囲で調査した情報に基づき作成したものであり、今後新たな事実が判明した場合には変更があり得る。)

開発効果の現れ方の分析と教訓例

1. 効果が十分に現れている主な事例

適切な案件計画のための視点	カテゴリー	取り組み事例	教訓
開発課題や現地の状況を踏まえた効果的な援助の実施	高い成果を実現	学校建設にあたり、同じ資金の投入でより効果の上がる対象校に絞り込みを行うことで、高い成果を実現した。	学校の教室数を増やすのであれば、どの教室を増やせば教育の質が最も高まるか、将来の教室の使い方まで調査した上で対象を選定する。
	目標達成のみならず、副次的効果が大きい	植林事業において、開発効果を受ける住民を巻き込んだ協力を行うことにより、当該事業の効果・効率性向上のみならず、雇用も創出され貧困削減の効果も引き出した。	幅広い利害関係者を計画段階から巻き込むことで、事業計画に関係者の意見を反映した現地関係者のオーナーシップを高めることが重要。
	援助スキームの組み合わせによる協力効果の向上	施設の機能強化のみならず人材育成も効果的に行った結果、自国のみならず周辺諸国の研修をも実施可能な拠点機関に成長した。	施設と人材育成の組み合わせによる相乗効果で開発効果を高めることが可能。
	一般市民を含む社会全体への広い開発効果	一般市民の生活環境向上や経済活性化への共通の障害となっていたインフラを整備することにより、より多くの市民各層が開発効果を受けることにつながった。	当該地域の社会的・経済的発展の阻害要因を適確に分析し、より効果の見込まれる適切な事業を優先的に実施する。
持続性の確保	被援助国の関係省庁や他ドナーとの連携による高い持続性	施設・機材の整備を通し、研究所の機能を向上させ、被援助国の関係省庁や他ドナーの共同事業参画の意欲を引き出し、研究所の自立性が高まった。	持続性を確保する上で、他ドナー等からも信頼される組織や当該機関の機能強化を図る。
効率的な事業の実施	適切な実施スケジュール策定による高い効率性の発揮	計画準備段階において、詳細な技術調査・設計の実施、関連機関間の連携体制確立を図り、用地取得・入札等に要する期間をも十分に勘案したスケジュールを策定。	着工前の計画準備段階における適切なスケジュール策定を行うことで、高い効率性が実現可能。

2. 改善すべき点があった主な事例

適切な案件計画のための視点	カテゴリー	事例	教訓
開発課題や現地の状況を踏まえた効果的な援助の実施	適切な現地調査を踏まえた施設計画	灌漑用水路にバイパス水路を設置して低落差発電を行うことを目的とした案件において、先方実施機関による設計段階での調査が十分でなかったこと等により、放水路の落差が十分に確保できないため発電量が計画値に対し大幅に低くなった。	施設の稼働に必要な諸条件や関連施設に問題がないかについて、設計段階で現地状況等を十分に調査するとともに、調査結果を踏まえ適切に計画立案する必要がある。
	先方政府の政策や事業実施主体の変更等	製油所における重油及びディーゼル油の脱硫装置の設置によるSO2排出量削減を目的とした案件において、先方政府による環境政策の変更により低硫黄重油の十分な需要が認められなくなったことから、施設の稼働が低調となった。	協力対象となる施設・機材の持続的活用に影響を与え得る先方政府の政策や技術基準等の内容、今後の方針等についても十分な情報収集を行い、必要に応じて協力計画への反映や対応策の検討等を行う。
持続性の確保	案件の完了引き渡し後における施設・機材の維持管理	高品質のセメント生産を目的としたセメント工場及び関連施設を建設した案件において、実施機関の運営能力不足に起因する故障停止が多く稼働率が低下した。	運営組織の新規立ち上げや新たな技術の導入が必要な案件は先方実施機関による十分な対応が難しい可能性があるため、技術支援の可能性を含め先方の運営維持管理能力を踏まえた協力計画となるよう検討が必要。
	被援助国関係省庁や他ドナーとの連携により計画全体として効果が現れている	二国間の国際橋梁建設案件において、日本の協力部分である橋梁等の施設は完成しているものの、先方負担事項である国境管理施設の建設及び接続道路の整備が遅れたため、一部車両の通行に留まった。	資金協力案件の実施に際しての被援助国負担事項や他ドナーとの関連事業が遅滞なく着実に実施されるよう、先方による予算措置や実施スケジュール、関連ドナーによる協力計画の進み具合等を十分に確認し、我が方協力計画との調整を図る。

適切な案件計画のための視点	カテゴリー	事例	教訓
自然現象の影響や社会経済条件の予期せぬ変化等への対処	自然現象(浸食, 堆砂, 豪雨, 洪水等)による施設の損傷等	多目的ダムを建設した後, 流域周辺での過度の農地開発により, 当初推定よりも堆砂速度が速いことが判明し, 別途追加の資金による緊急浚渫工事の必要が生じた。	浸食, 堆砂, 洗堀等の自然現象による施設損傷の影響が懸念される施設計画に際しては, 経年堆砂や浸食等について十分な解析を行い, 計画策定に反映する必要がある。
	経済的要因(燃料代の高騰, 収益性の低下等)による施設稼働率の低下	新規発電所の建設, 送電線の設置等を実施した案件において, 完成後数年経って燃料価格高騰により施設の運転が限定的となった(隣国からのより安価な電力輸入が増加したため)。	施設運転のためにランニング・コスト(燃料代等)が必要となる案件の計画においては, 経済面での変動要因について分析を行い, 想定される状況変化に対応できる対応策を立案しておくことが望ましい。
環境社会配慮への留意	適切な環境社会配慮の不足	住民移転が必要な国道整備案件において, 先方実施機関が行う住民移転プロセス(適切な補償額の算定, 対象住民への情報提供や合意取得等)への取組みが必ずしも十分でなかった。	環境社会配慮面での負のインパクトがある案件では, 先方政府による適切な対応を求める。また, 環境クリアランスや住民移転プロセスの進み具合を勘案した, 案件採択のタイミングの調整を行う(更には, 技術面での支援の可能性等も検討が必要)。

(参考) 効果的な援助の実施と「支援の絆」

我が国の支援の概要

●平均海拔が1.5メートル程度であり高潮等の被害に脆弱であったモルディブの状況を踏まえ、1987年から2002年までの15年間をかけて、無償資金協力により首都マレ島全周6kmにわたる護岸堤を整備。



2004年スマトラ大地震の被害を防止

- 3メートルの津波が押し寄せたが、この護岸堤により死者の発生と被害を食い止めた。
- 2006年6月、この護岸工事に対し、日本国民が「グリーン・リーフ」モルディブ環境賞を受賞。

東日本大震災後のモルディブからの温かい支援

- モルディブにとって観光業以外の唯一の貴重な収入源であるツナ缶70万個を日本に寄付することを決定。(注: 同国の人口は約30万人で、赤ん坊含め一人あたり2.3個の缶詰を寄付したことになる。)
- テレビやラジオを通じた被災者支援キャンペーンに大統領を始めスポーツ選手など多くの人が参加。同国の平均年収は30万円程度であるにもかかわらず、24時間テレビ等を通じ約4,600万円の義捐金が集まる。

「日本が作ってくれたあの壁がなかったら今頃マレはもうない。」
(2004年スマトラ大地震の際、同国メディアが取り上げた地元住民の声)
「必要なときにいつも助けてくれた日本に、今こそ恩返しをするときなのです。」
(東日本大震災に際して、アハメド・カリール モルディブ駐日大使)

このほかにも、カメルーンにおける無償資金協力による一連の学校建設や、キルギスにおける草の根無償を通じた養護学校、医療機関等への協力に対する感謝の気持ちから支援が寄せられている。

効果が現れている案件の代表例(1, 134件ある中で5件を例示)

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	効果の現れ方	成功要因・教訓	プロジェクト写真
1	インド	シマドリ石炭火力発電所建設計画 (I) (II) (III) (IV) (平成9年2月198.17億円) (平成13年3月121.94億円) (平成14年3月274.73億円) (平成15年3月56.84億円)	H19.4	インド南部アンドラ・プラデシュ州のビジャカバトナム市近郊に、国産炭(インド東部オリッサ州産)を使う発電出力1,000MW(500MW×2基)の大規模石炭火力発電所を建設することにより、同州における電力需要の増加への対応及び電力の安定供給を図り、もって同州の産業の活性化、それによる雇用拡大、農村電化や家庭電気普及等による地域住民の生活改善に寄与する。	最大出力、設備利用率、稼働率、所内率、発電端熱効率、送電端電力量など、全主要指標が計画値(目標値)を十分達成している。とりわけ2008/09~2009/10年度にかけての過去2年間の設備利用率は、97%を超えている。2008/09年度におけるインド国内の発電所の設備利用率は、中央政府管理下の国営発電所が平均84.3%、州政府管理下の発電所が平均71.2%、IPP(Independent Power Producer)が平均91%、全インド平均が77.2%であることを考えると、シマドリ発電所の設備利用率97%超は、全国でもトップレベルの高水準といえる。	ODA事業では用地取得、住民移転のプロセスに問題を抱え、そのことが事業実施の大きな障害となる例が見られる。本事業では、事業実施者、地権者、地元自治体及び住民代表など利害関係者の間のもと、明確なガイドラインに基づいて透明性を持った補償手続きが進められた。また、土地買取価格も市場価格を参考に地権者との交渉により決められたため、通常の場合よりも高く好条件であった。そして、生活環境の向上及び雇用機会の創出のための社会配慮プログラム(コミュニティ開発計画)と一体で進められたことにより、住民の理解と協力が得やすくなり、結果として、用地取得・住民移転手続きはスムーズに実施された。用地取得、住民移転に対するこのような包括的なアプローチが成功要因として挙げられる。	 シマドリ火力発電所  気象観測機器および環境大気モニタリング設備
2	スリランカ	企業環境対策支援計画 (平成10年度27.3億円)	H16.1	スリランカの一般企業に対し、環境対策のための設備投資に必要な資金を低利で融資するとともに、このために必要な技術面、環境面を補助するコンサルタントの雇用およびトレーニングのために必要な費用を無利子で融資することにより、企業の環境対策設備投資の促進を図り、もって公害防止・緩和を通じた同国の環境改善に寄与する。	本計画においては、高い効果発現が認められ、企業の環境対策のために必要な設備投資資金についての融資件数281件のうち、エネルギー回収・節約、リサイクル等環境保護ライセンス(EPL)の取得・更新を目的とするものは197件であり、うち各参加金融機関より報告された実際のEPL取得・更新数は131件(66%)であったことが確認された。また、事後評価における受益者調査(本計画による融資対象となった企業のうち52社対象)では、45社(86.5%)から、本計画実施により設置された環境設備の稼働率が75%以上であることが確認されており、本計画は企業による環境対策のために必要な設備の整備を推進することに貢献していると判断される。更に、同調査では、導入した設備等によるコストやエネルギーの節減効果について、26社から当初期待通りの節減効果があったとの意見が寄せられている。また、本計画の融資対象となった事業が、2009年に国連CDM(クリーン開発メカニズム)理事会より、温室効果ガス排出削減効果が認められるとして、正式にCDM事業として認定された。	本計画は環境規制強化が進むなか実施され、時宜を得て適切な案件形成・選定がなされたことが成功要因・教訓として挙げられる。また、国立開発銀行と中央環境庁が合同で啓発セミナーを行うことで、資金の活用の効率性はより高まったと判断され、能力向上支援等のソフトコンポーネントとの適切な連携も効果発現に有効である。	 本計画によって導入された廃水処理施設  端切れフェルトの再生設備事業の立上げ
3	フィリピン	外ロマニラ立体交差建設計画(4) (平成10年度58.49億円)	H17.1	外ロマニラにおいて最も交通量の多い環状道路であるエドサ通り上およびG-5道路上の交差点につき、立体交差建設等を行い、年々深刻化する交通渋滞の緩和、居住環境の改善を図り、もって経済発展に寄与する。	審査時におけるエドサ/ケソン通り立体交差の方向転換に要する時間は平均10分であったが、事後評価時(2007年)の所要時間は全対象交差点で1分以下となっていた。また、交通量ピーク時および平均の走行速度も目標値を上回っており、実質的に渋滞が解消された。受益者調査によると、回答者の9割が、渋滞が解消され、アクセス・移動性に改善があったとしている。さらに、同調査の中で、本事業の効果として、交通に関する費用の削減(回答者の約6割)、日系企業を含む経済活動促進への貢献(約5割)、ビジネス・雇用の機会の拡大(約7割)のほか、渋滞の解消による大気、騒音等の環境改善なども報告された。	本事業の教訓として、着工前の計画準備段階において、①工事の遅延や工事費の増加を引き起こさないよう、より詳細な技術調査・設計を行うこと、②滞りなく用地取得が進められるよう、省、地方自治体、関連団体(官、民)の連携体制を確立すること、③用地取得、入札、工事等に要する期間を十分見込んだスケジュールを策定すること、が挙げられる。	 エドサ/ケソン立体交差・エドサ沿いフライオーバー  ボニーセラノ立体交差
4	モロッコ	道路セクター整備計画 (平成6年度77.41億円)	H15.7	モロッコ全7州のうち東部および南部の2州を除く5州において州道、県道を改修し、道路網を整備、拡充することにより、道路利用者へのサービス改善および地方開発の促進を図り、もって地方部における経済、社会開発に寄与する。	本事業では、世界銀行との協調融資により、2,500kmの州道、県道の改修・拡幅が実施された。州道、県道の年間走行量(台数×走行距離(km)/年)は、本事業実施前の1995年実績値約294億台・km/年に対し、2002年実績は約668億台・km/年と2倍以上に増加している。本事業対象道路における交通遮断指数(雨や土砂崩れ等により通行不能になる道路の距離)は、1995年には5.23万km/日であったが、2001年には0.36万km/日まで減少したことが確認されている。本事業対象地域において州道、県道へアクセスが可能な住民数は、1997年の約6万人から、2002年には約100万人に増加した。州道、県道における交通事故による死者数は、1995年に車両1,000台当たり4.1人であったが、2002年には3.1人に減少している。	事前調査等においてニーズを適切に把握することにより、都市部に比べ整備が遅れていた地方部において、地域住民の生活環境改善に資する道路整備を実施できたことが、本事業の成功に結びついたと言える。また、本事業と同時期に、世銀、アフリカ開発銀行等のドナーも地方道路整備に係るプロジェクトを支援しており、同時期に複数の道路建設や補修が行われたことから、受注したモロッコ国内企業の能力向上や経験の蓄積が短期間で効率的に行われたことも、本案件の成功要因に挙げられる。	 旧道  改修された新道
5	ルーマニア	コンスタンツァ南港整備計画 (平成9年度128.0億円)	H17.1	黒海に面するルーマニア最大の貿易港であるコンスタンツァ港において、南港地区第2埠頭のコンテナターミナルおよび関連施設を整備することにより、急増するコンテナ取扱量への対応を図り、もって同国の経済発展に寄与する。	本事業にて新規建設されたコンテナターミナルのコンテナ取扱量は、2005年実績で計画されていた33万TEU(1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す)を突破し、翌2006年の取扱量は87万TEUに達した。また、クレーン1基あたりのコンテナ取扱効率は、本事業実施前は10個/時程度であったのに対し、2006年実績では20個/時以上まで増加した。本事業でコンテナ母船が利用できる施設を整備したことにより、コンスタンツァ港は黒海のコンテナハブ港として機能するようになり、欧州とCIS諸国(独立国家共同体(CIS)に加盟する旧ソ連の諸国)やアジアとの物流拠点として発展しつつある。コンスタンツァ港の発展に伴い、同港を置くコンスタンツァ郡では、造船業、海運業、石油精製業、製造業等が発展してきており、コンテナ貨物についても輸出の増大傾向がみられ、本事業がルーマニアの経済拡大に貢献していると考えられる。	更なるインパクトをもたらすためには、高い需要の伸びが見込まれるコンテナターミナルを建設する場合は、運輸省等の適切なコーディネーションの下、ターミナルと接続する内陸輸送網の整備も並行して行うことでインパクトを最大限にすることができる。そのためには、審査時に、想定されるコンテナ取扱量の伸びに見合った内陸輸送能力があるかどうか、ボトルネックがないかどうか、それらの整備計画があるかどうか等を調査することが重要。	 コンテナヤード  コンテナバース

効果が現れている案件の代表例(1, 015件ある中で5件を例示)

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年3月10日にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

無償資金協力

No	国名	案件名	完工日	案件概要	効果の現れ方	成功要因・課題	プロジェクト写真
1	アゼルバイジャン	土地改良・灌漑機材整備計画 (平成15年度: 供与限度額6.24億円)	H17.2.25	アゼルバイジャンの財政状況は厳しく、老朽化した機材の更新が困難な状況にあるため、水路の維持管理作業に支障を来し、用水および排水の効率が低下、農産物の生産に悪い影響を与えている。このような現状を改善するため、同国政府は「土地改良・灌漑開発計画2004-2010」を作成し既設の灌漑排水施設改修計画等を打ち出したが、厳しい財政状況のため、老朽化した機材の更新や機材の不足に対応できない状況が続いている。このような状況を踏まえ、我が国に対し、同国の主要農業生産地域であるアララ地方のザリヤン、サビラバード、サートウリ、ネフトチャラの4地区の灌漑整備に必要となる機材の整備を行う案件。	本案件により供与された土砂掘削機材等の活用により、灌漑用排水路機能の回復が図られた結果、同地域では主要農作物の収穫拡大が図られている。アララ地方では、国内地域総生産(GDP)の約半分以上を農業セクターが占めており、本計画実施後は、世帯当たり平均収入も増加し、地域の生活レベルの向上に貢献している。また、洪水被害や塩害が減ったことにより地域の環境保全にも貢献している。	教訓として、供与された機材の適切な維持管理により、結果的に高い費用効率につながっていることが挙げられる。特に、供与機材の維持管理を担当するアリバラムリ機械修理センターは、当該機材を適正に維持管理する技術力を有しており、本案件実施中に機材の維持管理に係るトレーニングも実施されている。財政状況も健全であり、農学研も増加傾向にある。また、農業・食料セクターにおいて効果のある事業の実施は、多くの就労人口を抱える地方での雇用創出に貢献するものであり、都市への人口流出の抑止に貢献するなど、社会的インパクトにも結びついていると考えられる。	 
2	ガーナ	野口記念医学研究所改修計画 (平成9年度: 供与限度額4.53億円、平成10年度: 8.07億円)	H12.2.15	野口記念医学研究所は、これまで国内外の社会的要請を受けながら基礎的な医学研究から危険度の高いウイルス学、免疫学分野へと研究活動の比重を移してきた。この間、国内唯一の基礎医学研究所としてWHO/UNICEF/FUSAID/DANIDA等のシレンス・ラボとして位置づけられるに至っている。本計画はエイズや結核分野への取り組みにおける研究者の安全確保と周辺への生物汚染の拡散防止のための施設強化を図る目的、および同研究所の研究活動全般に資する施設の改善を行う案件。	本案件の実施サイトである「野口記念医学研究所」は1979年に建設されて以来、基礎的な医学研究所から危険度の高いウイルス学、免疫学分野へと研究活動の幅を広げている。本案件により、P3レベル実験室、動物実験施設等が整備されたことにより、実験の安全性や実験効率が向上し、同研究所は、アフリカでも有数の高度な研究インフラが整備された研究所となった。海外の研究成果・情報を吸収できる環境も整備される。欧米およびアフリカ国内等との共同研究が飛躍的に増加し、情報交換ネットワークも密接になっている。なお、ガーナ国の国家開発戦略である「ガーナ・ビジョン2020」における保健セクター開発方針では、「主要伝染病の効果的なコントロール」が重点項目として謳われており、同研究所は関連する取り組みの中心を担っている。また、我が国も同研究所を拠点として「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」を含むJICAの技術協力プロジェクトや文部科学省「新興・再興感染症研究拠点形成プログラム」を実施し、西アフリカ地域における感染症研究の戦略的展開に取り組んでいる。	成功要因として、施設や供与された機材が研究所によって適切に維持管理され、同研究所の研究活動につながり、また、研究施設としてのインフラが整ったことで、研究所の知名度も高まり、共同研究が活発に実施され、共同研究者側からの研究費機材やメンテナンスコストの支援にもつながっていることが挙げられる。さらに、野口博士の名前を冠していることから日本の支援としてのビジビリティが高い同研究所では、第3国研修の実施拠点として周辺諸国への効果的な協力が行われるなど、JICAの技術協力プロジェクトと有機的な連携が図られており、このような取り組みが効果の発現に大きく貢献している。	  <p>実験室前に設置された日本の支援を表示した銘板</p>
3	ザンビア	第二次及び第三次ルサカ市道路網整備計画 (平成12年度: 供与限度額10.8億円、平成13年度: 7.67億円、平成14年度: 9.06億円、平成15年度: 8.65億円、平成17年度: 6.79億円)	H15.12.01 (第二次) H18.10.30 (第三次)	ザンビアの首都ルサカ市では、長年市内道路の技術的改修が行われず、元々新設性の低い方法で舗装された道路には、単向の大型化と交通量の急激な増加、雨期の強い雨による洗掘が多く生じていた。これらによる破損に対して穴埋めによる応急処置で対応しているが、技術的な改善は望みず乗用車の通行に支障をきたす路陥が多い。このような状況を踏まえ、交通混雑の解消や歩行者、車両の交通安全の向上と、生活環境をルサカ市民に目に見える形で改善すべく市内道路の改修を行う案件。	本案件は、ルサカ市内のグレート・ノース道路とグレート・イースト道路という主要幹線道路を改修対象として選んでおり、ルサカ市とザンビア東部・東部を結ぶネットワーク向上により、地域経済の活性化、ルサカ市内の交通混雑の解消、交通安全の向上や市内への産業機関アクセスの向上による基礎的なサービスの改善効果などが期待されている。案件実施前後と比較して、ルサカ市工業地区に登録された企業数は、480社(2002年)から674社(2005年)に増加しているほか、本事業対象区画を管轄している警察署管内の交通事故は、2002年1,860件発生していたが、プロジェクト完了後の2005年には1870件に減少するなどの効果が確認されている。加えて、当該幹線道路沿いでは、ザンビア経済の好転も相俟って、大型ショッピングモール、中高級のホテル、新設合衆院、住宅開発、新たな工場等の建設も進められており、相乗的な経済効果が現れている。	本事業が効果を発現した要因として、対象地域を含めた適切な案件選定が挙げられる。すなわち、本事業はザンビアの政治・経済の中心である首都ルサカ市における道路整備であるが、同市は基本的に社会・経済の分野で潜在的な発展の要因を持っていた。同市には経済的な需要や病院といった社会資本が乏しくあり、それを道路が有機的に結びつけたことが、これらの発展要因を後押しした。効果発現を促進したと考えられる。これに加え、このような効果と経済的な安定、及び国家的戦略の一貫性が押手となり、インフラ整備(幹線道路等の整備による物流、運輸交通の確保)を通して経済成長は促進できると当時の政権が認識したことが、インパクトの発現を促進した要因の一つと考えられる。	  <p>グレート・イースト道路の中央分離帯</p> <p>排水溝が整備された道路(カンザン道路)</p>
4	スリランカ	初等・中等学校施設改善計画 (フェーズ1: 平成10年度供与限度額13.29億円、フェーズ2: 平成11年度 10.12億円)	H13.3.7	スリランカの初等・中等学校の多くの一般教室では、大部屋を複数の学級が共有して授業を行っているため、生徒の授業への集中力が阻害され、適切な授業の実施に支障を来している。また、多数の教室において窓、扉が設置されておらず、給排水設備も整備が遅れている等、教育施設の質が改善されるべき状況にある。このような状況を踏まえ、スリランカ南西部に位置するガムバハ、ラトナラ、ケゴール県の3県に絞り込み、対象地域の中から最も優先度の高い25校を本無償資金協力の対象校として整備を行う案件。	本案件により学校施設、学校教育機材の整備が行われたことにより、教育環境の改善が図られた。この改善が、教育の質の向上として、中途退学率の改善や第5学年時の要学生選定試験の合格率の向上といった具体的な数字に表れている。本案件(フェーズ1)の対象校12校のうち、過去のデータと比較可能な4校について、平均中途退学率の推移を調べた結果、案件実施前は4%であったものが、案件実施後は年々減少傾向にあり、2005年には0.2%となっていた。こうした背景要因として、当国全体又はコミュニティにおける社会的経済的な要因も考慮する必要があるものの、本案件による「教育施設の改善」と「教育の質の向上」が有機的に関連付けられたこと一因と考えられ、本件協力の成果が認められる。案件実施前と比べて、教室数の増加、教室面積の増大、教室間の仕切り設置等により教育環境が改善されたことと合わせて、教育の質の改善に対する学校関係者及び保護者の意識の向上した結果、学校独自の教育の質を高めるための自主的な取り組みもみられている。	教訓として、案件実施後においても、スリランカ政府及び州政府により、施設・機材の維持管理が適切に行われており、そのための予算も確保されていることが高い効果発現に結びついたことが挙げられる。また、本案件の対象校は、教育の質・量の改善を図る上で、様々な教訓と示唆を有していることから、「Key School」として位置付けられ、2005年において、建設費25万ルーピー、備品費8万ルーピーの別途予算を確保した上で、フォローアップのための措置等が行われることとなったほか、本案件対象校(フェーズ2の13校を含む)の教員再訓練が計画されるなど、様々な取組に結びついている。	  <p>自然採光を利用した授業風景</p> <p>算数の授業風景</p>
5	フィリピン	第二次オールドモック市洪水制御事業計画(平成10年度: 供与限度額21.44億円)	H13.8.7	フィリピン政府の洪水対策は、マニラ首都圏および大河川改修に集中しており、地方都市の中小河川における対策は立ち遅れていた。このような状況の中、1991年11月にビサヤス地方を襲った台風ウンは、オールドモック市を蛇行して流れるアノオ川およびマルバサグ川における鉄筋水を引き起こし、同市において死者・行方不明者8,000人、被害家屋14,000戸、被害総額4億ペーロにのぼる大災害をもたらした。オールドモック市が自主財源で実施した災害復旧事業は設備面の修復と崩壊橋梁の仮設架設に限られ、洪水被害を引き起こしたアノオ・マルバサグ両河川の改修については全く手が付けられず、市民は1991年の洪水の再来の恐怖に晒されながら生活を続けていた。このような状況を踏まえ、地域住民に安全かつ安心できる生活環境を提供することを目的として、オールドモック市における河川の改修(堤防及び関連施設の建設)を2フェーズに分けて行うもの。	2003年7月の台風ギラスによる洪水は、1991年の洪水時と同程度の降雨があり、およそ50年確率の降雨によるものとされているが、被害住民であるオールドモック市の住民に人的被害は無く、本案件による効果が十分発揮された。案件実施後、洪水による道路・橋梁等の大規模な損傷は起きておらず、洪水に対する安全性の向上は、地域の公共施設の機能を維持することに貢献している。また、本案件では堤防に付帯する水門、パラベント(自動閉鎖式の排水施設)の整備も行った。これにより、地域の排水能力の向上が図られ、内水氾濫による道路閉塞に起因する交通渋滞も緩和・軽減された。また、オールドモック市は、本事業で整備された河川の景観を生かし、観光地としての発展を目指すための市独自の河岸整備計画を策定する見通しとなるなど、地域の経済活性化にも有効であることが確認された。	成功要因として、特に維持管理担当の地方自治体が組織、予算、実行能力の点において優れていたことで、施設、機材が有効に活用され、案件としての効果発現につながっている点が挙げられる。また、大惨事を経験から防災意識が高く、行政機関のリーダーシップがあったことも大きい。	  <p>工事着手</p> <p>工事完成後</p> <p>河川区域を示すフェンス</p>

効果が現れている案件の代表例(6, 413件ある中で5件を例示)

草の根・人間の安全保障無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省が改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。

No	国名	案件名	引き渡し式	案件概要	効果の現れ方	成功要因・教訓	プロジェクト写真
1	タイ	高齢者および女性のための所得創出・健康増進・能力向上計画	H19.3.30	少子高齢化が急速に進むタイ中部のチャイナート県における高齢者グループ及び女性グループの活動に対して、事業の計画・実施・モニタリング・評価・フォローアップ能力を強化し、自立に向けた事業に支援を行うもの。	82村において高齢者が介護グループ、所得向上グループを設立し、以下のような自立に向けた取り組みを開始した。 (1)介護グループは、コミュニティ内の寝たきりや一人暮らしの高齢者の家を訪問して、簡易保健測定・食事指導・リハビリ等のケアを実施している。 (2)所得向上グループは、高齢者が集まって共同で作業することによって、精神的な安定に寄与している。生産した商品は、コミュニティ内で市価より安価に販売している。	タイでは急速な少子高齢化が進み、コミュニティにおける高齢者へのサポートが課題となっている。本件はこうしたニーズを的確に把握し、また、実施団体を精査し、これまで高齢者に関わる活動、職業訓練等の活動を実践しており、プロジェクトを実施する十分な能力のある団体を被供与団体として選定することで、高い案件効果を得ることが可能になった。また、高齢者の社会参加のモデルケースとして県内外に認知されつつあり、波及効果を生んでいる。	 高齢者の保健測定等を行う様子  高齢者が製作した商品
2	モンゴル	ウランバートル市バヤンズルフ区医療センター拡張計画	H18.10.17	受け入れ態勢が飽和状態で、特に検査業務の負担が大きく、診察に大きな影響があったウランバートル市バヤンズルフ区医療センターにおいて、建物の拡張工事を進め、検査室の増加等を図り、受け入れ態勢を強化するもの。	本案件の実施により、1つの建物内で診断と検査ができることになった。現在では、医者4名、看護師4名、技師3名他2名が勤務し、レントゲン、エコー、血液検査、エイズ検査等の診断・検査を行っており、地域の住民の医療サービスの向上に寄与している。現在、1日の来院数(診療人数)は320名程度で、廊下、待合室は、診察を待つ人々が絶えない状況にある。 また、平成17年に「ウランバートル市バヤンズルフ区医療センターへの救急車輸送計画(草の根・人間の安全保障無償)により芦屋市から供与された中古救急車も良好に活用されており、本件とともに、同医療センターの活動に対して相乗効果をもたらしている。	事業の実施及び適切な維持管理の能力が十分にある被供与団体を選定し、ニーズについて協議を十分に行ったことから高い案件効果が得られた。	 引き渡し式  供与された血液検査機材  順番待ちの様子
3	ラオス	ブアラパー郡給水施設建設計画	H22.2.26	近隣の湧水及び河川水を生活用水として使用しているラオス中部カムワン県ブアラパー郡内の5村において、山頂の水源地から対象5村まで配水管を敷設し、各村に貯水槽を設置するとともに、合計24カ所の水くみ場を整備するもの。	本件実施前は、不衛生な水の使用による腹痛被害の恒常的な発生に加えて、特に乾期には水不足が生じていたが、本件実施により、安全な水を安定的に確保できるようになり、住民の生活環境が飛躍的に向上した。また、村に給水施設ができたことで女性・子どもの役割であった水くみ労働の負担が軽減され、ジェンダーの観点からも裨益効果が高いものとなった。また、以下のような波及効果も見られた。 (1)家畜などによる破壊を防ぐための柵を住民負担で作るなど、水場の維持管理に対する意識が高まっている。 (2)水の安定的確保が可能になったことから、トイレを建設するなど生活環境の向上の動きが発生している。 (3)自己資金で水くみ場を整備する村があるなど、自助努力・自立発展性が高いプロジェクトとなったことが確認できている。	ニーズ等につき被供与団体と十分な協議を行うことで、適切な案件を実施することができ、また案件実施後も自立発展的なものとなった。	 施設で洗濯する女性・水浴びをする子ども
4	グアテマラ	サンタ・クルス・デル・キチェ市消防団中古救急車・消防車整備計画	H20.11.14	キチェ県の県庁所在地であるサンタ・クルス・デル・キチェ市及びその周辺地域集落において、頻繁に発生する火災・交通事故・事件に対し、迅速で効果的な消火活動及び救助活動を行い、経済的損失及び人的被害を最小限にとどめ、裨益住民に安心・安全な社会生活を提供・維持することを目的として、社団法人日本外交協会の協力を得つつ、同市の消防団に中古救急車5台と中古消防車2台を供与するもの。	本案件実施により、サンタ・クルス・デル・キチェ市および周辺の市町村・集落の救急医療・消火活動体制が改善強化され、事件・事故に起因する人命救助活動や火災発生時の消火活動が迅速かつ効果的に進行し、人的・物的損害を最小限に抑えることが可能となった。裨益者総数は、サンタ・クルス・デル・キチェ市および周辺の市町村および集落に住む全住民約198,000人。	要請受領直後から、被供与団体の維持管理体制・責任の所在について、大使館より繰り返し確認・念押しを行い、供与後も、電話連絡を含むこまめなフォローアップを進めることで協力の効果を維持・確保したことから高い案件効果が得られている。	
5	ウガンダ	イガンガ県内の小学校四校の校舎建設計画	H21.5.3	ウガンダ東部イガンガ県で教室及びトイレが不足している小学校4校において、教室棟の建設、簡易型トイレの建設、机・椅子の整備を行う。	新たに教室棟を整備することにより、教室がなく屋外の木陰で授業を受けていた生徒が教室で授業を受けられるようになるなど、4小学校の生徒合計約3,000人の教育環境が改善された。また、簡易型トイレの建設により衛生環境も向上した。このような学校環境の改善により、学校を休む生徒、中退する生徒が減少するなど、教育施設としての機能の向上も見られた。被供与団体は維持管理にも努力しており、破損した窓やドアも修理され、施設が有効に活用されている。	被供与団体である県政府の積極的な維持管理努力により複数の小学校での環境改善が可能となり、高い効果が得られた。被供与団体の計画能力や担当者の維持管理に関する意識の高さが重要である。	 完成した校舎  整備された教師用の机

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件(全案件を掲載)

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	インド	ダウリガンガ水力発電所建設計画(I) (平成7年度: 供与限度額56.65億円) ダウリガンガ水力発電所建設計画(II) (平成9年度: 供与限度額163.16億円) ダウリガンガ水力発電所建設計画(III) (平成15年度: 供与限度額138.90億円)	H14.5 H16.9 H21.7	ネパール国境近く、ウッタランチャル州ピトラガル地区ダウリガンガ川において、設備容量280MW(70MW×4基)の流れ込み式発電所を建設するもの。	NGOより、住民移転等の環境社会配慮の対応が不十分であるとの指摘あり。	左記の通り。	2006年1月に、実施機関と州政府、影響住民代表との間で補償計画が合意に至り、同計画に基づき全影響世帯(24世帯)に補償額が支払われたこと及び必要な環境及び森林クリアランスが先方政府より取得されたことを確認済み。	実施機関と州政府、影響住民代表との間で補償計画が合意に至り、補償額が支払われたことを確認済であるが、実施機関による住民移転について適切にフォローする。
2	インド	ガトガール揚水発電所建設計画 (昭和63年度: 供与限度額114.14億円)	H15.1	インド西部マハラシュトラ州のガトガール地区に出力250MWの揚水発電所を建設するもの。	2006年の運転開始に向けて発電機の据付工事が行われていたが、2005年6月下旬の集中豪雨(3日間の降水量が現地年間降雨量の約30%を記録)により地すべりが発生。濁流により、人的被害(インド人作業員14名が死亡)に加え、発電機等の機器類が損傷。	予期せぬ集中豪雨による影響が原因となっている。	損傷した機器の再調達及び据付については、実施機関が自己資金及び保険給付金にて実施済みであり、発電所は2008年(1号機:4月、2号機:6月)より運転を開始している。	予期せぬ集中豪雨による影響が原因による損傷であるが、今後も実施機関とともに、安全対策について一層留意する必要がある。
3	インド	パンガロール・メト建設計画 (平成17年度: 供与限度額447.04億円)	実施中	インド南部カルナタカ州の州都パンガロールにおいて、地下鉄等による大量高速輸送システムを建設するもの。	NGOより、住民移転等の環境社会配慮の対応が不十分であるとの指摘がなされるとともに、環境影響評価に係る適正な手続きを経て決定した線形の一部について、公園を迂回する線形に修正するよう問題提起がなされた。	左記の通り。	住民移転は終了しており、今後も実施機関が自己資金にて移転後の住民の生活状況のモニタリングを実施する予定。また、当初想定されていた公園を迂回しない線形については、最終的には公園を迂回するよう線形に修正し、追加地下工事を実施した。	実施機関による移転住民の移転後の生活状況モニタリングを適切にフォローする。
4	インド	オリッサ州森林セクター開発計画 (平成17年度: 供与限度額139.37億円)	実施中	インド東部オリッサ州において、住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うもの。	借款契約締結前に、NGOより、地域住民と十分なコンサルテーションがなされていないとの指摘あり。	左記の通り。	借款契約前には、州森林局が本事業の基本方針と位置づけられる森林政策を策定する過程で、関係者とコンサルテーションを実施。借款契約後、州森林局は地域住民と協議した上で事業対象村落を決定しており、各村落の住民で構成される森林管理組合が州森林局の助言を得つつ植林等の事業計画を作成した。	借款契約前のみならず、借款契約後においても、実施機関が関係者と十分なコンサルテーション、助言を行うよう適切にフォローする。
5	インドネシア	ウォレジョ多目的ダム建設計画(I) (平成5年度: 供与限度額147.13億円) ウォレジョ多目的ダム建設計画(II) (平成8年度: 供与限度額37.56億円)	H14.11 H14.12	ジャワ島東部を流れるブランドス川中流域のトゥルンアグン県に多目的ダムを建設し、スラバヤ市および周辺地域に生活・工業用水の原水を供給するとともに、同県での洪水被害の軽減および電力供給の充実を図り、もって地域経済の発展および生活の向上に資するもの。	乾季渇水期にダムとは別の水源から原水供給を行えるポンプ施設を建設した。しかし試運転時を除きポンプ送水は行われていなかった。	ポンプ施設から供給される原水を利用するために、浄水施設の拡張が必要であったが、アジア通貨危機の影響等により、インドネシア政府の予算措置が困難となり、施設建設が延期されたため。	原水受け入れ先であるカランピラン3浄水場が2010年5月に完成済みで、稼働中。 原水供給を行うトゥルンアグン・ポンプ施設は、現在雨期の洪水調整のために使用されており、乾期の送水開始に向けて、送水管等点検中。	左記稼働・点検状況をフォローする。 (2005年度事後評価報告書)本事業により建設されたダムの水資源は有効活用されているが、スラバヤ市へ十分な水の供給という目的を達成するため、スラバヤ市水道公社の浄水能力拡充が望まれる。
6	インドネシア	メダン洪水防御計画 (平成9年度: 供与限度額96.97億円)	H21.9	メダン市および周辺地域における洪水被害の軽減を図るため、2つの河川の改修工事(延長約30km)・放水路(延長約4km)の建設等を行ない、洪水被害の軽減による地域経済振興、および民生の安定・向上を図るもの。	当初計画スケジュールと比較し、事業進捗が大幅に遅延しているとの報道あり。	先方政府による用地取得の遅れ。	貸付期限を2回延長し、最終的に用地取得と事業を完了。	実施機関とともに、事業準備段階から用地取得・住民移転について一層留意する必要がある。
7	インドネシア	ルヌン水力発電及び関連送電線建設計画(I) (平成3年度: 供与限度額54.60億円) ルヌン水力発電及び関連送電線建設計画(II) (平成5年度: 供与限度額156.68億円) ルヌン水力発電及び関連送電線建設計画(III) (平成6年度: 供与限度額54.79億円)	H17.12	スマトラ島北スマトラ州トバ湖に設備容量82MWの水力発電所と関連送電線を建設することによって、北スマトラ州の急増する電力需要への対応を図り、もって同地域の経済発展及び生活水準の向上に寄与する。	本事業による取水が開始される以前に、取水を開始すると住民が利用している灌漑用水及び生活用水の水量が減少する恐れがあるとの懸念が住民及びNGOから示された。	左記の通り。	JICA(旧JBIC)からの働きかけの結果、①ルヌン発電所の操業にあたり住民の水需要が優先されること、②その後の河川流量等のモニタリングを共同で行うこと、③共同管理体制を形成することにつき県政府、国有電力会社(PLN)、住民、NGOの間で合意された。 実際に灌漑及び生活用水の流量は確保されており、事業計画時にあった住民のルヌン川流量減少による生活への悪影響といった事業実施前に懸念された状況は生じていない。その後、住民、NGO側からの異議は提起されていない。	(2009年度事後評価報告書) 社会環境への悪影響の排除又は軽減措置が事業実施中にとられ、環境へのマイナス影響を極力抑える努力が払われている。また、国有電力公社自身によるルヌン川流域における植林活動も行われている。このような環境保全に配慮した慎重な事業実施が水力発電事業には必須である。
8	インドネシア	都市内幹線道路改良計画 (平成9年度: 供与限度額125.58億円)	H20.2	近年交通事業が著しく悪化しているジャカルタ都市圏における交通渋滞を改善し、円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の交通ボトルネックとなっている交差点の改良工事(フライオーバー建設)及び高速道路情報システムの導入のための検討(E/S)を行うもの。	用地取得の問題があり、一回目の供与期限延長の要因となった工区に関しては、用地取得が未だ完了しておらず、2008年2月(貸付実行期限)までに同工区のすべての工事を完了できない見込みとの報道あり。	先方政府による用地取得の遅れ。	実施機関(公共事業省道路総局)及び用地取得に係る地方政府(ジャカルタ特別州)に用地取得の促進を働きかけたものの、訴訟による係争となったことから、発現効果への影響を最小限に止めつつ、一部設計を変更して事業を完成させた。	実施機関とともに、事業準備段階から用地取得・住民移転について一層留意する必要がある。
9	インドネシア	防災船調達計画 (平成7年度: 供与限度額55.01億円)	H18.6.30	マラッカ・シンガポール海峡海域での大型タンカー事故への対策が喫緊の課題であったインドネシアに対し、防災船2隻を供与し、海難事故・海洋汚染の防止及び被害の最小化を図るもの。	供与した防災船が運用海域であるマラッカ・シンガポール海峡に配備されていた。また、供与した2隻のうち、1隻が沈没したため、1隻のみが稼働。	インドネシア政府の防災船配備計画が変更され、供与した2隻の任務海域が変更されていたが、配備計画をJBIC(当時)に報告していなかった。沈没については、悪天候及び船長・船員の操船ミスによる座礁が原因となった。	インドネシア政府から、事後的に運用海域の変更の要請を受け、これを了承。沈没については、インドネシア政府に対し、残り1隻の適切な運用につき申し入れを行い、現在も順調に稼働している。なお、稼働している1隻の防災船は、年間航海日数が高い水準にあり、また、活動地域もマラッカ・シンガポール海峡からインドネシア全海域に広がっている。	稼働している1隻は、パトロール活動、捜索救難活動、原油流出事故対応に加え緊急出動も行っており、十分に任務を果たしていることから、事業が持続するよう防災船の維持管理、運用状況をフォローする。
10	ケニア	園芸作物処理設備建設計画 (平成5年度: 供与限度額20.16億円)	H13.7.6	小規模園芸農家の所得向上等のため、園芸作物の集積地に予冷・保冷施設を建設するもの。	(H18年度会計検査院決算検査報告) (予冷・保冷施設について)8施設のうち4予冷施設において利用率が目標の50%を下回っているなど依然として低調な利用状況が継続している。(H22.5会計検査時には、8施設中4施設が利用率50%未満)	事業実施期間中に、民間の園芸作物輸送業者が発展し、大規模農家が独自で予冷・保冷施設を保有するようになったこと、また、近年の干ばつの影響により生産量そのものが低下したことが挙げられる。	干ばつからの回復傾向が明らかとなってきたことに加え、JICA支援の下、実施機関の園芸作物開発公社(HCDA)が各施設の利用環境などの問題点を洗い出し、それを踏まえて輸送業者のニーズに合致した施設の種類を整備を行う等、HCDA内部の能力構築に取り組みつつ、輸送業者への個別営業活動を戦略的に行ったことが功を奏し、利用状況が改善された(2010年8月に利用率が全8施設中、7施設で100%、1施設が50%となった。)	JICA支援(フォローアップ)により、施設ごとの利用実績や収支状況から問題点の洗い出し作業を実施してきたため、更なる施設利用の促進に向けた方針を検討することが可能となり、そのことが利用率向上に結びついた。今後の類似事業では、施設完成後に実施機関が各施設の利用実績等から問題点を分析し、実施機関の運営方法にフィードバックするよう働きかけるべき。 また、事業の計画時から施設利用開始までの市場環境の変化に対する対策が十分でなかったことを受けて、今後市場を相手とする事業においては、定期的に市場環境をモニターするとともに、それに応じた柔軟な方針転換が図れるような事業計画の作成及び完成後の実施機関の運営体制を構築すべきであるということも教訓として挙げられる。
11	スリランカ	アッパーコトマレ水力発電所建設計画(I) (平成13年度: 供与限度額332.65億円) アッパーコトマレ水力発電所建設計画(II) (平成21年度: 供与限度額45.52億円)	実施中	マハヴェリ河支流コトマレ川(既存コトマレ・ダム上流)に流れ込み式水力発電所(150MW)を建設することにより、増大する電力需要に対応し、もって同国の経済成長に寄与するもの。	NGOより、クレ水力発電所計画で住民移転に不備があった実施機関が、再び住民移転を含む事業を行っていることが問題との指摘がなされている。	左記の通り。	実施機関は、過去の経験も踏まえ、プロジェクト内で移転先の住居・社会インフラ整備の改善を実施している。 実施機関はNGOから指摘を受けた住民移転への対応について確認作業も含め真剣に対応を行い、現在、住民移転は完了に向け進捗している。	実施機関はNGOから受けた指摘事項について確認作業も含め真剣に対応し、現在、住民移転は完了に向けて進捗しているが、実施機関とともに、今後も適切な住民移転の完了に向けて、実施管理を行っていく。 住民移転等を伴う案件については、実施機関の住民移転等への対応に一層留意していく。
12	スリランカ	南部ハイウェイ建設計画(I) (平成12年度: 供与限度額187.70億円) 南部ハイウェイ建設計画(II) (平成20年度: 供与限度額174.99億円)	実施中	コロンボ近郊から南部マタラ間にわたる高規格自動車専用道路を建設することにより、コロンボ圏の渋滞緩和及びコロンボ圏と南部地域の間の交通円滑化を図り、もってスリランカ南部の交通の安全性向上及び経済開発に寄与することを目的とするもの。	現地NGOより、環境社会配慮が不十分であり、ルート選定の適切性、補償及び住民移転等に問題があると指摘された。	左記の通り。	環境社会配慮の内容に係る再確認を協議融資先と合同で実施。スリランカ政府に対し、被影響住民とのコンサルテーションと適切な補償を働きかけるとともに、その進捗を重点的にモニタリングした。 住民からの異議申し立て(係争含む)に対し、実施機関が丁寧に対応した結果、住民移転に係る問題は解決し、現在は、本事業に係る全ての住民移転及び用地取得が完了し、工事も進捗している。	住民移転に係る問題は解決し、本事業に係る全ての用地取得及び住民移転が完了した。現在、工事も進捗しているが、今後も実施機関が利害関係者の意見に十分留意するよう事業管理を行っていく。 環境社会配慮、住民移転等を伴う案件については、実施機関の対応に一層留意していく。
13	スリランカ	観光セクター開発計画 (平成17年度: 供与限度額26.04億円)	実施中	スリランカの代表的な観光地を含む6地区において、観光地のインフラ整備、人材育成等を行うとともに、観光客の誘致を目的としたマーケティング調査やプロモーション活動を実施することにより、観光客数の増加、観光産業の振興を図り、同国の社会経済発展に寄与することを目的とするもの。	本件円借款は、シーギリヤでのインフラ整備部分にトイレ建設を含むものであったが、2010年5月にトイレ建設が行われると、複数の現地メディアにて日本の円借款事業によるトイレ建設中止を求める報道がなされた。	シーギリヤロックのライオンポー付近へのトイレ建設は宗教的に神聖な場所であるため不適切であるとして、着工段階になって一部の地元住民が反対した。	スリランカ政府が住民からの意見聴取も含めた調査を実施し、当該地点でのトイレ建設を取り止めたため、指摘された問題点は解決している。	スリランカ政府が住民から意見聴取した調査結果等を踏まえ、トイレ建設を取り止めたことから、指摘された問題点は解決しているが、今後も実施機関が利害関係者の意見に十分留意するよう事業管理を行っていく。 現地の社会的背景等に留意した計画を実施機関が策定するよう一層留意していく。

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
14	タイ	第2バンコク国際空港建設計画 (I) (平成8年度: 供与限度額312.23億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (II) (平成9年度: 供与限度額9.64億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (III) (平成11年度: 供与限度額334.61億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (IV) (平成12年度: 供与限度額185.06億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (V) (平成14年度: 供与限度額347.84億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (VI) (平成16年度: 供与限度額448.52億円) 第2バンコク国際空港建設計画 (VII) (平成17年度: 供与限度額354.53億円)	H16.1 H17.1 H20.1 H22.1 H22.8	バンコク都心部から東方約30kmに位置するノングーハオ(サムートプラカン県)に、年間取扱能力がそれぞれ4,500万人、212万トンの旅客及び貨物ターミナル並びに東西2本の滑走路を主要施設とする国際空港を建設するもの。	2006年9月28日の開港時に滑走路ひび割れ・撒振れが発生しているとの報道あり。	地下水位上昇、航空機の重症、日中の高温や機体燃料の飛散等によりアスファルトが軟化し表面が変形したものの。	実施機関のタイ空港公社がコンサルタントを雇用し調査を行った後、滑走路ひび割れ及び撒振れは同公社により補修済みであり、問題は解決済み。	事業効果のより一層の発現に向け、実施機関とともに引き続き案件監理やモニタリングを行っていく。
15	タイ	ラムタコン揚水式水力発電所建設計画 (平成6年度: 供与限度額182.42億円)	H14.1	タイ東北部ナコンラチャシマ県の、既存のラムタコン貯水池を下池として利用した上で、有効貯水量990万m ³ の上池および地下式発電所(250MW×2)、水圧鉄管・放水路などを建設することにより純揚水式発電所を建設し、同国の電力のピーク時対応能力の強化を図り、もって電力供給の安定化に寄与するもの。	上池内面に施工されたアスファルトにひびが入った(但し、上池建設を含む土木工事は協調融資先である世銀の融資対象)。	上池建設に係る発破工事による粉塵を原因として、地元住民に健康被害が発生しているとの指摘を受けたもの。	上池のアスファルトひびに関しては、タイ側自己資金による追加工事により修繕を実施済みであり、適切に稼働している。地元住民の健康被害の問題については、事業実施機関及び地元住民側の双方より和解済みであることを確認済み。	事業計画の際は、引き続き、十分かつ適切な事前調査を行う。
16	チュニジア	農業セクター投資計画 (平成7年度: 供与限度額44.21億円)	H13.6.25	農業分野において、政策改革、農業省の能力向上、公共投資改善及び関連する多数のサブ・プロジェクトを実施することにより、同分野の政策改善を図り、同分野の持続的な開発に寄与するもの。	サブ・プロジェクト数が全国に170箇所余りあり、事後監理として個別のサブ・プロジェクトの効果が十分発現しているか把握することが困難な状況であった。19箇所の小規模ダムのうち、5箇所の灌漑事業において事業効果の発現が遅延していた。	1999年から2002年までの干ばつやその後も引き続き続いた少雨の影響で一部の灌漑整備が見送られたため。	2009年3月に確認したところ、チュニジア政府は小規模ダムの役割を、各地域の実情に応じて、灌漑中心から地下水涵養、貯水補給、家畜飲料水供給等の多目的ダムへと捉えなおすこととした。この観点から事業効果の発現が遅延している5箇所の小規模ダムを再評価した場合、いずれのダムもそれぞれの地域開発において重要な役割を果たしていることを確認している。	(2009年度事後モニタリング報告書) 本事業では、小規模ダムの運用効果指標として灌漑面積が設定され、同指標に基づけば、効果未発現となるが、中間段階のモニタリングや事後評価時点においてその他の運用指標(受益面積、年間総流入量、年間総利水放流量等)を設定することにより、ダムの目的に応じた運用効果指標から各ダムの効用が測定できたものと考えられる。今後の類似事業においては、事業効果を測定するための適切な運用効果指標の設定について、十分検討する必要がある。
17	バブアニューギニア	横断道路建設計画 I、II (昭和60年度: 供与限度額46.91億円) (平成2年度: 供与限度額54.61億円)	H13.5	本島南部及び中部において、全天候型道路の建設及び改良を行うことにより、首都ポートモレスビーと同国第2の都市レイを結ぶ幹線道路ネットワークの基礎を築き、もって人的・物的交流の活性化、地域住民の生活水準の向上、産業の発展を図るもの。	本事業対象区域の2001年平均交通量は40台/日と、当初計画値180台/日に対して達成度が22%に留まり、2002年に実施された事後評価時点でも事業効果が発現していなかった。	全国的な道路網の整備が不十分であり、本事業対象区域が他の主要都市と連携できていなかったため。	2008年に事後モニタリングを実施した結果、2002年評価時と比較して交通量は112台/日(当初計画の62%)に顕著に増加している。沿道農村住民の市場や社会的サービスへのアクセス向上により現金収入機会の出現、生活向上が認められる。	今後の全国的な道路網建設計画の進展を注視しつつ、有効活用されるよう、適切な維持管理を引き続き関係部局に申し入れていく。
18	バングラデシュ	ゴラサール肥料工場改修計画 (I) (昭和63年度: 供与限度額103.43億円) ゴラサール肥料工場改修計画 (II) (平成11年度: 供与限度額54.43億円)	H6.1 H13.10	ダッカ近郊にあるゴラサール肥料工場の老朽化した設備を改修等することにより、エネルギー効率の改善及びアンモニアの漏洩防止を図り、もって肥料の安定供給及び環境改善に寄与するもの。	「円借款事業評価報告書2004」にて、技術面及び財務面の持続性について問題点が指摘された。 (H12年度会計検査院決算検査報告) ①本事業の計画によると、平成7年までとされていたプラントの寿命を17年まで延ばすとともに、尿素の年間生産能力を34万tから47万tに増大することとしており、計画した内容どおりに6年1月に完成し、同年2月から運転を開始したものの、既設の発電機3基のうち2基が故障し、供給が非常に不安定な買電に頼らざるを得なくなり、しばしば操業を停止せざるを得ない状況となっていた。さらに、発電機と同様に、既設のものをを使う計画となっていた冷却塔の能力が低下したため、生産性が低下した。 ②このような事情から、改修後の6年間の尿素の平均生産量は32.1万tと生産能力47万tを下回っている状況となっていた。	(1)技術面については、予防保全体制、トラブルの根本的原因究明と恒久的対策の欠如。財政面については、赤字構造からの脱却には、経済性を反映した尿素肥料の価格体系の見直しが必要であったが、政府の農業政策上肥料価格の引き上げは困難とされていたこと。 (2)会計検査院の指摘とおり。	(1)技術面については、JBIC(当時)の働きかけの結果、実施機関が予防的メンテナンス委員会の立ち上げ、故障記録管理のためのLANの構築、スベアパーツ調達方法の見直し等に取り組んだ。財政面については、JBIC(当時)が財政改革や国有企業改革の一環として、肥料価格についてバングラデシュ政府側との協議を行った。この結果バングラデシュ政府が、2008年6月に肥料価格を生産コストを賄える水準まで引き上げる閣議決定を行い、これにより卸売価格が改定され、現在収益改善による財務構造の改善が図られた。 ②第二期(ゴラサール肥料工場改修計画(II))により自家発電機及び冷却塔の改修を行い、また案件実施支援調査(SAP)を通じて予防的メンテナンス体制の導入等を提言し、上記(1)のとおり同体制の構築に取り進むことにより、工場の稼働率を向上させた。	(2009年度事後モニタリング報告書) ①ゴラサール肥料工場における設備・機械類は老朽化が進み、シャットダウン回数が増加や計画どおりの尿素肥料生産量の確保に至っていない等の問題に直面している。実施機関及び同肥料工場は施設全体がトラブル減少による正常稼働が確保されるような運営・維持管理体制を保持する必要がある。特に設備・機械類の保守・点検業務に今後も鋭意取り組み、取替や修繕等を進めていくことが望まれる。 ②人材確保及び職員定着に係る取り組みを可能な限り早急に実践することが望まれる。 ③必要なスベアパーツを遅滞なく調達できる体制を構築するとともに、予防保全、保全計画の実施体制を充実させることが望まれる。
19	フィリピン	セブ市開発計画III(埋立て) (平成7年度: 供与限度額123.15億円)	H16.6.28	セブ市における経済成長の促進を図るため、埋め立てにより輸出加工用地及び工業用地を開発するもの。	企業が入居した敷地面積が当初計画に比して限定的な水準にとどまっていた。また、周辺住民への社会影響や対策等についてNGOから指摘を受けた。	製造拠点としての同国・同市の国際市場における位置付けの変化、日系製造企業による同国進出の鈍化など、本事業を取り巻く環境に変化があったため。	セブ市政府は、メトロセブ埋立地を新たな多目的経済拠点として活用するべく、企業誘致対象に商業分野等も含めマーケティングを進めたところ、企業等の入居契約が進捗した(敷地面積の約50%が成約済み。)周辺住民への社会影響については、JICAにて追加調査を行い、当該調査結果を踏まえ生計支援策を実施機関(セブ市)が実施中。	一体的な事業であるメトロセブ開発事業(III)(海岸道路)と合わせて2012年度中に事後評価を実施予定。今後の類似の事業においても、周辺住民への社会影響について事前に十分な調査を実施していく。更なる企業誘致のための技術支援も検討予定。
20	フィリピン	国鉄南線活性化計画 (昭和63年度: 供与限度額50.54億円)	H8.9.13	国鉄南線の諸施設のリハビリ等を通じ、その活性化を図ることにより、旅客及び貨物の輸送力を強化することで、沿線及び近隣の地域経済の発展に資するもの。	事業実施後の台風(平成18年)災害により、国鉄南線全線が不通となり、会計検査院から、平成20年度決算検査報告にて、事業効果が発現していないとの指摘を受けた。	左記の通り。	度重なるフォローアップの結果、修復工事が進捗し、2011年6月下旬より、円借款対象全区間を含むマニラ-ナガノ間の運転が再開されている。また、車両についても、JR東日本から車両を譲り受け改修作業が進められている。他方、他の交通手段との競争力を高めるため、フィリピン国鉄側は必要な追加措置を検討し、予算の確保に努めている。全線開通の時期に関しては、フィリピン国鉄が検討中。	全ての円借款対象区間において、今後も運転が継続されるよう、事業実施機関をはじめフィリピン政府側に働きかけを続けていく。
21	ベトナム	(1) 国道1号線橋梁リハビリ計画(II-3) (平成10年度: 供与限度額131.70億円) (2) 国道1号線橋梁リハビリ計画(III) (平成7年度: 供与限度額88.08億円) (3) 国道10号線改良計画 (平成11年度: 供与限度額127.19億円) (4) 国道18号線改良計画 (平成11年度: 供与限度額115.86億円) (5) バイチャイ橋建設計画 (平成13年度: 供与限度額68.04億円)	(1) H18.10 (2) H17.7 (3) H20.1 (4) H20.7 (5) H20.5	国道1号線、10号線及び18号線の道路建設・改良及び橋梁建設・改修を行うもの。	ベトナム運輸省高官の不正疑惑に関連し、これら事業における手抜き工事、車両の不正使用などが現地マスコミで報道された。また、2006年4月5日以降、参議院決算委員会において本問題が継続的に取り上げられ、6月7日の同委員会の「決算審査要求決議」に基づき、18日の同委員会「会計検査院による検査要請」がなされた。	左記の通り。	ベトナム政府の調査に加え、JICAの案件監理ミッションや外部専門家の派遣等を通じ、事実関係を確認した。かかる調査において契約書の記載と異なる車両が購入されたことが確認され、ベトナム政府から当該資金について自主的な返金が行われた。2007年4月には我が国会計検査院による実地調査が行われたが、工事の質には問題なく、車両購入については、ベトナム側の円借款手続きにかかるガイドラインの理解不足が主要因とされ、貸付資金の返還は所定の手続きに則して適正に行われたことが確認された。本件では、実施機関(PMU18)元局長(第18事業管理局)他5名の有罪が確定している。	本件を踏まえベトナム政府が種々講じている汚職対策の実施状況のモニタリング等の再発防止策を実施していく。
22	ベトナム	クーロン(カントー)橋建設計画(I) (平成12年度: 供与限度額248.47億円) クーロン(カントー)橋建設計画(II) (平成21年度: 供与限度額46.26億円) 国道1号線バイパス道路整備計画(I) (平成12年度: 供与限度額83.93億円) 国道1号線バイパス道路整備計画(II) (平成21年度: 供与限度額41.41億円)	実施中	ベトナム南部カントー市において、メコン川の支流ハウ川を渡河する橋梁及びハウ川に接続するためのバイパス道路を建設することにより、交通の円滑化及びハウ川を渡る交通需要の伸びへの対応を図り、もってメコンデルタ地域の社会経済発展に寄与するもの。	2007年9月、本事業の建設工事中に橋桁の崩落事故が発生し、55名の死者を含む死傷者、建設中の橋桁、橋脚等が破損するなどの被害が発生した。	ベトナム政府の「国家事故調査委員会」の調査発表(2008年7月2日)は、「仮設支柱の基礎が不等沈下したことが事故の直接の原因であり、この沈下が極めて小さな範囲で起きていることから、通常の設計では予測困難なものであると考えられる」としている。 日本政府主催「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」(以下、「検討会議」)はベトナム国家事故調査委員会発表の事故原因について、適切な調査、検討を経たものであることを確認(2008年6月)。	以下の再発防止策の実施を経て、事故発生から約11ヵ月後に工事再開。2010年4月開通。 ①実施機関(交通運輸省)が、事故発生箇所を含む橋梁本体部分の設計・施工方法につき独立コンサルタントも活用してレビューを行い、その結果に基づきベトナム国家事故調査委員会が承認。 ②JBIC(当時)が、交通運輸省から提出された工事再開にかかる書類の内容を検討し、仮設支柱の工法や建設後のモニタリングなど安全対策が十分に講じられることを確認した。そのうえで検討会議においても検討が行われ、十分な安全対策が講じられていることを同会議の委員が確認。	今後も類似の事業において十分な安全対策が講じられているか一層留意する必要がある。
23	ベトナム	紅河橋建設計画(I) (平成11年度: 供与限度額100億円) 紅河橋建設計画(II) (平成13年度: 供与限度額148.63億円) 紅河橋建設計画(III) (平成15年度: 供与限度額24.15億円) 紅河橋建設計画(IV) (平成17年度: 供与限度額137.11億円)	(I) H19.7 (II) 実施中 (III) H22.3 (IV) 実施中	ハノイ市の道路交通網整備にとって喫緊の課題である環状3号線バイパス道路(紅河橋、新デュオン橋、フアブバン高架橋を含む)を建設することにより、増加する交通需要への対応を図り、もって同地域の経済発展に寄与するもの。	2010年4月、紅河橋(2007年開通済み)から南側へ8km延伸した高架道路建設の現場において、橋桁(約33m)4本が落下する事故が発生。死傷者はなし。	実施機関(交通運輸省)は、事故はコントラクターが承認済の施工計画通りに桁架設の施工を行わなかったことに起因していることと特定、ベトナム建設省内の建設工品質管理担当部署も了承。JICA安全対策諮問委員も同様の見解を示し、転倒防止策不備、長期間の放置による影響等を指摘。	2010年5月25日に開催した「施設建設等事業の安全対策委員会」での審議結果を踏まえ、5月27日付でJICAベトナム事務所より事業実施機関に対し工事再開に同意する旨伝達、翌28日より全面的に工事が再開され、10月に開通。	今後も類似の事業において十分な安全対策が講じられているか一層留意する必要がある。

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更がありえます。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
24	ベトナム	サイゴン東西ハイウェイ建設計画(I) (平成11年度:供与限度額42.55億円) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(II) (平成13年度:供与限度額109.26億円) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(III) (平成14年度:供与限度額67.75億円) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(IV) (平成16年度:供与限度額190.71億円) サイゴン東西ハイウェイ建設計画(V) (平成22年度:供与限度額140.61億円)	(I) H19.7 (II) 実施中 (III) H20.7 (IV) 実施中 (V) 実施中	ホーチミン市南西部の国道1号線から同市の東北方向に伸びるハノイ・ハイウェイまでの区間において、サイゴン川渡河トンネルを含む東西方向の幹線道路を建設することにより、輸送能力の増強及び交通渋滞の緩和を図り、もって同市の経済発展及び生活環境改善に寄与するもの。	2008年8月、株式会社バシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI社」)の元社長ら関係者4名が不正競争防止法違反(外国公務員贈賄)の容疑で逮捕され、法人としてのPCI社とあわせて起訴され、2009年3月には、PCI社及び被告4名の執行猶予付の有罪判決が確定。	左記の通り。	左記贈賄事件を受けて、コンサルタントのプロポーザルについて、価格も含めた評価方法の導入、随意契約適用範囲の厳格化、情報取扱い体制の確立、通報者の保護・借入国政府の説明責任、事後監査の拡充、罰則の強化等の円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策を導入している。 さらに、外務大臣の下に設置された外部有識者等からなる検討会「ODAの不正腐敗事件の再発防止のための検討会」の検討結果に基づいたフォローアップを実施中。 ホーチミン市の担当局長に關し、平成22年10月、ベトナムにおいて、収賄容疑で終身刑の実刑判決が下された(現地報道によれば、担当局長は控訴している。)。不適正調達分についてベトナム政府から返金受領済み。	本件を踏まえ導入した再発防止策を実施していくとともに、ベトナム政府が種々講じている汚職対策の実施状況をモニタリングしている。
25	マレーシア	パハン・スランゴール導水計画 (平成16年度:供与限度額820.04億円)	実施中	パハン州において水資源開発を行い、新設する導水トンネルを経てスランゴール州に原水を導水することにより、スランゴール州及びクアラルンプール特別州における安定的な水供給を図り、もって同地域における経済発展及び民生向上に寄与するもの。	事業対象地に居住する先住民族の移転に関し、対象世帯からの移転同意書が一部未接到とNGOから指摘あり。また、関連情報の開示、代替案の検討、環境影響についても指摘があった。	先住民族の居住地の一部が湛水地域にあたること等。	住民移転に関しては、マレーシア政府に対して、適切に移転等が行われるよう累次にわたり申し入れを実施。その結果、移転先の住宅整備完了後、移転同意住民は2011年1月に移転を完了済。移転に不同意の住民については、現住居地に留まれる措置を実施済み。 事業の透明性に関しては、NGOからはマレーシアの国家水資源調査等の情報公開等の要請があった。これらは、非公開を前提に入手した物であること、公開するとマレーシアの事業計画策定等にかかる正当な利益を害する恐れがあることなどから、原則非公開としているものがあるが、公開の要請を受けマレーシア政府に意向を確認したところ、一部の情報の公開に同意が得られたため、これらに関して情報公開を行った。また、住民移転計画は移転対象住民に配布済。 代替案の検討については、マレーシア政府が、地下水開発、工業用水のリサイクル、既存ダムの有効利用、他地域からの導水等、検討を行ったが、必要給水量、コストの面からいずれも本事業の代替案としては可能ではないと判断された。 環境への影響にかかる指摘に関しては、環境管理のための詳細なモニタリング計画を工事開始に先立って策定している。	引き続き被影響住民への配慮が適切に行われるように状況を注視し、必要な働きかけをしていく。
26	ラオス	ナム・ルック水力発電計画 (平成8年度:供与限度額39.03億円)	H13.12	既存ナム・グム貯水池の南東側に隣接するナムルック川に60MWの水力発電所を建設し、国内の電力供給体制を強化するとともにタイ等への売電により外貨獲得への貢献を目指すもの。	ダム建設期間中及び建設後の水質悪化、並びに水質汚染による魚類・家畜への影響。 水源となるナムルック川の支流、ナムブン川の水量低下、等。 NGOより、移転村に作られた井戸の破損や養殖のトレーニングが適切に行われていないとの指摘を受けている。	ダム建設による既存の川の流量の変化及びその後の実施機関(ラオス電力公社)による住民移転の対応。	ダム建設期間中は、水質悪化、水質汚染による魚類・家畜への影響、ナム・ブン川の水量低下など負の影響が生じたものの工事完成1年後にはほぼ正常な水準に達しており、工事期間/直後の一時的なものであったと考えられる。(実施機関(ラオス電力公社)からのヒアリングによれば、乾季にも貯水池からの最低限の水の放出が行われるため、水量の低下は見られないとのこと。)また、2010年のADBのレポートでも水質については改善されている旨報告されている。 漁業への影響については、実施機関により、村の共同養殖池設置、個人用のモデル養殖池の導入などの方策が講じられている。また、対象地域では道路の整備などに伴い、植林地の労働従事等、漁業以外の代替生計手段が増えている。 移転先の村の井戸の破損や養殖のトレーニングについては、2006年から2010年1月にかけて、ADBおよび現地実施機関(ラオス電力公社)による合同調査が行われ水供給設備の設置や修復、住民グループによるトレーニング等の追加的措置が取られており、2010年にはその対応を終えている旨ADBにより報告されている。	(2003年度事後評価報告書) 実施機関の事業に対する高いオーナーシップと有能なコンサルタントによる業務管理、技術支援が事業の成功要因のひとつである。長年にわたる外国人からの指導により、国際水準の事業管理能力、成功へ導くためのスキルと技術を身につけ、高い意識と徹底した取り組みが大きな成果に結びついたといえる。また、実施機関のオーナーシップの高さは、発電設備の運転・保守や住民との協力関係の構築にも良い影響を与えている。本事業実施にあたって、環境保全対策と補償が極めて目細やかに実施されたため、負の影響が最小限に抑えられた。計画の段階から十分な調査とプロセスを経て実施され、特に住民の生計に与える影響については慎重に調査を重ねたこと、全関係者が情報共有をしたこと、フィードバックが適切になされたことが成功要因となった。ADBとの協調融資形態によって、大規模な事業を信用リスクを分散しつつ実施できたという協調融資形態本来の効果のみならず、ADBによる慎重な環境・住民配慮の指導、コンサルタントを通じたスケジュール管理の強化など、事業の質向上にも効果があったことが指摘できる。 今後の対応としては、2004年のADB事後評価報告書で指摘のあった漁業被害の影響について、左記のとおり追加的措置が取られているものの、これらの対応が適切に機能していくか、引き続き注視していく必要がある。

*その他、中国「四川省紫坪鋪水資源開発計画(平成12年度)」についてはJICAとの債権債務関係が消滅しているため本リストには掲載していない。

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件(全案件を掲載)

無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	アンゴラ	ルアンダ州保健センター機材整備計画(平成12年度:供与限度額3.81億円)	H14.2.28	ルアンダ州13箇所の保健センターに対する基礎医療機材の整備(滅菌器、遠心分離器、顕微鏡、等)を行う案件。	医療機器が使われずに放置されているとの写真報道(H21年8月29日付毎日新聞夕刊)。	保健局に配属されている1名の医療機器従事者が、ルアンダ州内にある約78ヶ所の保健センター全てを管轄しており、故障機材の対応を行っているが、一部の医療機材につき修理技能を持っていないため、修理されていなかったもの。なお、一部機器は耐用年数を過ぎたものが処分されていなかったものである。	専門家の活動により、保健センターにある利用可能な状態の機材のうち約8割は現時点でアンゴラ国内で調達が可能であることが明らかになり、その旨先方に提言済みである。また、残る2割についても必要パーツリストを作成し一部についてはすでに日本国内から調達・納品済みである。さらに、「医療機材管理・保守」に関する地域別研修を通じて引き続きアンゴラ人技師の育成を検討するとともに、H23～25年の期間で実施中の技術協力プロジェクト「ジョシナ・マシェル病院およびその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じたアンゴラ国保健システム強化プロジェクト」などを通じて人材育成を進めていく予定。	専門家による調査を踏まえ、修理・スペアパーツ等による対応を今後検討していく。また、現在アンゴラ政府より要請のある本邦研修「医療機材管理・保守」を通じて引き続きアンゴラ人技師の育成を検討するとともに、H23～25年において実施中の技プロ「ジョシナ・マシェル病院およびその他保健機関の人材育成と一次医療の再活性化を通じたアンゴラ国保健システム強化プロジェクト」などを通じて人材育成を進めていく予定。
2	ウクライナ	小児病院医療機材整備計画(平成18年度:供与限度額4.53億円)	H20.2.22	ウクライナ国内の各州におけるレファラル(患者紹介)体制を整備するため、クロヴォグラード州立第一病院、ルハンスク州立小児病院において医療機材の整備を行う案件。	2010年2月、ルハンスク州立小児病院において、生後1ヶ月半の女児が寝かされていた保育器(我が国が供与した機材の一つ)が炎上、女児は火傷を負い2日後に死亡した。その後の調査で火災は人的要因によるものと判明。しかし火災により病棟の大部分が消失し、一部の医療機材が使用不可となった。	詳細調査の結果、供与機材・据付けが火災原因ではないことが明らかとなり、また、その旨ウクライナ政府から書面で確認されている。	我が国が供与した機材は、火災により焼失したごく一部の機材を除き正常に機能しており、病院自体も火災で被害を受けた部屋以外は平常通り機能している。また、火災については、大使館より保健省に対し、関係当局に供与された医療機材の維持管理の徹底、火災等の再発防止の注意喚起をすよう申し入れた。	火災原因の究明については問題解決済。他方、焼失した機材については、病院側が対応を検討中であり、大使館は病院側の報告を受け、可能な対応策を検討していく。
3	ガーナ	小中橋梁建設計画(平成13年度:供与限度額10.01億円)	H15.6.17	ガーナ地方部、特に支線道路部分で雨季にはほとんどが通行不能に陥り、地域住民にとっては、病院・学校等基本的な社会サービスも制約されている状態であり、住民の生活および経済活動の大きな障害となっている。そのため、地方部支線道路上の問題箇所における鋼製簡易橋梁に必要な資機材の調達および一部建設等を行う案件。	(H19年度会計検査院決算検査報告) 本件事業により建設されたS-19橋梁は、先方政府側負担施工である上部工部分の高力ボルトが多数欠落していたり、アンカーボルトのナットの締付けが著しく不足していたりしており、安全性及び耐久性が損なわれていた。	先方政府が建設を行う資材調達型の援助について、技術支援及び橋梁の建設に必要な資機材の調達を実施した後の援助の効果の確認として、工事完成時に出来型の確認を行うことにしていたことなどによると認められる。(左記決算検査報告)	問題への対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどして、問題解決済み。	資材調達型の援助においては、完成後の出来型の確認を行うことにしていなかった。今般の事態を踏まえ、外務省及び無償資金協力を実施することとなったJICAにおいて、資材調達型の援助については、工事の成果物及び技術支援により移転された技術が十分活用されるよう、安全性及び耐久性に配慮して、技術支援をより一層強化するとともに、相手国が行う工事の完成時に、原則として、相手国から写真又は報告書を受領したり、外務省又はJICAが現地へ赴いたりして出来型の確認を行う。
4	カメルーン	第四次地方給水計画(1/2)(平成18年度:供与限度額5.15億円)	H20.3.10	人力ポンプつき深井戸給水施設の建設、給水施設の運営維持管理に係る技術指導をアダマウア州(7基)、海岸州(38基)、中央州(55基)で行う案件。	H21年4月に実施された瑕疵検査において、100基のうち47箇所に問題が見つかった。また、同年9月には供与されたポンプに構造上の欠陥が発見された。	人力ポンプの気密性を失った逆流阻止弁とシリンダーの問題が原因。	コンサルタント等の対応により問題解決済み。	ポンプ選定の基準に、メーカーと代理店の信頼性を優先するとともに、現状のチェックを行う。適切な施工監理の方法について、地形的条件を十分に考慮するなど検討が必要。
5	カメルーン	零細漁業センター整備計画(平成16年度:供与限度額4.00億円)	H18.3.15	カメルーン南部州オセアン県クリビ市ムボア・マンガ水揚場において、零細漁業施設の建設、荷捌用機材及び修理用工具の調達を実施することにより、漁獲物の鮮度の改善、氷の生産・供給体制の整備、ヒログ船の稼働率の向上を図る案件。	漁業センターの維持管理、財務状況に問題が発生し、一時期経営難に陥ったため、整備された施設、機材が十分な機能を果たせなかった。	センター関係者の、経営に関する知識が欠如しており、また問題に対処するにあたっては、経験不足から効果的な対処が出来なかった。	問題への対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどして、問題解決済み。	技術協力による現地の人材に対する運営管理指導を継続する。
6	カンボジア	国道一号线改修計画(第1期・第2期・第3期:実施済)(1期平成17年度、2期平成18年度、3期平成21年度:供与限度額 1期7.86億円、2期47.46億円、3期20.05億円)	(第1期)H19.1.18 (第2期)H21.2.2 (第3期)H23.6.8	ブンベン～ネアックルン区間の道路の改修(道路舗装修復、道路高の嵩上げ、道路幅員の拡幅、橋梁建設、カルバート建設、道路排水施設整備等)を行う案件。	国道一号线改修計画においては、国際幹線道路に必要な走行性の確保に加え、メコン河の氾濫から人命や財産を守るため、堤防道路としての機能を確保するための道路のかさ上げとそれに伴う道路拡幅が計画されたが、このため道路沿線に住む住民の移転が必要となった。しかしながら、住民移転に伴う補償そのものの適切性、住民との合意取得の方法、資産の評価方法、移転計画に係る住民参加・情報提供の不足、移転地の立地・インフラ整備の問題点、生計の悪化、苦情処理メカニズムの実効性等について一部のNGO等から指摘がなされている。	カンボジアでは、クメールルージュ時代に土地の個人所有が禁じられたため、登記情報が全て焼き払われた歴史がある。これまでに、カンボジア政府は法令を定め、当該地に一定期間住んでいる既成事実を基として土地登記を進めて来た。カンボジア政府は、2000年に採用された公定単価を用いて補償する方針であったが、数年分の物価上昇分を加味した補償額に変更した。さらにその後、再取得価格による追加補償を行うことに変更し、第三者である独立コンサルタントに委託して再取得価格を調査し、追加補償を実施。日本側も、再取得価格の算出プロセスに問題はないこと、追加補償の支払いが行われたこと、カンボジア政府が組織する苦情処理委員会等に対し、額や移転地の問題を含めて補償に関する苦情が被影響住民から上がっていないことを確認済み。②事業概要及び補償方針(補償単価含む)の説明会が被影響住民に対して実施され、説明資料も配付済み。現在も、説明資料は住民移転計画書とともに、当該地域のコミュニオフィスを閲覧可能な状況にあることを確認済み。③本件プロジェクトを通じてカンボジア政府は取組の改善を図ってきたが、これに加え日本政府はH22年4月より技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」を実施。この中においても、当局への専門家派遣や本邦研修を通じ、我が国として継続的に先方政府の能力強化・より適切な制度作りを支援している。	我が国ODA案件において相手国政府の環境社会配慮(住民移転等)が必要となる場合、我が国政府が環境社会配慮の支援と確認を適切に行うため、JICA「環境社会配慮ガイドライン」が改定された(H22年7月施行)。今後、新規に要請を受けた案件については、本ガイドラインに基づき適切に対応する。	
7	カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画(平成18年度:供与限度額 9.27億円)	H20.3.21	カンボジアの主要国際二港(シハヌークビル港及びブンベン港)において港施設保安計画を策定し、保安対策強化のために必要な保安管理棟等の施設及び船舶航行監視システム、X線コンテナ検査装置等の機材を整備する案件。	供与された機材のうち、X線装置、IDバス、CCTVカメラに不具合が発生し、活用されない期間が生じた。	IDバス、CCTVカメラについては、落雷が原因による不具合。X線装置については、原因は特定できていないが、カンボジア側関係機関による電力供給切替時の電力シャットダウンが原因の可能性あり。	IDバス、CCTVカメラ:フォローアップ協力により交換部品等を調達し、修理済み。しかし、新たに発生した通信線不具合(別件工事時の通信線断線)により、一部のカメラが活用できていない状況。X線装置:故障原因について関係者間(実施機関、コンサルタント、調達業者)で特定・合意することはできなかったものの、実施機関と調達業者が分担し、修理・電源対策を実施し、現在稼働している。	保安機材については機材の保守管理体制のみならず、落雷などの気象条件や電源に関するリスクへの先方の対応能力についても確認を行う必要がある。また、完工後についても、計画どおりの効果が発現するよう、先方の状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施していく。
8	カンボジア	ブンベン市電力供給施設整備・拡張計画(平成16年度:供与限度額3.59億円)	H18.2.15	ブンベン市における電力供給量の増大、電力の安定供給、並びに発電コストの低減を目指す実施機関(カンボジア電力公社)に対してC5発電所の燃料をディーゼルからC重油に転換する。また、発電設備の運転維持管理に必要な技術移転を行う案件。	2009年8月以降、施設の運転が限定的となっている。	想定外の重油価格の高騰のため発電機の発電単価が高騰し、隣国ベトナムからの輸入電力単価を上回ったため。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAよりカンボジア政府に対し働きかけを行ったところ、これに対して電力事業者より、電力需要の増大により供給力が不足しつつあるブンベン市のピーク用電源として稼働している旨の説明あり。	本案件の期待される効果としての電気料金の低廉化は、発電に必要な重油の価格が高騰し、ベトナムからの輸入電力単価を上回り実現できなかった。このように他の要因(輸入電力など)がある場合には、その影響と需要予測をこれまで以上に十分に考慮・検討する。

無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくもので、今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
9	セントルシア	沿岸漁業振興計画(平成13年度:供与限度額13.18億円)	H15.3.31	セントルシア島の西部から南西部にかけては、水産基盤設備が不十分なため、水揚げおよびその後の水産物流の取り扱いに支障を来している。 このような状況の下、漁業基地としてのスプレーおよびジョゼール地区のための水揚げ施設、流通施設等の整備を実施する案件。	(H18年度会計検査院決算検査報告) 整備した水揚げ施設、流通施設等は、地元の漁業者等に活用され、漁業振興に寄与していると認められた。しかし、本件事業によって調達されたFRP(強化プラスチック)漁船等20隻のうち、10隻についてはいまだ漁業者に売却されておらず、援助の効果が十分に発現していないと認められる。	調達した漁船数を上回る購入希望者がいるものの、FRP漁船等の売却価格が購入希望者の収入に見合っていないため、価格の面で折り合いがつかないため、売却が進んでいないという相手国の事情によるものである。 (左記決算検査報告)	問題への対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、2008年6月には全ての漁船が売却され、問題解決済み。	当該問題(漁船の売却)は解決した。今後は、水揚施設等が十分活用されるようフォローしていく。 また、今後類似の案件の検討にあたっては、国内での機材売却が円滑に行われるよう、価格面を含め、先方政府とより入念な調整を行う。
10	タジキスタン	ディアコフ国立病院医療機材整備計画(平成16年度:供与限度額4.80億円)	H18.2.4	ドゥシャンベ市内の国立病院に対し、CTスキャン、移動型X線撮影装置、除細動器、外科技術セット等、医療機材を供与。	CTスキャンが2010年7月に故障していたことが、同年9月に判明。病院側はメーカーの技術者を呼んで原因調査に努めたが、判明せず、2ヶ月近くに亘って日本側に対し、経緯の報告がなかったため、日本側の問題把握が遅延した。	検査の必要な患者がディアコフ病院に集中し、CTスキャンが過剰に使用されたことが故障の要因と考えられる。	JICAタジキスタン支所が病院技術者とメーカー技術者のやりとりを聴取の上、原因解明を行ってきた。H22年度にフォローアップ支援の枠組みを用いて、故障診断と部品交換を行い、修理を実施し、問題が解決され、現在稼働中。	修理完了後は適切な管理を行うことを病院側は表明しており、継続してモニタリングを行っていく必要がある。 遠隔地での機材供与と案件の場合、故障した際のスペアパーツの調達を含め、メンテナンスの体制につき事前に故障時の具体的な対応を検討しておくことが必要。
11	ナイジェリア	地方電化計画(平成12年度:供与限度額12億円、平成13年度:供与限度額6.53億円、平成14年度:供与限度額16.28億円)	(第1期)H14.2.20 (第2期)H15.1.7 (第3期)H16.2.11	同国の地方農村部では、独立電源による電化が行われていたが、燃料費・部品の手当てや日常的な維持管理が実施できず、供給電力の質の低下、電力供給時間の限定が顕著となっていた。中長期的に質の良い安定した電力供給を行うため、維持管理が容易であり、料金徴収システムが確立されている既存送電網への連絡により地方電化を行うための送配電用資機材の調達等を実施する案件。	変電所の建設を行ったものの先方負担工事が進まず、H17年度の事後評価の段階では一般家庭の電化率が低かった。	H17年度の事後評価時点では、ナイジェリア政府側からの必要な予算手当てがされていなかったことが原因として挙げられる(ただし、H19年度の事後評価の時点では改善が見られ、効果の発現状況についてはAという評価がつけられている。)	対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどして、問題解決済み。	今後の類似案件においては、先方負担部分について先方政府の速やかな予算措置を求めていくべく、大使館・JICAと先方政府の間で緊密に連携していく。
12	ニジェール	ドゥソウ県・タウア県小学校建設計画(平成15年度:供与限度額7.05億円、平成16年度3.26億円)	(第1期)H17.2.11 (第2期)H17.10.1	小学校53校194教室(141教室の建替え、53教室の増築)と53棟の便所等附属施設の建設及び机・椅子等の備品の調達 教員、父兄を対象とした施設、機材の使用・維持管理及び衛生管理に関する指導・啓蒙活動の実施。	既存の学校において天井裏に進入した小動物(コウモリ)の糞が原因となり校舎の天井が落下したケースを確認し、2007年にJICAニジェール事務所が23校サイトの調査を行った結果、5サイトにて屋根裏にコウモリが巣を作っており、天井落下のリスクが高いことが確認された。	過去の学校案件の構造(屋根の通風孔が穴あきブロックになっている、屋根重なり部に隙間がある)の問題を踏まえ、通風孔に金網を張ったり、屋根材隙間にモルタルを充填したりしたが、経年劣化等の理由で隙間が出来たと考えられる。	問題への対応につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行ったところ、比較的軽度な対策で済む場合には学校運営委員会(COGES)によって解決され、COGESでは対応しきれない問題に関してはコミュニティ(県下の行政単位)が対応することにより問題解決が進められている。	その後の主に西アフリカの同様の問題をかかえる国における学校建設では、コウモリの侵入路を塞ぐあるいは天井無しにするなどの設計上の工夫が取られている。これにより、例えばマラディ州・ザンデル州小学校教室建設計画により建設された学校(H22年完工、天井無しで建設。)においては、これまでのところ小動物(コウモリ)の営巣等に起因する天井落下の問題は確認されていない。
13	マーシャル	ジャルト環礁漁村開発計画(平成12年度:供与限度額4.07億円)	H14.2.13	ジャルト環礁における漁業振興のため、漁業関連施設の建設とともに船外機付漁船を整備する案件。	製氷機等冷凍機関連機材が塩害により腐食が進み、使用不可能になっているとともに、船外機付漁船も多くが故障している。2010年10月に、当地の新聞に「海洋資源局(MIMRA)の管理が悪い」とのコラムが掲載される。	機材供与後のメンテナンスが不十分であったこと。	機材の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、2011年1月に代替の製氷機及び船外機が整備された。また、修理可能な船外機付漁船については、MIMRAが予算措置し、同時期までに修理を行い、現在操業している。	引き続き、機材等の使用状況等についてフォローアップを実施する。
14	マラウイ	地方保健医療施設改善計画(平成18年度:供与限度額7.17億円)	H20.5.16	マラウイ北部ルンピ県、ムジンバ県、中部カスング県及びビロングウェ県の2県病院及び14ヘルスセンターの施設改善並びに2県病院及び55ヘルスセンターへの機材を整備する案件。	施設完成後、一部のヘルスセンターについて、先方負担による電気・水の引き込み、機材の配置、人員の配置が遅れたため、施設の一部機能の稼働が遅れた。	先方が負担すべき機材、人員の配置が遅れたこと。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどして、一カ所のセンターの一部を除き、施設は稼働している。残りの一カ所についても見返り資金使用が決定され今年度中に解決される予定。	引き続き着実な実施に向けてフォローする。 今後の案件においては、村落レベルの保健施設を整備する際には、電気、水などの基礎インフラの状況や保健行政機関の権限の状況や人員体制をよく確認の上、事業遅延リスクがあるものは積極的に対応を図る計画とする。また、完工後についても、計画通りの効果発現が見られるよう、先方の体制や状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施していく。
15	南アフリカ共和国	東ケープ州地方村落給水計画(平成14年度:供与限度額6.3億円、平成15年度:供与限度額5.84億円)	(第1期)H16.2.20 (第2期)H17.2.23	黒人貧困層の居住する地方村落における給水施設(水源井、操作室、貯水槽、公共水栓)の建設及び維持管理体制を構築するためのソフトコンポーネントを実施する案件。	事後のモニタリングに際して、一部の水源井において地下の導水管の腐食が急速に進行しており、腐食した導水管を一部撤去して運転、もしくは運転を停止しているものがあることが判明。	腐食については局部電池作用による自然腐食や地層からの影響が考えられる(ただし防食対策等の実施は高コストのため一般的でなく、導水管の交換により解決する。)。操業停止については導水管の腐食ではなく、落雷等による電気系統の故障によるもの。	事後のモニタリング終了後に、本件コンサルタントが水質及び給水サービスへの影響が無いことを確認した。また電気系統の故障や腐食した導水管の交換については、既に対象サイトのオペレーターらにより、地方政府を通じて対応済。	原因解明のための現地調査に際し、併せてオペレータや行政担当者に対し定期的なメンテナンスや持続的な揚水量、導水管交換時の留意点等に係る提言・指導を行ったところ、先方からは高い評価を得た。今回は設計・施工及び先方による維持管理体制についていずれも問題が無いことが判明したが、今後とも継続的に先方のキャパシティビルディングに資する助言・指導を行えるよう留意することが望ましい。
16	モロッコ	漁業調査船建造計画(平成11年度:供与限度額11.14億円)	H13.3.8	近年の急激な漁業の発展により、漁業資源の減少が懸念されており、同国政府は、漁業資源の保全と持続的な開発・利用を漁業政策上の重要課題とし、底魚資源を中心に年間約200日の資源調査を実施している。しかし、表層の資源調査については、専用の調査船を有しておらず必要なデータが得られていないことから、漁業調査船の調達を行った。	当初想定されていた浮魚資源調査能力の向上が限定的であった。	先方実施機関の機器の調整や操作の習得が進まなかったことや調査船の整備の不徹底、船体ノイズの問題が解決できなかったため、音響調査の実施が限定的となった。	調査船の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけ、また、フォローアップのための協力等により問題解決済み。(フォローアップ等の経費H17～19年度、23,000千円)	相手方の能力を十分見極めた上で技術支援を行う必要がある。また、先方政府への継続的な働きかけも重要である。

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件(全案件を掲載)

草の根・人間の安全保障無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省が改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。

No	国名	案件名	G/C 締結日	完了日	案件概要	供与限度額	被供与団体名	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	アゼルバイジャン	イミシリ地区ボシュチャラル村飲料水供給計画	H18.11.14	H19.6.23	イミシリ地区ボシュチャラル村に深井戸1基及びそれに付随する上水道設備を建設し、同村民及び周辺村民に飲料水を供給する。 ①飲料水問題を解決するため、同村中心部に1基の深井戸を建設する。 ②新規井戸から同村数箇所への上水道を整備する。 ③さらに、余剰となった飲料水を水路に流し込み配水パイプを敷設する。 (案件実施後の維持管理は住民が実施する。また維持管理費および人件費は村自治体が負担する。)	¥5,923,737	オイスカ・アゼルバイジャン	(1)村自治体による井戸給水ポンプへの電力確保義務が未履行であったため、井戸給水が使用できない時間もあった。 (2)ポンプが稼動しても27箇所の水汲み場すべてに水が行き届かない。 (3)水汲み場の蛇口の盗難が相次いでいる。	(1)案件形成時、維持管理責任は村自治体にあるとされていたが、村自治体による井戸給水ポンプへの電力確保義務が未履行であった。 (2)井戸から水汲み場までの配水管(草の根支援対象外)について、道路工事中の事故等に起因する漏水が原因で水圧が低減したが、維持管理責任のある村自治体は修繕を実施していなかった。 (3)住民の道徳的理念及び当事者意識欠乏。および村自治体の管理能力不足。	(1)平成22年12月の段階で被供与団体および地区行政局にポンプへの電力供給の整備に関する協力を要請し、ポンプに配電されるようになった。 (2)地区行政局に主要配水管の修復を依頼し、同予算により修繕が実施された。 (3)地区行政局により水汲み場への新たな蛇口取り付けが実施され、平成23年5月に大使館関係者が現地訪問をし、状況が改善されたことを確認した。	案件形成時には被供与団体や地元自治体、上位行政組織を交えて慎重に計画立案し、案件実施後は必要に応じて適時サイト訪問を行うなどきめ細やかなフォローアップを行う。
2	アゼルバイジャン	ザガタラ地区ゴイエム村学校建設計画	H19.11.6	H20.9.7	ザガタラ地区ゴイエム村にある学校校舎3棟のうち、1棟を新しく建て替えることにより、授業を2交代制から全日制に改善する。 (4教室をもつ既存校舎1棟(72㎡)に代えて、1,2教室をもつ新校舎(505㎡)を建設する。)	¥9,942,708	開発のための青年協会	当初想定していた増設学生数は500名であったが、フォローアップ調査時には学生数は235名に留まっていた。	案件形成時は政府による当地区への新規学校建設計画は予定されていなかったが、案件完成後に政府予算により近郊の村落に新規学校が建設された。その結果、それまで在籍していた生徒も含め、それぞれの通学圏内の学校へ通学することとなったため。	増設学生数は減少しているものの、草の根無償対象となっていなかった校舎2校の老朽化が進んで使用できなくなった結果、草の根無償により建て替えた校舎は全在籍学生により活用されている。また、1校舎に収容しうる学生数となった結果、建て替える前は2交代制であった授業体制が全日制となり、より充実した教育環境が整備され、進学率の増加等の効果につながっている。	類似案件の形成にあたっては、案件形成時の関連省庁への照会を一層強化し、増設効果が競合するプロジェクトがないことを確認する。
3	アゼルバイジャン	スムガイド市内避難民第15住宅改修計画	H17.12.21	H19.2.15	スムガイド市内避難民住宅(5階建て、718㎡)を改修する。 (屋根、下水設備、電機配線、台所、洗面所、廊下、階段の改修および1階に集会室(40㎡設置))	¥9,924,999	ノルウェー難民評議会	案件は予定通り完了したものの、モニタリングにおいて施設の使用および維持管理能力不足から、劣化が激しいことが確認された。	① 国際NGOである被供与団体が当国から撤退し、維持管理責任の所在が不明確になっていた。また、施設の所管が政府から地区行政局に移管され、予算不足のため今後の改修や修繕が困難な状況にあった。 ② 住民の当事者意識および共有スペースに対する配慮の欠乏。	大使館が政府難民避難民対策委員会と対処案を協議した結果、当該委員会予算により施設の改善がなされた。また当該施設の維持管理責任が地区行政局にあることを書面で確認した。	① 国際NGOは地元住民との連携が脆弱である場合もあることから、国際NGOによる案件については、持続性および維持管理体制のフォローアップに注意を払い、案件形成時には維持管理責任を書面で明確化する。 ② 住民の道徳的な公共意識を向上させることにも配慮した案件の形成を心がける。
4	インド	精神及び身体障害女性のためのシェルター建設計画	H20.10.10	H22.3.8	西ベンガル州において精神・身体に障害を持つ女性を対象としたシェルターホームを建設する。	¥8,891,179	エバーグリーン	H22年5月10日～13日にかけて、既存ホームに収容されている人のうち20名が井戸水由来の食中毒にかかり、3名が死亡した。	①入居者によって汚物が井戸に投げ込まれた。②入居者がその汚染されていて飲用に適さない古井戸の水を食事の準備の際に使用してしまっただけのため。	本案件では井戸は供与していない。5月14日付けの新聞報道により承知し、担当者へ電話確認を行ったところ、全ては既存施設内での事故であり、草の根による新ホームの建設によるものではないことを確認した。	その後のフォローアップの結果、H23年現在は、入居者が井戸に近づかないようにし、かつ井戸の水質調査を実施済みであり、今後同様の問題は発生しないとのこと。本案件では井戸を供与していないものの、今後学校・シェルターホーム等の建設供与においては、井戸が供与アイテムに含まれていないに問わず、調査を実施することの有効性はあると考える。
5	ウガンダ	カバロレ県キピト準郡ブカラ教区において、外来病棟及び一般・産婦人科・小児科病棟の2病棟から成る医療センターを新たに建設し、同時に簡易型トイレ、ソーラーシステム、雨水貯水タンクを整備するもの。	H19.3	H21.5		¥9,832,491	カバロレ県政府	完了2年後のフォローアップを2010年2月に行った際、県政府が購入予定であった機材(ベッド及び家具等)が未だ購入されておらず、また薬品の種々な不足が患者の減少を招いていることが発覚した。	被供与団体の資金不足により、予定通り家具及びベッドが購入できていない。また県の事務運営能力が低く、ウガンダ国内の全国的な薬品不足を理由に、中央政府(保健省)が同県への薬品配給の遅滞に何の対処も取っていない。	フォローアップ時に、ベッド及び家具を早急に購入し、薬品不足を解決する手立てを打つよう要求。その後電話にてフォローアップを重ね、薬品の備蓄に関しては改善が見られたものの、家具及びベッドの購入には至らなかった。そのため、2011年1月に直接カバロレ県政府及び保健センターを訪れるフォローアップを行った結果、現在は家具及びベッドに加え、不足していた検査機器も整備された。	被供与団体の負担がある場合は、同負担額が確保されていることを確認し、さらにモニタリングの拡充により問題の早期発見に努める。
6	ウルグアイ	ビジャ・デル・チャンチョ都市廃棄物分別・収集施設整備計画	H20.3	H21.3	貧困家族を対象とする社会支援計画の1つとして、ゴミ分別を行う施設の建設を行うもの。	¥6,894,692	ビーベン(ローカルNGO)	施設完成後1年7ヶ月経過したものの、同施設が活用されていない。	被供与者が構成される組合において、ゴミ分別事業開始に当たって必要な機材の入手が間に合わず準備が整っていなかった。	被供与者が構成された組合は、国際機関、他ドナー国からの支援を受け必要機材を入手し、ゴミ分別事業を平成23年5月より開始した。	被供与団体と定期的に連絡を取り、ゴミ分別事業の実施状況を把握し、必要に応じてサイト訪問を行うことによりきめ細かいフォローアップを行う。今後は、被供与団体の負担事項実施の見直しをより厳格に審査する。
7	エチオピア	アムハラ州デッセイ盲学校建設計画	H18.9.24	H22.9.25	盲学校新設。教室棟(2棟8教室)、事務棟(1棟4室)、便所建設、机椅子	¥9,993,441	エチオピア盲人協会	セメント等の建設資材の未購入	急激な物価上昇のため、セメント等の建設資材の購入資金が不足し、案件完了まで時間を要した。	被供与団体が独自に資金調達を行い、建設を完了させた。	インフレが激しい同国においては、必要な資材を早期に購入するよう促すとともに、必要に応じて現場を視察するなど、きめ細かいフォローアップを行う。
8	エチオピア	オロミア州カファレ郡ロバ及びウッスラ・モケ2小学校支援計画	H18.9.28	H23.3.16	2学校への支援。学校増築、トイレ設置。机椅子など学校備品の供与。	¥9,714,165	ROBA(農家・牧畜民生活向上農村機構)	教育機材が未購入	急激な物価上昇のため、教育機材の購入資金が不足し、案件完了まで時間を要した。	被供与団体は椅子及び机等を自主制作し供与品目の調達完了を目指した。被供与団体は、自助努力で資金調達を行い、供与品目の購入を続けていたが、これ以上の資金調達が困難であるため、教育機材の購入を一部断念し、大使館に計画変更の申し出を行った。現地モニタリングを実施し、適切に学校運営が行われていることが確認できたため、計画変更を認めたこととした。	インフレが激しい同国においては、必要な機材を早期に購入するよう促すとともに、必要に応じて現場を視察するなど、きめ細かいフォローアップを行う。また、プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。
9	エチオピア	オロミア州ギンビチュ郡衛生環境向上計画	H18.11.24	H22.11.9	湧き水を利用した給水施設5箇所、井戸建設及びフェンス建設5箇所、5洗濯場建設、5トイレ建設、5人工水路の建設、トレーニング	¥9,933,390	農村の子供と孤児のための希望(ホルコ)	水路1,500mが未施工	急激な物価上昇のため、建設資金が不足し、案件完了まで時間を要した。	会計監査報告による執行残額の確認を行い、不足金を確認。現地モニタリングを実施し、完成した供与品目のみで、増設を開始することが出来ることを確認できたため、計画変更を認めたこととした。	インフレが激しい同国においては、必要な資材等を早期に購入し、経費の圧縮に努めるよう促すとともに、必要に応じて現場を視察するなど、きめ細かいフォローアップを行う。また、プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。

10	エチオピア	オロミア州ジンマ市アッハジファール職業訓練センター拡張計画	H18.12.28	H23.6.30	職業訓練センター建設、訓練用機材供与	¥9,946,266	エチオピア改善促進委員会	外部監査報告書の不備、未使用金による機材購入が遅れている。	被供与団体の事務処理能力不足。物価上昇のため建設費が高騰し、機材購入分の資金が不足している。	外部監査報告書の不備を指摘し、修正を求めるとともに未購入品の入手を促した。 被供与団体は、自助努力で資金調達を行い、供与品目の購入を行ったが、これ以上の資金調達が困難であるため、一部機材の購入を断念し、大使館に計画変更の申し出を行った。 現地モニタリングを実施し、供与された機材により職業訓練活動が開始されていることが確認できたため、計画変更を認めることとした。	インフレが激しい同国においては、必要な資材等を早期に購入し、経費の圧縮に努めるよう促すとともに、必要に応じて現場を視察するなど、きめ細かいフォローアップを行う。また、プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。
11	エチオピア	オロミア州ドコレ小学校及び周辺住民のための給水計画	H18.11.24	H23.3.17	泉からの取水システム、給水貯水槽、給水所等。	¥1,352,645	ホーリー・ゴースト・ファーマーズ	団体責任者及び担当者が不在となり、必要な書類が提出されなかった。また、プロジェクト実施地がウニア国境の僻地にあり、連絡手段も少ないことから、進捗状況の確認ができなかった。	通信環境が整っていない地域で実施していたため、進捗状況の確認が困難であったことに加え、事務処理能力が低い被供与団体と贈与契約を行ったため。	団体職員である神父に大使館員から頻りに連絡を試みているが、連絡が取れない場合が多く、外部監査報告の確認を行っているものの、数ヶ月間回答が得られなかった。 現地モニタリングを実施し、団体関係者に必要な書類や手続きについて指導を行った。	通信環境が整っておらず、被供与団体との連絡が困難な地域に対する支援は、定期的なフォローアップを行うことが難しいため、実施の可否を慎重に検討する。
12	エチオピア	ティグライ州メケレ市アツエイ・ヨハネス小学校拡張計画	H20.1.28	H22.12.13	2階建て校舎1棟(8教室、2事務所)	¥9,999,200	アツエイ・ヨハネス同志会	セメント等の建設資材の未購入	急激な物価上昇のため、セメント等の建設資材の購入資金が不足し、案件完了まで時間を要した。	建物1階部分は完成しており、現地モニタリングを実施したところ、裨益効果を確認できたので、計画変更を認めることとした。	インフレが激しい同国においては、必要な資材等を早期に購入し、経費の圧縮に努めるよう促すとともに、必要に応じて現場を視察するなど、きめ細かいフォローアップを行う。プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。
13	カメルーン	ガルア市ろう学校移転計画	H20.1	H23.2.23	カメルーン国内にはろう児専門施設が少なく、北部州ガルア市においては、本団体を含めた各団体しか存在しておらず、教育が満足に行き届いていないのが現状である。現在同団体施設は借り上げ施設のためコストが高く、施設を拡張する等の変更も不可能である。そこで、同施設を取得済みの土地に移転させることで施設の充実を図り、ガルア市内のろう児の教育環境を整備する。	¥9,288,468	ろう児専門学院(ローカルNGO)	工事の延滞	大使館に相談なく、被供与団体が設計図の変更を行い、その費用をまかなわずの業者が経費を捻出できず、工事が延滞したままになっていた。	平成20年5月、被供与団体より進捗状況報告書が提出された。大使館からメール及び電話にて進捗状況確認を続けていたが、平成21年1月の現地調査を目前にして、被供与団体よりプロジェクト延長届けが提出された。 平成22年1月に現地調査実施。80%の完了が確認できている。3月末終了を目指して指導を行った。3月になって工事進捗状況が報告されなかったため、7月現地調査を実施。左記の問題が初めて報告された。現在までの資金使用を確認し、資金捻出を踏まえた案件実施計画書の提出を要求。8月末日に被供与団体より右書類が提出された。12月に現地調査を実施。資金が確保され、事業が順調に進捗していることが確認された。 平成23年1月、最終報告書が提出され、2月に大使出席で竣工式が行われた。	事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、過去の供与団体による、実施団体の評判、事業規模の適否などについてより一層検討する。 調査・確認が十分出来るよう、案件形成期間をもつ。 事前調査時に本スキームの趣旨、コンプライアンス、報告義務、手続き等を説明し、申請意志の変更がないかを確認するとともに、本スキームの実施に必要な手続きを始めから十分に理解してもらう。 贈与契約の締結の際には、贈与契約の内容に沿って適切に事業を実施することなど、贈与契約の内容や草の根・人間の安全保障無償資金協力の趣旨を団体に対し十分に説明し、一層周知する。 計画変更の場合に必要な手続きの周知を徹底する。 団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、適時に団体に赴くなどして、施設、機材の現況についての確認、団体の活動状況の把握などをより一層行う。 約束されている被供与団体提供資金の額等を取り戻すに書面で確認する。 被供与団体からの報告には事実を反映していない内容も含まれることがあるため、モニタリングも含め、現地訪問の回数を増やし、問題の早期発見に努める。
14	タイ	カオブラブイーハン国立公園における不発弾および対人地雷除去計画	H19.12.11	H20.12.10	タイとカンボジア国境にあるカオブラブイーハン国立公園内で地雷除去を実施する計画を支援するもの(人件費等)。また、被供与団体は他の日本のNGOが解散するときに機材の譲渡を受けている。	¥30,700,000	ピースロードオーガニゼーション財団	地雷除去という当初の目的は達成されたものの、国境紛争の影響で観光客が減少し、地雷除去による効果が薄れている。 機材も未使用のままとなっている。	プロジェクトサイトにおいて、想定外の武力衝突が発生したため。	2011年7月中旬よりタイ、カンボジア両軍の撤退により国立公園が再開した。観光客が訪れるようになり、土産物屋が開かれるなど状況が好転しつつある。依然国境は封鎖されたままであるものの、GGP支援により実施した地域の活性化と地域住民への裨益となっていくと考えられる。また被供与団体もドナーの支援により、別地域で地雷除去活動を継続し、またGGP支援により提供した重機についても、きちんと保管、点検を行うなど管理されている。	紛争という外部要因に左右されるところが大きいものの、常に推移を見守りつつ、安全面に配慮しながら、効果発現に向けて粘り強くアプローチしていく。
15	タイ	洪水被災地における飲料水供給支援計画(ジャリム地区)	H19.1.8	H20.2.29	地方自治体が申請団体の案件で、洪水被災地の学校に飲料水供給システムを設置し、村民に市価より安価に飲料水を提供する計画を支援するもの。緊急的要素の強かった支援である。	¥3,267,000	ウッタラデット県タープラー郡ジャリム地区行政機構	市場での価格が、提供した飲料水提供システムを使用したものより安価になったため、学校での使用のみになっており、当初の目標は達成されていない。	緊急支援ということもあり、住民のニーズを十分に把握できなかった。	計7つの学校のうち、住民への販売につなげている設備が4カ所あり、一定の効果が実現されている。学校毎に運営主体を外部へ委託したり、行政からの支援で設備を強化し、改善をはかるなど、工夫がみられる。また、市場価格より安価な供給ができ、販売促進につながっている例や、販売の利益を電気代等に充当するなど、効果を見ることができている。	緊急支援案件であっても、飲料水に対する住民の要望につき、確認が必要であった。採算面で市場価格と競争が出来るかどうかの確認も必要であった。途中から地方自治体は関与しておらず、地方自治体からの申請も慎重に審査する必要がある。
16	タイ	チェンマイ市への中古消防車輸送計画	H18.2.1	H19.3.8	日本から輸送される消防車の輸送費を支援するもの。	¥1,559,525	チェンマイ市	消防車とホースの給水口の金具部分が日本の様式と異なっていたため、金具部分を交換する必要があったが、交換に必要な予算措置が遅れ、未使用となっている。 また、旧式な消防車のため、メンテナンスに問題が生じるおそれがあると考え、保税倉庫での料金等多額の団体負担が発生した。	供与団体と被供与団体との意思疎通が、技術的な部分も含め、不十分であった。 税関手続き遅延は被供与団体側が原因。	消防車の利用ができるよう改修済み。	中古品を提供する時には、大使館、供与団体及び被供与団体が、提供する機材等の仕様等を事前に認識をする。
17	中国	安徽省宣城市津県黄村鎮敬老院移転計画	H20.3.3	H21.5.26	安徽省宣城市津県において、120人の農村の身寄りのない老人を収容できる新しい敬老院を建設するため、廃校となった中学校の旧校舎を活用し、住宅、浴室、食堂等に改築するほか、中国側の資金で総合活動棟(2階建、510㎡)を新築するもの。	¥9,740,288	安徽省宣城市津県人民政府	被供与団体代表者の説明は以下のとおり。 ・材料価格と人件費の高騰による工事費総額の増加や、為替レートが大幅に変動したため、被供与団体において中国関係機関から予算を集めたものの、資金不足により総合活動棟の建設面積を減らさざるを得なかった。 ・食堂と浴室については現存のものを改築する予定だったが、新築の総合活動棟内に設置し直したほか、入居者の便宜を図るため、敬老院の風通しや採光がよくなるよう設計を一部変更した。 ・供与された資金の用途の変更。	被供与団体及び上級関係機関に対して、これまでの経緯、供与品目の現状について、至急報告するよう指導するとともに、事前の連絡のないまま実施内容の変更が行われたことは遺憾である旨申し入れ、状況の詳細についての説明を求めた。 被供与団体からは、草の根無償への感謝と謝罪の意が表されるとともに、状況と経緯についての詳細な報告があった。その結果、現在、「中日友好敬老院」と命名された敬老院には、身寄りのない老人が入居し、入居者の生活環境を大きく改善し、記念碑や地元メディアを通じて宣伝広報されており、概ね所期の目的を達成していることが確認された。	案件選定・事前調査・贈与契約の締結の際には、被供与団体や上部関係機関に対して、関係機関を交えて慎重に計画立案し、計画変更を要する状況が生じた場合には、可及的速やかに連絡すること、省・県など各関係機関による事業実施のための管理監督体制を組織し、連絡をより緊密に行うなどの指導の徹底を図る。	
18	中国	安徽省碭山県趙屯郷薛口中学校総合棟建設計画	H20.3.3	H21.10.17	安徽省碭山県趙屯郷に位置する薛口中学校の総合棟(三階建て、建築面積1045㎡)を建築し、1000人に増加すると見込まれる本校中学生の教育環境を改善するもの。	¥9,959,528	安徽省碭山県人民政府	被供与団体代表者の説明は以下のとおり。 ・平成20年5月の四川大地震後、中央政府から学校建築物の新築強度を引き上げるよう要求され、設計・構造を変更せざるを得なかったこと、材料費と人件費が高騰したことにより、工事費総額が増加したほか、為替レートが大幅に変動したため、被供与団体において中国関係機関から予算を集めたものの、資金不足により建築面積を減らさざるを得なかった。 ・また、本件贈与契約締結後、上級関係機関の政策変更を受けて、当該学校を含む県内の小中学校が統廃合され、当該学校の学生数が増加することになったものの、原案の建設地は土地面積が十分ではないことから、新たに建設地を選定した。	被供与団体及び上級関係機関に対して、これまでの経緯、供与品目の現状について、至急報告するよう指導するとともに、事前の連絡のないまま実施内容の変更が行われたことは遺憾である旨申し入れ、状況の詳細についての説明を求めた。 被供与団体からは、草の根無償への感謝と謝罪の意が表されるとともに、状況と経緯についての詳細な報告があった。その結果、現在、「中日友好総合棟」と命名された、当該学校の教育環境の改善に貢献しているほか、地元メディアを通じて宣伝広報されており、概ね所期の目的を達成していることが確認された。	案件選定・事前調査・贈与契約の締結の際には被供与団体や上部関係機関に対して、関係機関を交えて慎重に計画立案し、計画変更を要する状況が生じた場合には、可及的速やかに連絡すること、省・県など各関係機関による事業実施のための管理監督体制を組織し、連絡をより緊密に行うなどの指導の徹底を図る。	
19	中国	北京市利智センター知的障害者農業療養施設整備計画	H17.6.29	H19.4.5	民間組織である北京豊台利智リハビリセンターが北京市西部部の房山区に建設した知的障害者のための農業療養施設において、中国のローカルNGOを通じて、知的障害者のリハビリ環境を改善するため、農業機械の購入、施設内暖房の整備、野菜栽培用温室の建設を行うもの。	¥4,384,325	中国国際民間組織合作促進会	平成21年10月、二年後調査実施のため、在中国大使館より実施団体である利智センターに連絡したところ、プロジェクトサイトである農業療養施設が閉鎖されている事実が判明した。 本案件は、プロジェクト実施期間中に、土地トラブル(土地買収の値上げ)が発生し、法的手段を通じて解決を図るため、完了期限を6ヶ月延長した経緯があったが、その後、平成19年4月にはプロジェクトは完了、最終報告書も提出されていた。	平成19年12月、裁判所の判決により、土地の一部を地元住民へ返却しなければならなくなったことから、翌年3月に農業療養施設は閉鎖された。 また、本件贈与契約締結後、上級関係機関の政策変更を受けて、当該学校を含む県内の小中学校が統廃合され、当該学校の学生数が増加することになったものの、原案の建設地は土地面積が十分ではないことから、新たに建設地を選定した。	施設閉鎖が判明した直後、利智センター及び被供与団体である中国国際民間組織合作促進会(CANGO)に対し、これまでの経緯、供与物品の現状及び今後の計画について、至急回答するよう指示した。これに対し、利智センター及びCANGOからは、書面をもって謝罪の意が表されるとともに別の土地で新たな農業療養施設を開くべく活動中であり、供与物品については当該新施設で利用したい(譲渡・廃棄のものについては利智センターが購入)との要望が提出された。 その後、平成21年5月、新施設が開園、同年7月に在中国日本大使館職員による現地調査を実施した結果、新施設における供与物品の活用は、障害者のリハビリ環境の改善という所期の目的にかつうのであり、一部譲渡・廃棄された物品についても利智センターが自己資金で購入するとしていること等から、計画変更を認めることとした。 CANGOに対し、本件のような問題が発生したことは大変遺憾であるも、新施設開園に向けた努力を評価し、計画変更を認めることとする旨、また、利智センターにおいて変更後の計画内容が確實に履行されているかを管理監督し、履行状況を適時に当館へ報告するとともに、新施設におけるプロジェクトの円滑な実施に努めるよう口上書をもって通知した。 その後、当館職員が現地調査を実施。一部譲渡・廃棄されていた物品が揃っており、農作業によるリハビリの環境整備が行われているなど、概ね所期の目的を達成していることが確認できた。	プロジェクト実施期間中、被供与団体に対し、万が一計画変更等を要する状況が生じた場合、早期に状況につき連絡するよう徹底を図る。

20	中国	雲南省龍陵県黄連河小学校新校舎建設計画	H18.3	H18.9	中華人民共和國雲南省の龍陵県黄連河小学校において校舎を建設するための資金を供与したものの。	¥8,026,284	雲南省龍陵県人民政府	本件実施に併せて行われる予定であった隣接校との統合が同校の寄宿舎等整備が完了していないため実施されず、児童数が予定されていた人数に達していない。	現有宿舎は危険な建築物に指定されており使用できず、他方で財政難から新宿舎の建設時期がまだ決まっていないため隣接校との統合が実現していない。	平成21年4月に行なったフォローアップ調査において、本件問題を確認した。その後、問題解決に向け関係機関による話し合いが行なわれ、暫定的措置として校舎の一部の改修を行い寄宿舎として利用することが決まった。その結果、平成23年秋より近隣の小学校を同校へ併し、児童数は201人まで増加することとなった。今後資金が調達でき次第新宿舎を建設する計画。	プロジェクトの裨益効果に被供与団体の責任が大きく関わる場合は、計画全体に対する資金面での実現可能性を含めた被供与団体の実施能力の有無を慎重に判断する。
21	トルコ	ディアルバクル・困窮地域に居住する女性のための自立支援センター整備計画	H19.3.28	H19.7.21	トルコ共和国のディアルバクル県シルヴァン市において、地域女性のための職業訓練室、図書室、保育所に必要な備品を供与するもの。	¥5,877,450	シルヴァン市	被供与団体は、地域女性の社会性向上等を目的として、ガラス細工教室の開講を予定していたが、プロジェクト完了直前にトレーナーとして採用を決めていた者が急ぎよ引越すことになり、同教室の開講が難しくなり、未利用資金が発生した。	ガラス細工教室にトレーナーとして採用を決めていた者が急ぎよ引越してしまった。	平成21年1月、被供与団体より、同問題及びその解決方法(PC教室の拡充)について大使館が相談を受け、同年2月に現地調査を実施し、問題を確認するとともに、過去の経緯、当初及び将来の建物の利用計画、PC教室の利用実績等を整理し、報告するよう指示した。その後、大使館との協議を繰り返し、平成22年1月、被供与団体より、上記指示内容に対する回答が提出された。本省からの承認を受けて、被供与団体は「PC教室の拡充」を行い、平成22年5月、大使館にてモニタリング調査を実施し、適切に資金が使用されていることを確認した。	プロジェクトの審査時には、持続可能性の観点から、不慮の事態における対処方法について、より詳細かつ具体的に確認する必要がある。計画している活動が特定の個人に依存している場合、代わりになる人物がいるのかについても確認しておく必要があり、同人名義での活動が困難な案件については避けるべきである。
22	ネパール	ジュナル用シンズリ保冷倉庫建設計画	H18.11.20	H19.12.25	貧困農家にとって貴重な現金収入源であるジュナル(地元地域柑橘類)に対し、出荷調整の長期化、高価格販売、安定出荷及び品質向上を可能とする為、シンズリジュナルマディにジュナル用の保冷倉庫を建設するもの。	¥9,571,530	シンズリジュナル開発協会(ローカルNGO)	倉庫完工(平成20年1月)後、ジュナルを保冷し出荷調整を行った実績がなかった。	当初計画では近隣電線からの配電を予定していたが、使用電力量が多すぎたため別の配線工事が必要となり、その整備に約1年を要した。また、当該施設への通電までには更に1年を要した。平成21年については、ジュナルの不作(例年生産高の30%減)及び農家が目的を理解していなかったため保冷倉庫を利用せずジュナルが販売され、保冷倉庫が活用されなかった。更に、保冷用容器等が整備されておらず、保冷準備が不十分となった。	大使館より、保冷倉庫利用の目的・利点等の理解促進の働きかけを行ったところ、2008年はジュナルが豊作となったことから2008年12月時点で140トンの保冷が開始された(収容能力250-300トン)。その後、収穫量に比し、利用状況にばらつきはあるが、2010年については、価格高騰の影響から早期の出荷要請があったことから、保冷期間は例年に比べ短かったものの、220トンの保冷が確認された。	今後も引き続き、対象農家に目的・利点等の理解を促し、供与施設の一層の活用を図っていく。施設建設の場合には必要な電力量の確保の見通しをより慎重に確認する。
23	ベトナム	イアクア村医療センター建設計画	H19.2	H21.4	ベトナム中部のザイ省チューパー郡イアクア村において、地域の医療センターの建設及び医療機材を供与するもの。	¥9,627,918	イアクア村人民委員会	施設は建設されたものの、機材が整備されていない。	当初施設建設と機材整備の両方を支援対象としていたところ、被供与団体より、機材整備は先方自己予算で手当てするため、本件資金はまず施設建設に充てたいとの要請があり、予算の確保にかかる確約状を取り付けた上で計画変更を承認していたが、予算配分が未だなされていない。	平成21年4月のモニタリングにおいて、機材が未だ整備されていないことが確認され、医療機材の早期整備を被供与団体に督促したところ、平成23年1月、所用機材が全て整備された旨の報告を受けた。使用状況は、プロジェクト実施前よりセンター利用率が上がっている旨の報告を受けている。	引き続きモニタリングを行う。
24	ベトナム	クアンビン省職業訓練センター建設計画	H20.2	H21.5	ベトナム北中部のクアンビン省において、女性のための職業訓練センターを建設するもの。	¥9,915,680	クアンビン省女性同盟	施設は建設されたものの、機材が整備されていない。	完工後、被供与団体の自己予算で整備することとされていた機材の調達が進んでいない。	自己予算による機材の設置を働きかけ、現時点では当初予定されていた機材の65%が設置された旨の報告を受けている。なお、機材整備が不十分な状態でありながらも、これまで約1,000人が同センターで効果的な訓練を受けることができていること。	引き続きモニタリングを行う。なお、来年、省の予算が割り当てられることになっており、残りの機材も設置される可能性が高い。機材整備が100%進められ、更なる効果発現が期待される。
25	ペルー	インカワシ町ワルタコ灌漑整備計画	H20.3		ランバイク州フェレニヤ郡インカワシ町の水不足に苦しむ小規模農家の農業生産を促進するために灌漑設備を整備するもの。	¥9,999,084	社会研究センター・ソリダリダ(ローカルNGO)	資金不足により、現時点で全体の23%しか工事が進んでいない。	現地通貨ヌエボ・ソルが当初見積りより大幅に通貨高になったことに加えて、寒波が現地経済に大きな影響を与え、住民が出稼ぎをしなければならなくなり、工事への協力を得られなくなったため。カウンターパートであるインカワシ町役場からの資金協力を得られなかったため。	平成22年10月に行われた区長選挙で当選した新区長に対し、大使館及び被供与団体から累次の支援要請を受けた。平成23年5月に区長より不足分の材料費及び人件費を負担する旨の回答が得られたため、中断していた工事を再開し、現在、建設工事中である。	他資金との合併案とする場合は、計画全体に対する資金面での実現可能性を含めた被供与団体の実施能力の有無を慎重に判断する。
26	ペルー	ラ・メルセ上水改良計画	H20.3		ラ・メルセ州トルヒーヨ郡ラ・メルセ地区の地域住民の衛生環境改善等を目的として、上水設備を整備するもの。	¥9,713,808	ラ・メルセ州人口開発調査センター(ローカルNGO)	総区間約16km中、草の根無償の負担分の約7.5kmしか工事が行われおらず、州政府負担予定であった残りの区間の工事が行われていない。	現地通貨ヌエボ・ソルの高騰により、州政府から提供される予定だった資機材が提供されていないため。	累次に渡る大使館からの働きかけの結果、州政府が負担する部分の工事が地元の町役場の支援で行われ、上水設備は概ね整備が完了した。現在は、被供与団体より報告書が提出されるのを待っているところ。	草の根による支援が事業全体の一部をなし、地元の地方公共団体等からの支援に依存する場合は、地方公共団体からの支援の割合が大きくなりすぎないように注視すると共に、支援が期待できなくなった場合も想定し、被供与団体との連携を密にしている。
27	ボリビア	リマカチ小学校教室建設計画	H20.1	H21.11	ラパス県アンコライメス市にあるリマカチ小学校に不足する7教室、校長室及び倉庫の建設を行う。	¥7,303,360	アンコライメス市	建設は終了したものの、被供与団体が建設業者に建設費用を支払っていないため、業者が建物に封鎖し、現在建物を使用されていない。	H22.8に被供与団体より電話にて問題の報告があった。大使館より被供与団体に対し、問題の解決及び監査報告書の提出を再三求めた。H23.11に監査報告書が提出され、H23.3.11に引き渡し式を実施し、案件の終了が確認された。業者による建物の封鎖は解除され、小学校も活用されている。	供与した資金が贈与対象事業以外の目的に使用されることがないよう、これまで以上に草の根無償資金協力の制度に則った案件の実施を周知徹底させるとともに、計画実施段階より、常時被供与団体と連絡(外部監査も活用)を取り合い、事業の適切な執行に努める。	
28	ボリビア	ボロマ市集落及び女性グループ集会所整備計画	H19.10	H21.11	ボロマ市ボロマ集落にて集落の集会所の建設と設備の整備、また、チルチスタ集落にて女性グループが研修に使用する集会所の建設と設備の整備を行う。	¥5,038,924	ボロマ市	H22.9に事後調査を行ったところ、被供与団体の負担事項である机、椅子などの家具類が整備されていないことを確認した。また、監査報告書が未提出である。	被供与団体による事業の適切な管理が行われていなかったため。	大使館より被供与団体に対し、機材を早急に整備するよう口頭及び文書にて督促するとともに、JICA専門家とも情報を密にし問題の解決に努めた。H23.7にJICA専門家が現地訪問し、家具類が整備され、集会所としても活用されていることを確認した。被供与団体は現在、監査会社と連絡を取り、監査報告書の作成準備中である。	引き続き、被供与団体に対し、監査報告書の提出を求め、事業の完了に努める。また、供与した資金が贈与対象事業以外の目的に使用されることがないよう、これまで以上に草の根無償資金協力の制度に則った案件の実施を周知徹底させるとともに、計画実施段階より、常時被供与団体と連絡(外部監査も活用)を取り合い、事業の適切な執行に努める。
29	モリタニア	アドラール州オアシス保健所整備計画	H19.2.1	H19.10	モリタニア国の、アドラール州オアシス地域の保健所(2箇所)において、無線一式及び医療機材(診察ベッド、治療機、出産機材一式、幼児体重計、医療用メス等)を整備し、医療環境改善を図るもの。	¥2,249,440	アドラール州保健社会推進事務所(保健社会事業省の地方事務局)	平成19年10月に最終報告書が提出されるも、同年草の根委員の現地視察により、①看護師が未派遣のため機材のほとんどが梱包されたままであること、②それぞれの保健所に適切に機材が搬入されていないことが確認されている。	看護師の派遣遅延につき、被供与団体からは在セネガル大使館へ報告されていた。また、2008年のクーデターによる政情の悪化により、フォローアップが一時的に中断していた。	在モリタニア大使館は2009年12月開館後、翌年2010年9月よりフォローアップを再開し、2011年3月、被供与団体より提出された内務・地方分権省の公文書の写しによって、アドラール保健所に看護師が配備されていることが確認された。同年4月、被供与団体からの報告により、医療機材は予定通り2つの保健所への設置が完了し、機材は現在まで地域住民への医療サービスに使用されていることを確認した。	案件選定にあたり案件の必要性だけでなく、被供与団体の過去の実績、透明性、実施管理能力の審査を十分に行う。資金提供後は、被供与団体の資金引落しの際には大使館からの書面による承認を必要とすることを徹底し、大使館からの現地視察を含めたモニタリング拡充により資金の適正使用を確保すると同時に、問題の早期発見に努める。案件形成及び選定にあたっては、案件の必要性だけでなく、被供与団体の過去の実績、財務状況及びプロジェクトの実施管理能力の審査を十分に行う。資金の供与については、分割供与あるいは銀行特約方式を採用することを徹底し、大使館からの現地視察を含めたモニタリングの拡充により、資金の適正な使用を確保すると同時に、問題の早期発見に努める。
30	モザンビーク	マプトボアネ郡アンブロジオ保健所建設支援計画	H20.7	H23.8	マプトボアネ郡アンブロジオ地区において保健所、看護師長用家屋の建設及び医療機材の設置を行う。	¥9,992,025	フーコン(ローカルNGO)	当館と被供与団体がG/C署名を実施した後に、保健省(中央政府)より、本案件で使用する建設基準の図面は、既に2~3年前に廃止したものであったため、新規の基準に合わないとして建設許可を適度して撤回し、新基準(分娩室を診療棟(本棟)とは別棟とする産婦人科棟を設置する設計)に基づき建設するよう要求された(なお、保健省が、既に使用廃止とする旧建設図面は、当館が予め、郡保健局より建設許可を文書で得ていたもの)。新建設図面による建設費は、旧基準の3倍となるため、既に着手していた本件建設が一時的に停止となった。	当地保健省内(地方保健局と中央政府)の建設基準に関する情報共有が成されておらず、行政機関としての統制力が不十分であった。	当館ハイレベルから保健省への働きかけにより、分娩室を診療棟内に設置することに合意。また新たに先方から要請のあった看護師用家屋(先方からの要請により草の根ではこのかわりに便所を建設した経緯あり)については、当地大使館の協力を得て建設。平成23年8月に引渡式を実施し、本件は完了した。	地方における案件においても、中央政府からの承認を同時に入手する、またモニタリング視察などの際にも可能な限り、中央政府からの参加を求めるなど、特に行政能力が不十分な省に兼轄される案件に関しては、慎重に案件形成を行う。
31	モンゴル	ウランバートル市バヤンズルフ区第3番幼稚園増築計画	H17.7.1	H20.1.10	定員75名の園舎を増築するもの。	¥9,951,000	ウランバートル市バヤンズルフ区第3番幼稚園	増築後、1年余りで雨漏りが発生。雨漏りにより、天井パネルの落下、2階部分のすべての電気系統・照明の故障、カビの発生などの不具合が発生しており、大規模な改修が必要になっている。	実施業者による、コストダウンのための手抜き工事により発生した。竣工時には問題がなかったため、行政監察局の検査では見抜くことが出来なかった。また、当時は外部監査を行っていなかったため、チェック体制が不十分であった。	平成22年7月、大使館がフォローアップ視察を行い、同問題を把握。実施業者に電話連絡をしたが、途中で電話を切られ、以降連絡が取れない状態。毎年、幼稚園の予算にて小規模な修繕を行っており、雨漏りを防げるよう手当てしている。平成23年3月、大使館立ち会いの下、幼稚園と実施業者との間で協議を行い、その結果、実施業者負担により電気系統及び内装工事が実施された。幼稚園は、屋根の改修工事を市当局に要請中。	現在は、実施業者と被供与団体の契約の保証期間を3年とし、計画の実施後、最終送金の前に外部監査を実施させ、チェック体制を強化している。
32	モンゴル	セレンゲ県スフバートル郡専門学校改修計画	H20.9.19	H21.8.20	校舎の屋根、壁、ドア、窓、天井、床、上下水道管及び暖房設備の改修を行うもの。	¥8,920,333	セレンゲ県スフバートル郡専門学校	平成22年5月、同校長が大使館の許可なく案件口座から為替変動による残金のうち8,583,088ドルを校長の管理する学校口座に無断送金した。銀行は、大使館からの指摘を受け、全額を案件口座に返金した。	無断送金は銀行のミスが原因であるが、被供与団体が残金の取り扱いについて正しく理解していなかったことが根本的な原因である。	大使館の調査により無断送金が判明したため、銀行に問い合わせたところ平成22年5月、同校長から署名変更用紙の提出があり、本来、大使館の署名がなければ変更不可のところ、チェックが怠り、署名者を変更して8583,088ドルを学校口座に送金した由であった。銀行は、ミスを含め、平成22年9月、案件口座に8583,088ドルを返金した。同資金は為替変動による残金であるが、一方、本件事業費は物価上昇の影響等により増加しており、双方で協議した結果、同資金の範囲内で事業費増加分を支出することとした。	新規案件採択時には、G/C記載内容等の説明をさらに徹底し、誤解が発生しないよう努める。

33	モンゴル	ドンドゴビ県ゴビオグタル郡9年制学校寄宿舎改修計画	H20.2.14	H23.8.10	学校寄宿舎の改修(屋根、電線、上下水道、暖房、床、ドア及び窓等)を行うもの。	¥9,812,208	ドンドゴビ県ゴビオグタル郡	平成20年2月20日、1回目の支払い(70%)が行われたが、実施業者は、機材の輸入手続きが滞っているとして工事を開始しなかった。その後、実施業者との連絡が取れなくなり、現在まで工事は開始されていない。	施工業者の経営状態が悪化していた。	ゴビオグタル郡長(G/C署名者)は、実施業者との連絡が取れなくなった時点で警察に通報。 12月県知事宛書簡を发出。 平成21年10月、ウランバートル市スフバートル区警察より、実施業者を選捕した旨電話連絡。 スフバートル区警察によると、実施業者が他にも詐欺行為を起したため、その行為に対しても追加尋問中であるとのこと。 実施業者は、1回目の支払い(70%)分の資金を払い込んでしまっており、平成23年3月、被供与団体は、国家予算により同額を補填して工事を再開した。 平成23年8月、被供与団体より工事が完了した旨連絡があり、同9月にフォローアップ視察を実施した結果、工事が適切に完了していることが確認された。	引き続き状況把握に努める。 プロジェクトに問題が発生した際の早期解決を促すため、従来、郡、学校などが被供与団体となっていた案件については、現在では、より指導力の高い県を被供与団体としている。 実施業者の経営の健全度を確認するため、国税当局に業者の納税状況を確認している。
34	モンゴル	ドンドゴビ県エルデネダライ郡幼稚園建設計画	H19.3.20		幼稚園舎(定員75名、2階建て、288㎡)を新たに建設するもの。	¥9,987,114	ドンドゴビ県エルデネダライ郡幼稚園	平成19年3月に第1回目の支払い(70%)を行った後、全体の工程の約40%が終わった時点で工事が中断した。 平成20年12月、実施業者は、契約に反して工事が遅れていることを認めた上で、平成21年春に工事を再開する旨述べたが、その後も工事は再開されていない。	施工業者の経営状態が悪化していた。	平成20年12月ドンドゴビ県知事宛書簡を发出。 平成21年10月、大使が同幼稚園を訪問し園長と面談。園長は、本事業について裁判所に訴えたい、今後の動向は大使館へ報告したい旨述べた。 その後、園長が実施業者を裁判所に告発した結果、実施業者は、平成22年6月から工事を再開した。 平成22年9月、ドンドゴビ県行政監察局監査官の判断書により、工事が80%進行していると確認されたため、第2回目の送金として全体の10%に当たる8,998米ドルを送金。(残りは20%に当たる17,996米ドル) 平成23年6月、同幼稚園より工事が完了したとの連絡があり、確認のためフォローアップ視察を実施した。暖房ボイラーの出力が建物の広さに比べて不足する可能性があり、最終送金は、12月に暖房の利き具合を確かめた上で行う予定。	引き続き状況把握に努める。 プロジェクトに問題が発生した際の早期解決を促すため、従来、郡、学校などが被供与団体となっていた案件については、現在では、より指導力の高い県を被供与団体としている。 実施業者の経営の健全度を確認するため、国税当局に業者の納税状況を確認している。
35	ラオス	タルワン村灌漑施設建設計画	H20.11.10	H21.2.16	ルアンナムター県ナーレー郡タルワン村において灌漑施設の建設を行うもの。	¥3,321,183	ルアンナムター県農林局(地方公共団体)	完工確認の際、 ①開墾する約束の農地が開墾されていなかった。 ②土水路の掃除が徹底されておらず、水が流れない部分があった。	被供与団体の灌漑施設の維持管理・農地開墾に関する認識が徹底されていなかった。	土水路については補修済み。開墾は実施済みとの連絡があった。	モニタリングを実施し、灌漑施設として機能しているのか、開墾する約束の土地を開墾したのかについて確認する。

改善すべき点などがある案件(全案件を掲載)

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更がありえます。なお、現在係争中の案件については掲載していません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	インド	東ガンダック用水路水力発電計画 (昭和59年度:供与限度額16.30億円)	H8.7	発電用のバイパス水路を建設し、低落差発電を行うもの。	発電所の下流部分の放水口水位が十分に下がらないため、発電量が計画値の約3割に留まっている。	放水口の落差不足については、放水路の容量不足が原因となっている。先方事業実施機関による設計段階での調査が必ずしも十分ではなかったと考えられる。	実施機関は下流に別の放水路を建設することで水位を下げる工事を行っており、進捗状況を随時確認する等、必要に応じ働きかけを行っている。	下流放水路の建設状況を随時確認し、必要に応じ働きかけを行っていく。 (2009年度事後モニタリング報告書)放水口の落差不足については、放水路の容量不足が原因となっている。事後評価時にも指摘されたように、設計時のシミュレーションをより徹底して行うなど、設計段階でより慎重な調査を行うべきであったと考えられる。
2	インド	テースタ運河水力発電計画 (昭和61年度:供与限度額80.25億円) テースタ運河水力発電計画(II) (平成2年度:供与限度額62.22億円)	H12.3.31	電力供給の安定化を図るため、水力発電所を建設するもの。	水路護岸の崩壊と堤防決壊のリスクを避けるために放流量が抑制された上、2003年度以降、水路の修復工事により乾季の放流が停止されたため、発電量が計画より低調にとどまっている(2005~2009年度の5年間)。	実施機関である電力庁と水路を管理する水資源庁との間で調整が不十分であったことが考えられる。	水路部分の修復工事は続いていることから、発電量不足を解消できる十分な流量を確保できていないため、インド側関係機関に対して協議を通じ働きかけを行っている。	水路部分の修復工事の状況を随時確認し、働きかけを行っていく。 (2002年度事後評価報告書)水路を利用する水力発電プロジェクトにおいて、水路の維持管理を実施する機関がプロジェクトの実施機関と異なる場合、水路の維持管理機関も事業の持続性に大きな影響を与える可能性がある。従って、同様の事業においては計画時に、維持管理の全体的な枠組みについて十分な検討を行う必要がある。
3	インド	レンガリ灌漑計画(I) (平成9年度:供与限度額77.60億円) レンガリ灌漑計画(II) (平成15年度:供与限度額63.42億円) レンガリ灌漑計画(III) (平成21年度:供与限度額3.72億円)	実施中	インド東部オリッサ州ブラマニ川流域において、灌漑施設を新設し、水利組合の組織化や営農指導を行うもの。	当初計画に織り込まれていた、(1)野生象の移動用の橋建設(灌漑水路をまたぐもの)の未実施、(2)野生生物保護管理計画の未実施、(3)野生生物保護区域指定の未実施、(4)モニタリング委員会の未設置につき、NGOから照会あり。また、NGOから、環境クリアランスの要件(野生生物保護区域指定など)が遵守されないまま、フェーズⅢの契約が調印されたとの指摘を受けている。	左記の通り。	(1)野生象の移動用の橋はその後2007年時点でNGOも建設を確認。(2)野生生物保護管理計画は森林局により、計画を策定済。(3)野生生物保護区域については森林局より指定済み。(4)モニタリング委員会は設置済み。なお、環境クリアランス時の付帯条件(野生生物保護区域指定、同保護管理計画策定等)については、フェーズⅢの審査時点で事業実施機関であるオリッサ州水資源局及び森林局等の関連機関が手続きを進めている旨を確認している。	実施機関による野生生物保護管理計画の実施について、適切にフォローする。
4	インドネシア	バタンハリ灌漑整備計画(Ⅱ) (平成13年度:供与限度額76.39億円)	H21.10.26	スマトラ島西スマトラ州及びジャンビ州において、地域農民の所得向上に寄与するべく米等の増産を図る為、幹線・二次・末端水路等建設、排水路建設などを実施するもの。	灌漑面積が当初の計画より小さく、灌漑施設が十分に利用されていない。	プランテーション作物の国際価格の高騰等により、対象地域の一部で農民の作付け計画が変更された。	日本側より、整備済灌漑施設の他目的での活用を提案(2008年)。上記提案に基づき、本件にかかる相互協力に関する合意を公共事業省と県政府との間で締結。同合意に基づいて農地開発や養殖池整備などの施策を中央・地方政府予算にて実施中。	インドネシア政府に対して、整備済灌漑施設の活用方法につき継続して検討していくよう働きかける。
5	インドネシア	ピリピリ多目的ダム建設計画(I) (平成2年度:供与限度額66.62億円) ピリピリ多目的ダム建設計画(II) (平成4年度:供与限度額207.98億円) ピリピリ多目的ダム建設計画(III) (平成6年度:供与限度額34.98億円)	H11.12 H13.11 H13.12	スラウェシ島の中心都市マカッサル市において、多目的ダムの建設および関連施設の整備により、洪水被害の軽減、上水、工業用水、灌漑用水の安定供給、および急増が見込まれる電力需要への対処を図り、もって同市の経済発展に寄与するもの。	インドネシア側(マカッサル市)の予算措置が困難となり、浄水場第二期工事が着工されず十分な水供給が行えていない状況。またダム上流で大規模な崩落が発生したため、土砂の流入により水質が悪化し既存浄水場の処理能力が一部低下した。	浄水場の第二期工事の遅延による水供給不足は、97年のアジア通貨危機の影響が大きく、また、浄水場の処理能力の低下は自然災害によるものである。	浄水場の第二期工事に関しては、同地域を対象としたマスタープランに含まれており、現在、インドネシア政府内で事業実施可能性を検討中。崩落に関しては、2005年3月に本ダム上流を対象地域とする我が国円借款案件「メラビ山・ブロコ川流域及びバワカラエン山緊急防災計画」のE/N署名を行い浄水場への土砂の流入を防止する砂防壁の建設が行われている。	浄水場の第二期工事の建設に向けて、インドネシア側による準備状況をフォローする。また、土砂流入等の再発防止のため「メラビ山・ブロコ川流域及びバワカラエン山緊急防災事業」の実施を監視する。
6	インドネシア	ウオノギリ多目的ダム建設計画 (昭和50年度:供与限度額98.07億円)	S57.8	中部・東ジャワ両州を貫流するソロ川の上流域に多目的ダムを建設し、洪水被害の軽減、電力供給の充実、農業用水や上水の安定供給を図るもの。	ダム完成の昭和57年の後に行われた在外事後評価(昭和63年)において当初推定より堆砂速度が速い旨の報告がされ、平成14・15年度に無償資金協力事業により緊急浚渫工事が行われた。	ダム堤付近に流れ込むクドワン川流域の過度の農地開発により、浚渫工事後も想定以上の土砂流入により堆砂が進んでいた。	取水口付近の機能確保、貯水池全体の堆砂除去対策、上流域保全に係るJICA F/Sを実施。F/Sに基づき、ウオノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策計画(第一期)を2009年3月E/N署名。コンサルタントは2011年8月選定済み。現在コントラクター調達手続きを継続中。	現在調達手続き中である業者選定状況のフォロー及び、事業実施の管理を行う。これにより、ウオノギリダムの堆砂除去、土砂流入対策の効果があがることが期待される。
7	エクアドル	カタラマ川流域灌漑計画 (昭和62年度:供与限度額85.94億円)	H15.2	ロス・リオス県カタラマ川流域において、灌漑・排水施設の建設により、農作物の生産増大と生産性向上を図り、もって農家の生計向上と地域経済の発展を図るもの。	2006年度の事後評価において、事業目的である生産性の向上が計画値を下回っていることが指摘された。灌漑設備の利用率低さ、持続的な利用体制の未整備が問題。	先方政府実施機関による詳細設計時に対象農家を小規模農家(50ha以下)に限定したことに加え、農家が末端農地(灌漑用水路の末端部分周辺にある農地)整備のための農地提供に反対したことから、当初計画の3割の農地整備となっていること、また、受益者負担(農業生産の増加のためには末端農地提供や水利費の支払いなど)が必要であること)の考え方が十分理解されていないこと、灌漑農地の有効利用のための営農指導等ソフト面の支援が不足していたことが原因。また、実施機関の変更により、過去に蓄積されたデータや情報を十分活用するに至らなかったことも影響している可能性がある。	コンサルタントによる現状確認・灌漑利用向上のための方策提言を行った他、本事業関係者に対し、灌漑施設の利用改善等の本邦研修を実施。また、専門家を派遣し、当該事業活性化のためにエクアドルが作成する事業計画策定に向けたロードマップへの技術指導を行った。	(2006年度事後評価報告書)末端農地の未整備・灌漑設備の未活用については、対象農家に対し灌漑設備の導入による効果を伝え、潜在ニーズを引き出すための啓蒙活動を事業のスコープに含めることで、農家から積極的な関与を得て、一層円滑な農地整備を進めることが可能であったと思われる。 今後、左記技術支援の結果を踏まえ引き続き灌漑技術向上、作物栽培及び営農指導、水利組合の強化など状況の改善に向けた取り組みを行う。
8	エルサルバドル	ラ・ウニオン県港湾再活性化計画 (平成13年度:供与限度額112.33億円)	H22.8	コンテナ優先ターミナル、バルク優先ターミナル各々1本の建設及び航路、アクセス道路等の関連施設の整備により、ラ・ウニオン港を国際貿易港として再活性化し、もって同国において増加する海運貨物に対応することを目的としている。	2010年6月に開港したものの、現在までの利用状況は低調である。	2008年12月の港湾完成後も、港湾の運営方法(民間委託)に関する法案が通らず、荷揚げ等に必要な関連インフラの整備が進んでいないため。また、港湾完成時期は大統領選挙(2009年3月)直前であり、政権交代後も、港湾運営方法に関するエルサルバドル政府の方針が定まるまでに一定の時間を要したため。	①2009年、エルサルバドル政府の要請を受け日本政府・JICAが運営方式に係る調査を実施。民間オペレーター契約までは実施機関が運営することとし、2010年6月に開港。日本政府・JICAは引き続き港湾機能拡大を目的とする浚渫計画策定のための技術支援を実施中であり、港湾運営専門家の派遣を予定している。 ②また、港湾の運営方法(民間委託)に関する法案は、2011年9月に国会にて採択され、今後、実施機関等が民間委託のための入札を行う予定。 ③2011年9月以降、港湾運営委員会が民間の船舶会社と新規契約を結んだことで、今後定期的にコンテナ船が寄港することから、利用状況は改善していく見込み。	左記に述べた対応策を着実に実施し、港の機能が最大限発揮されるよう、引き続き協力を行っていく。今後の案件検討に当たっては、効果発現のために必要な法制度等が整備されているかどうか、より厳格な確認を行う必要がある。
9	ガーナ	発電バージ建設計画 (平成7年度:供与限度額121.95億円)	H13.7.9	電力需要の増大に対応するため、発電機器を搭載したバージ1隻を設置するもの。	発電バージが稼働していない。	燃料供給源として予定していたガス田(他ドナーの融資により開発予定)が整備されなかったため。	ガーナ政府に対し、発電バージの早期稼働に向けた努力を働きかけ、ガーナ側は、民間企業へのリースによる発電バージの稼働、電力売買を決定。現在、ガーナ政府と受託先民間企業の間では、燃料調達先を含む懸案の問題解決に向け調整しており、我が方からは、様々な機会を捉えて早期稼働に向けての働きかけを行ってきている。	燃料源の確定とその後の発電所の供用開始を待ち事後評価を実施予定。

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
10	ケニア	タナ川デルタ灌漑計画 (平成元年度: 供与限度額60.31億円)	H9.12	タナ川下流域デルタ地帯の稲作に適した肥沃な土地、水資源を有効活用して灌漑圃場(機械化栽培体系の導入および実施機関による一貫経営方式=エステート方式)を開発することにより、近年都市部を中心に消費量が増加している米の増産を図り、輸入代替、食糧自給の確立に寄与しようとするもの。	灌漑面積に関し、1997年12月の完成時点においてはほぼ達成されたが、完成直後のエル・ニーニョ現象による異常降雨、それによる洪水により灌漑施設が甚大な被害を受け、その後予定された事業効果は達成されていない。(1999年から稲作の再開を徐々に開始し、1999年には米の収穫が微妙に増加したものの、2000年には長引く干ばつのため事業規模を縮小。2000年の灌漑面積は計画の1840haに対して9分の1に過ぎない208ha。)なお、2010年4月の事業仕分け(有償資金協力)の場において、「熱帯モンスーンの影響による大雨により、作ったばかりの灌漑施設が壊れたという事業」と効果が発揮されていない事業の一例として指摘があった。	1997年及び2006年の洪水によって、堤防及び灌漑施設が被災したことが原因。	2009年時点において、実施機関の自己資金で修復された圃場の一部について耕作が行なわれているほか、2006年の洪水によって損壊した堤防及び灌漑水路についても暫定的な改修が進んでおり、灌漑施設の復旧に向けた作業が継続的に実施されている。	本格的な復旧には将来における灌漑施設の洪水被害を避ける上でも、タナ川流域全体の洪水管理計画を策定することが重要。現在タナ川上流にてケニア政府がダム計画のF/S調査を実施中であり、またJICAは全国を対象とした水資源マスタープラン策定に係る開発調査を通じ、タナ川流域において気候変動の影響を踏まえた降雨量調査を行う予定。今後は右の結果を踏まえ、下流域の洪水対策を検討する必要がある
11	ジンバブエ	マシヨナランド・マニカランド州通信施設整備計画II (平成8年度: 供与限度額114.51億円)	H13.10.22	増加する電話需要に対応するため、電気通信設備の整備を行うもの。	市内交換機の一部が設置されたものの、事業全体の完成に至らなかった。実際の貸付額は17.44億円。	応札書類の盗難事件が発生し、その後、公正な再入札の目処が立たなかったことから、貸付期限の到来をもって中止したため。また、当時、ジンバブエは土地改革問題などで国際的非難を浴びており、貸付期間を延長してまで事業を完了するという判断に至らなかったため。	本件については、貸付期限の到来をもって支援を中止した。	(2007年度事後評価報告書) 本件は、入札等の実施プロセスにかかわる不祥事(本体工事応札書類の盗難事件)の発生を契機として、同事実関係の不透明さ、再入札を実施した場合の再度の盗難の可能性を排除し得ないこと、ならびに公正な再入札のめどがたないことなどを考慮して、ジンバブエ政府からの継続の要請があったにもかかわらず、期限延長等の処置をせずに貸付期限の到来をもって中止された案件である。その当時、同国に対する円借款について繰り返し滞りが発生したため、更なる貸付の継続は債権保全上の問題となったこと、また、当時土地改革問題で国際的な非難を浴びていた同国に対して貸付実行期限延長という形で支援を継続することは非常に困難であったと考えられることなどを総合すると、本件の中止という結論そのものは正しい判断であったと考える。しかし、同国においては通信セクターにおける支援ニーズが高いこと、通信セクターにおける円借款のプレゼンスが大ききことを考慮すると、同セクターに対する支援中止の影響は大きく、現在においても、電話回線に関する質・量の両面における改善が強く望まれるところである。教訓としては、本事業のように支援中止という判断はさまざまな理由によりやむを得ないこともあるが、その決断が被援助国の開発に与える影響が大きいことに十分に留意する必要がある。
12	スリランカ	ククレ水力発電所計画 (平成6年度: 供与限度額212.27億円)	H17.6	スリランカの多降雨地帯(年間平均降水量3750mm)であるカル川支流ククレ川に調整池付きの流れ込み式発電所(35MW×2基)を建設することにより、同国の電力の安定供給を図り、もって逼迫しつつある電力需給への対応および社会経済の発展に寄与する。	影響を被る住民が補償内容が不十分であるとして、実施機関に対して訴訟を提起した。	実施機関が、影響を被る住民の意向等を踏まえ補償手続きを促進する努力、体制や経験が十分でなかったこと等が原因として挙げられている。	現地訴訟において、実施機関は影響を被る住民の補償内容特定に関する専属の委員会を組織し、補償範囲の特定等の問題解決に取り組んでいる。日本側では、スリランカ政府や実施機関に対して取組状況の定期的なモニタリングを導入し、対応している。	引き続きモニタリング等を通じて実施機関に対し迅速な解決を求めていく。 (2008年度事後評価報告書)実施機関とドナーは補償の遅れや不完全さを防ぐため、そのプロセスと進捗を注意深くモニターする必要がある。審査時には、実施機関が補償について十分な体制・実績をもつかどうかを確認することが重要である。経済的に脆弱な小農にとっては、事業により蒙った経済的損失を補う上で現金による補償だけでは不十分なことがあるため、対象者の社会経済状況に応じた補償内容の検討が必要である。
13	タイ	サタヒップ・マブタブット鉄道建設計画 (昭和63年度: 供与限度額30.02億円)	H9.1	バンコク東部臨海地域において、マブタブット・サタヒップ間の貨物専用線の敷設及び付帯設備の建設を行うことにより、マブタブット工業港・工業団地の貨物輸送の需要への対応を図り、もって東部臨海地域の開発に寄与するもの。	当初想定されていた貨物輸送量を達成できていない。	事業計画時に予測輸送量の約半分を占めた特定鉱物資源及び農産品について、完了後のタイ政府の方針転換等により前提条件が変化(ポタッシュ採掘・精製事業の未実現、及びマブタブット工業港での取り扱い品目の変更)したため、輸送需要が十分に発生しなかったこと等による。	事後モニタリングを通じて現状の輸送量を確認するとともに、他の顧客獲得に努めるよう事業実施機関たるタイ国鉄(SRT)へ働きかけを行った。	SRTはマブタブット地域の企業に対しマーケティングを行っている。また、本線以北、特にシラチャーチェンサオ間の輸送キャパシティの増強も課題の一つとなっているところ、SRTは2011年の完成を目標に当該区間の複線化を進めており、この輸送の改善が利用増につながることも期待される。 引き続き、輸送需要の動向把握に努めるとともに、実施機関に対し他の顧客獲得に努めるよう、継続的な経営努力を働きかけていく。
14	チュニジア	処理済下水利用灌漑計画 (平成9年度: 供与限度額17.07億円)	H17.10	処理済みの下水を利用した灌漑を行うため、貯水施設及び灌漑インフラ等を整備するもの。	灌漑面積が、夏期で計画比20%、冬期で同7%と限定的になっている。	下水処理施設のスケープが縮小されたことや灌漑農業の技術や作付け知識が農民に浸透していないため。	2010年3月に確認したところ、灌漑面積は改善に向かっている。引き続き、啓蒙活動の実施が推奨されているところ、現地事務所より実施機関の取組みをフォローしているとともに、大使館・JICA事務所からチュニジア政府に対しても、改善を求め申入れを行っている。	(2008年度事後評価報告書) 処理済下水の農業利用の経験実績があるにもかかわらず、処理済下水を利用した場合の収穫量の増加、農作物の質の向上、健康への影響の心配がないことなどの便益についての啓発が十分であるとは言えないため、今後事業の拡大は、農民への啓蒙活動を先行して行い、事業への理解と参加を促すことが大切である。特に伝統農法世代への処理済下水灌漑への理解不足が制約要因となる場合もあることから、年長世代への啓蒙活動が重要となる。
15	チュニジア	バルバラ灌漑計画 (平成9年度: 供与限度額19.13億円)	H16.10	農業の生産性向上及び生産増大を図るため、灌漑設備を整備するもの。	灌漑の利用されている農地が、36%に留まっている。	灌漑農業の技術や作付け知識が農民に浸透していないこと、また、技術指導等の啓蒙活動には一定期間が必要であるため。	2010年10月より、本事業の継続した援助効果を促進する目的で灌漑技術及び営農指導を行う専門家を派遣中。チュニジア政府に対しても、改善を求め申入れを行っている。	(2007年度事後評価報告書) 灌漑に不慣れな地域において新たに灌漑事業を実施する際には、インフラの整備と同時に、灌漑にかかわる営農活動の実施および実践を促すための技術的・財務的支援の実施を行うことが重要。
16	チュニジア	水資源管理計画 (平成10年度: 供与限度額71.84億円)	H21.11	チュニジアの北西中部地域において、灌漑、洪水防御、流砂防止を目的とした小規模ダムを建設するとともに灌漑地を整備するもの。	建設された小規模ダムは洪水制御、流砂防止の機能を果たしているが、灌漑については干ばつの影響を受けた政府方針の変更により予定灌漑面積が減少。	平成11年から14年までの干ばつやその後も引き続き続いた少雨の影響で一部の灌漑設備が見送られたため。	チュニジア政府に対して、灌漑施設整備に必要な政府予算の手当など改善への対応を求め、申入れを行っている。貸付実行期限は終了しているため、これまでの経緯を整理し、灌漑面積拡大の対応について技術支援等を通じた対応を検討している。	チュニジア政府予算による灌漑施設の整備状況をフォローするとともに、案件の効果発現に向けて、灌漑面積の拡大への対応についてチュニジア政府と協議し、支援する。
17	ネパール	ウダイプールのセメント工場建設計画 (昭和62年度: 供与限度額187.70億円)	H7.10	ネパール東部のウダイプールの日産800トンのセメント工場及び関連施設を建設し、急増するセメント需要に応えるとともに自給率の向上を図り、もってセメントの輸入代替の促進、外貨節約および雇用創出による経済成長の促進に寄与するもの。	1993年2月より運転を開始したが、実施機関の運営能力不足に起因する工場の故障停止が多く、稼働率が低迷。会計検査院の1997年度決算検査報告書において稼働率の低さが指摘された。稼働率は、検査院指摘当時の30数%から、援助効果促進調査(SAPS)の実施(1998年)、JICA専門家の派遣(1999年4月～2002年3月)を経て、2002年に入り50%まで向上し、2002年1月には黒字を計上するに至った。しかしながら、2002年3月のJICA専門家帰国、同年7月の同社総裁退任に伴い、稼働率と生産高は再度低下した。総裁再就任以降業績は改善傾向にあったが、スベアパーツの不足や治安問題もあり、業績は再び低迷している。	電力不足(停電、低電圧)、機材の老朽化・スベアパーツ不足、政治状況、治安・組合問題等。	日本大使館、JICA事務所が連携しつつ、ネパール政府に対し、稼働率改善に向けた本事業への継続的なコミットメントと対応を求めた。平成21年度も大使が工場を視察し、工場幹部・組合幹部に対し直接提言を行うといった働きかけを行っている。ただし、電力問題、治安問題等の影響は大きく、業績の低迷が続いている。	引き続き先方政府・工場に提言・働きかけを継続していく。 (2007年度事後モニタリング報告書) 国営企業の運営管理能力を強化するためにコンサルティング・サービス等を通じた技術協力をを行うときは、対象企業の企業文化、経営体質、組織制度、経営陣および職員的能力、政府の支援体制とコミットメント、政治的介入の有無などについて、現地コンサルタントを活用しつつ時間をかけて十分な調査を行い、技術協力が十分な効果を発揮しかつその効果が維持されるような条件がどの程度整っているか確認してから実施すべきである。さらに、技術協力を前提に円借款を供与する場合は、まず技術協力を先行させるなどして、そのような条件がどの程度整うかについて十分な情報収集を行ったうえで審査に臨むべきである。また、高価な技術を採用しても、それを使いこなせる能力や経営環境がない場合、大きな固定費用と維持管理費用をカバーできるだけの利益を上げることができず、かえって経営を圧迫することがある。
18	パキスタン	首都圏給水計画(カンブールI) (昭和63年度: 供与限度額125.18億円)	H12.10.3	イスラマバード首都圏における増大する水需要に対応するため、浄水場、取水施設、貯水施設等の水道施設の整備を行うもの。	給水量が当初予定の40%程度にとどまっている。(2002年度事後評価時点)	干ばつにより、水源の貯水量が低くなったこと、また、管轄地区の配水管の未整備や老朽化による破損等があるため。	貯水量の回復及び実施機関側の管轄区域の配水設備整備等の努力により、2008年度モニタリング調査によれば給水量には若干の改善が見られる。更に、貯水量の回復及びパキスタン側による配水設備の新規整備等の取組により、給水量は、2011年現在で当初計画比約9割近くまで改善した。	引き続き先方政府・実施機関に提言・働きかけを継続していく。 (2003年度事後評価報告書)本事業においては、事業スキームの検討の際に円借款の事業スキームではないものの、配水部分を十分に考慮に入れるべきであったと考えられる。また実施機関及び事業参加が見込まれる関係機関の当事者意識(オーナーシップ)の醸成と責任の明確化が必要である。本事業では配水管整備は借入金予算にて実施可能と当初判断されたことから、本事業のスキーム外とされた。そのため、事業実施機関としては首都圏開発公社(CDA)のみが認定され、ラウルビンディ地域に給水を行うラウルビンディ兵営局(RCB)、ラウルビンディ水・公衆衛生局(WASA)は本事業計画給水量の2/3を扱うにもかかわらず事業実施機関とはならず、結果として本事業に対する関与が低くなった。本件のように給水を目的とする事業においては、円借款対象であるか否かにかかわらず、事業として成り立たせるためにも事業スキームの検討の際に配水部分を十分に考慮に入れ、当該部分の実施を担う機関についても円借款事業実施機関として認定するか、少なくとも事業関係機関として事業計画達成に向けた諸活動への主体的参加を促すことが事業効果発現及び事業の自立発展性を確保するためには不可欠である。

有償資金協力

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
19	パキスタン	機関車工場建設計画 (昭和57年度: 供与限度額97.60億円)	H6.8	貨物輸送に鉄道が重要な役割を果たすパキスタンにおいて、機関車工場を建設し、機関車製造技術を移転することにより、段階的な国産化を図り、もって鉄道輸送の安定化を通じて同国の経済発展に寄与するもの。	本事業では、工場の操業開始後4年目までに39両、5年目以降は最大生産能力である25両の機関車を毎年製造する計画であったが、実際には1993年の操業開始後12年間で59両を製造したにとどまってお(計画値239両の約25%)。平均稼働率(稼働日数ベース)は多くの部門で75~80%、一部では40~50%にとどまっている旨、事後評価にて指摘あり。	パキスタン国鉄の収支状況は赤字であり、赤字を政府補助金で補填している。厳しい収支状況を反映して、機関車製造資金を十分に確保することができず機関車国産化が計画通りに進まなかったため。	パキスタンの治安状況の悪化により本事業所在地は立ち入り不能地域となっているため工場自体のJICAによる確認は困難な状況。他方、本事業はパキスタン国鉄の厳しい収支状況に伴う持続性に問題があることを踏まえ、パキスタンの鉄道政策、国鉄の経営改善計画にかかる調査および助言・指導を有償勘定技術支援等を通じて2009年度から2010年度にかけて実施し、提言をまとめ、先方へ提出したが、パキスタン側の予算不足により、状況の改善に至っていない。	有償勘定技術支援により派遣された専門家による調査結果や提言等に基づき、パキスタン国鉄が行う国鉄経営改善計画の策定・実施状況をモニタリングしつつ、引き続き先方政府・工場に提言・働きかけを継続していく。 (2005年度事後評価報告書)被援助国あるいは実施機関の財務能力が事業効果発現の重要な外部条件となる場合には、現実的な資金調達計画を慎重に検討したうえで、事業実施、アプローチと規模、フェーズ分け等を定めるべきである。本事業では、パキスタン国鉄の機関車更新ニーズの分析に基づいて年産25両の生産能力をもつ機関車工場を建設したが、財政上の制約によりその生産能力は十分に活用されず、機関車の部品等は外国からの援助資金に基づき調達され、これまで59両が製造された。
20	バングラデシュ	発電船改修計画 (平成5年度: 供与限度額15.61億円)	H12.2	円借款により建設されたクルナ発電船とチッタゴン発電船のリハビリを実施すること。	(H12年度会計検査院決算検査報告) ①2基のうち、1号機については、8年7月に改修工事を完了し、発電を開始したものの、10年3月に燃料漏れが原因とみられる火災が発生し、ガスジェネレータ等が損傷したため、修復工事を行う必要が生じたが、入札を実施したところ入札額が高額であったことなどのため不調に終わるなどして工事が実施できず、火災以降発電を停止している。 ②また、2号機については、8年8月に改修工事を完了し、発電を開始したが、その後、機器に各種の故障や異常が発生したことにより、運転時間が著しく減少したり、運転しても出力を低水準に抑える必要が生じたりしたため、11年及び12年の発電量はいずれも計画を大きく下回っていた。	左記の通り。	バングラデシュ側は費用対効果の観点から修復工事の実施を断念し、通常の保守点検で可能な範囲で運転していたが、平成19年に運転を停止した。	(2002年度事後評価報告書)プロジェクトアプライザル(案件審査)は、技術力・財力に加え、実施機関の制度能力育成に焦点を当てるべきであった。更に、事業企画にはより慎重な検討が必要であった。
21	バングラデシュ	苛性ソーダ工場修復計画 (昭和63年度: 供与限度額20.76億円)	H9.12	本事業は、チッタゴン苛性ソーダ工場既存設備の老朽化と増加する苛性ソーダ需要に対応し設備の更新を行うとともに、水銀発生を停止させ、かつ塩素ガスの漏洩を防止することにより、環境問題を解決するもの。	(H12年度会計検査院決算検査報告) ①本件工場の稼働状況について調査したところ、改修前は年間稼働時間が6,888時間(改修前7年度から9年度までの平均)と計画の80.9%であったものが、改修後は10年度4,691時間(計画の58.4%)、11年度4,943時間(同61.5%)、12年度4,866時間(同60.6%)にとどまっていた。そして、苛性ソーダの生産量は10年度3,909t、11年度4,119t、12年度4,075tといずれの年も生産能力の60%に満たない状況となっていた。また、これに伴って、塩素系製品全体の生産量も落ち込んでいた。これは、主として次のような事情に対処するため工場内にガスタービン発電機を設置して安定した電力を得ることとなっていたが、本件事業の遅れに伴い事業費が増大したため、計画を変更して発電機の設置を取り止め、代わりに変圧器を設置するなどして、従来からの買電方式を継続することとした。しかし、供給されている電力の電圧や周波数が不安定なことから、整流器等の設備が故障して操業を停止したり、設備の故障を防ぐために、受電を停止して操業を一時的に中止せざるを得なかったりする状況が頻りに発生したことによる。	左記の通り。	バングラデシュ側は民営化を計画したものの売却できず、その結果2002年に工場の閉鎖が決定された(本事業は1966年に設立された工場の修復事業)。	(2000年度事後評価報告書) ①実施機関およびチッタゴン化学工場には、JICA専門家の技術指導に従い、残留水銀のモニタリング体制の確立が望まれるとともに、定期的なモニタリング結果をJBICIに報告するべきである。 ②停電による操業停止や電圧の急激な上昇による変電機の故障等により円滑な生産活動に支障が生じていることから、バングラデシュ電力庁(BPDB)、実施機関およびチッタゴン化学工場などの関係機関には、電力供給の信頼性・安定性を高めるための方策につき協議を行い、必要な対応を講じることが望まれる。
22	フィリピン	バタンガス港開発計画(I) (平成2年度: 供与限度額57.88億円) バタンガス港開発計画(II) (平成10年度: 供与限度額145.55億円)	H11.7.28 H20.1.7	バタンガス港開発計画(I): バタンガス港を内貿・外貿の拠点として整備し、物流の効率化による開発促進・海上交通の改善による地域経済の活性化を図るもの。 バタンガス港開発計画(II) バタンガス港を、外貨コンテナ貨物取扱可能な国際貿易港として整備し、フィリピン国の物流効率化・メトロマニラの交通混雑緩和を図るもの。	(1)国際貨物ターミナルの取扱貨物量が低い水準に留まっている。 (バタンガス港開発計画(II)) (2)事業実施時、対象地域の不法居住者の住民移転問題が発生。 (バタンガス港開発計画(II))	(1)世界的な経済・金融危機の影響もあり貨物量が全体的に減少したこと、港湾使用料や輸送距離上のメリットなど、民間業者の利用を増大させるに足るインセンティブが揃っていないこと等。 (バタンガス港開発計画(II)) (2)不法居住者の移転において、比国内規定以上の補償を行う/比政府高官が直接住民側と交渉するなどの取り組みが進められていたものの、移転対象者側との交渉が難航した。(バタンガス港開発計画(II))	(1)フィリピン政府や在フィリピン日本人商工会議所等との意見交換を通じ、同港の活用方法とその達成のためのボトルネックの抽出を今後も継続する。また、民間オペレーターによる同港活性化の取組をフォローする。(バタンガス港開発計画(II)) (2)(2000年度事後評価報告書、バタンガス港開発計画(II)) 住民移転問題は、その国独自の問題であるとともに、個々のケースに特殊性があり、解決法も一般化できるものではない。しかしながら、本住民移転より、以下の教訓が導き出せる。 (ア) 住民の多様性を踏まえた住民協議 (イ) 移転対象者の確定は早めに行う (ウ) 移転地のインフラは早めに整備する (エ) 生計向上プログラムの形成は住民参加型で行う	
23	フィリピン	アグサン川下流域灌漑計画 (平成7年度: 供与限度額40.40億円)	H18.6.28	アグサン川下流域において、7,930haの農地を対象に灌漑施設を建設するもの。	灌漑面積が当初計画を下回っている。	対象農用地の住宅地や商業・産業地への転換等による灌漑整備面積の縮小。	事後評価の結果を受け、フィリピン政府実施機関が地方政府と会合を行い、左記原因について改善のための協議を行っている。これを踏まえてフィリピン政府実施機関が具体的な対策を講じる予定。	引き続きフィリピン側関係機関の進捗状況をモニタリングし、必要に応じて申し入れや側面支援を行う。
24	フィリピン	特別経済区環境整備計画 (平成8年度: 供与限度額27.46億円)	H17.7.11	輸出加工区において排水処理・再利用等の処理施設を整備するもの。	整備された排水処理施設の稼働率が低い水準に留まっている。	①実施機関の自己資金で続けられている排水管网の整備が未だ十分でないこと ②2008年の世界金融危機の影響を少なからず受け、輸出加工区への進出企業数が伸び悩んでいること。	定期的な協議・モニタリングを実施し、輸出加工区への民間企業の進出状況およびフィリピン側実施機関による排水管网の整備進捗をフォロー中。	(2008年度事後評価報告書)本事業においては排水網整備が当初事業スコープに入っていないことが事業効果発現の遅延の要因の一つとなっている。事業の効果発現に必要なコンポーネントを含めた事業計画の策定が重要であり、また、実施のタイミングが有効性に大きな影響を与えるため、実施機関は現実的な事業計画を立てるべきである。また、JICAも審査時に事業計画のスケジュールおよびスコープが現実的であるかどうか充分、確認・審査する必要がある。 引き続き民間企業の進出状況及び排水管网の整備進捗のフォローを行っていく。
25	フィリピン	メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画 (平成10年度: 供与限度額43.28億円)	H22.6.7	北ラナオ州に整備されるメトロイリガン産業拠点の周辺において、既存州道路の舗装・拡幅及び小規模水力発電施設の建設を行うもの(小規模水力発電施設については、事業をキャンセル)。	整備された州道路は活用されているものの、州政府により開発が予定されていたメトロイリガン産業拠点の開発計画そのものが治安の悪化や用地取得の遅延等で中断しており、当初想定していた事業効果が発現するには時間を要する。	MILF(モロイスラム開放戦線)によるコンサルタントへの脅迫・誘拐事件が発生する等、治安が悪化した他、用地取得の遅延等があった。	治安状況は依然改善していないものの、州政府はメトロイリガン地域を新たな産業の拠点として活用すべく、代替燃料開発計画を推進するための予備的な事業可能性調査を2008年に実施。JICAは代替燃料開発計画を含む対象地域の振興策について提言を行うための調査を実施した。他方、農業生産の増加など、円借款による道路整備の事業効果は当初計画に近い値を示しており、地域経済の発展・地域住民の生活向上に一定の規模で貢献していることが確認された。 2011年7月に開催されたプロジェクトモニタリング会合で、事業の進捗状況及びJICAによる側面支援等につき確認した。	今後も定期的にプロジェクト関係者を招きプロジェクトモニタリング会合を開催し、さらなる事業効果の発現を促進するために、引き続き事業の進捗状況をフォローアップする。
26	フィリピン	バンバンガデルタ洪水制御計画(I) (平成元年度: 供与限度額86.34億円)	H13.12	洪水常襲地域であるルソン島中部バンバンガ川下流域において、河川改修を行うことにより洪水の制御を図り、同地域の生活水準の向上および経済の発展に寄与する。	全体を2期に分けて実施される予定であった工事のうち、本件円借款の対象である第1期工事において規模が縮小され、計画全体の進捗に遅れが見られる。	第1期工事の事業規模縮小の理由は、物価の大幅な上昇による資金不足と、一部の住民から移転の合意が得られなかったこと。また、第1期工事において先方の自己資金を進める予定であった区間及び第2期の工事は、予算不足等により未実施。	第1期工事の未実施区間の工事及び第2期区間の実施について、フィリピン政府や事業実施機関に対して継続的に働きかけを行っている。	(2005年度事後評価報告書)用地取得の準備と実施期間中の調整を適切に行っていれば、事業を円滑に進め、住民を反対から賛同へ転換しえた可能性がある。具体的には、住民移転にかかる予算が早期に確保される等適切な対策がなされ、移転地の造成が立退きとタイミング良く行われていたとすれば、本事業の移転住民の同意形成と円滑な立退きに効果的であったといえる。 引き続きフィリピン側による対応をフォローし、必要な働きかけを行っていく。
27	フィリピン	ボホール灌漑計画(I) (昭和58年度: 供与限度額46.00億円)	H10.3.31	ボホール島において、灌漑設備の整備等を行い、農業生産基盤を整備することにより、農作物の増産、農民の生計向上及び地域経済の活性化を図るもの。	NGOから、灌漑用水が農民に行き渡っていない等の指摘を受けている。	水路の維持管理不足や、水管理の問題等。	専門家による現況調査を実施し、灌漑用水が供給されていない農地の一部があることが確認された。フィリピン政府実施機関、農家、地方政府、NGO、JICAが一室に会する意見交換会を重ね、現地調査結果等を踏まえ実施機関が水路の配水状況改善のため灌漑水路のコンクリート化等の対応を進めている。	本事業は大規模灌漑の新設事業であったが、一部の農民には、適切な維持管理や水管理の必要性が十分に理解されていなかったといえる。結果として一部灌漑用水が供給されていない地域が存在することに鑑み、必要に応じ、事業実施後の水管理状況等にかかるフォローアップを実施中。 今後の類似の事業においても、農民の適切な維持管理や水管理の必要性を十分理解させるよう留意していく。

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

有償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	貸付完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
28	フィリピン	スービック港開発計画 (平成12年度:供与限度額164.50億円)	H22.12.27	ルソン島中部のスービック自由貿易港・特別経済区において、コンテナターミナルの新設および既存港湾施設のリハビリ等を行うことにより、同港の貨物取扱能力を増大させ、スービック地区を含む中部ルソン地域の物流の円滑化・促進、地域経済の発展を図るもの。	国際貨物ターミナルの取扱貨物量が低い水準に留まっている。	世界的な経済・金融危機の影響もあり貨物量が全体的に減少していたこと、港湾使用料や輸送距離上のメリットなど、民間業者の利用を増大させるに足るインセンティブが揃っていないこと等。	フィリピン政府や在フィリピン日本商工会議所等との意見交換を通じ、同港の活用方法・ボトルネックの抽出を進めている。その他、民間オペレーターによる同港活性化の取り組みの進捗をフォロー中。	今後もフィリピン政府や在フィリピン日本商工会議所等との意見交換を通じ、実施機関とともに、ボトルネック解消に向けた取り組みを行う。
29	ブルガリア	ブルガス港拡張計画 (平成10年度:供与限度額143.12億円)	H20.3	貨物取扱量の増大への対応のため、バルク貨物専用ターミナルの整備をする。	港湾取扱バルク貨物の大部分を占める主要顧客であった製鉄所が倒産し、港湾のバルク貨物取扱量が大幅に減少している。	世界経済の急激な悪化による、主要顧客である製鉄所の倒産という予期せぬ結果による。	事業効果を促進するための調査を実施し、ターミナルを利用する荷主の新規開拓やブルガリア政府が進める民営化戦略を考慮したターミナル運営の提言等を行った。その後、ターミナルの管理運営権がブルガリア政府により入札にかけられ、平成23年9月、ブルガリア政府は選定した企業との間で契約を締結した。	ターミナルの管理運営権契約の進展や契約後の履行状況を注視しながら、ブルガリア政府の実施機関とともに、事業効果の促進に向けた事後管理を行う。
30	マケドニア	ズレトヴィツァ水利用改善計画 (平成15年度:供与限度額96.89億円)	実施中	衛生的な飲料水及び工業用水の安定供給のため、ズレトヴィツァ川における多目的ダム及び取水・導水設備を建設する。	先方実施分である浄水処理施設の建設が一部自治体で実施されていないとの報道があり。	自治体側の浄水場整備にかかる資金調達が難航していることによるもの。	浄水場の整備に向けてマケドニア側で準備中。	実施機関とともに、案件の効果発現に向けて、浄水場の円滑な整備についてフォローする。
31	メキシコ	メキシコ市大気汚染対策関連計画 (平成2年度:供与限度額693.38億円)	H10.4	重油及びディーゼル油の脱硫を行うことにより、大気汚染の原因物質であるSO2排出量の削減を図り、もって首都圏における大気汚染の改善に寄与するもの。	メキシコ政府の政策変更により、低硫黄重油の十分な需要が認められず、援助の効果が十分に発現していなかったため、平成13年度決算検査報告に本件が掲記された。その後平成14年から平成20年までの7年間は、低硫黄重油に十分な需要がないことに加え、重油脱硫プラントの故障・事故及び修理により援助の効果が十分に発現していなかった。平成20年に重油脱硫プラントを改造する工事を行った後も、脱硫処理系統の2系統のうち一方は、故障等の不具合解消に時間を要した結果、改造工事の完了から22年6月までの間稼働していない。このような稼働率の低さについて、平成21年度決算結果報告でも意見表示を受けた。	相手国政府の政策変更に伴う低硫黄重油の需要減及び故障・事故等の機械トラブルが生じたこと。	メキシコ側が自ら改善に向けて最大限の取組を行ってきたことに鑑み、メキシコ側の意向を尊重しつつ、実施機関であるメキシコ石油公社(PENEX)等と最大限必要な調整を継続中、平成23年10月にも全面稼働となることを目指しPENEXが作業中。	今後複雑なプラント等の設備の建設を実施する際は、修理等による設備の稼働停止時間を最小限に抑えるよう、必要に応じて相手国政府及び実施機関等と引き続き十分に協議・検討を行っていく。
32	南アフリカ	クワンデベレ給水計画 (平成8年度:供与限度額30.97億円)	H15.1	旧ホームランドの一つであるクワンデベレ地域において、導水管・送水管の敷設、浄水場・ポンプ施設の拡張等を行うことにより、同地域の給水需要への対応を図り、もって衛生環境の改善および産業の活性化に寄与することを目的とする。	当初計画で予定された11のコンポーネントのうち、実施されたのは、4つのコンポーネント(一部バイブラインおよび調整池の建設、浄水場機材の調達等)のみであった。	給水対象地域の水需要の伸びが審査時に比して低いことが判明したこと等により南ア政府が1997年に給水計画を見直した結果、一部コンポーネントにつき事業実施の必要性がないことが判明し、南ア政府の意向により、2000年に事業打ち切りとなったもの。	2011年2月より援助効果促進調査(SAPS)を実施中。同調査内にて本事業の開発効果発現に係る提言が行われる見通し。	(2007年度事後評価報告書) 本事業は当時、新体制移行直後であった南アフリカの国家開発を支援するという観点から、日本にとって政治的に重要であったと考えられるが、本事業のように政治的に重要な意義を有する案件についても、F/Sおよび事前審査の段階において、経済的合理性などを十分に考慮したうえで、案件実行の是非の判断を行うべきであるとする。被援助国側の政策変更の結果、妥当性の観点において案件継続の意義が失われるとの懸念が発生した案件については、その時点で相手国政府との間で円借款の有効活用に関する協議を開催するとともに、その協議において実質的に継続不可との判断に達した場合には、貸付期限終了後2年の経過を待つことなく早期に事後評価を実施すべきであるとする。

※その他、タイ「環境保全基金支援計画(平成5年度)」及びフィリピン「北ネグロス地熱開発計画(平成8年度)」についてはJICAとの債権債務関係が消滅しているため本リストには掲載していない。

改善すべき点などがある案件(全案件を掲載)

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

無償資金協力

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・取組等
1	エルサルバドル、ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画(平成19年度:供与限度額エルサルバドル:6.50億円、ホンジュラス:6.50億円、合計13億円)	H21.7.27	中米地域を東西に結ぶ太平洋回廊と、エルサルバドルのラ・ウニオン港とホンジュラスのホルテス港を南北に結ぶ大洋間ロジスティック回廊の交差点付近に架かっている国境の橋「ゴアスラン橋」は老朽化が進んでおり、また、我が国の有償資金協力により同橋近郊のラ・ウニオン港が整備されることにより、今後同橋の交通量が更に増える見込み(約3,000→3,500台/日)であることから、新しい国境橋の建設を行う案件。	施設自体は完工しているものの、同橋の利用が一部車輛の通行に留まっており、全面開通に至っていない。	ホンジュラス政府負担事項である、国境管理関連施設(出入国管理、通関、検疫)の建設が遅延しているため。	ホンジュラス側取付道路の一部土地収用に伴う地権者への補償金の支払いが、同政府の予算不足等により遅延していたが、ホンジュラス政府の負担事項の履行、並びに施設の効果的な活用につき、大使館、JICAから先方政府に対し継続して働きかけを行った結果、ホンジュラス政府側は地権者への補償金の支払いを行った。また、仮設の国境管理関連施設を設置し、2010年12月に一部車両を対象として橋の使用が開始されたが、恒久的な国境管理関連施設の建設が遅れているため、未だ一部車輛の通行に留まっている。	先方政府に対し、同橋が全面的な通行が可能となるよう、引き続き国境管理関連施設の早期建設を働きかけていく。 また、案件の効果発現に際しては、重要な用地の買収及び国境施設建設等の先方政府負担事項の履行が必須条件となることから、計画通りの実施について相手国政府の自助努力を促すとともに、先方の体制や状況の変化の把握も含めたモニタリングを行うなど、適切に働きかけを行っていく必要がある。
2	カンボジア	シムリアップ電力供給施設拡張計画(平成14年度:供与限度額21.31億円)	H16.2.24	シムリアップにおける電力不足の解消、電力料金の引き下げを目的とし、新規発電所の建設、送電線の設置及び発電施設の保守管理委員の訓練等を行う案件。	2007年12月以降、施設の運転が限定的となっている。	想定外の重油価格の高騰のため発電機の発電単価が高騰し、隣国タイからの輸入電力単価を上回ったため。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAよりカンボジア政府に対し継続して働きかけを行っており、実施機関からはシムリアップ州の配電地域を拡大する計画が示され、同計画内で発電所を活用する方針が示されたが、燃料代の高騰のため、実現には至っていない。	本案件の期待される効果としての電気料金の低廉化は、発電に必要な重油の価格が高騰し、タイからの輸入電力単価を上回ったため実現できなかった。輸入電力などの要因についても、その影響と需要予測をこれまで以上に十分に考慮・検討する。
3	キリバス	南タラワ水産業関連道路改修計画(平成18年度:供与限度額12.85億円)	H20.2.18	キリバス国ベシオ地区、バイリキ地区、ピキネウ地区の一部の道路(合計約10.6km)の改修をおこなう案件。	2009年12月の記録的豪雨後に破損を受けた際、当地の新聞に「排水設計に問題があるため、道路が破損した」とのコラムが掲載される。	2009年12月のタラワの降水量は、記録的(12月としては1946年の記録を63年ぶりに上回る観測史上最大)なものであったこと、日常的なメンテナンス状況が良くなかったことなどが、原因とされている。	破損が記録的な大雨によるものである可能性が大きいこと等をキリバス側に説明の上キリバス政府公共事業省に破損した道路の早期修復及び日常的なメンテナンスの実施を働きかけた。その後、現状把握、原因究明及び改善策の検討等を行うため、2010年11月にJICAが現状を把握するための調査を実施した際、ADBが日本の協力により整備した部分も対象とした道路補修の協力を実施するという情報があつたこともあり、フォローアップ協力により応急対応のみを対象とした機材供与を行った。フォローアップ協力で供与した機材は日本の道路補修にも活用されている。ADBの協力については、2011年8月現在、入札参加希望者の登録(書類審査)中で、工事は2012年2月頃に開始される見込み。	引き続き、日常的なメンテナンスの必要性を先方に説明し理解を求めるとともに、ADBによる道路の補修状況等をキリバス政府を通じてモニタリングする。
4	ケニア	中央医学研究所感染症及び寄生虫症対策施設整備計画(平成16年度:供与限度額9.88億円)	H17.11.24	HIV/エイズ、マラリア、寄生虫などによる感染症対策のアフリカにおける拠点である中央医学研究所に対し、敷地内において、感染症および寄生虫症対策用の血液検査キット製造施設と研修施設を整備する案件。	ケニア中央医学研究所(KEMRI)が製造しようとしていた製品が右に挙げる理由などから主流とならず、当初想定されていた製品の需要が見込めなくなったことから、供与された施設製造施設の一部が、未だ十分に活用されていない。	感染症対策、特にHIV/エイズの分野は、技術や対策の潮流の変化が極めて激しく、WHOのガイドラインを踏まえてケニアにおいても迅速診断キットによる検査へと政策変更されたことから、当初製造を予定していた診断用検査キットについては、需要がみこまなかった。	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行うなどの対応を行ってきた。2011年、KEMRI製造部門を実施機関とする「地球規模課題対応国際科学技術協力ケニア」における重要アルボウイルス感染症に対する簡易迅速診断キットの開発とそのアウトブレイク発生時即時対応警戒システムの構築」が採択された。今後、本プロジェクトによる利用が予定されているとともに、本プロジェクトを通じて開発される検査キット製造のために、同施設が更に有効活用されることが見込まれる。	製造施設の有効利用について、科学技術協力プロジェクトによる利用振りを注視しつつ、引き続きKEMRI側と協議していく。
5	ザンビア	リビングストーン市道路整備計画(平成20年度:供与限度額9.86億円)	H22.3.9	リビングストーン市から南部国境に至る幹線道路約13kmの舗装の改修及び付帯施設(歩道、排水施設、緑石、街路照明等)の整備	舗装表面に不具合(表層の流動化によると思われる轍ほれ等)が広範な範囲で発生した。ザンビア政府関係者から道路の品質が不十分であるとの指摘を受けている。	2011年8月時点で不具合の原因は特定されていない。	第三者機関に技術的見解を求めながら、施主、コンサルタント、施工業者の間で原因の究明及びそれを踏まえた補修策の策定について協議が持たれているが、未だ原因については合意に至っていない。	2011年9月～10月に当事者3者及び第三者機関による現地再調査を実施中。引き続き原因を究明し、補修の範囲・方法の合意を目指している。
6	ジンバブエ	テトウギザ市下水処理改善計画(平成10年度:供与限度額21.42億円)	H12.10.13	首都のハラレ市及び近郊地域の水源であるチベロ湖に流入するニヤツメ川の汚濁軽減等のため、下水処理施設を新設するとともに、既存ポンプ施設3か所を改修する案件。	故障した汚水圧送ポンプが修理できず、未処理の下水が一部河川に流入しており、処理施設の能力を最大限に利用することができていない。	2000年に完工、施設を引渡した後、当初予測できなかったジンバブエ政府の急進的な農地改革を端緒として政治、経済情勢が著しく不安定化し、財政事情が極端に悪化した。このため、故障したポンプの修理や交換が行われていないため。	大使館、JICAよりチトウギザ市当局との間で、維持管理・修復について累次協議を実施。H22年8月にジンバブエ政府から改修についての要望が改めて提出されたことを受け、調査団をH23年1月に派遣した結果、開発調査型技術協力「チトウギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」をH23年度中に開始することとなった。	開発調査型技術協力「チトウギザ市上下水・廃棄物管理改善プロジェクト」の実施を通じ、下水のみならず上水・廃棄物管理における問題と、これらを網羅する包括的な開発計画の策定を支援する。右開発計画に基づき、同国の経済状況を踏まえた技術レベル、メンテナンスの体制等の向上を図るとともに、本件対象施設への対応と下水環境の改善策について検討する。
7	ジンバブエ	ムピロ中央病院小児科建設計画(平成10年度:供与限度額11.34億円)	H12.3.15	ジンバブエ第2の都市であるブラワヨ市のムピロ中央病院小児科棟(内・外科棟、手術部、外来部、新生児集中治療室、集中治療室)を建設し、関連機材を供与する案件。	新生児集中治療室の室温が適温(23度～35度)に維持できないため、同室が使用されていない。	経済状況の悪化による技術水準や執行体制の低下、予算の削減による人員体制の不備等。	2010年5月、大使館及びJICAジンバブエ支所合同で現地調査を実施した。小児科棟の構造部分に基本的な問題は発生していないが、設備において新生児集中治療室(NICU)の温度調節機能、気密室の換気設備等の設備の更新が必要と見られ、また、修理・利用可能な機材に対してスペア・パーツの供給が必要であり、これに関する働きかけを継続中。	問題解決に向け、引き続き先方に働きかけていく。 先方の予算・人員の確保見通しの有無、その他の事業の持続可能性に関する事項を十分に検討するとともに、使用者の技術レベルに配慮し、先方による適切な維持管理、機材更新がなされる事業を計画する。
8	セントビンセント	水産センター建設計画(平成10年度:供与限度額7.76億円)	H12.1.30	首都キングスタウンにある魚市場に隣接する機橋は小型漁船が非常に混雑しており、水揚げ作業等に支障を来している。また、地方水産拠点であるバルアリー及びシャトーブレールには製氷・保存等の施設がないため、鮮度劣化による漁獲ロスが多く発生している。このような状況を改善するため、キングスタウンの機橋改修、バルアリー及びシャトーブレールへの水産施設の建設を行う案件。	本案件で整備した水産施設3ヶ所のうち、シャトーブレールに建設した水産施設が利用されていない。	先方負担事項であるプロジェクト・サイトまでの電気引き込み工事が当該施設供与後2年間に渡り、開始されなかったため、同施設の製氷機・冷蔵庫が利用できなかった。また、電気引き込み工事終了以降も、当該地域における人口の過疎化及び漁獲対象魚の市場価値の減少により、運営・維持管理に必要な人的及び資金の確保が困難となった。	電気引き込み工事の実施については、在トリンダード・トバゴ日本国大使館及びJICA専門家からの再三に渡る先方政府への働きかけの結果、工事が実施された。一方で、電気引き込み後の当該施設の未利用については、JICAによる問題分析と同大使館とセントビンセント水産局との問題解決に係る意見交換、JICA専門家や青年海外協力隊員による漁民の組織化支援や施設の経営指導等が行われているが、未だ問題解決には至っていない。現在も、引き続きセントビンセント水産局が、同大使館及びJICA専門家の支援を受けながら、国内の各水産センターを、独立採算制から一元管理体制へと移行する計画を策定するなど、問題解決に向けて取り組んでいる。	先方政府は、左記計画につき、今後協議決定を経て年内の特別予算措置を講ずるとしており、引き続きフォローしていく。これにより本案件施設の人材・財政の確保にも目処がつくため、下記要領で準備を進めている。 ①キングスタウン魚市場の基を全てのセンターを総括するマネージャーとして任命し、同施設を含む各センターに水産局のスタッフ及び現場管理員を配置する。 ②電気代、水道代その他公共料金は政府が負担する。 ③機材・設備の修理、メンテナンスは水産局を中心とし政府が責任を負う。
9	ソロモン	国内かつお・まぐろ類漁業基盤修復計画(平成16年度:供与限度額9.73億円)	H18.3.3	外貨獲得及び雇用確保を目的として、漁業公社であるソルタイ漁業・水産加工社(SFPL社)にかつお一本釣り漁船2隻の供与を行い、漁獲能力の向上および、維持管理コストの低減を図る案件。	SFPL社の経営環境が悪化し、経営方針が転換したことから2008年頃から漁船が操業していない。	SFPL社側の経営方針の転換により、漁業は行わず工場での水産加工に特化することとなったため漁船が不要となった。	2009年10月にソロモン漁業省から政府保有のまま漁船を外泊へリースし活用する方法が打診され、2010年3月にソロモン側の適切な手続きとE/Nに記載のある取り決めを遵守することを条件にリースを許可。ソロモン政府によりリースのための手続きが進められてきたが、2010年8月、ソロモン政府の方針によりSFPL社の政府持株の一部を売却したことから、民間企業がSFPL社の株式を半数以上保有することとなった。リースの許可は、SFPL社が公社であることが前提であったため、SFPL社とソロモン政府との関係や同社の経営環境、リース契約の内容・契約条件等を十分に精査した上で、リースの可否につき再検討を行い、漁船のリースを承認した。2011年4月に漁船のリースが開始され、2011年8月現在、2隻の漁船のうち、1隻はリース先により修理中であるが、もう1隻は2011年7月より漁業活動を開始している。	引き続き漁船の使用状況等をソロモン政府を通じてモニタリングする。
10	タンザニア	キルワ道路拡幅計画(第二期)(平成19年度:供与限度額14.97億円)	H21.9.17	市内幹線道路4本のうち最も混雑しているとされていたキルワ道路の全長10.1kmのうち、5.1kmが対象。内容は片側1車線から2車線への拡幅工事。	瑕疵検査前の調査で、特定の箇所において道路の不具合(ポットホール、ひび割れ等)が発生していることが分かった。これらの状況が、現地でも報道された。	2011年9月末時点で舗装面の不具合の原因は最終的には特定されていない。	道路の不具合に関し、現地大使館、JICAによる適宜の立会いのもと、施主、コンサルタント、施工業者による協議と合同調査が実施され、解決に向けた協議が進んでいる。現在、施工業者が補修策定に向けた追加調査を実施している。	調査の結果に基づき、当事者3者による合意の下、対策が取られる予定。

無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載しておりません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・取組等
11	ニカラグア	サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画(平成17年度:供与限度額11.96億円)	H19.1.8	ニカラグア南部のサン・ファン・デル・スル市(太平洋側)において、現地漁業者の経営状況の改善、一般消費者への衛生上問題のない魚介類の供給を目的とした漁業施設(岸壁、防波堤、荷捌き場、製氷・貯氷室)の建設・整備を行う案件。	当該漁業施設が、漁民及び仲買人により十分活用されておらず、現時点で小規模な出荷と水の販売等に留まっている。	燃料価格が高騰したことにより漁民数の減少したこと、また2006年以降からの当該地域における漁獲量の減少に伴い比較的大きな漁船団が操業拠点をカリブ海側へ移動(本件施設は太平洋側)し、取扱漁獲高が減少したことが原因。	日本大使館が主体となり、副大統領を含め先方政府に対し累次にわたり当該施設の活用に向けて働きかけを実施。また、同施設の活用法(水産物フェア等)などに関する提言を先方政府に提出した。更にその後も、大使館、JICAで働きかけを行った結果、2011年4月に至り、ニカラグア側実施機関水産庁(INPESCA)は、「漁港経済活動強化計画」を策定し、政府系金融機関より資金も調達し、実施に移りつつある。本来の計画では施設を卸売り市場として機能させるものであったが、現状では困難なことから、漁港側が魚を一括購入し、施設を活用して加工し輸出、または、国内小売に卸すことを検討中。加工実施のための品質認証(HACCP)取得準備も進みつつあり、ドック修理、漁民のための燃料スタンド設置も実施予定である。	「漁港経済活動強化計画」の実施の進展を注視し、必要に応じフォローアップ協力の実施も検討していく。 また、今後類似の案件の検討にあたっては、主要漁船団の動向につき十分注意していく。
12	ネパール	カトマンズ上水施設改善計画(平成13年度:供与限度額10.4億円、平成14年度:供与限度額9.27億円、平成15年度:供与限度額2.77億円)	(第1期) H15.3.7 (第2期) H16.3.26 (第3期) H16.8.17	近年人口増加が著しいカトマンズ盆地の給水状況を改善するために、新たな浄水場の建設及び既存の配水池等の増設を行う案件。	給水量の増加及び水質改善には一定の成果が見られる一方、取水不足の問題が発生している。	下流に堰が設置されたこと等による浅井戸底面及び河床の透水性の低下等を原因とする取水量の低下。また、実施機関が取水量を増加させるため砂混じりの表流水を直接井戸に流入させたことにより取水ポンプが故障したなど等。	取水量増加を目的として、担当コンサルタントが川床に埋設した集水のための有孔管の孔を追加する。追加の有孔管を設置する。浅井戸底面を下げる。などの試験的措置を取り、取水量の一定の回復が確認されたため、本格的な対策工事に着手したが、対策工事終了前の2006年後半に取水施設の土流に採砂場ができ、採砂場から流出した泥が河床に溜まり、河川水が地下に浸透しにくくなった。その後、大使館、JICAが先方政府に働きかけた結果、採砂場は閉鎖したものの、取水量が回復していない。今後の協力の可能性を検討すべく(2010年8月下旬)JICAによる現状確認を改めて実施した。これを踏まえ、問題の分析を進めるとともに、速やかにフォローアップ調査を開始予定。	引き続き、フォローアップ協力等での有効な改善策についての検討を行う。 浄水場案件については、水源確保に重大な影響を及ぼす可能性のある要因について先方政府との間で、より緊密に調整を行う。
13	パキスタン	プラスチック技術センター整備計画(平成16年度:供与限度額8.04億円)	H18.3.2	プラスチック産業に従事する人材の技術向上のニーズを受けて、研修コースや技術指導の拡大を図るため、実験用機材、試験機材、一般補助機材の調達、ワークショップの建設等を行う案件。	研修コースや技術指導の実施件数は当初設定した目標に至らず、事業実施前の実績を大きく下回る状況。	景気の低迷等によりプラスチック産業が当初見込みほど発展せず、企業からの研修ニーズが低下していること。	フォローアップ協力により、同プラスチックセンターの改善すべき具体的問題点を精査し、改善に向けた行動計画を策定することとしている。現在コンサルタントを選定中であり、平成23年度中に行動計画を策定する予定である。	今後策定する行動計画に基づき、施設の有効利用に向けた協議をパキスタン側と行うと共に、状況改善のフォローを実施していく。 また、特定の産業に関する研修を行う案件については、現地における産業の発展性について相手国政府及び国内企業と緊密な協議・情報収集を行う等可能な限り検証するほか、当該産業に係る人員の能力向上に対する政府レベルの取組についてもよく確認する必要がある。完工後も定期的なモニタリングを実施していく必要がある。
14	パラグアイ	アスンシオン大学病院移転及び整備計画(平成18年度:供与限度額13.7億円、平成19年度:供与限度額5.39億円)	(第1期) H20.3.14 (第2期) H21.2.7	老朽化の進む大学病院であり、第4次レファラル機能を有する同大学病院の管理・外来診療棟、検査・画像診断棟、救急診療・ICU棟、機械棟の建設及び各施設への医療機材の調達(内視鏡、透視撮影X線機材、滅菌器等)を行う案件。	パラグアイ側の負担による入院棟の整備未了により移転計画が遅延しており、我が国が供与した大学病院の施設の一部が十分に活用されていない。	先方負担工事自体の遅延に加え、予算確保の問題により、パラグアイ側負担部分の入院棟が完成せず移転が完了していないことが原因。	大使館が主体となり、これまで継続的にパラグアイ政府に対し早期の入院棟整備及び移転完了に向けた働きかけを行っており、入院棟(建物)は2011年9月に完成している。しかし、入院患者を受け入れるに当たり必要となる医療機材が整備されていない。 2011年9月中旬にも我が国より先方政府に対し、機材整備を早急に行うよう申し入れたところ相手国政府は2011年及び2012年度予算で、右整備費用を全額手当てすることを約束している。	今後も引き続き入院棟整備及び移転の早期完了を働きかけていく。 案件の実施に際しては医療関係の行政機関の体制等についてもよく検証する必要がある。
15	バングラデシュ	下水道網整備計画(昭和63年度～平成2年:供与限度額50.22億円)	H4.3.14	ダッカ市において、下水道サービスを受けられるのは人口の約4分の1である。また既存の下水道施設のうち下水管渠は老朽化及び容量不足のため汚水漏れが多数発生し、ポンプ場も老朽化のため、円滑に稼働していないものも多いため、下水処理施設、老朽化が著しい一部ポンプ場の改修、一部既存幹線下水道網の整備を行う案件。	(H12年度会計検査院決算検査報告) 1日当たりの下水処理量が、1998年46,844m3(処理能力の39.1%)、1999年40,995m3(同34.2%)、2000年40,977m3(同34.2%)となっていて、処理能力を大幅に下回っている状況であった。	バングラデシュ政府の財政状況が厳しく、予算の手当てが困難となり、無償資金協力の対象とした下水管以外で同国の実施機関が行うこととしていた下水管の破損箇所の補修や下水管きよ等の清掃が十分実施されていなかったため。(左記決算検査報告)	施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府に対し継続して働きかけを行ってきた。バングラデシュ政府が行うこととしていた下水管渠等の整備は世銀が実施することとなった。	世銀の対応を注視しつつ、効果の発現に向けフォローしていく。 今後の援助の実施に当たっては、援助の対象となる相手国等が行う関連事業の実現可能性について一層注意して見極め、必要に応じて適時適切な助言を相手国に行うなどの処置を講じていく。
16	フィリピン	地方都市水質改善計画(平成14年度:供与限度額7.95億円、平成15年度:供与限度額7.39億円)	(第1期) H16.10.29 (第2期) H17.3.14	上水道の水質改善を目的として7水道区の浄水施設を整備する案件。	(H20年度会計検査院決算検査報告) 7水道区のうち、2水道区(パニタン、ディンクル・ボトタン)の浄水場が運転停止している旨指摘を受けた。	ディンクル・ボトタンについては、老朽化した配水管の修復工事(フィリピン側担当)が実施されず、浄水場稼働に必要な採算性が維持できなくなったため。 パニタン水道区については、隣接するメロロハス水道区と統合されたため。	ディンクル・ボトタンについては、先方による老朽配水管の改修工事が進められた結果、2010年10月末には浄水場施設の再稼働に向けた試運転が行われた。2011年2月中旬には施設の再調整が完了し、浄水場は同月末から本格稼働を開始している。 パニタン水道区については、給水需要がメロロハス水道区の浄水場の給水能力を越えることが予測される2013年に浄水場を再稼働させるとの報告を受けている。	パニタン水道区の浄水場に対しては、給水実績や今後の需要の動向について継続的に確認を行うとともに、2013年からの再稼働に向けた働きかけを引き続き行っていく。 なお、本プロジェクトにおいては、対象水道区によりその成果が大きく分かれたため、今後、浄水施設を建設するなどの同様の協力を行っている上では、水道事業体の規模や体制による経営体力の違いや無取水準の違いに見られるような事業体ごとにアプローチを変えた支援(単に設備や浄水技術の改善だけではなく経営能力の改善等に対する支援を含む)及び事業の持続可能性について十分に検討を行うこととする。また、事業実施機関のみならず他の政府関係機関の体制作り・能力向上が必要であり、事前の調査等での確認、支援についても検討を行う。更により上記調査等での提言が活かされるよう事業実施機関に対して積極的に協議・助言を行うこととする。
17	フィリピン	ピナトフ火山被災民生活用水供給事業(平成5年度:供与限度額10.77億円、平成6年度:供与限度額2.65億円)	(第1期) H7.1.13 (第2期) H7.5.12	高地民族用被災民再定住地のうち10カ所における衛生的な生活用水を確保すること目的とし、井戸の建設のために必要な機材の調達及び同機材を活用したパイロット事業としての井戸建設等を実施する案件。パイロット事業終了後には、比側自己負担により、供与機材を活用しての井戸建設等を広域展開することになっていた。	(H13年度会計検査院決算検査報告) 先方政府が無償による供与機材を活用して自己負担で実施することとしていた井戸等の建設が実施されず、先方政府が保管している井戸掘削機5台及びその付属品(購入価額4億9,861万9千円)が十分に活用されていない状況になっている。	本件実施後、1999年に村落給水事業の実施主体が本件実施機関である中央省庁から地方政府に移管されたものの、井戸掘削機等の機材は実施機関に保管されたままとなったため。	機材の有効利用に係る計画策定を本件実施機関である中央省庁に要請したところ、供与機材を活用するためのアクション・プランが策定された。	実施機関が作成したアクション・プランに従って機材が活用されるようにフォローアップを行う。
18	ボリビア	医薬品供給センター整備計画(平成18年度:供与限度額7.61億円)	H20.3.14	医薬品供給センター(CEASS)の中央センターの施設建設及び中央・地方センターの機材整備を行う案件。	屋根、壁、床に損傷箇所がある。また、一部十分使用されていない機材がある。 現地新聞等にて、医薬品が備蓄されておらず施設が十分活用されていないと報道された。	施設の不具合の発生原因については、現在特定中。供与機材の未使用及び医薬品の備蓄についてはCEASSの人員交代によるもの。	供与機材及び施設の効果的な活用につき大使館、JICAより先方政府(保健省、県保健局)及びCEASSに対し継続して働きかけを行ってきた。その結果、供与機材については、先方政府により医療システムの実態に即した機材の効果的な使用についての検討が行われている。また、施設の活用については、医薬品購入のための予算が確保され、また定期的に医薬品の購入も行われ施設内の医薬品備蓄量が増加している。地方センターへの配送も行われている状況にある。 なお、施設の壁等の損傷については昨年から本年初頭にかけて修復対応済。	引き続きモニタリングを行い、定期的な維持管理が行われること、医薬品の備蓄及び適切な機材使用が行われることを確認する。 内部評価(事後評価)の実施を通じて、再度、現状を確認するとともに、問題がある場合は解決策を大使館、JICA先方政府、CEASSとともに検討していくこととする。
19	ミクロネシア	コスラエ州零細漁業支援施設改善計画(平成10年度:供与限度額2.3億円)	H12.3.1	コスラエ州オカト港、レラ港、ウトウェ港に船体修理工作室、製氷器、冷凍機等を整備するとともに、浮き桟橋を改修する案件。	施設、機材が十分に活用されていない。	施設・機材供与後のメンテナンスが不十分であったことや施設利用に係る管理・指導体制に不備があったため。 また、原油価格が1998年度は13ドル/バレルであったが、2008年度には約91ドル/バレルまで上昇したことにより、エンジンポートに依存する零細漁業の実績が大幅に縮小したため。	これまでコスラエ州政府当局と活用方法等について協議を行ってきており、現在、現地に製氷機の修理等のメンテナンスが進められている。	引き続き、コスラエ州政府当局と施設の活用方法等についての検討を進める。 なお、機材の供与にあたっては、運営や維持管理に係るソフト面の支援も併せて行うことを検討する必要がある。

無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、JICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。なお、現在係争中の案件については掲載していません。

No	国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・取組等
20	ミクロネシア	ボンベイ州タカティック漁港整備計画 (平成11年度:供与限度額7.46億円、平成12年度:4.59億円)	(第1期) H13.3.30 (第2期) H14.2.13	タカティック漁港の漁船用の岸壁不足を解消するとともに、経済的自立の核となっているマグロ漁業を中心とした商業漁業を振興するため、岸壁の延長、陸上施設(マグロ荷さばき棟、倉庫・事務所棟、海洋監視事務所)の整備、及び関連機材の供与を実施するもの。	マグロ荷さばき棟(関連機材を含む)が利用されていない。また、漁具倉庫が実施機関の倉庫として使用されており、計画どおり使用されていない。	マグロ荷さばき棟については、原油の高騰等のため現地漁業会社が撤退(又は倒産)したこと、その後外資系の水産商社との間で締結された運営管理契約が州政府から承認されなかったことが利用されていない主な原因である。また、漁具倉庫に関しては、関係者から利用についての応募がなかったことが計画どおり使用されていない原因である。	マグロ荷さばき棟等の有効活用に向け、先方政府に働きかけを行ってきた。	引き続き、先方政府に対し施設の有効活用に向けた働きかけを行うとともに、先方政府の対応についてモニタリングする。
21	モザンビーク	ショクエ灌漑システム改修計画(平成13年度:供与限度額13.11億円、平成14年度:供与限度額8.85億円)	(第1期) H16.3.7 (第2期) H16.10.7	モザンビーク政府、他ドナーと協調し、灌漑システムを改修するもの。我が国は、同システムの最上流部に位置する幹線水路の改修を行い、システム全体のボトルネックを解消する案件。	日本の協力による改修部分は機能しているものの、モザンビーク政府、他ドナー工事部分で完成しておらず、想定された灌漑面積を達成していない。	我が国とともに同灌漑システムへの支援を表明していた他ドナーの支援の中止・遅延が発生したため。	これまで大使館、JICAにより、モザンビーク政府及び関係国等に対し、灌漑システム全体の改修の早期完了を働きかけている。 なお、2007～2010年に実施された技術協力プロジェクト「ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発」では、協力開始時点の1ヘクタール当たりの収量が約3トン程度であったが、終了時には5トンを超える成果を達成し、無償資金協力による灌漑システム改修の効果を発現した。2011年2月から前記プロジェクトの発展となる技術協力プロジェクト「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上」を開始し、より広い地域への波及効果を見込んでいる。 2010年4月時点において、モザンビーク政府のショクエ灌漑スキーム開発マトリックス(計画)は、改修に未着手の地域について、引き続き改修資金の獲得に努めるとしている。 また、当灌漑スキームを管理するショクエ灌漑公社は、灌漑施設メンテナンス用のパワーショベルを政府自己資金で新規に購入するなど、自助努力が見られる。 イスラム開発銀行の融資による2次3次水路の整備が計画されており、2011年10月に工事が開始される見込みである。	モザンビーク政府の自助努力によって整備事業が進められるよう側面支援及び他ドナーとの協調を行う。
22	モザンビーク	漁船修理施設建設計画(平成4年度:供与限度額5.73億円、平成5年度:供与限度額9.07億円) 漁船修理施設整備計画(平成9年度:供与限度額7.7億円)	(第1期) H6.12.20 (第2期) H6.12.20 (整備計画) H11.2.22	エジ漁業の中心拠点であるキリマネ州には漁船修理施設がないため、ここを基地としているエビトロール船は、点検・修理のために1,000km以上離れた他州の施設を利用せざるを得ない状況にある。このような状況に鑑み、修理施設の建設を実施する案件。	(H13年度会計検査院決算検査報告) 「漁船修理施設建設計画」による本施設完成後、浸食により施設に影響を受け施設使用に支障をきたし、「漁船修理施設整備計画」による改修完了まで運営が停止した。エビトロール漁船等(37隻)の保守のための船舶検査等(1回/年)を行う計画となっていたが、運営開始されたH8年1月以降に修理された船舶数は、H8年は8隻(年間稼働日数56日)、H9年は5隻(同40日)であった。また、運営再開後も、H11年は10隻(同79日)、H12年は21隻(同100日)、H13年は15隻(同98日)にとどまっていた。	定期保守が習慣にならず、かつ浸食による限定使用により、船舶の保守が行われなくなったもの。さらに補修工事による中断も影響したのと考えられる。	2002年度にフォローアップ調査及びスペアパーツの購送、その後、2006年まで漁船の修理は実施されてきたが、エビの漁獲量の減少により漁船数が減り、修理の需要が減少した。2007年にモザンビーク政府は同施設の運営を民間に委ねたものの、買付料で調整がつかず断念した。現在、モザンビーク政府は運輸通信省の職員を現地に派遣し、自助努力による解決策模索のための現状調査などを実施中。	2011年内に運輸通信省その他関係者と協議を行うとともに、現地にモザンビーク大使館員を派遣して現地担当者と直接協議を行うなどを通じ、再度エビ漁獲量の推移、エビ需要の現状、キリマネ州の経済状況、維持管理状況を含む現状把握と今後の対応を検討する。 漁船の建造・修理を行う案件については、漁船の保守管理体制や修理技術やスペアパーツの入手が可能かどうかについてもよく確認し、継続的に先方が漁船の維持管理を行えるのかどうかを確認する。また、完工後についても、計画通りの効果発現が見られるよう、先方の状況の変化も含め定期的にモニタリングを実施していく必要がある。
23	ラオス	国道9号線改修計画 (平成11年度:供与限度額12.9億円、平成12年度:供与限度額26.96億円 /第二次:平成12年度:供与限度額1.12億円、平成13年度:供与限度額32.26億円)	(第1期) H13.3.29 (第2期) H14.12.16 【第二次】 H16.2.12	タイ東部とベトナム中部をつなぐ幹線道路であり、ラオス中南部を横断する国道9号線は幅員が狭く、陥没箇所、未舗装区間が多く、早急な改修が必要となっている。このような状況の下、国道9号線の未整備区間のうち、セノムアンバラン区間73km(第1工区)、ムアンバラン～アンピン区間60km(第2工区)、計133kmの整備を目的として道路・橋梁の改修を行う案件。	9号線のうち、日本の整備区間は、完工後4年で損傷が確認されており、修復が必要となっているとの現地報道がある。(Vientiane Times 2008年10月1日)	基本設計時には想定外であった、同国のセボン 鉱山における金・銅の生産開始に伴う重量車両(過積載車両を含む)の通過、交通量の増加と、ラオス公共事業局の維持管理の不備。	大使館、JICAよりラオス政府に対し継続して維持管理強化につき働きかけを行うなどして、対応中。	道路が真に活用されるためには、維持管理が不可欠であり、効率的な維持管理に係る人材育成を図る技術協力との連携、過積載防止のためのラオス側取組への働きかけを積極的に行うべき。 今後の対応としては、 ①過積載防止の徹底についてはラオス側に働きかけを行っていく。 ②維持管理に係る技術協力を実施予定。 ③また、道路改良のための無償資金協力「国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画」により、損傷の著しい区間の改修を行う。
24	ラオス	造林センター建設計画(平成10年度:供与限度額4.16億円)	H11.12.27	住民参加型の森林保全および不適正な焼畑農業から持続可能な森林利用型農業への転換を目的とした活動の拠点として、ビエンチャン県ビエンチャン郡ソンプン地区に造林センター(研修施設・苗圃施設等)の建設および関連機材(苗圃・造林用機材、土壌分析機器、研修用機材等)を整備するもの。	同センターを拠点とした植林などを行う技術協力事業の終了後、ラオス側の維持管理予算不足や苗木等の販売収入低迷等により、同センター運営に問題があるとの趣旨の記事が2006年10月21日、読売新聞に掲載された。	ラオス政府(農林省)が職員を配置し、予算措置を行い活動を継続しているが、予算措置等が想定より不十分であったため、同センターにおける活動が低調となっている。	施設の活用につき大使館、JICAよりラオス政府に対し継続して働きかけを行っている。この結果、2011年において、同センターの自己収入が2010年比で3倍以上また植林面積が過去3年平均と比べ3倍程度に増えるなど、同センターの活動が活発になりつつある。	ラオス側の自助努力により本件施設がより活用されるよう引き続き働きかけを行っていく。
25	タジキスタン、アフガニスタン、カンボジア、ラオス 他	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	実施中	系統連系型太陽光発電システムの資機材(太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、計測監視装置、気象観測装置等)の供与	議員より、主に以下の4点の指摘を受けている。 (1)kWあたりの事業単価が、日本国内の標準的な価格と比較して、高価ではないか。 (2)プロジェクトを準備する時間が短すぎたのではないか。 (3)費用対効果の観点も評価基準に含まれるべきではないか。 (4)交換公文に具体的な事業内容を規定すべきではないか。	(1)本事業は経済危機対策として我が国の太陽光発電システム関連技術を諸外国に広く紹介することを主目的としており、日本法人メーカーに限定して調達を行った結果、国際輸送費や邦人技術者の出張費等が上乗せされた。我が国の太陽光発電システムのPR効果を狙い、人目には触れるが広さを確保できない場所(屋上等)に設置する計画であったため、施工費等が相対的に上昇することが見込まれた。太陽電池モジュールの価格下落が始まる前に積算が行われた。応札リスクが高い国や市場規模が極めて小さい国については、応札業者が少数になる傾向があり、これらについて単価が高くなる傾向があった。 (2)当時の景気後退への対処、太陽光発電に係る市場競争の激化、COP15交渉プロセスへの考慮といった事情により、緊急の実施が求められていた。 (3)先例のない日本製システムを短期間で導入した国が多く、当該国においてコスト評価のために参考とできる類似事業がなかった。 (4)交換公文締結後に先方政府等により、事業実施の基礎となる事情等が変更される場合もあるため、交換公文に事業の詳細まで規定することは適切とは考えられない。	今後右記の改善策を講じることとした上で、同議員にも説明。	①入札参加企業拡大のための取組を継続して検討する。 ②より十分な調査を実施の上で、案件内容を一層慎重に精査する。 ③日本国内の事業で導入される機材と同種の機材を調達する場合には、(ア)当該部分について国内の類似の事業等を参照するなど、事業の費用対効果について何らかの形で事前評価を行うこととし、この点を案件採択時の調査項目に加える。(イ)各被供与国・サイトの環境や事情に応じて追加的に機材や工事が必要となる部分についてもそのコストを明示するなど、適正な比較が行えるよう工夫する。

改善すべき点などがある案件(全案件を掲載)

草の根・人間の安全保障無償資金協力

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省が改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。

No	国名	案件名	G/C 締結日	完了日	案件概要	供与限度額	被供与団体名	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
1	アフガニスタン	ザブール県カカート市ババ・ガック小学校建設計画	H19.2.19		ザブール県カカート市に8教室等からなる小学校の校舎を建設するもの。	¥9,946,710	アフガン救済後援者組織 (AFMO)	現時点(平成23年9月)において被供与団体と連絡が取れない状況。	被供与団体の義務の不履行。 現地の治安の悪化により、在アフガニスタン大使館員による現地調査は困難な地域。	治安上の理由から在アフガニスタン大使館員による現地調査は困難な状態であり、第三者を通じて現況確認を試みたところ、平成22年12月、本件に該当する施設は近隣に見当たらないとの情報を得た。 その後も館員が経済省及び教育省と協議を行い、団体の所在確認等を継続。 平成23年8月、在アフガニスタン大使館より経済省副大臣に対し、協力を改めて要請。現在、経済省より、捜査当局(アフガン警察、国家保安局)に対し、本件につき届け出を行ったところ。	①本件については、NGO関係業務を担当する経済省の対応を注意深くフォローするとともに、同省に対し、解決に向けた取組を進めるよう引き続き働きかけていく。 ②治安の悪化に伴い、NGO等が反政府勢力等のターゲットになることを避けるために所在及び連絡先を頻繁に変えるケースが頻発している。現地情勢の変化をより頻繁に確認する他、団体の所在の確認及び連絡をより密にすることが不可欠である。 ③治安状況に鑑みて可能な限り館員乃至草の根委員が現地視察を行うことができる案件を探検していくよう努め、視察が困難な場合には監査法人等の第三者を派遣し、より頻繁に現状確認を実施するように徹底する。 ④中間及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、進捗状況に応じて、可能なかぎり複数回の分割供与を行い、資金管理をより適切に行う。 ⑤監査法人等第三者機関による監査をプロジェクト実施要件とする。 ⑥被供与団体の選定にあたっては、活動実績や実施能力を精査するとともに同団体を通じて支援を行っている他ドナーと情報交換を行い、団体の信頼性の確認に努める。
2	アフガニスタン	ナンガルハル県コト郡サイ・ババ小学校建設計画	H19.10.19		ナンガルハル県コト郡に8教室等からなる校舎を建設するもの。	¥9,917,652	アフガン救済開発連帯協会 (ARDS)	現時点(平成23年9月)において被供与団体と直接連絡が取れない状況。	被供与団体の義務の不履行。 現地の治安の悪化により、在アフガニスタン大使館員による現地調査は困難な地域。	在アフガニスタン大使館では、平成20年5月の現地調査で土台等の工事が進行中であることを確認。被供与団体から遅延理由の報告を受けたため、同団体に対して早期に事業を完了するよう指導を行った。 平成22年11月に再度現地調査を行ったところ、天井や壁等の工事が進行中であると確認された。在アフガニスタン大使館と同団体との間で直接連絡が取れない状況であるところ、現地関係者等を通じて事業完了の督促を継続。 平成23年2月、草の根委員を遣わし、再度現地調査を行ったところ、前回調査時より工事が進捗していることが判明。 但し、依然として被供与団体とは連絡が取れない状況であるところ、周辺住民が経済省及び教育省と協議を行い、団体の所在確認等を継続。 平成23年8月、在アフガニスタン大使館より経済省副大臣に対し、協力を改めて要請。現在、経済省より、捜査当局(アフガン警察、国家保安局)に対し、本件につき届け出を行ったところ。	①本件については、NGO関係業務を担当する経済省の対応を注意深くフォローするとともに、同省に対し、解決に向けた取組を進めるよう引き続き働きかけていく。 ②治安の悪化に伴い、NGO等が反政府勢力等のターゲットになることを避けるために所在及び連絡先を頻繁に変えるケースが頻発している。現地情勢の変化をより頻繁に確認する他、団体の所在の確認及び連絡をより密にすることが不可欠である。 ③治安状況に鑑みて可能な限り館員乃至草の根委員が現地視察を行うことができる案件を探検していくよう努め、視察が困難な場合には監査法人等の第三者を派遣し、より頻繁に現状確認を実施するように徹底する。 ④中間及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、進捗状況に応じて、可能なかぎり複数回の分割供与を行い、資金管理をより適切に行う。 ⑤監査法人等第三者機関による監査をプロジェクト実施要件とする。 ⑥被供与団体の選定にあたっては、活動実績や実施能力を精査するとともに同団体を通じて支援を行っている他ドナーと情報交換を行い、団体の信頼性の確認に努める。
3	アフガニスタン	バミヤン県バミヤン郡カザン女子小学校建設計画	H19.9.17		バミヤン県バミヤン郡に8教室等からなる小学校の校舎を建設するもの。	¥9,972,056	ドゥースティ建築技術復興 (DAER)	現時点(平成23年9月)において被供与団体と連絡が取れない状況。 予定地にて他機関支援による事業が進行中。	被供与団体の義務の不履行。	平成22年11月に在アフガニスタン大委員が現地に事実関係の精査を行った他、館員が現地に赴き、同県知事等と対処等につき協議を行った。同年12月及び平成23年1月に再度県知事と協議、その後も館員が現地出張の際には県関係者と協議を行い(平成23年1月、7月)、県側と協力して団体の所在確認を継続。 現地で法的解決の可能性も検討中である。また今後、本案件と同規模の施設を複数行うことも検討予定。 平成23年8月、在アフガニスタン大使館より経済省副大臣に対し、協力を改めて要請。現在、経済省より、捜査当局(アフガン警察、国家保安局)に対し、本件につき届け出を行ったところ。	①本件については、NGO関係業務を担当する経済省の対応を注意深くフォローするとともに、同省に対し、解決に向けた取組を進めるよう引き続き働きかけていく。 ②治安の悪化に伴い、NGO等が反政府勢力等のターゲットになることを避けるために所在及び連絡先を頻繁に変えるケースが頻発している。現地情勢の変化をより頻繁に確認する他、団体の所在の確認及び連絡をより密にすることが不可欠である。 ③治安状況に鑑みて可能な限り館員乃至草の根委員が現地視察を行うことができる案件を探検していくよう努め、視察が困難な場合には監査法人等の第三者を派遣し、より頻繁に現状確認を実施するように徹底する。 ④中間及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、進捗状況に応じて、可能なかぎり複数回の分割供与を行い、資金管理をより適切に行う。 ⑤監査法人等第三者機関による監査をプロジェクト実施要件とする。 ⑥被供与団体の選定にあたっては、活動実績や実施能力を精査するとともに同団体を通じて支援を行っている他ドナーと情報交換を行い、団体の信頼性の確認に努める。
4	アフガニスタン	ワルダック県ジャガト郡カラ・デ男子小学校建設計画	H18.3.9		ワルダック県ジャガト郡に8教室等からなる小学校の校舎を建設するもの。	¥9,705,649	アフガン救済後援者組織 (AFMO)	被供与団体から完了の旨報告があった後、現時点(平成23年9月)において被供与団体と連絡が取れない状況	被供与団体の義務の不履行。 現地の治安の悪化により、在アフガニスタン大使館員による現地調査は困難な地域	在アフガニスタン大使館では、平成18年7月の現地調査で工事が進行中であることを確認した。 平成18年11月に被供与団体より、内装等を残しほぼ完了した旨報告を受けた。その後同団体と連絡が取れなくなったが、経済省等に照会を行うなどして、一定の情報を得た。 他方、治安上の理由から館員による現地調査は困難な状態であり、第三者を通じて現況確認を試みたところ、平成22年11月、施設が完成していることが確認された。 平成23年8月、在アフガニスタン大使館より経済省副大臣に対し、協力を改めて要請。現在、経済省より、捜査当局(アフガン警察、国家保安局)に対し、本件につき届け出を行ったところ。	①本件については、NGO関係業務を担当する経済省の対応を注意深くフォローするとともに、同省に対し、解決に向けた取組を進めるよう引き続き働きかけていく。 ②治安の悪化に伴い、NGO等が反政府勢力等のターゲットになることを避けるために所在及び連絡先を頻繁に変えるケースが頻発している。現地情勢の変化をより頻繁に確認する他、団体の所在の確認及び連絡をより密にすることが不可欠である。 ③治安状況に鑑みて可能な限り館員乃至草の根委員が現地視察を行うことができる案件を探検していくよう努め、視察が困難な場合には監査法人等の第三者を派遣し、より頻繁に現状確認を実施するように徹底する。 ④中間及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、進捗状況に応じて、可能なかぎり複数回の分割供与を行い、資金管理をより適切に行う。 ⑤監査法人等第三者機関による監査をプロジェクト実施要件とする。 ⑥被供与団体の選定にあたっては、活動実績や実施能力を精査するとともに同団体を通じて支援を行っている他ドナーと情報交換を行い、団体の信頼性の確認に努める。
5	アンゴラ	シタート市帰還難民及び避難民のための農業生産支援計画	H21.3.24		ローカルNGOがルンダ・ノルテ州シタート市ツサンダ村において国内避難民と帰還民100人を対象として、農業生産訓練、共同穀物・種子倉庫及び農業用具の整備を行うプロジェクトに対して資金協力を行うもの。	¥9,129,496	アンゴラ・ドイツ友好団結協会	被供与団体から報告書が未提出。(但し、当該研修は順調に進んでいるというメールでの連絡有り) 平成23年8月時点において、被供与団体とミーティングを行うよう調整を試みているが、治安上の理由から、大使館による現地調査は困難な地域。	現地の治安の悪化 被供与団体の報告義務の不履行	平成21年6月、被供与団体から在アンゴラ大使館に対し、種子等の資材購入、研修進捗につき連絡あり。購入予定の種子を注文したものの未調達、使用予定のトラクターが現在故障中、修理する必要があるとの状況報告有り。また、購入予定の倉庫の価格高騰のため、現地で入手可能な資材を使って倉庫を建設するよう、内容を変更したい旨連絡あり。 平成21年6月、被供与団体から在アンゴラ大使館に対し、農業研修は7月13日から開始する予定、倉庫は7月6日より65日間建設する、このため2010年8月30日に本件は終了予定であるとの書簡により連絡あり。 平成21年7月、現場の資材不足、及び整地・予想以上の時間がかかることから、プロジェクト期間を2010年10月31日まで延長したい旨書簡による申請あり。 平成21年10月、草の根委員による現地調査を検討したものの、コンゴ民からの不法流入労働者を巡る対立が激化し、ルンダ・ノルテ州の治安が極めて悪化していることが分り、当館からの現地調査は困難な状態であると判断。 平成21年末～平成23年7月、被供与団体から在アンゴラ大使館に対し、プロジェクトは実施しており、早急に報告書を完成させる旨のメール連絡あり。 平成23年4月、NGO団体を統轄するUTACHという公的機関に同団体のプロジェクト進捗及び報告書の未提出につき通報。 平成23年7月、大使館顧問弁護士に相談。同氏より連絡するも、電話がつながらず。 平成23年8月、在アンゴラ大使館からメールでの面会依頼、被供与団体より報告書を持参したいので、待つてほしいとのメール連絡あるも、未だ実現できていない。	①治安状況が悪化する可能性のある地域での案件形成は、館員による現地調査が困難であるため懸念。 ②治安状況に鑑みて、可能な限り館員及び草の根委員が現地視察を行う。館員及び草の根委員による視察が困難な場合には、第三者等の協力を得て現状確認を実施、並行して、被供与団体との連絡も頻繁に行う。 ③被供与団体と、メール以外の連絡手段が確保できない場合には、必要に応じ当館顧問弁護士による側面支援を受けながら、対応。 ④案件形成時には、住民・行政等、被供与団体以外を巻き込んだ形で案件形成を行い、当事者同士によるフォローアップ体制も確保する。
6	イエメン	サヌア州内ハイマ郡給水環境改善計画	H18.10		イエメン共和国のサヌア州内ハイマ郡の5村落における給水環境を改善するため、同地域に給水システムを構築するもの。	¥9,128,862	内ハイマ郡地方議会	本件事業は、大雨により同地域に通ずる道路が崩落し、ボーリング及び給水機材の搬入が不可能となった。	地域住民は予算不足や道路修復機材の不足により手作業で工事を行っており、道路の修復が遅れていたが、ようやく道路の修復を了した。 しかしながら、イエメン政治危機に伴う治安の悪化及び、電気、燃料の不足のため、ボーリング業者がサイトに入らず、プロジェクトの中断を余儀なくされている。	大使館より、再三にわたり、道路修復工事の遅やかな完了及び申請プロジェクトの遅やかな実施を口頭及び書簡で要請。平成22年10月にも現地を訪問し、同年度内にプロジェクトが完了しない場合はプロジェクト資金を返金することで書面合意した。 しかしながら、治安情勢の悪化により、大使館は3月16日を以て一時間閉館しており、それ以降のフォローアップは困難な状況である。	イエメンの治安情勢が落ち着くのを待った上で、今後の対応を協議する。
7	イラク	サマーフ市アスファルト舗装機材整備計画	H17.7		サマーフ市内道路のアスファルト舗装に必要な機材を購入する(発電機を含む)。	¥99,510,000	サマーフ市民生局	一部品目が未調達の状態。	納入業者が発注側想定仕様と異なる機材を納入したことから生じた。納入業者とサマーフ市民生局との調達を巡る調整等。	大使館からの累次の申し入れを踏まえ、2011年8月、本件を調査し、解決に向けた検討を行うための責任ある検討体制の確立、資金の活用状況、現実的解決方針及び期限について、在イラク日本大使館から、ムサンナー県知事に公式回答を求めた。	ムサンナー県知事から大使館への報告内容を確認し、対応を検討予定。

8	イラク	ムサンナー県国境警察に対する機材供与計画	H17.8		イラク南部ムサンナー県の国境警察(14か所)等に対し、国境警備に必要な車両、通信機器等を供与する。	¥99,916,600	ムサンナー県国境警察	納入業者が、仕様とは異なる品目を一部納入し、また、一部品目を納入しないまま、サマワから撤出し、出国。	納入業者が、車両3台を納入せず、給水車1台についても、発注側想定仕様と異なる機材を納入したこと。	大使館からの累次の申し入れを踏まえ、2011年8月、本件を調査し、解決に向けた検討を行うための責任ある検討体制の確立、資金の活用状況、現実的解決方針及び期限について、在イラク日本大使館から、ムサンナー県知事に公式回答を求めた。	ムサンナー県知事から大使館への報告内容を確認し、対応を検討予定。
9	インド	アラバリ職業技能訓練施設建設計画	H18.1	H19.3	貧困農村地域において若者を対象とした職業訓練施設を建設するもの。	¥7,106,298	アラバリ教育協会	運営開始後、イスラム教徒生徒に対する宗教的不寛容な指導が原因で地域住民の排斥運動が生じ、学校が休校に追い込まれている。	開校時の校長(ヒンドゥー教徒)が授業中の脱帽をイスラム教徒の生徒に対して求めたところ、宗教的反感から周辺住民との関係が悪化、嫌がらせ等により職業訓練施設生徒が全員退学する事態を招き、学校運営が中断している。	在インド大使館では、平成20年3月、平成22年10月、平成23年3月及び7月に職業訓練施設の早期の再開を目指し、被供与団体へ地域住民への事業の周知徹底や生徒集めを継続して進めるように指導した。 被供与団体では、問題の発端となった校長を解任するとともに、地域住民への事業趣旨の説明、新規生徒の募集を試みているが学校再開には至っていない。 なお、被供与団体は今回の職業教育施設に先立ち平成13年度の車の根拠無償にて初等中等学校を開校しているが、こちらは地域にも受け入れられており、この活動を足がかりに住民への信頼回復について地道な活動を行うことで、職業訓練の早期再開を目指している。	早期の職業訓練の再開に向け引き続き働きかけを実施する。 引き続き、案件審査にあたって対象事業が地域住民からの支持を得ているか等の持続可能性を重視していく。
10	インド	旱魃地域貧困住民のための職業訓練センター建設計画	H19.8		カルナータカ州シモガ県において干ばつ被害に苦しむ農村地域の貧困住民に対し降雨の有効利用のための方策等を教育。また、女性に対し衛生、健康管理についての知識の普及等を行うもの。	¥7,586,748	バリハータナ	G/O締結後、為替レートの変化、建材の高騰により、センター建設の資金が不足したため、建設が遅延した。	為替レートの変動により供与金額の現地貨換算額が目減りした(約2.5万ルピー)上、工事開始後当初見積り時に比べ建築資材価格が高騰(25万ルピー)したこと、建設資金に不足が生じたため。	平成19年10月の中間報告時に、27.5万ルピーの不足が生じている旨の連絡が被供与団体から我が方在外公館にあり、当初供与予定であった備品(プロジェクト10万ルピー)を建設費に充てる計画変更の上、平成20年3月分割供与の残額を支払った。その後、建設が継続されているが、進捗状況確認に対し団体は建設資金が無くなったため、建設が中断していること、不発資金等の5万ルピーを銀行からの融資により調達予定である旨報告した。これを受け平成22年2月に工事中断への憂慮の念を伝達するとともに、団体に工事の進捗状況を報告するよう指示した。平成22年6月に被供与団体責任者を事務所へ呼んで、早急な工事の完了を指示しその後、2ヶ月毎の進捗確認を行った。この結果、平成23年6月までに建設は完了し、施設の運営が開始されたとの連絡を受けている。現在、被供与団体において、事業完了報告書の作成を進めているところである。	引き続き報告書の入手に向け働きかけるとともに、補益効果の発現をフォローアップする。 奨助案件の成立性、持続可能性を審査段階から十分確認する。草の根無償制度においては、供与後の経費の増加等について、被供与団体が負担することになっていることを被供与団体側によく認識させると共に、財務状況の余力を審査の際の要素として重視する。
11	インド	障害者と貧しい女性のための職業訓練施設医療施設建設計画	H18.9.12	H19.11.8	「障害者支援の会」が西ベンガル州アトバラ村において障害者と貧しい女性を対象とした職業訓練施設医療施設(一部備品含む)の建設を行うプロジェクトに対して資金協力を行うもの。	¥4,174,044	障害者支援の会	当初計画では、職業訓練施設の利用者数200名を想定していたが、フォローアップ時(平成22年12月)の時点では利用者が5名程度にとどまっていた。	被供与団体側の資金が予定通りに集まっていない。そのため、資金不足に陥り職業訓練施設を運営する資金が充分とはいえない状況。スタッフ数の減少も見られる。(2007～2010年の間に35人から10人へ。)	フォローアップ時に新規の資金支援先を捜すようにアドバイスした結果、コンピューターの研修に対してのみではあるが、国営のインド石油会社から援助を得られることとなった。被供与施設を有効活用するためには、団体自身の努力が必要不可欠であるので、今後はより一層の努力と工夫で運営を行っていくよう要請しており、継続協議中。	被供与団体の報告を受け、今後の方針につき引き続き協議する。 ローカルNGOではあるが、地元住民との連携が脆弱であることから、案件形成時によりきめ細かな聞き取り調査を行っていく。また、財務面も含めた持続性および維持管理体制の審査をより厳格に行う。
12	インドネシア	アチエビディ県タンセ郡ブナロン村及びブナロンII村灌漑施設建設計画	H21.2.17		アチエビディ県タンセ郡ブナロン村における灌漑施設(取水堰、水路護岸、引水路、水門)の建設。	¥9,737,323	エンブン・バギ財団	灌漑施設が使用不可能な状況。	H23年3月の洪水により施設が損壊したため。	H23.8.19日に現地調査を実施。洪水により、灌漑と水門が壊れ、周囲の水田に水を供給できていない状況。被害の一部は既に地元地方自治体により修復されているが、全てが想定された通り機能するには至っていない。	被供与団体及び地元地方自治体に対し、引き続き自助努力により本件被害が修復されるように懇請する。
13	インドネシア	シマナウ村及びバトウ・バジャンジャン村における小規模水力発電施設修復計画	H22.11.12		2009年10月のバダン沖で被害を受けた西スマトラ州ソロク県の2村における小規模水力発電施設を修復するもの。	¥2,979,518	ソロク県協同組合・工業・商業局	事業地の一つであるシマナウ村において、修復された発電施設を使用できていない状況。	H23年1月に起こった大雨による土砂崩れの影響で、シマナウ村に設置した小規模水力発電施設の一部(導水管。ただし、本案件での供与品目ではない。)に被害が発生したため。	H23年5月に担当書記官が調査を実施。その際、あわせて地元地方自治体であるソロク県知事を表敬訪問し、ソロク県の予算手当てで復旧するよう依頼。知事はソロク県の予算で復旧させる旨、明言。H23年8月時点では予算は未着手。	ソロク県自身の自助努力により本件被害が復旧されるように引き続き懇請する。
14	ウガンダ	ブウェンゲ町街灯設置計画	H19.2	H20.5	夜間の治安を確保するため、さらに商業活動を促進するために、新しくブウェンゲ町内12か所に合計77種の省エネルギー型街灯を設置する。具体的には5つの主要な通り(530m、中央市場、ヘルスセンター、町役場等の主要施設7か所に24個設置する。また、電気代をより節約するため、そして維持管理体制を一本化するため、主に幹線道路沿いにある既存の街灯47個を省エネルギー型街灯に切り替える。	¥6,734,370	ブウェンゲ町役場	本件完了直後は全ての街灯が点灯していたものの、その後2010年11月にウガンダ配電会社(UMEME)が電力供給システム(電線)の修繕及び拡張整備を行った際に街灯の配線を切断し、一年近くたった現在も再接続工事を行っていない。同会社は被供与団体に自己負担で工事を行う許可も出していないため、街灯の一部が点灯していない状況が続いている。	ウガンダ配電会社と町役場とのコミュニケーション不足により、電線工事の際に街灯の配線をどうするか文書が工事前に明確化されなかったことが原因である。また、同会社の責任者の入れ替わりが激しく、町役場の要求が配電会社上層部に伝わらない現状がある。	団体のフォローアップ報告書提出後に、被供与団体に電話で状況を確認したところ左記の状況が判明。その後大使館員がフォローアップ調査を行ったほか、配電会社にも直接電話をする等の対策をとっている。	今後も電話及び必要に応じて現地調査を行い、被供与団体を通して案件のフォローアップを行うとともに、配電会社にも連絡を取ることにする。 電気、水道など公共の配電もしくは配水会社が関わる案件は、被供与団体だけでなく、同公共事業会社も含めた協議の場を持つことと同時に、コミュニケーションの重要性を常に関係者に強調していく。
15	ウガンダ	ネビ県における医療器具整備を通じたプライマリーヘルスケア・サービス向上計画	H20.8	H21.12	ネビ県内の全19準郡における医療保健施設29か所に基本的な診療に必要な器具(分娩用ベッド、産生器具、体重計、薬品用台車など)を供与することを通じて、同県のプライマリーヘルスケア・サービスの改善を図る。	¥9,918,801	ネビ県政府	本件によって供与された医療機器は、被供与団体により計画通り各保健センターに配布された。しかし、一年後のフォローアップ調査で観察した際、未だ使用されず既存の医療品が故障・破損した場合の補完として倉庫等に保管されている例が見られた。	保健省による、ウガンダ国内の医療品供給体系の変更に伴い、県政府保健担当官の管轄の各保健センターへの医療品や薬剤の配布品目及び時期が決定されるようになったため、当初の需要と配布時の各保健センターの在庫に乖離ができてしまった。	大使館員によるフォローアップ調査実施の際に、供与品目リストと照合しながら確認した際、未使用機材が見つかった。紛失物はないため、リストとの照合のみでは機材供与を行う場合には、全品目の維持管理状況のみならず活用状況や頻度を把握し報告するよう、被供与団体に強調する必要がある。また、中央政府による方針・政策の変更といった外部要因に関しては、情報収集に努め影響を最小限に抑える努力が重要となる。	良好な機材の保存状況を確認するとともに、被供与団体を通して、各保健センターに積極的に機材を使用するよう促す。 機材供与を行う場合には、全品目の維持管理状況のみならず活用状況や頻度を把握し報告するよう、被供与団体に強調する必要がある。また、中央政府による方針・政策の変更といった外部要因に関しては、情報収集に努め影響を最小限に抑える努力が重要となる。
16	ウガンダ	カベレビヨング職業訓練センター建設計画	H19.8	H20.7	ウガンダ東部アムリア県にあるカベレビヨング職業訓練センターの独自の施設を確保するために、2教室・事務室・機材保管室からなる1階建ての教室棟を1棟及び簡易型トイレ棟(5室)を1棟建設し、訓練内容を充実させるために、ディーゼル・モーター付き溶接機1台、煉瓦製造機1台、裁縫ミシン5台を供与する。	¥2,921,416	カベレビヨング母子発展協会	本件完了後、2010年6月に同職業訓練センターをモニタリングした際、生徒数が増加しており、機材もほとんど使用されていなかった。右理由について、訓練センター側は運営費を確保していた。2011年7月に再度動かれた際には、同センターは完全に閉鎖されており、建物は元教員により住居として使用されていた。	同センターは国内避難民を対象にしていたが、帰還が進み生徒数が激減した。そのため、運営資金もなくなり、閉鎖することになった。	2010年の当館大使館員によるフォローアップ調査実施の際には、運営資金確保のため、授業料の徴収を始めること、また、職業訓練センターで生産されるアークセラピーセラピーの売り上げを生徒に渡さず、同センターの運営資金に当てよう学校側にアドバイスした。2011年7月に閉鎖が確認されたからは、訓練センターの運営再開に向け、被供与団体と協議を進めている他、県政府にも協力を要請している。	県政府及び被供与団体と共に、職業訓練センター再開に向け、協議を重ねる。 国内避難民、難民キャンプなどを対象とする場合は、数年後に難民が帰還したときのことも考慮し、案件の形成を行わなければならない。また、被供与団体がNGOである場合は、必ず県政府の合意と協力を得ることが重要である。被供与団体と裨益団体が異なる場合は、裨益団体の運営・実施能力及び維持管理能力についても審査する必要がある。
17	ウズベキスタン	タシケント州キプライ地区「村落女性支援センター」機材供与計画	H19.2.7	H20.2.6	タシケント州キプライ地区に位置している「村落女性支援センター」に対し、裁縫教育を開催するためのミシン、文書作成、会計管理訓練に必要なコンピューター、料理教室用機材、セミナー用家具を供与することでコミュニティ内の失業問題の改善、所得向上、貧困削減を図る。	¥2,239,536	タシケント州キプライ地区「村落女性支援センター」	村落女性支援センターの経営が成り立たず、活動が停止した状況になっている。	村落女性支援センターはNGOとして活動していたが、昨年よりNGOとしての登録の延長が認められず、税制の優遇措置が受けられなくなったため、経営が成り立たなくなったもの。	供与機材の有効活用の観点から、類似の活動を実施している団体に供与機材を譲渡することが出来ないか検討中。	当地におけるNGOへの草の根無償の供与について、NGOのステータスに関するウズベキスタン当局の見解等も踏まえて実施していくことが必要。 村落女性支援センターを管轄しているタシケント州ブカ市の関係者らと類似活動団体への機材供与の可能性につき協議予定。
18	エクアドル	グアランダ地下水取得計画	H17.8.16	H19.3.9	エクアドル共和国グアランダ市内郊外の4地区において、井戸を掘り地下水給水施設を整備する。	¥8,891,700	ラムディンバ基金(ローカルNGO)	被供与団体は、供与資金により、井戸を掘削し風車を設置し地下水をくみ上げ地下水給水を行うこととなっていた。井戸は予定どおり掘られ水量も確保されたものの、風車が当初予定どおり機能せず水のくみ上げが出来ず、同団体は案件実施後に解散し地下水給水として機能していない。	井戸自体の問題は無いものの、くみ上げを行う風車に問題がある。また、被供与団体が解散しておりフォローアップができていない。	H20年2月に現地調査を行い、グアランダ市を管轄するボリバル県庁へ風車に替わる地下水くみ上げのための電動ポンプの設置協力を依頼。H23年8月に至り、同県負担にて電動ポンプを設置して地下水給水を可能とすることを書面にて具体的に確約を得た。	電動ポンプの設置による地下水給水の稼働に向けて、引き続きフォローアップしていく。本件は、風車にて地下水をくみ上げるという、現地では確立していない技術による案件実施に問題があったと考えられ、今後は現地に適した方法を考慮に入れて実施する必要がある。
19	エクアドル	ボカラ下水道建設計画	H19.12.14	H20.8	インパラ県ボカラ地区において、生活排水処理のための下水道設備を整備する。	¥9,001,292	エクアドル社会開発基金(ワネス)	当初予定どおり下水道施設は完成したものの、裨益住民間で施設利用に関する同意形成がなされていないため現在に至るまで施設全体が使用されていない状態にある。	外部環境団体が、生活排水が施設から漏れた場合の地域環境汚染への懸念等を主張し、住民間で下水道施設の運営管理に対する意見の対立が続き未だ下水道設備が利用されていない。なお、同地区を管轄するコカチ市からは、技術的に施設から下水が漏れることは通常ないことを確認している。	被供与団体に善処を申し入れているが、未だ改善されていない。施設完成後にフォローアップ調査を行い、コカチ市長からも全地域住民が利用できるような善処するとの回答を得ているが未だ具体的な対策が示されていない。	引き続き、被供与団体及び同地区を管轄するコカチ市長に早期改善を申し入れていく。

20	エチオピア	アジニアベバ市サラム職業訓練校機材整備計画	H18.11.24		鍍金加工機材一式	¥9,928,284	サラム子供の村	オランダ製の鍍金機材を導入予定であるが、同社からの技術者の派遣が遅れている。	被供与団体における調整能力不足	エチオピアにて技術者を確保できるような調査を行っている。被供与団体の本案件担当者が、鍍金機材に精通している技術者に交替し、これまで未設置であった鍍金機材の設置が進められている。	引き続き緊密にフォローアップを行う。
21	エチオピア	アムハラ州アルゴバ郡ゴバラ小学校拡張計画	H19.10.25		校舎2棟(6教室)、事務棟、トイレ(8室)、教育機材	¥8,854,512	ニガツツ総合開発協会	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	被供与団体が独自に資金調達を行い、建設を行っている。校舎2棟、事務棟が完成し、教育機材の配備も終わったので、新学期より授業を開始できる見込みである。	引き続き緊密にフォローアップを行う。
22	エチオピア	アムハラ州フィノテセラム町バイオガス普及及び女性追加支援計画	H18.11.15		バイオガストイレ(トイレから貯留槽へ繋げ、メタンガスを発生させて利用するもの)、台所、給仕場建設費等	¥3,309,493	エチオピアの人々へ届く希望	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	大使館は地元政府へ資材提供等の支援要請を行っているが、被供与団体は支援を得られていない。被供与団体へ他支援組織からの援助を要請するよう依頼を行っている。過去6回、地元政府へ支援要請を行ったが、いずれも財政難であるため協力できないとの回答であった。	引き続き緊密にフォローアップを行う。 物価上昇に伴い、建築資材等の購入が困難となった事情があるものの、インフレの激しい当国においては、プロジェクト開始のなるべく早い段階で必要物品を調達する必要がある。今後の教訓として、被供与団体に物品の早期調達を促し、必要に応じて現場を視察するなどきめ細かいフォローアップを行う。
23	エチオピア	オロミア州カタール灌漑地区農作物流通改善計画	H18.11.24		農協直販店施設、倉庫建設	¥9,192,021	ヒビル総合開発コミュニティ開発機構	被供与団体代表者が行方不明となり、NGO登録を抹消し、事実上解散状態となっている。団体は契約する建設会社へ支払いを行っておらず、建設会社は資金を回収できていないため、被供与団体を裁判所にて訴追しており、将来的には売却を希望している。(その後、建設会社は、団体が存在しないため、裁判での解決に時間がかかるとの判断から提訴を取り止めた。)	信頼性の低い被供与団体との贈与契約の締結を行ったことが原因である。	建設会社は、団体が存在しないことから、裁判での解決を断念し、大使館、地元政府、建設会社を交えて話し合いを行った。建設費未払いのため受け渡しが行われていなかった倉庫及び店舗については、建設会社が未払金の請求をあきらめることで妥協し、建物の鍵の受け渡し及び今後建物を活用することについて、関係者の間で合意を得ることができた。	開発効果が現れるよう、計画変更を前提に緊密なフォローアップを行う。
24	エチオピア	オロミア州ジマ・アルジョ町職業訓練校建設計画	H19.3.8		校舎5棟建設、機材供与等	¥9,837,264	ジマ・アルジョ郡教育局	内部監査報告書の不備、機材購入が遅れている。	被供与団体の事務処理能力不足。 物価上昇のため建設費が高騰し、機材購入分の資金が不足	内部監査報告書の不備を指摘し、修正を求めるとともに未購入品の入手を促している。資金不足のため未購入であった機材の大半は、被供与団体の自助努力で購入を完了させた。しかし、これ以上の資金手当ては不可能であり、購入台数を減少したい旨を要請を受けた。その後、現地モニタリングを行い、追加購入した機材を確認。また、これまでに購入した機材で職業訓練活動を行っており、活動に支障を来していないことが確認できたため、計画変更を認めることとした。	今後、内部会計監査報告書及び完了報告書の確認を行う。
25	エチオピア	オロミア州メケデラ・カリナ衛生・給水計画	H19.10.25		井戸5つ、ヘルスポスト1、医療機材	¥9,903,288	アムド・アベラン記念開発協会	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	物価上昇のため、セメント等建設資材購入が困難となっていた。	被供与団体が独自に資金調達を行い、建設を行っている。関係者間で話し合いを行い、現有資金で調達可能な数の機材を購入することとし、井戸の掘削については、地元コミュニティが負担することで合意した。5基目の井戸掘削がほぼ完成に近づいている。	引き続き緊密にフォローアップを行う。
26	エチオピア	ソマリ州アワレ郡牧草生産計画	H19.11.15		牧草倉庫、小規模灌漑施設の建設	¥9,870,672	ホープ・フォー・ザ・ホン	被供与団体が政府による団体登録取消を受け、活動停止した。その後、被供与団体は解散させられた。	団体主催者である国会議員の政治活動による。	被供与団体の銀行口座は差し押さえられ、供与資金が引き出すことができなくなったが、国会議員の自助努力で供与品目は完成した。現在完了報告書及び資金利用状況報告を作成依頼中であるが、団体が消滅しているため、外部監査報告書の作成ができない。法律上、差し押さえられた資金は、エチオピア政府に没収され、同地域で同様の活動を行っている団体へ分配されることになっている。所管官庁の担当者との連絡を取り合い、情報収集を行っている。	引き続き緊密にフォローアップを行う。
27	エチオピア	トゥカ水供給・公衆衛生改善計画	H17.8.5		当初計画:手動ポンプ付井戸6本の掘削及び住民に対する維持管理訓練の実施 変更後:ため池(20,000立米メートル、1カ所)・ろ過槽・手動ポンプ付き集水樹、家畜用水飲み場の建設	¥9,061,081	オロミア州政府水資源局	井戸5本を掘削したが、空井戸であったため、溜池建設へ計画変更を実施している。	井戸掘削リスクの管理	井戸掘削後、水脈が発見できなかったが、オロミア州政府水資源局へ井戸掘削費を負担するとともに、確実にため池計画を実施するよう協議を行い同意を得て、計画変更を実施。州政府の財源不足により、予定されていた予算が足りない。	本件については、変更後の計画が適切に実施されるようフォローアップを行う。今後、井戸掘削案件については、事前に対象サイト水脈の調査を確実に実施する。
28	エチオピア	南部諸民族州イェルガレム小学校建設計画	H20.1.28		校舎2棟(各教室3教室)、図書室、教育機材、トイレ	¥9,631,016	グリーンメッセージ・エチオピア開発協会	当初建設用地を地元住民から無償で提供される約束を取り付けていたが、案件開始後協議を拒否されたため、町長へ新たな土地の提供を求めた。ところが、度重なる町長交代を受け用地確保が遅延していた。その他、当初計画における過少見積及び案件長期化に伴う物価上昇の影響が原因で、セメント等建設資材購入が困難となっていた。なお学校建設における施工状況が悪く、基礎工取り直しを行っている。	建設用地確保への確認及び当初計画の拙さが原因である。	大使館から州大統領及び町長へ資材提供等の援助を行うよう申し入れを行っている。現在学校1棟を建設すべく作業を行っており、部分的に裨益が発現することが確認できた段階で、計画規模の縮小を行う。大使館から再度、州政府に問題解決に向けた協力を要請する。	引き続き緊密にフォローアップを行う。 エチオピアは全て国有地のため、土地の使用許可に関しては政府の許可が必要である。被供与団体が地方公共団体以外の場合には、地元政府から土地利用許可を文書にて入手するよう徹底する。また、インフレの激しい当国においては、プロジェクト開始のなるべく早い段階で必要物品を調達するよう働きかけるとともに、プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。
29	エチオピア	南部諸民族州カンバタ・タンプロ地方ハマンチョ村給水計画	H20.9.8		300mの井戸掘削、水中動力ポンプ設置、電気変圧器設置、ビジネストレーニング	¥9,833,486	カンバタ開発協会	物価上昇のため、建設会社が被供与団体へ契約条件変更の協議を要請、交渉が決裂し、新たな建設会社と契約予定である。現在、被供与団体が建設会社と訴訟中。	物価上昇のため。	井戸掘削が完了しており、変圧器、ポンプ、管路等の設置を行う。被供与団体が、建設会社を相手取り訴訟中。大使館から南部諸民族州の水資源局に過去の経緯と状況を説明している。	引き続き緊密にフォローアップを行う。
30	エチオピア	南部諸民族州ビツタ高等学校拡張及び給水計画	H20.9.8		校舎2棟(各4教室)、深井戸掘削及びハンドポンプの設置	¥9,750,431	エイド・エチオピア	物価上昇のため、当初計画における深井戸掘削が施工不能となり、州政府が行う水道給水事業拡張工事完了後に高等学校へ水道を敷設することへ計画変更したが、州政府実施の水道給水管敷設工事が遅れている。	物価上昇のため。	物価上昇のため、当初計画における深井戸掘削から、州政府が行う水道給水事業拡張工事完了後に高等学校へ水道を敷設することへ計画変更した。大使館から南部諸民族州の水資源局に現状を報告し、州政府が行う水道給水事業拡張工事の早期完了を依頼している。	引き続き緊密にフォローアップを行う。

31	エチオピア	アムハラ州バハルダール市栄養・衛生改善計画	H21.3.11		作業用小屋(1棟)、製粉機(4台)、インジェラ焼き炉(16基)、測定器(1台)、攪拌機(2台)、洗濯台(5台)、シャワー室(5室)、水タンク(1基)及びビジネストレーニング	¥9,590,649	アムハラ州女性関係局	建物の建設、機材の購入等は終了しているものの、電力会社から約束されていた電力供給がなされていない。そのため、製粉機や攪拌機、インジェラ焼き炉が稼働できない。	電力会社から電力が供給されていないため。	大使館より、エチオピア電力公社宛に電力供給の早期開始を要請する書簡を发出。	引き続き緊密にフォローアップを行う。 電力公社は、被供与団体に対して電力供給開始の約束を何度も反故にしており、引き続き大使館からも電力公社に働きかけを行う。 今後同様の問題が生じた場合は、被供与団体のみで電力公社と交渉しても進展が見込めないため、早い段階で被供与団体と大使館が連携すると、働きかけを行う必要がある。
32	エチオピア	オロミア州東ハラゲ地方ハラマヤ郡牛乳加工センター建設計画	H21.2.20		牛乳加工センター(1棟)、倉庫(1棟)、牛乳加工機材及び食堂用機材	¥9,783,653	ハラマヤ郡政府	牛乳加工機材を南アフリカから輸入することとしていたが、外貨不足のため、購入が遅れた。また、購入後も、機材搬送に時間を要している。	海外から物品調達を行ったため、予想以上に時間を要したため。	牛乳加工機材は現地に着した。今後、機材設置等を行う。	引き続き緊密にフォローアップを行う。 供与品については、現地調達可能な物を調達する。
33	エチオピア	オロミア州西ハラゲ地方チロ町中学校建設計画	H21.1.30		中学校校舎(1棟)及び学校用家具	¥9,715,175	チロ町役場	物価上昇及び過小見積りであったため、建設費が当初予算額を大幅に超えてしまっている。そのため、学校用家具を購入する資金が不足している。	物価上昇及び事業地が建設に適さない土壌であったため、基礎工事に予想以上の時間を要したため。また、団体の建設費過小見積りも一因。	学校用家具の購入予算を確保するため、団体は予算要望を行っている。	引き続き緊密にフォローアップを行う。 被供与団体に対し、事業地が建設に適している土地が否かの確認も行い、用地選定を慎重に行う。また、インフレの激しい当国においては、プロジェクト開始のなるべく早い段階で必要物品を調達するよう働きかけるとともに、プロジェクト実施期間中に計画変更等を要する事態が発生した場合には、早期に大使館へ相談するよう周知徹底を図る。
34	エリトリア	アスマラ市青少年のためのVCTセンター及び図書館建設計画	H21.3.18		エリトリアのアスマラ市内にVCTセンター及び図書館を建設し、HIV/AIDS検査の推奨、青少年層のエンパワメント活動の場を提供する。	¥9,994,605	エリトリア青少年・学生連合(ローカルNGO)	建築資材の調達に困難になり、建設開始が遅れたため、事業開始後1年以内に完成させることが困難。	国内市場にセメントが不足していたため、入手するのに非常に時間を要したことが原因。	建設資材を手入れしなければ地方政府が交付する建設許可を受領できず、他の作業も行えないことから建設が開始できていなかったが、セメント入手に伴い建築許可が下り、建設が開始された。ただし、約9ヶ月の工期を要するため、1年以内での完成は非常に困難。	引き続き緊密なフォローアップを行う。
35	カメルーン	農産物貯蔵庫及び農民訓練センター建設計画	H17.11		農産物貯蔵庫及び農民訓練センターを建設し、メヨムッサラ地方共同体における農業生産向上及び農家の収入増加を図る。	¥9,971,248	メヨムッサラ共同体(地方公共団体)	案件未完了の中、前市長が死亡。しかしながら本件の供与金は被供与団体の前代表である前市長の個人口座に入金されており、個人口座であったため、前市長が死亡した現在では、新市長以下関係者が本供与金の使用状況の確認及び資金の引き出しも出来ない状態にある。また、前市長は本案件資金管理に關し、領収書等の関連書類を一切隠しているため、関係者の誰一人資金使用の現状確認が出来ず、よって資金調達は途中で停止したため、案件も中断したまま終了していない。	供与金が共同管理の出来ない口座に振り込まれており、団体の前代表である前市長の死亡により、資金が利用できなくなった。	平成18年10月に被供与団体の代表である前市長が死亡したことを受け、同月関係者に案件の実施状況を確認し、事業延滞内容を反映した事業変更許可申請書、中間報告書及び最終報告書の提出期限確認を行ったうえ、同年11月に今後の案件実施体制について関係者と協議を行った。 平成19年1月、被供与団体より、進捗状況の報告、工事完成、及び引渡式実施を約束する内容の書簡が提出された。同年2月、新市長より、案件終了のために必要な工事費を工置すると言った旨の書簡が提出された。同年3月、大使館より現地調査を行い、今までの工事内容及び資金の流れを確認した。右翌週にも現地訪問を行い工事続行の意志確認書類の提出を受けた。本件との相談に則って、工事続行のための計画案提出を被供与団体求めた。 平成21年9月大使館より現状説明要求の書簡を提出し、10月に面会をし工事継続のための資金繰り等の計画を確認し、11月に内容確認の書簡を送付。 平成22年1月、被供与団体が地方分権省の管理する基金より融資を受け取り次期工事を開始するという宣言書が提出された。同年2月に現地訪問を実施し、現状確認。その後電話でフォローアップを続けるも、融資が得られず、事業に進捗が見られなかったため、平成23年1月に大使館関係者が現地を訪れ、3月までに資金繰りの目途がつかない場合には、何かしらの形で事業が完結できるような別の計画を提出するよう指導。3月28日に既に出来上がっている建物多目的ホール等として完成させる案が提出され、前進が見えたものの、翌3月29日にこの代替案を提出した団体代表が交通事故で死亡。その後を継いだ暫定代表と現市長との間で、当該変更をするか否かについて、意見が分かれているため、近い将来関係者全員を集めた会議を開催し、意見の統一と今後の方向性を固め、事業を一刻も早く進めるよう指導していく予定。	①事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、過去の供与団体による、実施団体の評判、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ②調査・確認が十分出来るよう、案件形成期間をもつ。 ③事前調査時に本スキームの趣旨、コンプライアンス、報告義務、手続き等を説明し、申請意志の変更がないかを確認するとともに、本スキームの実施に必要な手続きを始めから十分に理解してもらう。 ④贈与契約の締結の際には、贈与契約の内容に沿って適切に事業を実施することなど、贈与契約の内容や草の根・人間の安全保障無償資金協力の趣旨を団体に対し十分に説明し、一層周知する。 ⑤案件用の専用口座を開設する。 ⑥計画変更の場合に必要な手続きの周知を徹底する。 ⑦団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、適時に団体に赴くなどして、施設、機材の現況についての確認、団体の活動状況の把握などをより一層行う。 ⑧約束されている被供与団体提供資金の額等より事前に書面で確認する。 ⑨被供与団体からの報告には事実を反映していない内容も含まれることがあるため、モニタリングも含め、現地訪問の回数を増やし、問題の早期発見に努める。
36	カメルーン	マヨルティ黒女性のためのトレーニングセンター拡充計画	H20.10		既存のトレーニングセンターを拡張し、様々な授業を展開(識字、エイズ等の教育、ニット編みや水瓶制作等の伝統工芸、調理法等)する事によって、収入の低い同エリアの女性たちの就業率向上に努める。	¥9,939,548	ヤウンデ市に住むマヨルティ黒女性協会(ローカルNGO)	工事の延滞	被供与団体側の資金が予定通りに集まっていない。また、2度の盗難に遭い資材が盗まれた。	被供与団体は2ヶ月に一回、在カメルーン大使館に進捗説明を行った。平成22年1月に大使館から現地モニタリングを実施し、工事が50%程しか終了しておらず被供与団体へ改善を要求した。同年7月に再び現地訪問をし、工事が延滞していること、左記盗難の報告を受ける。資金難の打開策及び今後の案件終了までの計画案の提出を要求した。8月末日に被供与団体より計画実行案(資金繰りについては地元の有力者から集めることを予定)、現在までの経理管理関連書類とともに提出された。12月にモニタリングを実施するも、資金繰りがうまくいかず、7月から工事が全く進捗していないことが確認された。大使館側から家庭・女性地位向上大臣に働きかけ、本件に関する支援が得られないか打診するも、完成後の運営についての支援は約束されたもののセンター建設に関する資金的支援は得られなかった。団体側は12月中旬に工事を再開すると約束したものの、平成23年2月のモニタリング時には未だ工事が再開されていないことが確認された。代表が4月から病気がなり、フォローアップの電話をすまぬ、進捗の確認が取れない状況にあったがその後改善し、代表と8月に大使館にて面会、現在までの経理関連書類や当事業専用の銀行口座の明細を提示するよう要求。資金繰りについては、雇用・職業訓練等のスキームに申請書を提出してまかなう予定との報告を受けている。文書の提出と、資金繰りの目途について、今後も引き続きフォローし、指導を続けていく予定。	①事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、過去の供与団体による、実施団体の評判、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ②調査・確認が十分出来るよう、案件形成期間をもつ。 ③事前調査時に本スキームの趣旨、コンプライアンス、報告義務、手続き等を説明し、申請意志の変更がないかを確認するとともに、本スキームの実施に必要な手続きを始めから十分に理解してもらう。 ④贈与契約の締結の際には、贈与契約の内容に沿って適切に事業を実施することなど、贈与契約の内容や草の根・人間の安全保障無償資金協力の趣旨を団体に対し十分に説明し、一層周知する。 ⑤案件用の専用口座のステートメントを定期的に提出させる。 ⑥計画変更の場合に必要な手続きの周知を徹底する。 ⑦団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を適正に提出させることを徹底し、適時に団体に赴くなどして、施設、機材の現況についての確認、団体の活動状況の把握などをより一層行う。 ⑧約束されている被供与団体提供資金の額等より事前に書面で確認する。 ⑨被供与団体からの報告には事実を反映していない内容も含まれることがあるため、モニタリングも含め、現地訪問の回数を増やし、問題の早期発見に努める。
37	カメルーン	クジェインジンエン給水計画	H20.12		既存の貯水タンク用パイプを延長し給水口を設置することで、村民に安全な飲料水を供給する。	¥8,977,524	クジェインジンエン給水計画委員会	既存の貯水タンクで十分な水量が得られないため、利用されていない。	団体の施設の設計に問題があった。	平成21年9月には、パイプ設置の工事が終了し最終報告書が提出されたが、設置した吸水口から水が出るかどうかテストを行った結果、左記問題が判明。団体側は別の水源に別の貯水タンクを設置することで対応すると報告。平成22年8月及び平成23年2月に現地調査を実施するも、予定していたスペン系NGOからの資金援助が得られず、資金難から貯水タンク設置はされていない。今後も資金繰りに関する目途がつくよう、定期的にモニタリングを実施し指導を続ける予定。	①設計計画がきちんとなされているか案件形成段階でより一層精査する。 ②調査・確認が十分出来るよう、案件形成期間をもつ。
38	カメルーン	カメルーン赤十字社社会医療センター病棟増設・機材整備計画	H18.6	H19.1	人道支援活動を展開する社会医療センターに病棟増設・機材を供与して当センターの医療サービスの質の向上を図る。	¥4,456,448	カメルーン赤十字	施設が完成したものの、購入された機材の効率的な利用がなされていないことから、産科病棟が機能を充分発揮できていない。また、当施設の運営を支援していたUNHCRが当該支援を中止したため、当施設の運営がなされていない。	団体の施設完成後の機材配置計画が不十分であり、かつ活動計画に無理があったため、運営を支援している他ドナーから支援を打ち切られた。	平成19年1月に竣工式を行ったが、購入した機材(ベッド)が効率的に配置されておらず、施設全体の機能発揮が不十分であったため大使館はモニタリング及び指導を定期的に実施してきた。大使館からの指導もあり、施設の使用状況は現地調査を行う度に徐々に改善が見られ、これらの問題はほぼ解決が図られた。一方、平成23年3月に管理体制が悪いとの理由で、運営に関する主ドナーであるUNHCRが当センターにおける支援活動を休止した。その後指摘された点に関して改善をしていることから、団体側はこの決定を取り消すようUNHCR側に働きかけを行っている。大使館としては今後も定期的に現地調査を実施する予定。	①事業選定時に施設完成後の活動計画を厳しく精査する。既に活動が実施されていない団体に対する施設建設案件は、活動計画が現実的なものでない限りは選定しないこととする。 ②調査・確認が十分出来るよう、案件形成期間をもつ。
39	ガンビア	サンバン中学校建設整備計画	H19.11.13		ガンビア国中央ニアミナ地区サンバン中学校の学校環境を整備し、就学アクセス数を増やすため、3教室を2棟及び教師用寮一棟(台所、トイレ別棟)を新規に建設すると共に、席の設置、机、椅子の配備をする。	¥9,897,069	ガンビア農村開発機関(Garda)	施設建設及び教育機材の納入が未完了(教室、教師用宿舎、囲い壁の工事の一部及び机、椅子)。	急激な物価上昇及び為替変動のため、セメント等の建設資機材及び輸送費が高騰したため、資金不足が発生した。	被供与団体に対する大使館員の数回現地出張により、同校父兄会及び教育省の協力が得られ、囲い壁建設が開始された。	案件選定にあたり案件の必要性だけでなく、被供与団体の過去の実績、透明性、実施管理能力の審査を十分に行う。 資金提供後は、被供与団体の資金引落しの際には大使館からの書面による承認を必要とすることを徹底し、大使館からの現地視察を含めたモニタリング拡充により資金の適正使用を確保すると同時に、問題の早期発見に努める。 案件形成及び選定にあたっては、案件の必要性だけでなく、被供与団体の過去の実績、財務状況及びプロジェクトの実施管理能力の審査を十分に行う。 資金の供与については、分割供与あるいは銀行特約方式を採用することを徹底し、大使館からの現地視察を含めたモニタリングの拡充により、資金の適正な使用を確保すると同時に、問題の早期発見に努める。

40	カンボジア	カンボット州チョンキリ郡小学校校舎建設計画	H17.9.2		カンボット州チョンキリ郡のチョムカルレウ小学校に鉄筋コンクリート校舎1棟5室、トイレ1棟2室、手押し式井戸1基を建設するもの。また、同校舎には、学校用機材として、机椅子及び黒板を併せて設置するもの。	¥2,461,642	ファミリーヘルスプロモーション(ローカルNGO)	被供与団体の代表(当時)による供与資金の不正使用。	平成19年8月、被供与団体は同元代表を横領罪で告発し、裁判が継続中。平成22年9月21日現地視察により現状を確認したところ、校舎建設については、現在、校舎内の床・周辺の犬走りの舗装、及び壁のモルタル塗りが依然として未完。これを踏まえ当館より、供与資金の返納又は独自予算による建設計画の完了を要請するレターを発出済。平成23年4月、現状を確認したところ、同元代表から校舎建設を自ら完了する旨の申し入れがあり、4月22日及び6月29日現地視察により、校舎床の舗装が実施されていることを確認した。当館から、教育省に対しても、協力を依頼した。	引き続き、裁判の経過につき注視するとともに、被供与団体に対し、供与資金の返納又は独自予算による建設計画の完了を要請する。	
41	グアテマラ	サン・ピセンテ・バカヤ市カリダ・エル・ジェノ地区小学校建設計画	H20.11.5		サン・ピセンテ・バカヤ市カリダ・エル・ジェノ地区小学校を新設し、5教室及び男女トイレを有するブロック造平屋建て校舎を建設し、教室不足解消と基礎教育環境の改善を行う。	¥9,970,103	グアテマラ総合地域開発協会	建設工事が40%程度の進捗で止まっている。	本件請負建設業者は、別件の公共事業を実施中であったが、同事業に対する政府からの支払いが約束どおりなされず、それを補填するため、本件草の根無償の資金を充てたことが原因。	大使館から被供与団体及び請負建設業者に対し再三にわたり、草の根無償資金の目的外使用は贈与契約違反である旨抗議するとともに、工事の再開・完了を申し入れたところ、2011年8月になり、請負建設業者から大使館に対し、政府からの同公共事業に対する支払いが行われるとの連絡があったため、9月より本案件の工事が再開される見通しである旨連絡があった。	大使館から引き続き、被供与団体及び請負建設業者に対し早期の工事再開・完了を働きかける。今後の建設案件の形成・実施にあたっては、銀行特約方式の採用を検討する等、供与資金の管理徹底を図る。
42	グアテマラ	北部4県自然災害被災者支援計画	H21.2.23		本案件は、2008年10月に当国北部4県に被害をもたらした熱帯低気圧16号の被災民に対し、当国政府機関「国家災害対策調整委員会」(CONRED)を通じて、不足する医薬品を緊急配布し、深刻化する被災民の健康状態の改善を図るもの。	¥9,481,378	国家災害対策調整委員会(CONRED)	案件は実施されず、一括供与済みの資金は政府内部の口座に残ったままとなっている。	本件被災者支援のための資金拠出にあたっては2009年より政府機関がドナーからの資金援助を受ける際に中央銀行内の統一口座を経由する制度が導入されており、出金に至るまでの過程の中で、既にドナーからの支援により本件目的が達成されたため、本件供与資金が未使用のままとなっている。	本件の当初目的は本件供与資金の執行前にドナーの支援により達成され、本件への必要性がなくなったため、大使館より供与済み資金の全額返金を要求し、返金を受け、被供与団体側は前案の手続きを開始したが、追加にかかる政府側の手続きに時間を要することとなった。大使館よりは被供与団体に対し再三にわたり供与資金の返金を要請していたところ、2011年9月になり被供与団体より返金手続きが整った旨連絡があった。	大使館より引き続き供与資金の早期の返金がなされるよう働きかけを行う。また、今後の類似案件検討にあたっては、案件の必要性及び緊急性につき十分に精査する。
43	グアテマラ	ケツアルテナンゴ県地域診療所機材整備計画	H20.11.22		本案件は、乳幼児(生後2週間～5歳)を対象に、呼吸器系や消化器系疾病による死亡者の低減や、正常な成長発育確保、健康改善その他保健衛生全般業務の整備改善を目的に、ケツアルテナンゴ県内18市の56ヶ所の診療所を対象に診療機材を整備するもの。	¥9,306,228	ケツアルテナンゴ県保険管区事務所	被供与団体名義の銀行特約口座に供与資金全額が残ったままとなっている。	2009年より政府機関がドナーからの資金援助を受ける際に中央銀行内の統一口座を経由する制度が導入されたこと、同口座を経由し資金支援を受けるための手続きが中央省庁の出先機関にとっては極度に煩雑であるため、所要の手続きを行うことができていないことが原因。	これまで、大使館から被供与団体に対し再三にわたり資金の受入準備を整えるよう督促を行ってきたが、資金移動の動きが停滞しているため、2011年9月において未だ同手続きが完了していない。案件の実施に着手できない状況であり、被供与団体は供与資金を返還する用意がある旨明らかになっている。	大使館より被供与団体に供与資金全額の返金を要請する方向で検討する。また、今後の類似案件の検討・実施にあたっては、中央銀行の統一口座に係る手続きを処理できることも併せて審査する。
44	グレナダ	セントジョセフ女学院グレナビル校改修計画	H18.3		ハリケーン・アイバン来襲以後、修復に努める同校の2階建て多目的ホールを建設するもの。	¥9,511,016	セントジョセフ女学院グレナビル校	資金不足となり基礎工事のみしか終了していない。教育省も交えて解決策を探っているが、資金の目処が立たずプロジェクトが未完了。	建設地が斜めに傾いているため、土地を掘り起こす必要が生じ、基礎工事に多くの資金を費やした結果、資金不足となった。	被供与団体及び教育省との書面でのやり取り及び協議を行うことにより、問題解決の方向を探っている。また、被供与団体に対し、他援助団体にアプローチするよう要請したものの、これまでのところ具体的な成果に結びついていない。ファンディング等の地道な資金集めの活動が行われている。	教育省等関係担当官と引き続き連携して問題解決にあたることとする。今後の類似案件の検討にあたっては、用地の状況確認を含む事前調査をより入念に行うこととする。
45	グレナダ	ハッピーヒル中等学校改修計画	H17.6		2004年のハリケーン・アイバンの来襲により甚大な被害を受けた同校の2階建て学習資源センター再建及び電気関係機材7点の供を行うもの。	¥7,675,538	ハッピーヒル中等学校	2階建て学習資源センターのうち、2階部分については工事が完了したもの、1階部分が内装等を含め完成しておらず、また視聴覚機材も購入されていない。	本件実施時期にハリケーン被害に対する修復工事が集中したため、着工後、予期できなかった着払い資材高騰(被供与団体によれば、「4倍以上の価格高騰」)が発生した。その結果、機材購入及び施設1階部分の完工前に、資金不足に陥った。	大使館から被供与団体及び同校を管轄するグレナダ国教育省に対して、「1階部分の完工」及び「視聴覚機材の整備」に関して、継続的な働きかけを実施。2010年2月には、教育省から、ファンディングを通じた資金により1階部分を完工させるよう被供与団体と協力して行く書面を確認。なお、完工済みの2階部分の教室は外国語教育や国語教育等を含む補習授業及びカウンセリングに利用されている。	今後も学習資源センターに対する1階部分の工事完了及び視聴覚機材の整備につき、被供与団体及び教育省に対して働きかけを継続し、案件の効果発現が達成されるよう努める。
46	コートジボワール	アビジャン市エブ港地区ゴンザグビル市場整備計画	H21.5		アビジャン市の中でも貧困層が多く住む同地区において、物価高騰により完工不可能となっていた市場の屋根、高い台、トイレのタイル貼り、建物周辺の整地、案内設置により整備し、完工させるもの。 (注:本案件は、物価高騰により完工が不可能となっていた仏小規模無償事業(当地仏大使館と区役所との間で2007年12月署名)を追加支援するもの。)	¥9,995,414	「母后」の会	本案件で予定されていた供与品目の調達・設置は終了しているものの、市場の開設に必要な条件や今後の市場の運営方針について、NGO、エブ港地区区役所、建設会社の間で意見の齟齬が生じており、市場の開設に至っていない。	市場の開設に必要な工事(電線の配線、配水工事など)の資金不足及び関係者(被供与団体NGO、区役所、建設会社)のオーナーシップの欠如。	市場の視察及び関係者からのヒアリングなどを行い、市場の早期開設に向けた働きかけを行っている。	関係者(被供与団体NGO、区役所、仏大使館、建設会社)と連携して問題解決にあたることとする。
47	コスタリカ	ナランホ市ルルデス・デ・シリー地区多目的館建設計画	H19.10.6		ナランホ市ルルデス・デ・シリー地区に青少年のスポーツの場の提供、地域住民の集会場として機能する多目的館を建設するもの。	¥9,912,316	アラフエラ県ナランホ市ルルデス・デ・シリー地区公民館建設および道路改善のための特別開発協会	建設途中に強風によって建物側面の壁が傾き、屋根がはがれたことを受け、調査を行ったところ、設計図通りに建設されなかったことが判明し、被供与団体は、施工業者に修復するまで報酬の支払いを止めたが、施工業者が被供与団体に対して未払いに対する訴訟を起こした。	被供与団体と施工業者との間の契約書の締結が適切に行われなかった(着工後になった)ため、施工に問題があった後、修復を行うことが出来なかった。	裁判所の指示により工事を開始できない状況。また、裁判官から和解の勧告を受けたが、施工業者が和解を受け入れず、裁判が行われることとなった。	2011年6月に開廷のための手続きが開始され、8月現在、手続中であり、進展するよう当館から働きかけを行っているところ。また、裁判の結果がでた後、早期に完了できるよう引き続き調整に努めていく。また、今後の類似の案件実施にあたっては、被供与団体と施工業者との間における施工実施前の適切な契約書の締結につき指導する。
48	コンゴ	ズビン・ボク保健センター救急車及び医療機材整備計画	H19.2.9	H19.6.29	当時他国連の暫定統治下にあったセルビア共和国コソボ自治州のうち、セルビア系住民が多数を占めるコソボ北部の自治体ズビン・ボクにおいて、地域社会にとり必須の存在である一次医療施設に救急車や基礎的医療機材、歯科診療機材等を供与する。	¥9,554,272	ズビン・ボク保健センター(医療機関)	案件実施後2年以上が経過しているが、その間フォローアップを実施しておらず、効果発現の度合いにつき確認できていない。	プロジェクト・サイトはセルビア系住民が圧倒的多数を占めるコソボ北部にある。独立前のコソボは国連の暫定統治下にあったが、セルビア系住民への利益を重視して当該地域への支援を決めた。しかしコソボ独立以降、当該地域は中央政府の統制が十分に及んでおらず、また、アルバニア系への反感も根強い。このため、大使館の草の根外部業務委員(アルバニア系)を派遣することは多分にリスクがあり、また、館員が現地に赴くこともロジ面で困難である(公共交通機関の発達していない僻地である上、主にアルバニア系であるレンタカー・タクシー業者は現地への乗り入れを忌避する傾向にある)。	フォローアップのためには、サイトまで移動の安全を確保する必要があることから、コソボ北部において活動する国連の開発機関(エージェンシー)やコソボ警察セルビア系部隊に任意で公用車の提供を依頼するという可能性を追求する。	引き続きコソボ政府の統制が及んでいない北部地域における案件のフォローアップ体制の構築を図りつつ、当該地域については、当面の間、国際機関経由の支援のみ行うこととする。
49	コンゴ(民)	マンガラ産婦人科診療所建設計画	H21.1		キンシャサ郊外・モン・ガフラ地区マンガラに産婦人科診療所を建設するとともに必要な機材を配備するもの。	¥5,632,598	社会共同開発センター	事業実施に大幅な遅れが生じており、現在建屋の基礎と壁が建設されている状態である。	建設業者の能力不足により、事業の途中で業者を変えざるを得ず、事業計画が大幅に遅れることとなった。	在コンゴ(民)大では、事業の進捗につき定期的に確認していたところ、被供与団体より新しい建設業者との間で契約を行い、残りの事業を継続することとなった旨の報告を受けた。現在新しい業者のもと、土台及び壁の建設を行っているところ。備品は既に購入済み。	資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書の提出を徹底するとともに、実施期間中は被供与団体と定期的に連絡を取り、必要に応じてサイト訪問を行うことによるきめ細いフォローアップを行う。
50	ザンビア	ルインバ職業訓練校拡張計画	H20.1		ザンビア共和国チョングウェ郡ルインバにおいて、地域の児童・青年を対象とした職業訓練センターを拡張するため、教室棟及び宿泊施設を建設し、裁縫機材、大工道具を購入するもの。	¥9,791,560	キリスト教女子青年会(ローカルNGO)	材料費の高騰により業者が工事を完了しないまま工事を放棄した。その後被供与団体は自己資金を充当しつつ工事を進めている。教室棟は本年7月に完成したが、宿泊施設は屋根がない状態。	工事の途中で材料費が高騰し、当初の見積もり額を大幅に超える額を要することとなった。被供与団体は業者に対し残りの履行を求めたが、業者は工事を放棄し、音信不通となった。	被供与団体は新しい業者と事業完成のための契約を行い工事を再開している。今年中の全工事の完了を指導しているが、資金の充実に合わせて工事を進めているため、完工時期は未定。	引き続き工事の推移をモニタリングしつつ、今年中に工事を完了すべく最大限の努力を怠速する。また、完成した教室棟を用いて早期にプログラムの一部を開始するよう指導する。今後、材料価格の急激な高騰の可能性を念頭に置き、業者の実際の材料調達価格が見積もり価格を超えることがないよう、短期間での工事完了を指導する。あるいは一括した材料の購入を行うなどの工夫を行うよう指導する。
51	ザンビア	女性と青少年のための職業訓練センター建設計画	H18.3	H21.3	ザンビア共和国カプルーム郡において、地域の貧困女性、青少年を対象とした職業訓練センターを建設するため、教室、トイレ、調理施設、事務室を建設するもの(これらは上記職業訓練センターの一部)。	¥9,891,080	モーリー・ムワナワ・サ・コミュニティ・イニシアティブ(ローカルNGO)	本件事業は、贈与契約署名の1年後に工事が開始され、その際我が国による支援部分以外の施設も含めた工事が行われた。工事はその後一旦完了するも、被供与団体が資金不足に陥り、工事代金の一部が支払えず、職業訓練センター開設に必要な機器も購入できないため、施設が全く利用されていない。さらに、工事業者は未納代金の支払いを求めている。	被供与団体の資金管理が適正に行われなかった。	工事の完了以降も現地を訪問し、早期の職業訓練プログラム実施を指導してきた。2010年9月に被供与団体より工事代金の未納をめぐり業者との間で問題となっている旨報告があり、追加の資金供与依頼があった。これに対し、追加の資金提供はできないため、自助努力あるいはドナーと連携して、未納金を支払い早期にプログラムを実施するよう継続して指導している。しかしながら、被供与団体は収入がほとんど途絶しており、建物差押え等の措置には至っていないものの、工事代金支払いやセンター開設のための機器購入の目途がたっていない。	引き続きさらなる自助努力を指導する。その際、被供与団体は資金源がなくなっていることから、他NGOとの連携により当初のプログラムを実施すること等も追求するよう奨励する。日本の支援による施設と他施設を含めて工事を行ったため、今回の事態となった。日本の支援による工事部分と他部分は業者との契約においても別々のものとしてすべきであった。
52	シエラレオネ	ロクブール農業研究所改修計画	H21.2		カンビア県にあるロクブール農業研究所の沼沢地を改修し、また稲作作業及び収穫後の作業に必要な農業用機材を供与することにより、同施設を利用する農民の生活向上に寄与する。	¥9,864,787	ロクブール農業研究所	農業機材の調達に変更あり。沼地の整備が行われていない。	案件責任者の病氣入院、その後死亡により計画が大幅に変更。その後乾期に入り、極度の人手不足(シエラレオネでは農繁期である乾期の労働力確保が極めて困難)のため、計画が大幅に遅延した。	沼地整備を早急に実施するよう指示し、案件責任者、完了予定期限の変更手続きをした。その後被供与団体と直接話し合いを行い、次の乾期に入るまでの整備完了を強く求め、先方も了解。	随時モニタリング実施予定。

53	ジブチ	ジブチ市バルバラ町職業訓練センター建設計画	H21.2.19			職業訓練センター2棟(8部屋、調理室、裁縫室、情報室、事務室、電気、浴槽、配管施設、自動車整備機械)の建設	¥9,988,070	ダリスラム協会	資金不足による工事の遅延及び中断	①贈与契約締結後に建設予定サイトの変更が行われ、土地利用について政府の承認を得るのに時間を要し、着工が遅れた。 ②工事にかかる費用の見積もりが不十分であり、金額が不足する事態となった。 ③事前に被供与団体によって準備すべき費用を準備できなかった。 ④工事途中で強風によって建設中の壁が崩壊し、工事をやり直す必要が生じた。	被供与団体としては、事前の工事見積もりが十分でなかったこと及び自己負担費用を用意できなかったことの非を認め、大使館による助言に従い、工事計画の縮小を行い、新聞、雑誌などで新たなドナーを呼びかけるなど、精力的に政府や銀行等に掛け合って資金調達すべく努力している。	事前見積もりの内容に誤り・不十分なところがないか、チェックを予め厳密に実施する。被供与団体負担費用が準備できることを、実質的な裏付けをもとに確認する。大使館としても、被供与団体が新たな援助・融資を獲得できるよう、側面支援を今後も継続して行う。
54	ジャマイカ	シダー渓谷地域住民のためのコーヒー精製所復旧・拡充計画	H19.3			ジャマイカ東部の山岳地帯に位置するシダー渓谷において、平成16年及び17年のハリケーンで被害を受けた、地域コーヒー協同組合のコーヒー豆精製施設を復旧・拡充するにあたり、①コーヒー豆精製過程で発生する廃棄物による環境汚染の問題及び②石油の値上がりによって精製所の電力コストが重い負担になっている問題を同時に解消するため、コーヒー豆精製の廃棄物から発生するメタンガスを利用して必要な電力を供給するバイオガス発電システムを同精製所に設置する費用(①)バイオガス発電システム、②)バイオガス発電システム設置工事、③)バイオガス発電システム用配管工事)を提供するもの。	¥9,973,905	ブルーマウンテン・コーヒー協同組合(ローカルNGO)	③)バイオガス発電システム用配管工事は設置が完了しているものの、①)バイオガス発電システム、②)バイオガス発電システム設置工事については未完了。	被供与団体側のコーヒー豆工場が資金不足により運営困難になったため。	平成23年2月、当館による現地モニタリングを実施したところ、被供与団体の工場は経営困難となり現在稼働しておらず、また本プロジェクトの供与資金は被供与団体ではなく、被供与団体から一括受注を受けた業者が管理していることが判明した。そのため、同年6月に被供与団体会長及び同業者立ち会いのもと、再び現地を訪問し、プロジェクト進捗状況報告及び供与資金管理状況の報告書の提出を強く要請した。その後大使館から報告書の提出を継続して要請している。	被供与団体側に本件完了に向けた十分な取組がみられないところ、供与資金の返還も視野に入れて、必要に応じ当国外務・外国貿易省とも相談し、また弁護士などによる側面支援を受けながら、解決に向けて作業を進めていく。
55	シリア	アレッポ市障害者送迎サービス改善計画	H22.3			アレッポ市の僻地であるマバジ部マスカナ地域に点在する村の住民や道徳民に対し、定期的な送迎サービスを提供できる移動診療車の購入資金を供与する。	¥8,167,385	援助の手協会	ミニバスを2台購入する予定であったが、現在1台の納入は完了したものの、もう1台の納入に關し、財務省から免税許可がおりず、未だ通関できない状態にある。	シリア財務省担当者から、新しい規則により免税対象が車両1台/団体に変更となったとの通達があった。ODA案件はすべて免税となる旨担当者の説明しているが理解が得られない。	財務省担当者へ理解を求め、免税許可を要請しているが、理解が得られず一向に改善が見られない。また、シリア情勢の不安定化により、コンタクトを取ることがさらに難しくなっている。	引き続きフォローアップを行う。被供与団体及び財務省関係者と協議し、財務省の理解が得られるよう側面支援していく。
56	ジンバブエ	シロベラ老人ハウス農場灌漑整備計画	H19.3	H19.6		シロベラ地区にあるシロベラ老人ハウスが保有する農地(26ha)への灌漑設備(ポンプの設置、配水管等の設置)を通じて、同地区の食料安全保障の強化を目指すもの。	¥9,990,000	ジャイロス・ジリ協会	当初計画していた農地の灌漑(26ha)について、1ha未満の農地しか灌漑することができず、そのため、同地区住民への安定的な食糧の提供も達成できていない。	計画時点に比して地域の電力事情が極度に悪化し、電力供給が不安定になった結果、過電流等の問題により供与した電動ポンプが頻りに故障することとなり、3台のポンプを同時に稼働させることができなくなったため。また、被供与団体所有のトラクターが故障したために、農地の開墾及び灌漑を効率的に行うことができなかったため。	平成21年3月にフォローアップ調査を実施し、被供与団体自身による問題解決を要請するとともに、フォローアップを行ったところ、他ドナーによる支援を得て新規のモーターや手押しポンプを設置するなどし、何とか状況改善しようとしている姿勢はうかがえる。他方、地域の電力事情は依然として劣悪な状況にあり、根本的な解決には至っていない。平成23年8月のフォローアップ調査では、先方は電力事情に左右されないプロジェクト改善案を示しており、今後他ドナー等の協力を募るとしているところ、フォローアップを続ける。	引き続きさらなる自助努力を指導する。また、事業選定時においては、被供与団体の財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力、事業規模の適否などについてより厳密に精査する。とりわけジンバブエでは電力をはじめとするインフラ設備が劣悪になってきており、今後は団体自身の問題解決能力について詳細に検討することとする。
57	スーダン	ガダーレフ州における道徳民全寮制学校の再建計画	H18.1	H19.7.30		スーダン共和国東部のガダーレフ州に位置する道徳民全寮制学校において新校舎の建設、既存校舎の修繕、台所・職員室の建設、トイレの設置、貯水池から学校までの給水用導水管設置を行うもの。	¥8,830,498	アルマサール(道徳民発展と環境保護のための慈善団体)(ローカルNGO)	寄宿舎の設備(キッチン用具、家具)が未設置であり、現時点では右施設は使用されていない。州教育省が供与するとしていた机・椅子についても一部未供与。	本件申請に当たって、被供与団体は州政府との協議を十分にできなかったため、団体が予定していた州政府からの機材・設備(特に、食費)の予算が確保されず未だに提供されていない。	大使館から委員等によるフォローアップを実施するとともに、州教育大臣に対する申し入れを複数実施した。本年1月に中学校の新校舎が建設完了するまでの臨時的措置として、近隣住民の要望により、建設された6教室の内2教室は昨年9月から中学校として活用されている。寄宿舎については、州政府が食費を提供できていないため未使用のままとなっている。大使館からも州教育大臣宛大使館書の発出等により引き続き食費の確保等を働きかけていく。	贈与契約の締結などの際には、贈与契約の内容を団体に十分説明し、供与した資金が贈与契約対象事業の実施以外の目的に使用されることがないよう草の根無償資金協力の趣旨を一層周知する。資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。供与資金の使用が贈与契約対象事業の目的に沿っていない事態が明らかになった場合は、供与した資金を適正に使用させたり、資金の返還を求めたりするなど適時適切な対応をより一層行う。教育、保健、水等の基礎生活分野(BHN)案件については、被供与団体と主管官庁(特に州レベルで実施の場合)の間で事前に十分な協議を行わせ、確約書等を通じて案件実施後の州等政府負担を明確にする。
58	スリナム	薬物中毒者のためのリハビリセンター及び職業訓練施設建設計画	H19.9			女性薬物中毒者のために治療を行うリハビリセンターの建設、薬物中毒者のための苗木作り用職業訓練施設の建設と機材供与、及び製パン用職業訓練を行うため既存施設の台所を拡張するもの。	¥8,726,216	デ・システム財団	工事が3度中断したため、現在も建物が完成していない。また、機材についても購入できていない。	資料高騰を受け、2008年7月に工事が中断。計画変更を実施し、同年11月に工事を再開するが、被供与団体の組織的変化及び政府の新NGO政策への対応のため、翌年には工事を再開。その後、2009年9月頃に再開するも、再度の資材価格高騰に直面。工事継続が不可能となり、翌月には工事が再び中断した。	大使館から被供与団体に対し、工事費の高騰についての具体的なデータの提出を依頼しつつ、早急に計画を完了するよう重ねて申し入れている。資金の利用状況を確認するため、会計書類の提出を依頼し、現状を確認。また、スリナム政府にも問題解決のための協力を依頼。	事業完了に向けた具体的プランの提出を依頼。大使館からは事業の現状の把握に努めるとともに、引き続き、先方との連絡を密にし、先方政府の協力を得ながら、問題解決にあたることとする。
59	スワジランド	ローリーフィットキン記念病院改修及び医療器具整備計画	H21.1.31			ローリーフィットキン記念病院の衛生状況及び医療環境改善のため、男性・女性患者病棟改修工事並びに医療器具購入に関する費用の供与を行う。	¥8,201,664	ローリーフィットキン記念病院	機材の購入、改修工事が完了する前に、被供与団体である病院が調達契約上の支払い計画に則らず、事業完了前に契約業者に残金を支払ってしまった。その結果、全額受け取った契約業者は工事が完了していないにもかかわらず、作業を放棄してしまった。	被供与団体である病院は、自ら資金調達して改修工事を終了させるべく努力中であるが、現状、完了には至っていない。	被供与団体である病院は、自ら資金調達して改修工事を終了させるべく努力中であるが、現状、完了には至っていない。	被供与団体が調達契約上の支払い計画に則った支払いを行っていただければ発生しなかった問題である。案件の実施に当たっては、支払い計画に則った支払いを行うよう指導しているところであるが、今後の案件実施に当たっては被供与団体に対して指導を強化することとする。
60	セルビア	傷痍軍人協会職業訓練施設機材整備計画	H20.1			セルビア北部ヴォイヴォディナ自治州北バチュカ地区マリ・イジョシュ市に所在する傷痍軍人協会の職業訓練施設に対して職業用縫製機材を購入するための資金を供与するもの	¥8,784,426	傷痍軍人協会	供与されたミシン等の縫製機材が、本来の目的である職業訓練のためではなく、主として、傷痍軍人協会から分離し別組織となったマリ・イジョシュ市に所在する傷痍軍人協会の家族等が、供与した機材の一部を使用して、民間企業から仕事を請け負い、洋服等を縫製している。	本件事業は傷痍軍人協会本部(ベオグラード市に所在)が同協会マリ・イジョシュ支部を支援することが前提になっていたが、協会内部の混乱(協会本部とマリ・イジョシュ支部の不和)により、資金面等で協会本部からの支援が得られず、同支部だけで運営せざるを得なくなったことが主たる原因。	大使館員が機材を占有しているマリ・イジョシュ支部関係者を訪問し事情聴取を行った。併せて、傷痍軍人協会本部を訪問し、協会会長から事情聴取を行った。また、大使から労働・社会政策相に対し、本件へのしかるべき対応について協力を求めた。その後、公使一同省次官補と対応について協議を行った。その上で、マリ・イジョシュ支部関係者に対し、供与機材を協会本部に引き渡すことを求める書簡を大使館から発出した。現在、協会本部がマリ・イジョシュ支部関係者を相手取って、供与機材を本部に引き渡すことを要求する訴訟がおこなわれている。	裁判の行方を見守りつつ、引き続き支部関係者に対し供与機材の引き渡しを求めることとする。草の根面を形成するに当たっては、当該案件の実現可能性を十分に吟味する。特に関係省庁からの資金面での支援が前提となっている案件については、関係省庁から事前に当該案件に対する支援について保証を得ておく。
61	セルビア	ベオグラード市公衆衛生研究所水質検査装置整備計画	H20.10			ベオグラード市の水質モニタリング及び有事の水質検査や感染症検査を迅速に行える装置を整備することにより、ベオグラード市民及びセルビア国民全体の安全な飲み水を確保するとともに、感染症予防を通じ公衆衛生の向上を図る。	¥9,659,600	ベオグラード市公衆衛生研究所	供与機材は主に食品等の衛生検査に利用され、水質検査については緊急の場合や旧機材で検査した結果、さらに検査が必要と疑われる場合に利用されており、当初想定していたよりも使われていない。	供与した機材で検査を行うための検査キットが高価であるところ、予算が限られていることが主たる原因。	大使館から機材供与先であるベオグラード公衆衛生研究所所長宛に供与機材が当初想定したよりも十分に使われていないことに関して理由を問いただす旨の書簡を提出。その上で、大使館員が同研究所を訪問し、所長から事情聴取及び供与機材のより頻繁な使用について申し入れを行った。これを受けて、同研究所所長から本件供与機材を水質検査のためにこれまでに以上に使用するための計画等が記載された書簡が大使館に届いた。	供与機材の使用状況について今後もフォローアップすることとする。今後、同様の機材を供与する場合は、供与後、どのように機材を使用することになるか具体的な計画を提出してもらうことが有益。
62	ソロモン	ティゴア小病院職員寮建設計画	H19.3			ソロモン国レンネル・ペロナ州のティゴア小病院に職員寮を4棟を建設するもの。	¥6,201,792	レンネル・ペロナ州政府	被供与団体は、供与資金により資材を購入、施設の建設を行い、4棟全ての建設が完了したとの報告を行っていたが、現地調査を行った結果、4棟中2棟が未建設であることが判明した。	本件の監督責任者である医師の度重なる異動により、資金及び資材の管理・使用が不透明になり、また管理記録等の文書が紛失してしまい多くの混乱を招いた。また、本件実施地であるティゴアは、連絡・通信手段のない僻地で、案件の進捗状況の確認が不十分であった。	被供与団体であるレンネル・ペロナ州が監督責任者である医師の派遣元である保健省と連携をとり、両者が責任を押し持つ形で残りの2棟の建設に向けて準備を進めているところである。	引き続き、工事の進捗状況等についてモニタリングを行う。また、今後僻地で案件を実施する場合には、案件選定の段階において、連絡・調査手段の確認を行うとともに、必要に応じてサイト視察等のフォローアップを行うことが必要である点に留意する。
63	ソロモン	ハボシ小学校改善計画	H18.3			ソロモン国のセントラル州サボ島のハボシ小学校に対し、職員寮2棟を建設するとともに、2人掛けデスクセットを70セット供与するもの。	¥2,230,950	ハボシ小学校	平成22年10月の調査において、職員寮1棟とデスクセットは確認されたが、職員寮1棟の建設が未だ完成していない。	案件実施後、被供与団体の長である校長の異動に伴い、実質的な監督責任者の不在が資金の不透明な運用を引き起こし、建設作業が中断され工期が延びてしまった。さらに、その工期の遅れにより、一部木材が腐食してしまい、資材を取り換える必要があったため、資金の調達等実施期間が大きくなり遅延した。	セントラル州政府の監督下で現在完了に向けて実施中である。現在、残りの1棟も8割程度建設が進み、完成に向かっていっている。調査・モニタリング等も定期的に行っている。	引き続き、調査・モニタリング等を行う。また、今後は、被供与団体の選定に関して、被供与団体の長が定期的な異動する団体に関しては、当該事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてサイト視察等のフォローアップを行うことが必要である点に留意する。
64	タイ	北タイにおける山岳民族のための生徒寮建設計画	H17.7.1	H18.6.26		山岳民族の児童のための多目的棟、男子寮の建設、水道、電気工事の実施、車両の供与を行うもの。	¥7,850,376	山岳民族奨学基金プロジェクト	男子寮は20名定員であるが平成21年時点において、男子寮生は2名のみとなっている。被供与団体の日本人幹部が寮児への強姦容疑で逮捕された。	団体によるニーズ等の見通しが適切でなかった。	日本人幹部の妻である団体主催者が活動を継続。平成22年9月には財団として登録完了。2011年4月時点での利用状況は、男子4人、女子3人(計7人)となっている。改善の見込みは当面見込めない。	引き続き先方に寮生を集め、料の有効利用を促すよう促していく。それが困難な場合には、他の用途の検討を促す。今後は、団体の運営能力の十分な審査が必要であると同時に、将来的な子供の数の見直しは計画段階でもある程度予測可能であることから、その点の留意が必要である。
65	タイ	洪水被災地における水供給システム復旧計画(ナムマン地区)	H19.1.8	H20.2.29		地方自治体が申請団体の案件で、緊急要素の強かった支援。洪水により、既存の水道システムが全く使用できなくなった被災地の住民に対し、水を供給するシステム復旧への資金協力を提供するもの。	¥8,932,160	ウッタラデット県タープラー郡ナムナム地区行政機構	当初計画では539世帯だったが、現在は124世帯が使用しているのみとなっている。なお、他世帯は村民代表が水管理や料金徴収を行い、洪水で壊れた設備を復旧して水道維持管理を行っている。	緊急支援ということもあり、住民のニーズを十分に把握できなかった。	被供与団体に大使館からレターを発出して状況を把握するとともに、十分活用できるよう働きかけを行ってきたところ、当初の計画に比べて規模は小さいものの、活用されている実態もある(ただし、大きな改善は見込めるとは言えない)。	緊急支援ということもあり、トップダウンで支援の方向性を決め、住民のニーズを更に正確に把握することが望ましい。途中から地方自治体は関与しておらず、地方自治体からの申請も慎重に審査する必要がある。

66	タイ	タイ東北地方における障害児教育支援事業	H18.1.5	H18.11.24	下肢障害児の就学率向上のため10校に車いす用のトイレとスロープを設置するもの。	¥1,385,757	財団法人アジア車いす交流センター・タイランド	障害児童が卒業等ていなくなった学校もあり、10校で設備を設置する予定だったが、実際に設備が整備されたのは9校となった。その後さらに障害児童の減少が進み、障害児童が在学する学校は、平成22年現在は4校となっており、平成23年には2校に減少する見込み。	障害児童の減少のため。	被災と団体に大使館からレターを發出して状況を把握するとともに、十分活用するよう働きかけを行ってきたところであるが、支援した9校のうち、5校は障害児童がいないため、不使用となっている。	対象地の障害児数は多いとのデータもあるところ、何故障害児の新規入学者が少ないのかは不明。障害児用学校の施設等の外部要因があったかどうかも含め、被災と団体に調査中。
67	タイ	津波被災者のためのさより織り研修センター建設計画	H18.2.22	H19.2.3	平成16年12月26日に発生した津波被災者の所得向上のため「さより織り」の研修センターを建設。当時50名程度のさより織メンバーを200名に増やす計画。研修後は村に帰リグループ化し、自主販売による自立を目指す。	¥9,757,330	マーヤ・ゴータミ財団	当初は津波の後の職業訓練支援として被災者のために研修を行っていたが、現在は進業等が行えるようになり、一部の研修生は元の仕事に戻って自立していた。現在50名程度の研修経験者が団体に雇用され、商品は団体が販売・管理。建物は活用されているが、研修生が研修センターを離れて自立するまでには至っていない。	被災後の復興期においてさより織りによる被災者支援活動は一定の成果があったと言える。しかし津波被災者が作成した商品という付加価値が薄れ、販路の確保は容易ではなく、住民のエンパワメントにつなげられていない。	大使館は被災と団体に共に研修生の自立を促す方法を検討している。現在、研修センターではなく、さより織りの作業所として利用されている。	災害支援は急を要するが、プロジェクトの規模や内容等について、可能な限り長期的視点での審査も必要となる。今後とも同団体と共に自立の方法を考えていく。
68	タイ	ナンブーン学校校舎建て替え計画	H19.9.14	H20.10.5	小中併設学校において、老朽化した中学生用の校舎及びトイレの建て替えを支援するもの。	¥4,574,300	ナンブーン学校	生徒の大幅な減少。中学校では、生徒数が30名(平成18年度)から5名(平成21年度)に減少。小中学校全体では、生徒数が80名(平成18年度)から30名(平成21年度)に減少している。	隣村の学校新設などにより、生徒数が増加しなかった。	被災と団体に大使館からレターを發出して状況を把握するとともに、十分活用するよう働きかけを行ってきたところ。一方、平成21年には中学校が閉鎖されている。当初の目的である中学校の改善による生徒数増、という目的は達成見込みがない。平成23年度の小学校の生徒のみで数は22人となっている。校舎については、小学部が活用している。	事前調査時に隣村に学校建設計画があったことは把握できておらず、今後はより広域な視点で調査を必要とする。今後とも被災と団体に校舎の一層の活用を求めていく。
69	タイ	ピサノローク県におけるHIV/AIDS感染者支援計画	H20.2.29	H21.2.19	HIV/AIDSの感染者の宿泊施設建設を支援するもの。	¥5,807,212	スワンロムパラミー寺	当初計画は宿泊施設への入居はHIV/AIDS感染者44名(地域住民)を予定していたが、平成22年3月の時点で2名。	被災と団体のオーナーシップが欠けていた。	当初計画ではHIV/AIDSの感染者の支援がメインとなっていたが、実際は麻薬患者等も施設を利用している。大使館から被災と団体に、当初計画どおりの使用を促している。今後は県外からも受け入れ可能とすることから、入居者の増加が期待される。(入居は短期的でその間に啓発活動等を行い、地域社会に復帰する計画である)多目的棟については、計画通り感染者の精神回復研修、自己管理研修等に使用されており、昨年度は年間200名程度が利用している。	プロジェクトのオーナーシップについて可能な限り注意して見極める必要がある。ニーズアセスメントは申請者のデータのみに基づくのではなく、広く関係者から情報を入手すべき。
70	タジキスタン	ドゥシャンベ市第79中学校改築計画	H18.3		ドゥシャンベ市第100幼稚園校舎を解体し、9年制中等学校に改築するもの。	¥9,240,092	オイライ・ティファノック	①建設中のモニタリング時に建物の強度に著しい問題が発覚し、建設中の中学校は一旦解体された。大使館より被災と団体に、別途別業者に再建設を依頼するよう指導した。しかし、幼稚園の取り壊しに関する区役所等の許可を得ていなかったことが発覚し、再建築許可がおりなかったため、現在取り壊した跡地はそのままである。②ドゥシャンベ市イスマイルソニ地区、被災と団体及び教育局と調整を重ねているが、被災と団体が解散し、事実上被災と団体がなくなった。	被災と団体であるNGO及び建設業者の案件管理能力の不足及び区役所等の事前の許可取り付けの不備。	関連団体と協議を重ね、ドゥシャンベ市及び地区の協力を得られるよう交渉中で、建物の建設完了を目指している。また、タジキスタン教育省とも協議を行い、教育省の指導の下で追加予算の割り当てを促している。	①事業については、教育省及びドゥシャンベ市イスマイルソニ地区との連携を強化し、早期案件完了に向けて上記関連組織と協議を継続する。 ②今後の案件形成における教訓として、被災と団体及び建設会社の信頼性・キャパシティの調査を徹底すること、土地に関する関連団体からの許可取り付け等を徹底することとした。 ③資金供与先をNGOなどの非政府団体にする場合には、事業終了後に責任の所在を明らかにできるかも含め、当該NGOの将来性及び信頼性を十分に精査した上で資金供与先とすることとする。 ④被災と団体の債務不履行の問題については、司法的解決も視野に検討を行う。
71	タジキスタン	ヒッサー行政区ホナコ地区水供給施設修復計画	H18.3	H19.9	シュロビー・バーイン村に村内に4000mのパイプを敷設し、パイプに送水するためのポンプ2台を設置するもの。	¥8,672,671	マリファット	①案件は完了したものの、被災と団体は、地区に水施設を譲渡し、村人から選ばれた世話人に施設の管理を依頼したが、その世話人が失踪したため、現時点で同施設を管理できる人材がいない。 ②現在、パイプは破損しており、ポンプは機能するもののパイプが破損しているため利用されていない。ポンプ場に設置された貯水槽のみ、住民の給水場として使用されている。	被災と団体、地区、村人の維持管理能力が弱かったと考えられる。	地区長及び村長に責任を持って対処するよう働きかけており、地区長からは、住民から徴収している水道料からパイプ修復費を捻出するのは困難との返答があったが、後日、大使館より地区長他を訪問の上、再度地区による修理を要請したところ、承諾された。現在、地区側からの「修理費を地区が捻出する」旨の書簡を入手しつつパイプ修復工事を行っている状況。	①パイプの修理につき、引き続き地区長等に対する働きかけを継続していく。 ②今後は地区が責任をもって維持管理できるよう体制作りを促す。今後の水案件形成に関しては、案件完了後にいかに住民を巻き込んで維持管理を行うのか等、詳細な計画を精査して行うと共に住民のニーズの確認等をより慎重に行っていく。
72	タジキスタン	ボーゼ行政区パフタコー地区水供給施設修復計画	H17.8	H18.8	パフタコー地区内6つの村に水道パイプと給水ポイントを設置するもの。水源から地区までの2.5kmは他のNGOが敷設。	¥9,215,910	シヤム	①平成19年当初に他のNGOが崖に沿って敷設したパイプが土砂崩れで破損し、完成・引渡しできない状態が続いたが、同NGOが改修を終え、案件は完了した。 ②しかし、平成22年6月のフォローアップ時に、他のNGO担当部分が平成21年11月に再度故障しその後改修されなかった為、水供給システム全体が使用されていないことが判明した。	他のNGO担当部分が崖に沿ってパイプを敷設するという、特に災害に弱い構造であったこと、当該NGO担当部分と草の根無償対象部分の管理責任者が別だったことから統一的な維持管理が困難であった。	①他のNGO担当部分を我が方担当部分責任者と同じ行政区とすることになったため、他のNGO担当部分を含む同地域におけるプロジェクトを行政区が一括して管理するという約束を取り付けた。 ②他のNGOは崖に沿ってパイプを敷設したため、土砂崩れや洪水等により破損され、過去5回に亘り同NGOの資金をもって改修工事がなされたにも関わらず、平成21年11月に再度故障した。 ③敷設場所の地形に問題があるところ、将来的には、崖沿いを経由しないルートでのパイプの敷設が望ましいが、予算不足に悩む同行政区は、現在のところその費用を捻出できないため、将来的に予算の目途が立てば考慮したいとの回答があった。	①今後も行政区と緊密な連携を取り、早急な予算割り当て等の対処を促す。 ②今後の水案件形成時には、被災と団体の精査をより入り行い、案件完了後に責任の所在を明らかにできるように維持管理能力の高い行政区と連携できるようにする。 ③同一・近隣地域において活動するNGO等が存在する場合には、意見交換等、連携を強化する。 ④今後も行政区に対する働きかけを継続していく。
73	タジキスタン	ラシュト行政区ナバド地区アサロフ教員養成学校改築計画	H17.6	H19.6	ラシュト行政区において教員養成学校の1階建の字型4棟の内、両翼校舎と講堂の全面改修及び教室備品を整備するもの。	¥8,854,357	アサロフ教員養成学校	案件は完了し、完了後のモニタリングにおいても改修された建物及び整備された教育備品は適正に使用されていたものの、完了から3年後のフォローアップにおいて改修された建物床が激しい陥没・損傷しており、安全面から現在全く使用されていないことが判明した。	被災と団体側は、建設の質が悪くなったと主張しているが、同時期に行った同地域の建設案件責任者及び行政部長からの聞き取りを総合すれば、比較的湿気が多い同地域に多発するカビの一種によって建物に激しい損傷を受けたと考えられるため、維持管理に何かの問題があった可能性が考えられる。	①被災と団体であるアサロフ教員養成学校及び行政区全体の教育の責任を持つ行政区に同学校の改修を至急執行するべく、予算の割り当てを要請している。 ②アサロフ教員養成学校及び行政区側は予算不足により陥没・損傷箇所を依然として改修できない状況である。	①損傷箇所の改修に係る経費は比較的小額であるため、行政区の予算の割り当てを得られるよう、今後も働きかけを継続していく。 ②案件形成に際し、過去に現地での案件実施経験があり、知識の豊富な建設業者の選定を徹底する。更に案件完了後であっても問題があれば逐一我が方に報告することを徹底させ、問題発覚の遅れを避ける。
74	タンザニア	イリンガ州ルデワ県キプリロ橋建設計画	H18.11.9		ルデワ県キプリロ地区において橋建設を支援するもの。	¥8,893,764	ルック・ウィー地域基金(NGO)	ルデワ県は被災と団体の要請を受け、標準設計図を現地に於ては、設計を行い、工事を開始したが、降雨による高流の発生により基礎が沈下し橋桁に亀裂が入ったもの。平成21年9月の視察の際、判明した。今後、再建設の必要がある。	在タンザニア大使館では、被災と団体から贈与契約で平成19年11月が提出期限となっている最終報告書の提出を受けていなかった。また、設計時点において地質調査等を行わず標準図のみで設計していた。	平成21年9月に現地視察を実施した。県エンジニアは、橋が倒壊する可能性は少ないとしているが、念のため県から住民に通行を禁止するように口頭で指示した。公的機関であるタンザニア道路公社からの調査報告書では橋の設計に問題があったと指摘している。 平成22年11月に橋を管轄する県エンジニアに連絡をとる。橋の状態は、橋脚が事後視察時よりもさらに傾いており、住民に使用しないように伝えるよう指示した。今後解決策として、既存の橋を取り壊し、適切な設計図を用いて、新たに橋を立て直す予定である。県はBOQ、設計図を作成している。県の見込みでは、取り壊しと橋建設費に約2億5,000万シリングを予定しており、2010/11年度予算で、中央政府から全額予算がつくことが承認されている。 平成23年2月に業者選定を終え、3月下旬から工事を開始する予定であったが準備に時間が掛かり、雨期と重なったため、4月下旬に工事を始めるとの連絡を3月28日に電話にて受けた。 6月22日に県へ電話確認したところ、7基の橋げたのうち、3基まで完成したとのこと。雨期のため工事を完了は9月を予定している。 引き続き連絡を取り合い、フォローアップを実施している。	①資金供与後は、団体が贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ②事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ③橋梁案件、特に橋脚を有する橋梁の案件は、技術的に高度となることが多いため、県やコンサルタント等から技術的見解を要望しに添付することを求める。その内容は、地質調査結果、構造計算、配筋計算等の設計資料を確認した上で安全であることを記載する。また、施工が適切に行われるよう、施工監理の徹底を求める。
75	タンザニア	キゴマ州キゴマ県マチャゾ・ニャルバンダ中学校女子寮建設計画	H17.11.18		キゴマ県マチャゾ及びニャルバンダ中学校において、女子寮(各1棟)、雨水貯水タンク(各1槽)建設を支援するもの。	¥6,693,684	キゴマ開発促進協会(NGO)	平成19年12月に県知事、県行政長官、NGO代表が協議し、平成20年4月までに建設を完了させ、県に引き渡す予定であった。しかし、物産の高騰、住民からの協力が充分に得られず、未完了である。	在タンザニア大使館では、被災と団体から贈与契約で平成18年11月が提出期限となっている最終報告書の提出を受けていなかった。また、物産の高騰及び資材が盗まれ資金不足になっている。	平成21年9月に実施した調査の時点で、マチャゾ中学校に関しては、被災と団体のNGOと協力して、女子寮建設が少しずつ進んでいる。同現在、建物外壁左官工事を含めた仕上げ工事を残す。貯水タンクは、補強が必要なため、未完了。ニャルバンダ中学校に関しては、女子寮は、左官、窓枠工事等が完了していない。物産の高騰及び資材が盗まれ資金が底をつき工事が一時中断している。キゴマ県に協力を要請したが、県側は同NGOが資金を使い込んだことが原因であると認識しており、同プロジェクトに協力しない方針であるとの報告を受けた。 平成22年11月に被災と団体に連絡をとる。マチャゾ中学校は、寮の外壁左官、トイレ工事、タンクの補強工事を残しており、被災と団体の資金はないが、今後、地区議員と相談し、県に資金援助を求めるとの予定である。 平成23年1月に現地調査を実施。同行した県知事は、平成23年5月末までに同校案件が完成しなければ、被災と団体の県内での活動を今後許可せず、県予算にて案件終了させるとした。 平成23年6月9日に被災と団体担当者に電話したが、県からの協力が得られず進捗は捗々しくないとのこと。現在、引き続き進捗のフォローアップを実施している。	①資金供与後は、団体が贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ②事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ③県や住民の協力等の確約書を事前に取り付けているが、進捗が捗々しくない場合は確約書記載内容の確実な履行を求める。 ④盗難対策として、資材を使用する間際まで購入を待ち、できる限り保存期間を減らす。

76	タンザニア	タンザニアハンデニ県ミシマ中学校学生寮建設計画	H20.11.26		ハンデニ県ミシマ中学校において、男子寮、女子寮建設(各1棟、96名収容、排水・配水工事を含む)を支援するもの。	¥9,971,911	ハンデニ県	窓枠工事の寸法を誤り実施が遅れている。左官、塗装工事、下水処理槽の建設が未完了の状況。	在タンザニア大使館では、被供と団体から贈与契約で平成21年5月が提出期限となっている中間報告書の提出を平成22年3月まで受けていなかった。また、窓枠に設計ミスがあった。	平成22年4月、電話にて工事の遅延と設計ミスに関して注意をする。また、現状報告書の再提出を指示し、早急に残工事の左官、塗装工事、下水処理槽建設を完了させるように連絡する。 現状報告書提出済み。当初のプロジェクト責任者は、他のプロジェクトを担当し、同県の技術士が担当している。 平成23年6月30日に電話確認したところによると、工事費の支払いが完了しておらず、7月にずれ込むとのことであった。 現在、引き続き進捗のフォローアップを実施している。	①資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ②事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ③設計ミスが判明した場合には早急に大使館に連絡を行うよう被供と団体に周知・徹底する。
77	タンザニア	ドマ州ムブワフム県ムテラ・ダム中学校女子寮建設計画	H20.11.6		ムブワフム県ムテラ・ダム中学校において、女子寮建設(1棟、104名収容、上下水道配管・電気配線工事を含む)を支援するもの。	¥9,976,770	ムブワフム県	下水処理槽の建設が未完了の状況であり、工事は停滞している。	在タンザニア大使館では、被供と団体から贈与契約で平成21年11月が提出期限となっている最終報告書の提出を受けていなかった。 当初想定していた地盤よりも固い地盤が出現したことにより、掘削作業に遅延が生じた。	平成22年4月、大使館から電話にて工事の遅延に関して注意をする。また、現状報告書の再提出を指示し、早急に残工事の下水処理槽建設を完了させるように連絡する。被供と団体より現状報告書提出済み。 平成22年11月に電話連絡した時点では、下水処理槽の建設は約半分が完了しているが、岩に当たり岩を取り除きながら作業を進めているため遅延しているとのことであった。 平成23年6月17日に担当者が、追加報告書を持参し、徐々にではあるが進捗していることを報告を受けた。 現在、引き続き進捗のフォローアップを実施している。	①資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ②事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ③現地調査実施時に、近隣の道路状況等から岩盤線を描定できれば望ましいが、難しい場合は近隣居住者等に確認をとる等の状況把握をする。 ④掘削作業実施中に想定と大きく地盤が異なる場合は、早急に大使館に連絡を行うよう被供と団体に周知・徹底する。
78	タンザニア	モロゴロ州モロゴロ市キンゴルウィラ診療所拡張計画	H17.9.21		モロゴロ市キンゴルウィラ診療所において、診療所(1棟)、職員住宅(2棟)建設(電気配線含む)、貯水タンク(2槽、各3,000L)購入を支援するもの。	¥6,502,283	キンゴルウィラ村役場	平成17年9月にフェーズ1を供与したが、「被供と団体代表者」が単独で案件を進め、外來棟の屋根半分と入院棟の壁を約70%完了した段階で建設が停止した。平成18年3月に中間調査にて、建設内容が変更が確認され、使途不明金の存在も疑われた。また、「被供と団体代表者」は被供と団体に所属しておらず、現地出身者でもないことが判明した。モロゴロ市との話し合いにより、フェーズII資金及び不足分は市負担にて実施することとしたが、予算確保が問題となっている。	在タンザニア大使館で、案件申請～署名時にやり取りをしていた「被供と団体代表者」が適切な人物でなかった。また、モロゴロ市関係者はG/C署名時に初めて案件の存在を認知している。また、フェーズII移行時に案件中止を検討しなかった。	平成22年4月、電話にて被供と団体と連絡を取った際、モロゴロ市の案件担当者との連絡を密にし、今後の計画、市の予算配分の可能性の有無を確認するように指示した。 平成23年5月に中間調査を行い、外來棟は完成しており平成19年より利用が開始されていた。入院棟は建物は完成していたが配水工事が未完であった。これは市の2011/2012予算にて実施予定である。本来の果負担である医療機器についての予算は現在確保できていない。職員住宅は着手されていないものの、隣接住宅の軒を改修し、職員住宅にする手続きを進行中である。貯水タンクも設置済みである。今後引き続きのモロゴロ市の協力を要請した。 現在、引き続き進捗のフォローアップを実施している。	①贈与契約の締結などの際には、贈与契約の内容を団体に十分説明し、供与した資金が贈与契約対象事業の実施以外の目的に使用されないよう草の根無償資金協力の趣旨を一層周知する。 ②資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ③供与資金の使用が贈与契約対象事業の目的に沿っていない事態が明らかになった場合は、供与した資金を適正に使用させたり、資金の返還を求めたりするなど適時適切な対応をより一層行う。 ④事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ⑤事前調査時に関係者が一室に会し、周囲の反応等から不審を感じた場合は確認をとる。しかし、実際に本人証明を求めるとは難しく、住民が買収されている場合等には、確認は非常に困難となる。 ⑥適宜現地調査を実施し、電話連絡や報告書との差異が生じていないかを確認する。 ⑦分割供与案件では、フェーズ1終了時に不良である場合は、案件中止も検討する。
79	タンザニア	ルクワ州ンカスイ県ミルンディクワ中学校女子寮建設計画	H19.9.4		ンカスイ県ミルンディクワ中学校において、女子寮(1棟、144名収容、配水及び配電含む)、雨水貯水タンク設置(2槽)、雨樋設置を支援するもの。	¥9,966,024	ンカスイ県	平成22年7月の中間視察の際、設計変更が判明している。変更点は、女子寮内部に設置する計画だったトイレと浴室を2棟、別棟で建設し、代わりに部屋数を4室増やし、144名から160名収容可能にする点、空調を良くするため、天井の高さを上げる点である。設計変更に伴い、果が負担する建設費用が増加し、予算確保が難しくなった。	在タンザニア大使館では、被供と団体から贈与契約で平成20年9月が提出期限となっている中間報告書の提出を同年9月まで受けていなかった。また、大雨、業者選定の遅延、地域住民の協力不足、設計変更によって、被供と団体の負担額が増加した。	平成22年7月に実施した調査の際、工事の遅延、大使館への連絡なしに設計を変更した点などに関して、厳重注意をする。残工事に掛かる確約書と建設の進捗、毎月の進捗報告書の追加提出を指示した。 平成22年11月、県担当者に連絡したところによると前回調査時からは、窓・ドアの枠設置、ベッド資材の搬送など非常に遅いが進捗はある。県は独自の予算で平成23年2月に残工事を完成させる予定であり、その確約書の提出を指示した。 平成23年3月7日、県の担当者が大使館を訪問し、停滞していた工事を再開させるための予算が付いたとのしるしを持参する。 平成23年5月23日に担当者が状況を報告したところによれば、ベッド・窓・ドアの設置は完了しているが、資金払込で漆喰塗装が一部内壁で終わっており、そのための予算を取り付けたが県の口座に振り込まれるのは7月になる見通しであるとのことであった。 現在、引き続き進捗のフォローアップを実施している。	①贈与契約の締結などの際には、贈与契約の内容を団体に十分説明し、供与した資金が贈与契約対象事業の実施以外の目的に使用されないよう草の根無償資金協力の趣旨を一層周知する。 ②資金供与後は、団体から贈与契約に定められている中間報告書及び最終報告書を提出させることを徹底し、提出がない場合は提出の督促を行ったり、必要に応じて団体に赴いたりして、団体の状況を把握し、事業の実施及び機材の状況についての確認などをより一層行う。 ③事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体側の事業実施能力の有無、事業規模の適否などについてより一層検討する。 ④雨期を考慮した工程を予め検討する。 ⑤設計変更時には大使館への連絡を行うよう被供と団体に周知・徹底する。 ⑥県や住民の協力等の確約書を事前に取り付けているが、進捗が捗々しくない場合は確約書記載内容の確実な履行を求める。
80	中国	青海省称多県文楽小学校寄宿舎建設計画	H19.2.7	H20.3.8	青海省称多県の基礎教育条件改善を目的として、文楽小学校において不足している建物建設資金及び食堂設備購入資金を供与するもの。	¥9,975,126	青海省称多県人民政府	平成23年4月、二年後調査実施のため、当館より推薦団体である青海省外弁に連絡したところ、平成22年4月に発生した青海省玉樹大地震の影響を受け、プロジェクトサイトである小学校が取り壊されている事実が判明した。	平成22年4月14日に玉樹大地震が発生した際、同校校長と連絡を取ったところ、震源地の隣県であったため被害は軽く、特に被害はない旨の説明を受けている。しかしながら、平成23年4月2年後調査のため連絡をとった際に取り壊し工事中であることが判明し、ネットサイト上の報道でrong(民)から同年2月に16000元の援助資金を受け取り再建計画が進められていることが判明した。上級政府の規定により、地震発生後内すべての建物を取り壊し再建することが決まったため、同校も取り壊し対象になったが、在中国日本大使館への報告はなされていなかった。	平成22年4月、地震発生数日後に同校校長に対し校舎も使用に支障がなく、児童は全員無事であることを確認。平成23年4月、供与建物を取り壊し中であることが判明し、同月、現地調査を実施。その後被供と団体および推薦団体に詳細説明資料の提出を求め、5月23日被供と団体に対し事件の経緯についての詳細な説明を求めるとともに被供と団体の行為について遺憾の意を表明し、今後同様の事態が発生しないよう申し入れる旨の口上書を出し、6月21日に推薦団体である青海省外弁より事件の経緯およびこれまでの我が国の援助に対する謝意のほか、本件につき謝罪の旨の書簡が授けられた。	プロジェクト実施期間中、被供と団体に対し、万が一計画変更等を要する状況が生じた場合、早期に状況につき連絡するよう徹底を図る。
81	中国	河南省鎮平県HIV/AIDS孤児職業訓練学校校舎建設計画	H20.3.3	H22.10.20	河南省鎮平県に位置するエイズ孤児職業訓練校において、総合校舎1棟を建設するもの。	¥9,697,434	鎮平県閣愛下一代職業技能訓練公益学校	平成23年2月に完成報告書の提出を受け、平成22年10月に校舎は完成しているが、生徒が十分に集まっていないことが判明した(当初は200名の生徒を想定していたが、現在は10数名程度)。半分以上の教室が空室のまま。	河南省では現在就職の機会が多く、職業訓練を受けなくても仕事が見つかるため、訓練学校に通うよりも、就職してお金を稼いだらと思っている人が多いとのこと。	平成23年3月に在中国日本大使館職員が推薦団体である河南省商務庁を訪問し、生徒募集に関する後方支援を依頼。平成23年7月河南省外弁が当地を往訪した際、在中国日本大使館職員が生徒募集に関する支援を依頼。校長によると、今年5月ごろから新聞等に生徒募集の広告を出しているとのことである。	引き続き、先方に生徒を集め、学校の有効利用をするよう促していく。それが困難な場合には、他の用途の検討を促す。また、今後同様のプロジェクトを実施する場合には、現地の雇用状況等について、より詳細な把握に努める。
82	中国	安徽省阜南県人民病院汚水処理施設整備計画	H21.3.10		安徽省阜南県人民病院において、市衛生局の排水処理基準及び必要な排水処理を満すため、320t/日処理能力を持つ汚水処理施設を建設するもの。	¥8,394,657	安徽省阜南県人民政府	平成22年6月に被供と団体の上級機関の決定により、当該病院の拡張工事が行われることになった。これに伴い、汚水処理量の320t/日から640t/日に変更。また、規模拡張の工事(総合診療棟の建設)は平成23年3月6日着工(工期600日)し、合わせて当該汚水処理施設の更新申請をしようとしているところであるが、変更内容の詳細が確定できていない状態である。(汚水処理施設は未着工/2011年7月時点)。	被供と団体代表者の説明は以下のとおり。 ・平成22年6月に安徽省発展・改革委員会の決定により、当該病院に総合診療棟(面積1.8万㎡)を整備することとなった。 ・これに伴い、要処理汚水量は、当初計画の550床分から、800床程度まで拡大する見込みとなったため。	被供と団体及び上級関係機関に対して、経緯及び状況について詳細な報告を求めるとともに、今後随時報告を行い、可及的速やかに計画変更申請を行うよう指導。	案件選定・事前調査・贈与契約の締結などの際には、被供と団体や上部関係機関に対して関係機関を交えて慎重に計画立案し、計画変更を要する状況が生じた場合には、可及的速やかに連絡すること、省・県など各関係機関による事業実施のための管理監督体制を組織し、連絡をより緊密に行うことなどについての指導の徹底を図る。
83	中国	海南省万寧市南橋鎮小管小学校校舎建設計画	H18.6.27	H19.1.10	小学校に校舎(483.24㎡、8室)を建設するもの。	¥5,259,069	海南省万寧市教育局	行政、教育公立を高めるための中国政府が進める農村地域での学校の統廃合政策によるもの。 平成22年8月に慶校が決定したが、「小管村農民訓練基地と自然災害時被災者避難所」に指定された。	現在、元校長が駐在して管理しており建物に破損はないことを確認。 なお、本校舎を活用し、各種農業付付栽培技術研修が実施されている。5～7日間の研修を実施し、毎回約350人が参加、これまでの参加者の累計は約1050名。具体的には、専門家を招いて農業経済技術や労働職業技能を伝授したり、成功した農民から経験談を伝える等の研修を実施。	引き続き施設の有効活用がなされるようフォローアップしていく。今後の案件選定の際に統廃合の可能性につき確認を強化する。	

84	中国	広西壮族自治区梧州市藤县天平鎮思中小学校校舎建設計画	H18.3.8	H18.8.30	小学校に校舎(600㎡、9室)を建設するもの。	¥4,054,016	広西壮族自治区梧州市藤县天平鎮人民政府	生徒数が激減して、教室が十分に活用されていない。	水害の頻発により水位が上昇し自然環境が変化したため、政府による農民の移転政策が実施され、多くの農民が島から移転し、それに伴い子供の数も減少してしまったため、人口は、3,000人から500人(平成18年)、300人(平成23年)に減少、生徒数は05年400人から68人(平成18年)、23人(平成23年)に減少。	学齢前児童を受け入れクラスを増やした他、3階3室は、活動室2室、資料教室に分け、利用している。 なお、活動室は毎週2回以上少年グループが、資料教室は図書室として毎週3日以上開放されているほか、教室の1室をスポーツ活動室として卓球台やバスケケット設備を置き、生徒が利用している。 また、授業がないときは、教室を村民の学習の場として提供しており、「思中村成人文化技術学校」が週1~2回農業技術訓練、工業訓練、遠隔教育を行い、毎年約1000人の農民が参加している。	被災者団体は、更に多くの住民の活動の場として活用することを引き続き検討しており、これらの施策が実施に移されるようフォローアップしていく。また、被災者団体や上部関係機関と緊密に連絡をとり、案件に影響を与える政策に変化が生じていないか等状況の把握に努める。
85	中国	海南省万寧市三更羅鎮石福小学校校舎建設計画	H18.12.11	H20.3.25	小学校に校舎(437.76㎡、8室)を建設するもの。	¥5,405,811	海南省万寧市三更羅鎮人民政府	平成21年9月に廃校が決定し、現在農民の研修施設として使用されている。	行政、教育効率を高めるための中国政府が進める農村地域での学校の統廃合政策によるもの。	現在は石福村委員会が管理・使用しており破損はないことを確認。 「三更羅鎮農民技術育成中心」として、年間を通じて農業生産技術に関する講習会、研修会を行う施設として使用されている。	引き続き施設の有効活用がなされるようフォローアップしていく。 今後の案件選定の際に統廃合の可能性につき確認を強化する。
86	中国	黒竜江省綏化市慶安県大羅鎮発達小学校校舎建設計画	H18.3	H18.6	黒竜江省中部の綏化市慶安県において老朽化した小学校の新校舎建設を行うもの。	¥8,577,548	慶安県人民政府	完成式から2年後のフォローアップで受益者の規模が見込みよりも少ないことが判明した。当初は就学児童458人を見込んでいたが、実際には238人と大きく下回っていた。	3年生から開始される外国語教育の問題が一因。同校ではロシア語を教育を行っているが、将来性を考え英語を学ばせることを希望する父兄が多いため、英語教育が行われている学校に児童が流失している。 平成23年8月現在、少子化、過疎化の影響もあり、引き続き就学児童は減少していく見込みとなっている。	学校運営の問題が一因となっているため、改善措置を検討しているか直接確認してみたところ、同校でも英語教育の導入を検討しているが、教師の確保や現在雇用しているロシア語教師の配属など解決しなければならない問題があるとのことであった。 平成23年8月現在、英語教師の雇用、英語・ロシア語選択制の導入などにより、教育環境は改善しているが、少子化・過疎化のため、就学児童の増加には至っていない。	今後は、定期的に現状確認をするともに、付近への出張の際には当地をフォローアップ調査するよう努め、被災者団体に対し、引き続き生徒を集め、学校を有効利用する努力を継続するよう促していく。 また、本件を教訓とし、今後当地における同様のプロジェクトを実施する場合には、現地の就学児童数の実態と傾向を、詳細に把握するよう努める。
87	チリ	トコピジャ市コアンル財団ラス・プガンピラス障害児教育校舎復旧計画	H20.3		大規模地震により倒壊したトコピジャ市の障害児教育の学校において、精神障害の発達教育を行う校舎の復旧を行うもの。	¥9,666,628	トコピジャ市	贈与契約署名後、被災者団体(市)の実施方針と対象校の管理団体(財団)との間に計画の内容に関する見解不一致があり、同財団は計画から撤退した。このため、市は代替計画を立案し、そのために必要な土地を確保し、計画変更に係る資金を州政府に再び申請を行わなければならないとなった。	申請があった計画において、市と財団との間に十分な調整・共有がなされていなかったため、実施計画に関する見解の違いが生じ、同財団は計画から撤退した。	大使館より、再三に渡り計画の執行、代替計画の立案及び土地の確保等について要請し、協議を実施。市は所有地に代替計画を立案し、今後、固有財産者から土地の利用と所有が認められたことから、代替計画の実施に向けて準備を行う予定。	市に対し州政府からの資金の確保を完了するための手続きを早急に行うよう促すなど、引き続き代替計画の実施に向けて被災者団体と協議を行っていく。
88	トンガ	ノムカ村給水施設整備計画	H20.11	H22.12	トンガ国ハーバイ諸島ノムカ島ノムカ村において、給水施設(ソーラーポンプ、電気式エンジンポンプ、配管設備)を設置するもの。	¥9,613,475	ノムカ村給水委員会	施設は完成したが、施工内容の不備を指摘され、引渡しが行われていない。	村側から施工内容の不備を指摘され、業者と村側で意見の対立が生じたことから、改善のための調整が行われていない。プリンセス・アン号の沈没(H21.8)によって、業者の施工担当者が亡くなり資材も失われたことから、施工内容に変更が生じたことも一因。	本官及び草の根外部委員、業者を含めた話し合いの場を設け、適宜指導を行っている。財務計画書の協力も得つつ、現状把握に努めている。計画地が離島・僻地であるため、現地在住の関係者とは架電連絡となってしまうが、首都在住の現地関係者に適宜コンタクトを取る等、できる限り直接の指導・改善要求を行っている。	引き続き、相互関係者からの聴取を行い、現状把握に努める。相手側にできる限り直接の指導・改善要求を行う。
89	トンガ	ハアフェバ村給水施設整備計画	H20.11	H22.10	トンガ国ハーバイ諸島ハアフェバ村において、給水施設(ソーラーポンプ、電気式エンジンポンプ、配管設備)を設置するもの。	¥9,327,811	ハアフェバ村給水委員会	施設は完成したが、試用期間後にソーラーポンプが作動しなくなり、引渡しが行われていない。	試用期間後にソーラーポンプが作動しなくなったことから、責任の所在を巡り、業者と村側の間で対立が生じた。修理費用の支払いについて、未だ合意されない状態が続いている。	本官及び草の根外部委員、業者を含めた話し合いの場を設け、適宜指導を行っている。財務計画書の協力も得つつ、現状把握に努めている。計画地が離島・僻地であるため、現地在住の関係者とは架電連絡となってしまうが、首都在住の現地関係者に適宜コンタクトを取る等、できる限り直接の指導・改善要求を行っている。	引き続き、相互関係者からの聴取を行い、現状把握に努める。相手側にできる限り直接の指導・改善要求を行う。
90	ナイジェリア	アビア州アバ南地方政府エズイクゥ地区オムマ・ロード小学校建設計画	H20.2		小学校建設	¥7,431,076	エズイクゥ2・コミュニケーション・パートナーズ・フォー・ヘルス	実施状況不透明	担当者が病気で、進捗状況の確認が困難。	担当が病気であること理由に、被災者団体との連絡が円滑にとれていない現状。累次に亘り、大使館から先方と連絡を続けているが、対象地域の治安状況の悪化により、大使館による視察が困難であり今のところ進捗状況の確認には至っていない。	案件の進捗を確認の上、報告書、外部監査報告書を取り付ける。
91	ナイジェリア	エド州エツコ・セントラル郡ワグー地区青少年職業技術訓練所建設計画	H17.11		職業技術訓練所建設	¥3,529,829	ユース・イン・アクション・フォー・ディベロプメント・オーガニゼーション(ローカルNGO)	工事中断	被災者団体が行方不明となったため。	本案件については、平成18年11月に工期延長申請がなされ、翌平成19年11月に被災者団体より案件の進捗状況報告書が提出されたが、同報告の中で工事が中断している旨の報告がなされた。 平成20年4月以降、在ナイジェリア大使館より被災者団体に対し、索償するよう断続的に電話連絡を行ったが、被災者団体からの連絡は途絶えた。平成21年3月、館員を被災者団体事務所所在地等に派遣して調査を行ったが、被災者団体代表者は消息不明となっており、接触不可能な状況になっている。	事業選定時において、財政的基盤や組織的基盤など団体の事業実施能力の有無、過去の供与団体による、実施団体の評判、事業規模の適否などについてより一層検討する。
92	ナウル	メネン地区給水設備整備計画	H20.2	H21.2	ナウル共和国メネン地区に、給水ポンプ及び水タンクを設置すると共に、既存の井戸及び配管の改修を行うもの。	¥9,908,140	財務・経済計画局	ポンプは正常に稼働し給水が実施されたもののポンプ設置作業時に振動を抑える特殊ゴムカバーを取り付けなかったため、1週間後に故障が発生した。故障後の対応を巡って、業者と被災者団体との間で責任問題が解決せず、ポンプの修理が行われず、今日に至っている。	故障の直接の原因は、メーカーの関与がないところで、現地施工業者がポンプ設置作業を行ったことにあると考えられる。	在フィジー大使館による累次の現地調査の際に、問題の解決を図るべく被災者団体へのフォローアップの実施、現地施工業者およびコミュニティを含めた話し合いの機会を設けるなどの働きかけを行っている。	給水設備の復旧に向けて、本修理に伴う経費負担に関し、被災者団体と現地施工業者との間で話し合いが進められているところであるが、引き続き大使館からも被災者団体に対し、円滑に問題解決が図られるよう働きかけを行う。
93	ニカラグア	サンタ・ルシア市街地水道システム改善計画	H18.2.14	H18.6.28	貯水タンク(4万ガロン=151m)と貯水堰の建設、5,646m(水源から貯水タンク)導水管の敷設、塩素注入器と水量計(350個)の設置。	¥9,216,873	サンタ・ルシア市役所	システム稼働後しばらくして、保健者より水質が飲料に不適との指摘があり、同水道システムの停止命令が出された。	水源の水質検査に関し、施設建設前に水道公社が行った検査の評価基準と、建設後に保健者が行った検査の評価基準が異なっていたため(保健者の基準が厳しい)。	被災者団体はその後独自に浄化フィルターを設置したが、効果が出なかった。現在は、使用不可となっている水源に近い使用可能な新たな水源に切り替え、電力式の浄化システムを設置する方向で必要経費につき、他の援助機関(EU)に申請しているが、現時点で承認されていない。引き続き同水道システムの再稼働に努めている。	早期に新たな水源を確保し浄化装置を設置することで、上水道システムが再稼働できるよう、関係機関に働きかけを行っていく。 今後、類似の案件形成の際に、達成すべき水質基準を満たしているかの調査を確実に実施する。
94	ニカラグア	ティピタバ市下水道システム建設計画	H19.12.6	H20.4.11	延長469mの下水(雨水)路システムを建設するもの。	¥9,894,336	ニカラグア・マノ・アマノ協会	周辺地域から流れ込むゴミや土砂により雨水堰や雨水ますといった排水施設が埋まってしまい、雨水の排水システムが機能していない。	同地域では、ゴミ収集システムの未確立による周辺地域からのゴミの流入や、雨水と共に周辺地域からの土砂の流入が想定以上の量となっており、市及び案件対象住民が維持管理しきれていない。	該地域を管轄する市は、同地区の問題を解決するために、周辺地域からのゴミや土砂の流入を防ぐ目的で本案件の雨水管を敷設した469mの道路の周辺を舗装したものの、現時点では雨水管が敷設された道路自体の舗装はされておらず、問題は解決していない。	ゴミ収集を管轄する市に対し、ゴミ収集システムの確立に向けた働きかけを引き続き行うとともに、当該地域の管轄市は、将来的に雨水管を敷設した道路の舗装を計画しており、舗装工事実施時に、現在稼働していない雨水堰、雨水ます、マンホール等の改善を実施する予定であるところ、若く早期に実現するよう働きかけを行っていく。 なお、今後の類似案件の実施にあたっては、当該地域におけるゴミ収集システムや道路の舗装状況につき事前に慎重な検討が必要。
95	ネパール	松本市からカトマンズへの廃棄物運搬車輻輸送計画	H18.3.22	H19.10.3	カトマンズ市に、長野県松本市から廃棄物運搬車輻(中古)を輸送する際の輸送費を負担するもの。	¥452,182	カトマンズ市役所(地方公共団体)	当該車輻は、カトマンズ市への引き渡し後10ヶ月間稼働したが、平成20年5月に故障(タイヤの破裂)した。当該車輻に取付可能なスペアタイヤが入手できておらず、当該車輻は以後使用されていない。	タイヤ破損の原因は不明であるが、当該タイヤは、当地を含め隣国インドで一般に製造・販売されていない特殊な型であり、再調達が困難な状況にある。	大使館は、被災者団体に対して、速やかにタイヤの再調達を行うよう要請するとともに、状況をフォローアップしている。被災者団体は、ネパール及びインドにおける当該車輻メーカー販売代理店に対し、当該車輻のタイヤの再調達につき問い合わせたが、十分な回答が得られなかったため、日本のタイヤメーカーに対して、調達の可能性、価格を問い合わせ、回答を待っている状況。	被災者団体は、タイヤの再調達に尽力しており、また車輻は良好に整備され、タイヤが調達できれば直ちに稼働可能な状況となっている。今後は、大使館より、ネパール及び日本の車輻メーカーに対し、本件スペアタイヤの調達に対する適切な支援を要請するとともに、被災者団体のタイヤメーカーへの照会状況をフォローアップし、必要な側面支援を行っていく。 中古品の供与に当たっては、スペアパーツの入手可能性及び入手方法につき可能な限り事前に確認する。
96	パキスタン	カンヌール地方バグ市地震被災者及び身体障害者のための義肢器具製作支援計画	H18.2	H18.7	平成17年10月8日パキスタン大地震によって骨髄損傷・四肢切断を余儀なくされた被災者・身体障害者のための義肢器具製作・供給する団体に対し、必要な製作機材等を供与するもの。	¥15,141,677	障害者のための運動	供与機材の一部とともに被災者団体の所在が不明となった。	被災者団体の実施能力や過去実績、信頼性などの調査が不足。	平成18年9月、在パキスタン大使館が診断施設を抜き打ち調査し、供与機材の活用と患者の来院を確認した。 平成19年11月、供与機材の一部が被災者団体の本部(ラホール)に大使館への相談なく移設された事実が発覚。大使館は診断施設で活動中の医師に対し残りの機材の厳正なる管理と、診療活動継続を依頼。当該医師は、残りの機材を用いて診療活動を継続している。 大使館は、当該団体本部に対し、当初の計画どおり移設された機材を診断施設に戻すよう求めたが、回答が得られなかったため、平成20年7月、当該団体本部を直接訪問した。しかし、既に転居しており、転居先も不明であったため、平成20年8月、地方政府に対し当該団体の活動調査を依頼。地方政府は情報・着服の疑い当該団体を刑事告発する姿勢を示した。 平成22年12月、地方政府に対しその後の進捗を照会したが、担当者の異動等により告発の事実が確認できなかった。 平成23年8月、診療活動を続ける当該医師より、当該団体の責任者に関する手がかりはまだ得られていないことを聴取。	診療活動を続けている医師に対し、被災者団体責任者に関する情報提供を求めるとともに、地方政府に対し、刑事告発を行うよう引き続き働きかける。 団体の規模や財政状況、実施能力について過去実績など多方面から調査し、信頼できる団体であるかどうか確認すること、また、緊急支援においても、申請書を一層慎重に精査していく。

97	パキスタン	カシミール地方ワラコート郡地震被災者及び身体障害者のための義肢装具製作支援計画	H18.2	H19.2	平成17年10月8日パキスタン大地震によって骨髄損傷・四肢切断を余儀なくされた被災者・身体障害者のための義肢装具製作・供給する団体に対し、必要な製作機材等を供与するもの。	¥17,368,454	グリーン・シャドー福祉協会	被災者団体の財務状況の悪化により、現地診断施設が閉鎖に追い込まれたため、供与機材が使われなまま近隣の倉庫に保管されている。	被災者団体の資金不足。	平成18年9月、在パキスタン大使館が診断施設を抜き打ち調査し、供与機材の設置状況や患者の診察記録を確認した。 平成19年2月、団体の資金不足により診断施設が閉鎖された。 その後、被災者団体の代表と当該供与機材の有効活用につき、協議を続けてきた。 平成23年2月、在パキスタン大使館は、機材の再活用のため、現地調査したが、機材の保管状態が悪く活用できる状態ではなかった。これを受け、再度事業再開を働きかけているが、運営資金の目処が立っていない。	機材修理費の捻出等について引き続き被災者団体の代表と協議していく。 団体の規模や財政状況、実施能力について過去実績など多方面から調査し、信頼できる団体であるかどうか確認すること、また、緊急支援においても、申請書を一層慎重に精査していく。
98	パキスタン	シンド州シャムズ・ビール島浄水装置設置計画	H17.11	H20.9	上下水道供給施設を持たないシャムズ・ビール島において、井戸を掘削し浄水装置を設置することにより、島民に飲料水を供給するもの。	¥4,642,623	インダス・アース・トラスト	浄水装置は設置したが、その後住民に使用されていない状況である。	島内の政治的対立による主導権争いのため。	被災者団体と対立関係にある島内の別の団体が、本土からの島民の各住宅に飲料水を給水する配水管を設置したことから、住民は浄水装置を利用していない。在パキスタン大使館及びカラチ総領事は、浄水装置の他地域への移設を含め被災者団体と善後策を協議。現在、移転費用及び修繕費用の捻出について、当該団体と移転先候補の村との間で協議中。	浄水装置の有効利用に向けて被災者団体と移転候補の村との間で行われている協議が早期に決着するよう注視。必要に応じて助言を行う。また、掘削した井戸についても有効活用されるよう被災者団体と協議する。 事前調査では、被災者団体そのものの情報に加え、関連する周辺情報の収集を通じ、住民の真のニーズの把握に努める。案件開始後は、報告書等によって進捗状況を確認する。また、モニタリング調査を強化することで、実施途中に問題が発覚した場合、早急な対策を行っていく。
99	パキスタン	パロチスタン州マストゥング県カナク地区小学校建設計画	H17.9		農業用倉庫を教室として利用している既存小学校に対し、新規校舎を建設するほか、必要な学校家具を供与するもの。	¥6,712,324	ギダン	学校の完成が確認できない状況である。	平成18年以降、プロジェクトサイトを含むパロチスタン州の一部の治安悪化により、学校建設完成前に工事が中断。以降団体代表と連絡がとれない。また、大使館職員や草の根委員による現地調査は安全面での懸念があるため困難。	平成18年11月、被災者団体より大使館に対し、治安悪化により学校建設工事が遅れているとして、完成期日の延長要請があった。大使館は、進捗状況の報告を提出するよう指示するが、回答なし。 平成20年2月、文書にて督促。平成22年11月、事務所に電話連絡するも不通。 平成23年7月、プロジェクトサイトのある地域で活動し、草の根委員の供与実績もある別のNGO代表に電話にて情報提供を依頼。被災者団体代表は消息を絶っており、団体も活動を休止している。また、同人が被災者団体代表の親族と面会したところ、同親族は、学校建設は完了し学校も運営されていると述べた。現在、これを裏付けるべく追加情報の収集に努めている。	現地訪問が困難であることから、信頼できるNGO等に情報収集を依頼し、引き続き現状把握に努める。また、被災者団体との連絡を確立し、報告書の取り付けに努める。 治安状況が不安定である地域(パロチスタン州、FATA、KP州)においては、大使館からモニタリング調査が実施できない場合があるため、信頼できる団体や当該地域での実績が高い団体を有効活用する。
100	パキスタン	北西辺境州マンセラ県パロチ郡地震被災者及び身体障害者のための義肢装具製作支援計画	H18.2	H18.7	平成17年10月8日パキスタン大地震によって骨髄損傷・四肢切断を余儀なくされた被災者・身体障害者のための義肢装具製作・供給する団体に対し、必要な製作機材等を供与するもの。	¥15,898,809	スウェア協会	当初の計画より裨益効果が少なかった。	被災者団体の活動内容、運営体制の確認不足。	平成18年9月、在パキスタン大使館が診断施設の調査を実施。供与機材の活用は確認できたものの、製作された義肢義足の数が想定より少ない。スタッフ数が少ないなど、活動内容が当初の計画と異なっていたことから、問題点を整理の上、書面にて改善を指導。 平成22年11月、その後の状況を把握するべく被災者団体と連絡を試みるも不通。地元関係者に情報提供を依頼したところ、同団体は義肢義足の需要減少に伴い既に活動を終了しており、診断施設及び機材を撤去の上、解散したとの情報を受理。	信頼できる地元関係者を通じ、被災者団体責任者の所在確認を含めて調査を継続する。 団体の規模や財政状況、実施能力について過去実績など多方面から調査し、信頼できる団体であるかどうか確認すること、また、緊急支援においても、申請書を一層慎重に精査していく。
101	パラオ	女性向け農業訓練施設整備計画	H20.11	H21.9	有機農業の技術指導をするNGOに、女性研修生のための宿泊施設を整備するもの。	¥5,096,187	オイスカ・パラオ	宿泊施設が十分に活用されていない。	宿泊研修の希望者はいるが、宿泊施設内の家電・生活用品等が被災者団体によって整備されておらず、宿泊研修生の受入体制が整っていないため。	宿泊施設内の家電・生活用品等を整備し、宿泊研修生の受入体制を整えるよう被災者団体に要請した。	引き続き、備品整備の状況等についてフォローアップを行う。また、被災者団体に対して州政府に対して設備に関する財政支援を要請していることから、大使館からも各関係者に協力を要請する。
102	パレスチナ	ウーム・リハン村汚水処理施設建設計画	H20.12		ヨルダン川西岸のウーム・リハン村において、下水管網及び汚水を浄化して灌漑用水として活用するためのシステム(浄化槽と自然浄化湿地)を建設し、下水管網を整備される35世帯(416人)と既にパイロット事業によって下水管網を有する10世帯と併せて、全ての住民の衛生問題及び水不足問題を改善するもの。	¥9,868,968	イスラエル・パレスチナ情報研究センター	施工段階において、地盤が想定よりも強固であったため大型重機が必要となったほか、団体の独断によって下水管網が延長されるなどの変更がなされていたことが大使館によるモニタリング調査によって判明した。 さらに、村議会にも本案件の詳細・進捗状況が知らされていないにもかかわらず、被災者団体と村議会の協議のために案件の施工が中断されていた模様。 現状は、草の根無償資金をもって下水管網約800mが完成するだけで、大きな衛生環境・水不足の改善にはつながらない。	被災者団体と贈与契約に従わず、無断で計画変更を行っていたほか、被災者団体から村議会に対して十分な説明がなされていないにもかかわらず、案件の施工が着手されて以降、村議会との長期にわたる協議を重ねられ、時間が経過した。 また、大使館によるモニタリング体制も十分でなかったと考えられる。	大使館が案件の担当者と連絡をとりながら、現状把握を行い、関係者(被災者団体、村議会、施工業者)と現地踏査を行った上で、現状と今後の対応について協議を行った。 同協議を踏まえ、被災者団体には現状に基づき完了報告書と会計監査報告書を早急に提出させるとともに、当初目的の達成まで、大使館及び関係者に定期的な報告書の提出をさせることとした。	案件の贈与契約段階で、被災者団体に対する実施監理手法(特に計画変更については当館の承認を得ることを徹底するよう説明するとともに、実施中のモニタリング体制を強化する。
103	東ティモール	リキサ県バザルテテ準県3準村給水システム建設計画	H20.1.24	H20.9.30	リキサ県バザルテテ準県ファトゥマシ村において、水供給システムを新規に建設し、水源の枯渇で水供給が不能となった隣接するモタウルン村のクラツ準村・マウルト準村の既存水供給システムに配水する連結工事を行うもの。	¥4,628,864	オルソコティル・東ティモール社会連帯機構	ポリパイプ200mが土砂崩れにより流出紛失し、水源にある貯水タンクの一部も破壊しているため、裨益地域全体に水供給ができなくなった。	平成22年2月に大雨により当地区に大規模な地滑りが発生し、水供給システムの水源が完全に破壊された。	①平成21年に自然災害があり、給水システムの一部が破損した際には、水管理委員会が自己資金で修理をしたが平成22年の災害は大規模だったため、委員会では対応できなかった。 ②平成22年10月に当国行政(社会連帯者の災害緊急支援)などに支援要請をしたが、対象外として支援を受けることができなかった。 ③被災者団体は、土砂崩れで流出を免れた一部の資材を保管しているため、再度新案件を形成して当館に申請をしたい、という申し出があった。よって、被災者団体からの提案書を持ち、自然災害に対して、設計の段階で妥当かどうか東ティモール日本国大使館で判断することとなった。	当国はインフラ整備が劣悪であるため、予想外の自然災害に見舞われる場合がある。よって、案件形成時にそうした自然災害を打破できるかどうか、設計時点で専門家からの意見を取り入れる。
104	東ティモール	コバリマ県ズマライ準県における灌漑用水路拡張計画	H21.1.16	H21.12.4	①コバリマ県ズマライ準県ペイロコ準村の水田地帯において既存灌漑システムから全長1Kmにわたり灌漑用水路を拡張し、農業用水の安定供給を実現。作付け面積ならびに収穫高拡大に寄与する。 ②住民を対象に育苗管理、植え付け等技術に関する農業研修を実施し、生産力の向上に貢献する。 ③住民を対象に保健衛生、栄養に関する研修を実施し、生活環境改善をはかる。	¥7,310,535	グローボ・ハプラス・コバリマ	川から水を取り入れるための取水口が破損し、川の水を取り入れることができなくなった。本案件で拡張した用水路に水が流れなくなったことで、裨益対象となっている水田の耕作ができなくなった。	①2Km先にある川から水路へ水を取り入れるための取水口が2010年10月に破損した。2010年の降水量が例年の倍以上あり、川が氾濫したことが原因であった。 ②取水口は2005年に東ティモール政府による案件で建設された。取水口の維持管理について被災者団体は本案件形成前に同国政府へ確認していなかった。	①平成23年5月に在東ティモール大使館で、現場へ赴きモニタリングを行った。県農業局長と会談し、取水口の修復計画について打診したところ、予算の見通しが立っていない、との回答だった。 ②裨益農業グループは、同川別の場所から取水口を自ら建設し使用しているが、手作りのために大規模な水路が作れず、計画当初の10分の1の耕作面積のみであった。 ③よって、当館では県農業局にとどまらず、当国農業省に対して本案件について説明し、破損している取水口の修復を考慮するよう話し合いを持つ。	本案件形成時に、予想される災害による破損のリスクに関して被災者団体と関係者庁と話し合いを持ち、維持管理、及びモニタリングのシステム化を図るよう書面にて承認を取り付けておく。
105	東ティモール	オエウン県国境地域への浄水供給システム構築計画	H21.3.30	H22.1.27	東ティモールの飛び地オエウン県とインドネシア領西ティモールの国境地域であるオエウン準県ポボト村に上水供給システムを構築し、当国政府が建設を進めた国境市場および周辺の5準村、小中学校への安全かつ安定した水供給を実現するもの。	¥9,170,176	ソレヌサ会	(1)当初予定されていた、水管理委員会が設置されていないことから、周辺住民により水道管を切られたり、盗水が絶えなかったため、住民同士で争うことがあった。 (2)その後、水源となる太陽光発電機の電源部分を何かが盗難され、上水供給システム全体が使用不可能となった。	(1)水管理委員会の設置は当初、県水道局が責任を持って住民にトレーニングをする、としてあったが、その後予算不足のために予定通り行われなかった。そのため、維持管理をする組織がなく、県水道局職員2名のみが全県のモニタリングをしていた。しかし、人材が十分でないことから、住民内の問題で解決することができなかった。 (2)盗難された太陽光発電機の電源部分は、刃物で切られた後があり、警察も捜査をしている。しかし、住民への聞き取り調査から、特定した人物を捕らえることができなかった。	平成22年、平成23年と在東ティモール大使館で、被災者団体と一緒に事業後のモニタリングをしてきた。そこで、住民内から共同蛇口の数が少ない、という意見が多かったため、被災者団体が自己資金で蛇口の投入をした。しかし、水管理委員会の設置が未だされていないことから、当給水施設の管理人が住民内におらず、盗難や盗水は継続的に起こっていた。かかる背景から、平成23年5月に、当館は被災者団体と、県水道局、及びオエウン自治地区担当国務長官と再度話し合いを持ち、オエウン県が盗難にあった、太陽光発電機の電源部分の修理と、水管理委員会の設置することを確認した。予算は政府から調達することとし、書面にて確認をした。	現地大使館は被災者団体、県水道局及びオエウン自治地区担当国務長官と再度話し合いを持ち、オエウン県の予算で盗難にあった太陽光発電機の電源部分の修理をすることとなった。また、県水道局とUSAIDが協力し、当地域の住民へ研修を行い、水管理委員会を設置することが決定した。今後は本案件の太陽光発電機の改修がなされ、水管理委員会の管理の下、上水道が当地域において継続的に使用可能になる見込みである。
106	フィリピン	バシラン島ラミタン市母親と幼児のための教育センター建設計画	H20.3		ラミタン市全域を対象とした幼児用ディケア及びその母親たちを対象に、育児に関する健康、栄養、識字教育等のプログラムを実施するための教育センターを建設するもの。	¥7,776,321	ラミタン町政府(地方自治体)	建設が遅延している。	ラミタン町は平成19年から市へと昇格することとなっていた。町から市へと昇格すると、国からの地方交付金が大幅に増額となるため、本件においても市として予算配分が増額されることを見込んだ計画としていた。しかし、平成22年8月、比最高齢がラミタン町の市への昇格は違憲とした判決を下し、予算の増額が実現しなかった。本件事業にて被災者団体が負担することとなっている労務費については、市への昇格後に増額する予定であった予算内で充当することを想定していたため、右への予算配分の目処が立たなくなった。労務費の支出が無いことが建設遅延の原因となっている。	町政府が市へ昇格する目処は立っていないものの、大使館からの働きかけによって、町政府は独自に予算を確保し、段階的にてはあるが施設の建設を進めている。2011年8月時点で建設工程の8割方を終了しており、2011年中の完成を目指している。	引き続き、定期的な現状報告を受ける。被災者団体については、将来的な団体の運営に政治的不安定要素がないことを事前確認する。

107	フィリピン	ミンダナオ島スリガオ市のダイアサン中等学校校舎建設計画	H18.6	H19.7	1棟3教室の校舎2棟を建設するもの。	¥2,375,178	世界中の子供に明るい未来を(ローカルNGO)	校舎は完成し、維持管理についても学校側へ引き継がれているものの、当初計画されていた教室として使用されているのは1教室のみで、残りの5教室は、図書室、実験室、生徒会室、倉庫、PTA室として使用されている。被供与団体はすでに消滅し、報告書が未提出。	建設された校舎は土壌工法によるもので、壁の部分は土壌を積み上げて建設された。耐久性が高く、安価に建設可能、かつ維持管理が簡単であること、また、対象市内の別の小学校において被供与団体が同工法により建設していた校舎は、申請時点で有効活用されていたことから、教育者からこの工法で建設することに賛同が得られ、実現した。しかし、実際に使用したところ、本計画により建設された校舎の教室内は風通しが悪く、蒸し暑い状態に陥っており、湿度も低い。また、安全性の観点から教室としての使用を控えている。また、被供与団体については、代表者が亡くなり、その妻が団体の運営を行っていたが、財政難で団体が消滅。連絡先も変更されており、連絡が取れない。	平成20年の調査で、校舎は完成し、1教室が授業に使用されていることを確認した。被供与団体については学校側は連絡が取れず、NGO業界のネットワークを通じて連絡を試みたものの音信不通状態。	随時調査を行い、学校側に維持管理を行うよう指導するとともに、新規の学校建設案件については、教育省が指定した標準的な方式の教室を建設するよう指導している。被供与団体については、団体の組織力と実績を精査し、持続可能性についても検討を行った上で、支援の可否を検討する。
108	ブラジル	州立アバリシオ・ボルジス初等教育学校拡張計画	H20.1		州立アバリシオ・ボルジス初等教育学校に、教室5室、情報教育室1室及び生徒用男女トイレを有する2階建ての新たな校舎を建設するもの。	¥9,986,672	州立アバリシオ・ボルジス初等教育学校	校舎の建築が中断している。	・被供与団体である州立学校の校長が州教育局の許可なしに工事を開始したため、同州の学校建築法基準に満たない点が多かった。 ・建築費用の見積もり額が実際にかかる費用よりかなり低く設定されていた。 ・建設地の地盤が緩く、基礎工事に予想以上の費用と時間がかかってしまった。	我が国からの供与資金は事業完了前に全額使われていたため、州教育局が残りの工事継続のための予算を承認した。また、最初の建築業者が工事継続を放棄したために、新たに入札を実施し、工事を継続する建築業者を選定した。工事再開に際し、中断された工事の現状に関する鑑定が実施された後、建築業者が工事を再開する予定である。	州教育局と綿密に連絡を取り、工事の再開と完了を目指す。今後は、建築基準を含む当局の許可の取得状況、地盤の状況を含めた建築費用の見積もりを始めとして、より精度の高い事前調査の実施に努める。
109	ブラジル	孤児院教育棟の増改築計画	H20.3	H20.7	ベレン市において、被供与団体が運営する孤児院児童青少年支援施設の教室拡張工事をを行うもの。	¥8,870,752	アミーゴ・ソリダリオ協会	当初計画で予定されていた、拡張された施設で子供のための講習・補習授業・ワークショップは行われておらず、特別行事の開催時を除き活用されていない。	被供与団体を創設し、本件事業を推進していた人物が同団体内の対立により離脱したため、施設の使用にかかる方針が変更された。	幅広い活動が実施できるよう、更なる努力を被供与団体側に要請してきた。被供与団体としても、今後講習・補習授業等も実施するべく、そのための資金協力を企業等に働きかけたいとしている。2011年8月、被供与団体は未使用の拡張施設につき、近隣の公立小学校の児童用の教室等に活用すべく、州教育局と交渉中であるとの報告を受けた。なお、供与金で拡張した施設自体の保存状況は良好であり、ODAプレートも掛けられている。	引き続き被供与団体に対して、有効活用に向け働きかけを行う。今後は、事業目的が被供与団体の特定人物のイニシアティブに基づくものでなく、当該被供与団体の総意に基づくものであることを確認する。
110	ブルガリア	トボローボグラッド市小・中学校及び寄宿舎整備計画	H17.12	H19.1	トボローボグラッド市にあるヴァシール・アプリーロフ小・中学校校舎及び寄宿舎の改修工事(窓枠、ドア枠の交換、廊下、トイレ及び浴室の壁塗装、衛生施設改修)を行うもの。	¥4,292,412	トボローボグラッド市小・中学校(教育機関)	供与式実施から約1年半後に学校が閉鎖され、本来の目的では活用されなくなった。	学校の生徒数が減少したことで、国定める学校設置基準を満たさなくなったことから、教育省により廃校が決定された。	供与式実施からわずか数か月後の平成19年6月に支援した学校が閉鎖されることとなった。校長が教育省次官に直接申し入れるなどした結果、1年間閉鎖が延長される決定がなされたが、結局平成20年7月をもって廃校となった。その後、施設所有者であるトボローボグラッド市からは可能な限り本来の目的に沿って、地域教育や社会福祉の分野で活用できるよう検討していく旨連絡があった。直接教育施設として再度活用することは困難であるため、現在は女性・子どもを対象とした複合社会福祉施設(家庭内暴力などで傷ついた女性・子どもの保護センター、孤児院施設)への用途変更を市役所レベルで決定しており、国の補助対象事業となるよう交渉を行っている。平成23年7月、大使館から現状を照会したところ、市長から文書で以下の内容の回答があった。(1)現在も施設は予算をかけて引き続き保守されている。(2)複合社会福祉施設としての活用をはかることは、市として正式に決定した方針であり、今後は引き続きその実現のため中央政府等の関係機関と調整を続けている。	本案件で支援したものの、その後廃校となった学校を、当初目的のまま教育施設としての再度活用することは状況から見ても困難であるため、今後は市が本案件の当初目的を尊重しつつ立案した、複合社会福祉施設としての活用が早期に実現されるよう引き続き働きかける。
111	ベネズエラ	産科病院医療サービス強化計画	H20.1.22	H20.12.3	家族計画協会(1986年設立)が運営する産科病院に対して、超音波機材及び麻酔器材の購入資金を供与し、特に都市貧困層居住区の女性に対して同協会が実施してきた医療サービスの質の向上を図る。	¥9,706,764	家族計画協会	被供与団体による手術室の整備が未完了のため、供与された医療機材のうち、手術用の麻酔機材が当初より使用されていない。	医療機材の供与にあたり、被供与団体側が手術室の整備及び産科手術に必要なその他の医療機材を整備することを約束したが、2007年より、保健省の手術室建設の審査基準が格段厳しくなり、また審査手続きに時間を要していることから、未だに手術室建設の許可が下りていないことが原因である。	被供与団体は、手術室建設認可取得に向けて日々取り組んでいるため、大使館は頻りに連絡をとり、情報を共有しつつ、早急に建設許可を取得するよう要請している。	今後も定期的に被供与団体と連絡をとり、進展を促す。本件は、政府から建設許可を得る前にプロジェクトを進めたことにより、実施遅滞につながったと考えられるため、以後類似の案件の検討に際しては、十分な注意が必要である。
112	ベネズエラ	2月22日特別支援学校施設整備計画	H21.3.23	H21.10.28	特別支援学校に対し、調理室の改築及び調理機材を整備することにより、教育環境の質の向上を図る。	¥1,073,387	2月22日特別支援学校	政府の学校給食プロジェクト実施に伴い給食室が整備されたが、当初計画されていた学校給食プログラムの実施に時間がかかっており、当初毎日使用される予定だった給食室は現在週に2回ほどしか使用されていない。	政府の学校給食プロジェクトでは、全ての公立学校に給食用の食材が配給される予定であったが、いまだプロジェクトは実行に移っていない。これにより、両校では毎日給食室を使用した給食の配給を行うことができていない。	被供与団体は、現在は週に1、2度は教職員や両親、及び地域の協力によりボランティアで給食作りを行ったり、料理実習を行っている。食材はそれぞれが持ち寄り、地域住民による寄付でまかなっている。被供与団体側からは、地方教育委員会へ一刻も早く学校給食プロジェクトを実行してもらうよう要請しており、大使館も継続につき注視している。	引き続き、被供与団体から地方教育委員会へ、給食プロジェクト実施の要請を行うよう働きかけを実施しつつ、その間は、現在の方法での給食室使用を継続するよう要請する。今後、類似の案件の検討にあたっては、政策の実施の状況を把握した上で決定する。
113	ベネズエラ	メリダ州サン・ファン・デ・ディオス精神障害者総合医療施設リハビリ施設整備計画	H21.3.25	H22.12.6	サン・ファン・デ・ディオス精神障害者総合医療施設に対して、医療器材を供与し、社会復帰を目指す精神障害者の医療環境の向上を図る。	¥8,808,689	サン・ファン・デ・ディオス精神障害者総合医療施設	2010年9月に整備されたリハビリ用医療機材が使用されていない。	政府からの定期的な助成金が2010年より大幅に削減されたことにより、リハビリ療法を担当する作業療法士に十分な資金を支払うことができなくなり、作業療法士が確保できなくなったことが原因。	大使館は現地視察を行い、状況を把握し、問題解決に向けて、地元メリダ市の大学で作業療法士の勉強をする学生を積極的に実習生として受け入れることを一つの代替案として提案を行った。	被供与団体に対して、右提案の実現に向けて働きかけを実施する。また引き続き、常駐の作業療法士の配置に向けての善処を要請する。今後、類似の案件の検討にあたっては、政府に収入及びプロジェクトの一部を依存している団体について十分注意をして審査する必要がある。
114	ベルー	フランススカ・マイエル孤児院建設計画	H20.3		フニン州ワンカヨ郡ワンカヨ町バリアン地区において、保護を必要とする孤児を受け入れるため、孤児院を増築するもの。	¥9,990,964	中部全世界社会事業促進センター(ローカルNGO)	資金不足により、現時点で当初予定の70%しか工事が進んでいない。	プロジェクト承認後、為替レートの変化、鋼材の値段が値上がりしたことから、資金不足となったため。当初予定していた受益団体(孤児院)による資金の負担が行われなくなったため。	被供与団体より、資金不足分の対応について調整するため、町役場の新しい町長と話し合いを持ったが、町が実施する事業としては馴染みにくいことから、資金を提供することは困難である旨回答があったとの連絡あり。	引き続き、被供与団体及び町役場関係者と協議し、町役場からの支援が得られるよう働きかけを行っていく。
115	ベルー	カラバンバ学校建設計画	H20.3		ラ・リベルタ州フルカン郡カラバンバ町の3地区において学校の教室を整備するもの。	¥9,940,050	生活への提案調査開発研究所(ローカルNGO)	2つの学校については工事が概ね完了し使用されているものの、1つの学校ではガラスはめ込み等の仕上げ工事が未完了のため、施設が未使用状態となっている。	プロジェクト承認後、資材価格の高騰により、資金不足となったため。	大使館から被供与団体に対し、早期に対応策を講じるよう促した。	引き続き被供与団体及び町役場関係者と協議し、本件完成に向けた働きかけを行っていく。
116	ベルー	マリア・タキ幼稚園建設計画	H20.12		リマ市周辺の若年シングルマザーが多く居住するスラム地区において、より良い保育サービスを提供できるよう、幼稚園の園舎を建設するもの。	¥9,999,935	カリタス・ベルー(ローカルNGO)	事業実施に大幅な遅れが生じており、現在建屋の基礎と壁が建設されている状態である。加えて、新たにフェンスやよう壁を設置する工事を実施する必要があるが生じたが、草の根供与額では当該工事に要するコストをカバーすることが困難である。	当初想定していた敷地での建設計画が、住民の反対により実現不可能となり、他の敷地へ変更したため。	被供与団体より、町役場及び受益団体等と資金不足分の対応について調整中で、大半の予算については、受益団体から提供されることになった旨連絡あり。	引き続き、被供与団体及び町役場関係者等と協議し、不足分の支援が得られるよう働きかけを行っていく。また、今後は案件形成において建設予定地の住民の意向により注意を払う。
117	ベルー	チャコ零細漁港埠頭復興計画	H20.3		平成19年8月15日に発生した地震及び津波により破損した浮橋機を整備するもの。	¥9,975,884	漁業開発基金(政府関係機関)	草の根無償資金が未使用の状態のまま、しばらく工事が着工されない状態であった。	工事の入札を3回実施したが、いずれも不調に終わり、団体がプロジェクト内容の見直しを行っていたため。	大使館から被供与団体に対し、累次に達し進捗確認を行い、早期事業完了に向けた働きかけを実施。しかし、度重なる入札不調のため、被供与団体より大幅な計画変更要請が接したところ、平成23年3月にこれまでの経緯を踏まえ、両者にて今後の対応方針につき協議を実施。当方より草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用した事業の継続性に対して疑問を伝えたところ、同月に被供与団体より右資金協力の活用を断念する旨回答。これを受け、同年6月に供与資金全額の国庫返納を受けた。	資金供与後は、これまで以上に被供与団体と定期的に連絡を取り、必要に応じて中間モニタリング等を行うことにより、きめ細かいフォローアップを行う。

118	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ビハチ農業振興計画	H17.6	H18.3	ビハチの事業開発局を通じて同地域の農業組合に農産物加工用機材を供給することにより、農業生産力を高め、帰還民及び地元住民の雇用創出・生活改善を図る。	¥9,971,792	ビハチ農業開発局(EDA)(ローカルNGO)	(1) 供与機材の数量・規格の変更及び贈与契約に含まれていない機材の追加購入を被供与団体(EDA)は大使館に事前申請することなく行った。 (2) EDAと持益者(メディカ・オルガニカ)との間で争議が発生したため、同プロジェクトの実施が困難となり、供与済みの機材は倉庫に放置され、未使用の状態となっている。なお、放置機材はメンテナンスもなされていない。	(1) については、EDAは調達契約後直ちに大使館に対して提示することになったが、大使館への提示を行わないまま購入を開始したため、大使館が変更を事前に把握できなかった。 (2) については、贈与契約締結後、平成17年7月EDAはウナ・サナ農業組合(事業協同組合である農企業センター(ZPS))と契約を結んだ直後、ZPSの一部と他名(ハーブ等)に特化した農協「メディカ・オルガニカ(MO)」を設立。ZPSとMOとの契約によれば、ZPSはMOが機材を使用するために機材をMOに譲渡することとなった。同契約に従い、ZPSは機材をMOに譲渡したが、MOは適切な倉庫を確保せず、同機材はコネゴタル・ツァンからヴェリカ・クランツァンへに移されたが、ヴェリカ・クランツァンの倉庫は電機・水道・暖房設備等基本的なラフラインが未整備であった。更にMOは機材の質に疑問を呈したため、ZPSはMOとの契約を破棄し機材の返還をMOに求めた。ZPSは警察の介入を求めたが、裁判所からの依頼がない限り介入はできない旨断られている。MOはEDAに事業紹介料を支払ったと主張しており、平成18年8月、MOがEDAとZPSに対して賠償金請求の訴訟を起こし、その後、EDAとZPSがMOを逆提訴した。	(1)については、平成18年3月の引渡式の際に現地視察を行ったところ、問題が判明。事前申請なしに変更が行われたことに遺憾の意を表明しつつ、機材の変更・追加購入を事後承認するとともに、供与済未使用資金による新たな機材の購入を承認した。 (2)については、平成20年8月、大使館員がビハチへ赴き、ウナ・サナの農業省及び経済省の各代表と協議を行った。同協議は、解決策を見出したいEDAとZPSが主催したものであったが、EDAとZPS対MOとなり協議自体は物別れに終わった。その後、同館員は、本件について、カンタン政府首相及びカナトン関係者代表と協議するため、カンタン政府を往訪。本件については、ビハチ市代表とも協議した。彼らは、本件の解決策を見出す姿勢を示したものの、裁判所にて係争中であるため、介入できない旨返答。現状につき、被供与団体に聴取したところ、裁判所側の問題で事態が全く進展していないことが判明したため、平成23年8月、大使よりビハチ裁判所所長に対し、書簡にて本件に係る司法手続きを迅速に進めるよう要請。	現在、銀行特約方式を採用し、支援の内容を確認しているため、今後、問題(1)のような事案は想定し難い。事業選定時に団体側の組織的基盤をはじめ事業実施能力の有無につき引き続き可能な限り検討する。
119	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブソバチャ帰還継続支援計画	H18.1		ブソバチャ地域で活動する民族混在のローカル農業組合に対し、同地域の帰還民の所得創出の機会となる牛乳回収作業に必要な機材及び回収車輛を供給することによって、帰還民の経済的自立、同地域への帰還の持続を促す。	¥6,100,824	農業組合「エコ・ヴィタ」	被供与団体会長による供与資金の私的流用: 供与された資金の一部は供与品目の調達に使用されたものの、残りは全て親族の経営する乳製品工場に係る借金返済にあてがわれた。	事前調査では、農家による乳牛の拡大飼育の実態、ミルク回収につき既に一定の活動実績があること等を評価し、協力を行うこととしたものであるが、「エコ・ヴィタ」には民族混在のローカル農業組合と呼べるような実体は少なくとも平成20年1月時点で解消されていることが判明した。 私的流用している状況を大使館に全く連絡しなかったこと、特に平成18年12月に単に関税の還付が行われないことのみを理由に贈与契約期限の延長要請を大使館に行っている等事実隠蔽があった。	本案件を再開させるため、平成20年1月、大使館員が現地に赴き、「エコ・ヴィタ」会長と、平成20年2月、同担当官が現地に赴き、ブソバチャ地域経済開発・帰還民支援部長(本件に関する紹介状を書いた人物)と協議、また大使館から連邦政府農業省に連絡するなど様々な関係者に働きかけてきたところ、被供与団体の代表から連絡があり、平成23年4月より、当初の計画通り、民族混在のローカル農業協同組合としての「エコ・ヴィタ」の活動及び製品の生産が再開される見通しとなったが、同年8月現在、生産は再開されていない。これまで大使館より累次に亘り、製品の生産開始を働きかけているが、右が困難理由として、被供与団体側は平成22年10月の選挙を受けたBH連邦政府樹立が大幅に遅延し、農家に対する補助金が支払われておらず、新政権の農業政策の行方が不透明であるため、関心を有している海外投資家との交渉が一時的に中断しているためとしている。	今後このような事案が発生しないよう、現在、銀行特約方式を採用し支援の内容を確認している。プロジェクトが確実に再開され、本件計画の目標が達成されるよう、引き続き状況確認を行っていくとともに、ブソバチャ市に対しても、本件再開に向けた側面支援を求めていく。また、事業再開後は、被供与団体と定期的な連絡を取り、必要に応じてサイト訪問を行うことで、きめ細いフォローアップを行う。
120	ボツワナ	ナレディ地区職業訓練学校教室棟建設計画	H21.3		首都ハボロネに所在する同職業訓練学校に対し、被供与団体が実施する職業訓練内容の充実と、増加するニーズに対応するため、不足している教室棟建設に必要な資金供与を行う。	¥5,875,887	ナレディ職業訓練学校(教育機関)	当初、G/C締結後6ヶ月で完工する予定であったが、工事の開始及び進捗が遅れた。現時点では、概ね完成しているもの、教育省の承認が取れず引渡式ができない状態。	1.建設開始の遅れ ①案件申請時及び贈与契約締結時において、被供与団体は地域コミュニティが管轄していたが政府の方針により教育省の管轄に移管される事となり、建設に際し教育省と合意が必要となり手続きに時間を要した。 ②教育省の合意取得後、当初決定した建設会社に相談したところ、費用が倍近くなる言われたため、再度他建設会社に見積もりを取得することになり、建設会社の決定及び契約締結は平成22年3月までずれこんだ。 2.工事進捗の遅れ ①平成22年4月から建設を開始し、9月完工予定であったが、建設会社の人手不足・資金不足により完工が平成23年6月となった。 ②完工後、教育省による施設チェックにより、ドアと窓の改善が要求された。建設会社に改善を求めたが、改善要否について同意に至らず、教育省、被供与団体、建設会社間で話し合いを行っている。	現状未解決の②について 被供与団体代表者に連絡を取り進捗を確認している。	引き続き進捗をフォローするとともに、必要に応じて教育省への働きかけを行う。
121	ボツワナ	エイズ対策研修センター建設計画	H19.3		首都ハボロネに所在するHIV/AIDS関連NGOの取り纏め団体であるBONASOIに対して、研修センター建設に必要な資金の供与を行う。これにより、同団体に加盟する120以上のNGO等に対する研修をより効果的かつ効率的に実施することができる。	¥8,141,850	ボツワナ・エイズ・サービス団体ネットワーク(BONASOI)(ローカルNGO)	1. 研修センターは土台が建設されたのみで未だ完工しておらず、建設が中断されている。 2. 平成23年1月に供与資金の一部が被供与団体の他プロジェクトに使用されていることが判明した。	1.について ①度重なる計画変更 当初調達契約を結んだ会社の建設能力が乏しいことから建設会社を変更したほか、当初のフロアプランは規模が小さいと判断し、拡張プランに変更した。変更後は建設コストが原案の3倍以上になったため、資金調達ができず、結局平成21年5月にフロアプラン縮小を決定し、平成21年6月から建設が開始された。 ②資金不足 縮小後のプランは供与資金の約1.5倍であり、差額は被供与団体が負担することになったが、資金の目処はたっていないかった。加えて、建設現場の地下水浸水に対する追加の基礎工事費用が必要となり、被供与団体が負担した。土台は完成したものの、残る工事分の資金確保ができず建設が中断されている。 2.について 同団体のCFOがあるプロジェクトの資金援助が打ち切られたにも関わらず他プロジェクト資金を投じてそのプロジェクトを継続し、その結果不足した他プロジェクトの資金を別プロジェクト資金で充当したりと、本来プロジェクト別で管理されるべき資金を一括にして使用していた。同CFOは既に解雇されている。	1.1について 平成22年2月に6月までに資金繰りの目処をつけるか、又は現状ある資金で賅える縮小プランへ変更をしない限りは供与資金返済を求める旨の文書を送付した。6月末に平成21年5月案をさらに縮小した計画に変更したい旨のレターを受領。見積書が揃っていないため、現在不足分を督促中。 2.について 平成22年2月に至急返済しなければ供与資金全額返済を要求する旨の文書を送付。現時点ではほぼ全額被供与団体の本プロジェクト口座に返済されており、残るは約5,000プラの返済を待つのみとなっており、進捗フォロー中。	早急に見積書を提出させ、プラン変更後の案件実現可能性及び増益効果を検討した上で、案件推進可否を判断する。実現可能性・増益効果に問題ありと判断した場合には返金を要求する。被供与団体負担分の資金が確保されない限りはプロジェクトの推進を許可しない。中断されている案件の供与資金状況は銀行口座明細の提出を求めるとして定期的に確認する。
122	ボツワナ	ツワラハノ職業訓練学校教室建設及び編み物機材調達計画	H18.7		クエネン区ハイネ村に所在するツワラハノ職業訓練学校に教室建設及び編み物機材調達の資金を供与するもの。同校において編み物コースが開校されることで、生徒(特に女性)の技術習得及び社会的、経済的自立の機会が増えることを可能とする。	¥9,947,265	ツワラハノ職業訓練学校(教育機関)	教室は平成19年9月に完成し、新設されたビジネスコースの教室として使用されているが、編み物機材は未だ購入されていない。	政府の方針により地域コミュニティ管轄であった同校が教育省管轄に移管されることが決定し、コースの新設及び機材の購入に関して教育省の承認が必要となった。その承認の取得に時間を要していた。	平成22年2月に状況確認をした際に、機材の購入目処が立たない場合には、未使用資金を大使館に対して返金を行う旨指示を行った。学校側としては、教育省の許可を取り付け、機材を購入することを希望しており、教育省と協議を続けていた。しかし、平成23年5月に協議の結果、編み物専門家が国内で不足しており、適切な教師を雇用できる見込みがないこと、及び職業訓練校の修了試験・認定を行うマディシロ職業訓練試験場が編み物コースの試験を取りやめてしまい、編み物コースを設立したとしても生徒は資格を得ることができなくなったことから、編み物コース設立を断念した。平成23年6月末に編み物機材購入用であった資金を洋裁コースの生徒の技術向上及び雇用機会拡大のための洋裁機材購入に充当することに計画変更したい旨プロポーザルを受領した。8月に計画変更を承認し、現在機材購入手続き中で、問題は解決される見込み。	機材の購入完了後、増益効果をフォローする。被供与団体のみならず管轄省庁に対しても案件推進のために働きかけを行う。
123	ボツワナ	ハロロン職業訓練学校酪農機材供与及び酪農施設改装計画	H18.1	H22.7	ボツワナ共和国のハロロン村に所在するハロロン職業訓練学校に酪農機材購入資金、酪農施設改装のためのフェンス資材調達資金及び建設材料調達資金を供与するもの。これにより、同学校で酪農を学ぶ生徒がより高度な免許の習得ができる環境が整い、同時に、実習で生産した乳製品を地域の学校や病院などに提供することを可能とする。	¥7,298,791	ハロロン職業訓練学校(教育機関)	計画された施設建設及び機材調達は約2年遅れで完了したが未だ使用されていない。	1. 乳牛購入遅れ 当初、施設の改装、機材の購入と同じタイミングで被供与団体の自己資金による乳牛の購入が計画されていたが、理事会の許可が下りず購入が延期され、平成22年7月ようやく購入した。 2. 電気・水道未整備 被供与団体の自己資金による水道、電気配線の整備も進められていたが、当初設置した発電機は酪農機械及び水み上げ機を動かすのに十分な電気を発電できなかった。電線を延長する工事を行う必要があるが、資金不足により頓挫している。	平成22年7月に、牛を15頭購入し、機材の使用を始める旨報告があったが、平成23年8月に現地視察を行ったところ、未だ使用開始されていないことが判明した。これは左記原因②によるものである。 同職業訓練校は現在教育省が管轄しており、来年度を目処にボツワナ農業大学が提供していた学位課程を、同訓練校が引き継ぐことになっている。それに向けて教育省による設備整備が行われることになっており、そのなかにも本案件の電力工事を要請する予定としている。	今後の対応: 教育省に現状を説明し、対応を求めるとともに、同訓練校に対しては供与資金返済を要求することも伝えることに加え、早急な対応を求める。 教育省が提供していた学位課程を、同訓練校が引き継ぐことになっている。それに向けて教育省による設備整備が行われることになっており、そのなかにも本案件の電力工事を要請する予定としている。

124	ボリビア	コパ教育施設建設計画	H20.1	H22.11	ラパス県サハキ市にあるコパ教育施設において、老朽化が著しく進行している既存の1教室、及び倉庫を取壊し、新たにトイレ、2階建て5教室、校長室及び事務室の建設を行い、また新教室等に配置される教具を供与する。	¥9,951,524	サハキ市	建設は終了したが建物の壁等に大きなひび割れが見られ、現在使用されていない。	市が技術監査を独自に行い、建設段階での欠陥(低品質のセメントを使用)との結果が出たが、建設会社が反論し別の技術監査を行う予定。	ひび割れの問題は2010年10月に行った現地調査で確認し、大使館より被供与団体に対してひび割れの原因の特定を求めた。その後、市が技術監査を行い、2011年8月現地サイトにて市、学校、父兄、建設会社、大使館出席の下、ひび割れの原因が説明された。しかしながら、建設会社は技術監査結果を不服として、建設段階に問題はなく、施設の使用は可能と主張しており、事態の解決に至っていない。2011年9月に市と協議した結果、建設業者としても必要な修復工事を自ら負担して行うとしており、次回会議において修復工事手法が提案されることとなっている。	修復工事の手法について専門的な知見により妥当性を判断し、施設が安全に使用できることを確認するとともに、引き続き、サハキ市との間で改善に向けた協議を行う。 また、建設段階で現場管理の強化が必要。被供与団体に対して現場管理の徹底を促すとともに、外部監査会社による中間検査の導入を検討する。
125	ボリビア	モンテロ市HIV/エイズケアセンター建設計画	H20.12		サンタクルス県モンテロ市にてHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者及びエイズ患者(以下、HIV/エイズ患者)へのケア及び予防啓発事業促進のために、HIV/エイズケアセンター(研修室、カウンセリング室、診療室等)を建設する。	¥9,944,226	モンテロ市	建設は終了したが現在使用されておらず、天井や壁のひび割れのほか、水漏れなどの問題が発生していることをH23.7の事後調査にて確認した。また、最終報告書及び監査報告書が未提出である。	建設工事の欠陥が原因とみられるが、最終的な結論は出していない。 市長および担当者の交代により、被供与団体による案件管理が適切に行われていない。	ひび割れの問題はH23.7に行った現地調査で確認し、大使館より被供与団体に対してひび割れの原因の特定を求めた。 被供与団体は工事の欠陥に対し、独自の外部監査を行い、原因を特定する方針である。 大使館から団体に対し、最終報告書及び監査報告書の提出を求めている。	引き続き、被供与団体に対し、最終報告書等の提出を求めるほか、外部監査等によりひび割れ原因を特定し、改善方法を検討する。 また、建設段階で現場管理の強化が必要。被供与団体に対して現場管理の徹底を促すとともに、外部監査会社による中間検査の導入を検討する。
126	ボリビア	コルパト教育施設建設計画	H20.12		ラパス県アチャカチ市コルパト村に位置するコルパト教育施設において教室の建設を行う。	¥9,680,371	アチャカチ市	建設は終了したが、市が机や椅子などの教具を整備していないため、施設が使用できない。	施設の建設工事の完了が遅れ、2011年9月まで教具購入費用の予算が市において確保されなかったため。	これまで、建設工事の早期完了及び教具整備のための予算確保につき市への働きかけを実施。 現在、大使館から教具の早急な整備及び監査報告書の提出を求めている。	引き続き、被供与団体に対し、教具の整備及び会計監査報告書の提出を求める。 被供与団体による事業の実施状況のモニタリングを強化する。建設終了後も被供与団体と連絡を密に取合い、先方負担分としての教具や機材が購入されているかなどを常時確認する。
127	ホンジュラス	サン・ロレンソ病院放射線科整備計画	H20.2.1	H21.2.25	バジロ県サン・ロレンソ市に位置するサン・ロレンソ病院において、放射線科整備プロジェクトに対して支援を行うため、総合診断用レントゲン装置一式を供与するもの。	¥8,182,292	サン・ロレンソ病院	総合診断用レントゲンの高電圧ケーブルが破損し、レントゲン装置が作動しなくなった。	被供与団体のサン・ロレンソ病院は、機材納品業者の指導どおりの維持管理を十分行わず、保護資材を装着すべき高電圧ケーブルに保護資材の装着を行わなかったため破損したものの。	大使館はサン・ロレンソ病院と機材納品業者の双方に対して故障の原因を調査し、早急に修理の上、レントゲン装置の使用を開始するよう申し入れた。その結果、サン・ロレンソ病院、サン・ロレンソ市役所及びサン・ロレンソ病院援助委員会基金の3者が資金を負担して修理を行うこととなった。	引き続き、被供与団体に対し、フォローアップ調査を行い、レントゲン装置の修理を完了させるよう働きかけを行う。 機材供与の際は、被供与団体に対し、これまで以上に機材の安全な設置と維持管理・定期点検の徹底を申し入れる。
128	マーシャル	ウトリック環礁コミュニティセンター建設計画	H21.1	H23.5	マーシャル諸島共和国ウトリック環礁に多目的コミュニティセンターを建設するもの。	¥9,717,435	ウトリック地方政府	本件は、センター建設資金の一部を供与するものであったが、着工開始が大幅に遅れた。	予定されていた米国からの資金援助が遅れたため。	随時フォローアップを行っていたが、進捗がないため、平成22年9月に協議を行い、平成23年1月までに資金が確保できない場合、日本からの資金のみで建設を開始することになっていたが、米国からの資金援助が受けられることが確定したため、平成23年2月に我が国援助で経費を賄う部分をフェーズ1として建設を開始し、同年5月に完工した。今後、米国からの援助によりフェーズ2の工事が行われる予定。	引き続き、工事の進捗状況等についてフォローアップを行う。なお、現在実施中の案件及び今年度以降の案件については毎月の工事の進捗状況報告とともに、プロジェクトサイトの状況が分かる写真を添付することを義務づけている。
129	マーシャル	マジロ環礁リタ地区公共貯水槽建設計画	H19.12		マーシャル諸島共和国マジロ環礁・リタ地区に18基の公共貯水槽を設置するもの。	¥9,976,000	マジロ地方政府	工事着工後に、貯水槽のサイズを巡り、地主との間で問題が発生し、工事が一時中断されている。	関係者との協議が不十分であったため。	累次にわたりマジロ地方政府及び業者と協議するとともに、未着工分(3分の2)の早期着工につき、関係者に申し入れを行った。	引き続き、未着工分の早期着工を申し入れる等、フォローアップを行う。
130	マダガスカル	首都市内ジョセフ・ラヴァンギ・アンジャンナヴァルナ大学病院に対するエコグラフィール供与計画	H18.3.16	H19.8.16	同病院脳神経外科に約250名の小児水頭症患者が入院しており、早期発見及び治療のためエコグラフィール1台を供与するもの。	¥7,152,920	ジョセフ・ラヴァンギ・アンジャンナヴァルナ大学病院脳神経外科	腹部検査用プローブ(探触子)の接触面(ラバー製)が摩耗により裂け、その内側にあるセンサーが正常に機能しない(プローブ・腹部超音波検査を行う際、体表に接触させる部分)	はっきりとした原因は不明であるが、超音波(エコー)検査を行う際、ジェル等の潤滑剤が不足した状態での使用が原因のため、プローブのラバーが徐々に裂けたと考えられる。また、そのような状態での使用が継続したため内部のセンサーが正常に機能しなくなった可能性が高い。(検査を行う際、プローブと体表の間にジェル等を介在させて接触するのが一般的。)	超音波機本体には異常が無く、他に直腸検査用プローブ及び心臓検査用プローブがある。これらは問題なく使用できることから、現在、これらを可能な範囲内で使用しているものの、最も頻りに使用されているプローブは故障したまま未だ修理が行われていない状況。 また、病院側は本プローブを医療メーカーから取り寄せる場合、5150ユーロ(60万円程度、見積価格)であること把握しており、新たに購入できるよう予算確保に努めている。	病院側としては保健省等の予算で本プローブを新たに購入したいと回答しているが、2009年3月から続く政治危機の影響により予算の確保が難しいことから、他のプローブを使用していくほか、各ドナーに対して資金的な支援を要請していくとしている。 今後は、摩耗しやすい機材については予備の供与を検討するほか、その取り扱いについても指導していく必要がある。
131	マリ	グエン村養魚場建設整備計画	H22.3.24		ワスル・バレ地区役所が、シカン州ヤンフォラ果ワスル・バレ地区グエン村に、養魚池5つ、給水塔、ソーラーパネルと保護フェンス、排水弁、事務室と倉庫、警備員小屋、貯水池、囲いフェンスを備えた、養魚場を建設するもの。	¥7,891,598	ワスル・バレ地区役所	大使館との契約に反し、被供与団体が無許可で建設内容を変更し、供与額による当初契約内容の履行が出来なくなった。	①被供与団体におけるプロジェクト実施能力及び認識不足。 ②建設請負業者が、見積書作成段階で現地視察を行わなかったことから、実際の工事では、見積りよりも高額の金額を請求されることとなった。	①契約違反となる形で無断で変更された建設計画を完了させるためには、供与額を大幅に超過することとなり、継続は不可能と判断。大使館より供与金額を返金するよう供与団体に通知し、返済計画の提出を指示した。 ②供与した資金が全額返納されるよう、マリ政府(畜産・漁業省)を含め働きかけを行っている。	①被供与団体に、契約内容変更の必要が生じた際には、事前に大使館に報告し、協議の必要があることを徹底周知する。 ②草の根外部委員を活用して、被供与団体と定期的に連絡をとるだけでなく可能な限り視察を行い、プロジェクト実施状況の把握に務める。 ③被供与団体と建設業者等との間で交わす契約書やその他プロジェクト関連書類等は、予め大使館と共有するよう働きかけを行う。
132	南アフリカ	ダーバン南部初等教育準備学年教室建設計画	H18.3		初等教育準備学年に対する授業を行う団体に、2教室建設に必要な資金を供与するもの。	¥9,954,424	リトルディビッド・エドゥケーションセンター	教室建設予定地は被供与団体が他の団体から借用しているものであったが、建物の建設完了後の現在、土地の所有者が被供与団体に建物の所有権を認めず、裁判にて係争中。	土地所有者と被供与団体の間で当該土地への建物(教室)の建設及び建物の所有権を被供与団体に付与する件について文書にて合意していたものの、土地の所有者が態度を変更させたため。	裁判にて係争を継続中であるも、進展が見られない状況。	本件について引き続きフォローアップをすると共に、自己所有以外の土地に建設を行う案件等の採択に当たっては、土地所有者の情報も含め、更に慎重に調査・検討することとする。
133	ミャンマー	チャウンゴン地区(エーヤワディー管区)村落橋梁建設計画	H20.12	H21.8	エーヤワディー管区チャウンゴン地区17村落のアクセスを改善するため村落橋梁を整備する。	¥9,927,050	エー・ガ・ロウ橋建設委員会(ローカルNGO)	本件対象橋梁の建設は完成。申請団体側が整備する橋梁への取付け道路の完成、確認を待っている状況。	申請団体が整備する部分が資金不足のため、整備できなかった。	早急にプロジェクト全体を完成させるよう要請したところ、被供与団体より住民から寄付を募り、少しずつでも事業を実施する旨回答があった。 結果的には、高償の資金援助もあり、被供与団体側で施工するべき、取付け道路等は完成した。	取付け道路の盛土部分については締固めが適正に行われたかどうかを雨期後に確認する。 他の資金の投入を前提とした事業を実施する場合には、資金調達の確実性を事前に確認するなど、より慎重に検討する。
134	ミャンマー	チュンジー村(バゴー管区)地域保健所建設計画	H21.1	H21.10	バゴー管区タナッピン地区チュンジー村において地域保健所の建設及び改修、浄水システム、トイレの整備を実施し、チュンジー村地域保健所の衛生環境を改善するもの。	¥9,100,003	チュンジー村地域保健所発展委員会(ローカルNGO)	本件で整備した入院室男女各1、手術室が、医師が配置されないため、活用が不十分な状態となっている。	施設を拡充すれば常駐医師が配置される計画であったが、近隣のStation Hospitalのほうに配置されることになったため、当該保健所には未だ配置されていない。	同地区メディカルオフィサーに医師の派遣を依頼したが、実現可能性は低く、手術室や入院室を他の用途で有効に活用するように指導した結果、施設は妊産婦を対象としたワークショップ、予防接種、巡回医師による診察等によって活用されている。当国保健大臣にも依頼した結果、医師の派遣は制度上不可能でありながらも、医師の代わりにセンター責任者として、Health Assistantが増員として配置されることとなった。	医師の配置を前提とした施設の建設事業を実施する場合は、具体的な派遣計画の提出を求めた上でより慎重に検討する。
135	ミャンマー	モービエ町(シャン州)給水施設建設計画	H21.1	未完	シャン州モービエ町において給水関連施設(水源からの取水・貯水及び各家庭への配水パイプ)を設置し、住民が衛生的な水を利用できるようにして基礎生活環境を改善するもの。	¥9,679,866	モービエ町給水委員会(ローカルNGO)	本件給水関連機材に接続する大容量配電線が購入できておらず、各家庭への配水ができない状態となっている。	08年7月、政府より被供与団体に対して、本案件の配電線について電気容量の大きな種類へ変更するよう突然の通達を受けた。	当国における政府の通達等については、一旦発出されれば、これを変更・修正させることは極めて困難であるため、被供与団体として地元住民に理解を求めながら寄付金を募っているが、状況は芳しくない(購入の目的は立っていない(配電線購入には約1万ドルの費用が必要となっている))。	被供与団体に対して引き続き寄付金の収集に尽力してもらうことを懸念する。また、当館からも連邦政府及び地方政府に対して本件について柔軟な対応を行うよう働きかけを行うことを検討する。
136	モザンビーク	ガザラシト郡サンハナニネ小学校建設支援計画	H20.10		サンハナニネ小学校において、3教室、貯水タンク、トイレの建設及び学校家具の設置を行うもの。	¥9,865,804	アー・デー・エス(ローカルNGO)	本案件は、G/C署名後、被供与団体(アー・デー・エス)代表と施工業者長が同一人物であったことが判明し、同人が行方くらませ、学校建設が一時中断した(同人は、偽名の建設社長名を契約書に記しており、両人が同一人物であることが判明しないよう工作をしていた)。大使館からの度重なる働きかけにより、平成23年3月に、同人の居場所を突き止め、被供与団体より、6月までに全ての建設を完了させる旨の書簡を取り付けてもらったものの、現時点でも未だ建設が完了していない。	施工業者のスクリーニングが不十分であった。	建設は現在約80%まで完了しており、残りの建設作業を一刻も早く完了させるよう、被供与団体へ申し入れを行い、教育省関係者と共に現地視察などのフォローアップを実施している。また大使館より大臣及び州知事に対し、本問題の解決に当たり、協力を申し入れており、現在、シト郡公共事業住宅省がガザラシト知事の指示のもと、本案件の問題解決に向け、対応にあっている。現在、被供与団体より、建設完了に向けた計画書が提出されており、今後、公共事業住宅省とともに建設完了に向け、鋭意フォローアップする。	契約予定の施工業者と事前に会合を持ち、過去の建設案件につき、遅延などの問題が無かったか等の確認を徹底し、対象施工業者に過去建設委託した団体及び政府関係者にも可能な限り、クロスチェックを行うことで、実施・管理体制の確認を入念に行う。また、本案件は、被供与団体マニカ州代表によりG/C署名がなされているが、被供与団体は首都マプト市に本部を有しており、今後、地方における案件であったとしても、G/C署名は本部代表者を行うことで、案件進捗確認や問題があった際の対応など、対処しやすい体制を整える。
137	モザンビーク	マニカ州ゴンドラ郡ゴロザ小学校建設計画	H21.3		ゴロザ小学校において新校舎2棟(4教室、1教員室)及びトイレを建設し、学校家具を整備し、教育環境の改善を図る。	¥9,679,219	オー・エヌ・ペー(ローカルNGO)	本案件は、被供与団体が契約した施工業者が同団体が費用を前払いしたのを契機として途中で建設を放棄したため、建設作業が、中断している。なお、同支払いは大使館に無断で行われた。	施工業者のスクリーニングが不十分であった。また、本案件のG/C署名は、被供与団体の州代表であったため、同案件をフォローすべき本部代表が本案件に関し、十分認知していなかった。	残りの建設につき、一刻も早く完了させるよう、被供与団体及びその本部に申し入れを行うとともに、教育大臣及びマニカ州知事にも本案件の問題解決に向け、協力を申し入れている。現在、教育省は、「モザンビーク学校施設拡充計画」に沿って学校建設が進められているものの、途中で建設が中断している学校のリストを作成している。本案件は、右拡充計画の一端で建設された学校ではないものの、リスト上に掲載し、教育省の資金負担により建設を完了させる方向で、教育省は調整しており、マニカ州教育局が右リストを作成中。	契約予定の施工業者と事前に会合を持ち、過去の建設案件につき、遅延などの問題が無かったか等の確認を徹底し、対象施工業者に過去建設委託した団体及び政府関係者にも可能な限り、クロスチェックを行うことで、実施・管理体制の確認を入念に行う。また、本案件は、被供与団体マニカ州代表によりG/C署名がなされているが、被供与団体は首都マプト市に本部を有しており、今後、地方における案件であったとしても、G/C署名は本部代表者を行うことで、案件進捗確認や問題があった際の対応など、対処しやすい体制を整える。

138	モロッコ	ミデルト社会文化センター整備計画	H17.5	H22.2	モロッコ王国のミデルト市における既存の社会文化センターの増築・改修工事、及び教室の机や椅子等の機材供与。	¥8,624,307	タリク イブン ジアドセンター協会 (ローカルNGO)	(1)計画変更による未使用金の発生。 (2)草の根により改修された当該施設が当局により接収状態となっており、当初目的とした活動に活用されていない。	(1)未使用金 当初、本件計画では講義室の増築が予定されていたが、被供与団体が隣接する軍の施設の無償貸与が受けられなくなったため、同増築が中止され、右経費が未使用金となった。 (2)当局による占有 平成18年11月、被供与団体会長(当時)が、当時予定されていた国王による地方巡幸の際の宿泊施設として、同センターの利用を申し出たを機に、当局による接収が開始。その後、巡幸自体が実施されないまま当該施設は当局の接収下に入り現在に至る。	(1)未使用金 累次に亘る被供与団体と大使館の協議の結果、平成22年3月に被供与団体側より未使用金(280,596,240円)が返還された。 (2)王宮による占有 大使館より、王宮による接収解除と被供与団体による早期の活動再開を再三申し入れるも、当地における王宮の特殊性もあり、現在も接収は継続している。事態の打開に向け、大使館と被供与団体の協議が継続中。	被供与団体に全額返金せしめ、本名件は取りやめることとした。今後、未使用金については、その発生を可能な限り避けるため事前計画段階での精査を強化する。
139	モンゴル	ウムスコビ県フルメン郡9年制学校増築・改修計画	H18.12.21		学校校舎の増築(2教室、調理室及び給食室)及び教室の改修を行うとともに、学習机、黒板等の教育器具を供与するもの。	¥7,610,604	ウムスコビ県フルメン郡9年制学校	実施業者は、2回目の支払い(平成19年6月8日、計80%)が終わったところで工事を中断した。同業者は、平成18年度案件「ボルガン県ダシンチレン郡11年制学校寄宿舎改修計画」の施工も請け負っており、ウムスコビ案件の工事を中断する一方、ボルガン県案件の工事を進めた。 その後現在に至るまで工事が中断されたままである。	施工業者の経営状態が悪化していた。	平成20年11月、大使館より、フルメン郡長に対して問題の解決を要請した。 平成21年10月校長は、大使館に対し、同業者を裁判所に訴える意向を表明。 フルメン郡長は、本事業をウムスコビ県警察に訴え、実施業者は現在指名手配中である。	引き続き報告を行うよう求める。 プロジェクトに問題が発生した際の早期解決を促すため、従来、郡、学校などが被供与団体となっていた案件については、現在では、より指導力の高い県を被供与団体としている。 実施業者の経営の健全度を確認するため、国税当局に業者の納税状況を確認している。
140	モンゴル	ヘンティ県総合病院救急通信・緊急電力供給システム導入計画	H19.3.20		ヘンティ県総合病院及び同県ポルドゥル郡総合病院の各病院及び救急車間の無線連絡体制を構築。また、手術室及び分娩室停電時の緊急発電システムを導入するもの。	¥5,936,391	ヘンティ県保健局	ヘンティ県総合病院の救急車に設置した長距離無線機の性能が十分でなく、郊外での通信ができなかったほか、電力を大量に消費し、救急車のバッテリーがすぐに劣化してしまうため、設置後すぐに取り外され、現在では使われていない。	無線機に付属したアンテナまたは病院に設置した観機の不具合があったため。	平成21年8月、大使館がヘンティ県総合病院についてフォローアップ視察を行い、同問題を把握。無線機を調達した会社に相談する。同様の機材を保有する他病院に問い合わせるなど必要な手段を講ずるよう促した。 平成23年7月、大使館が同県ポルドゥル郡総合病院についてフォローアップ視察を実施したところ、同病院に供与された無線機は、充電能力が低下したため、平成22年12月以降、使用されていないことが判明した。	被供与団体に対し、アンテナまたは観機の交換・修理など、供与機材を有効に活用するための環境を創出するよう働きかけに努める。 また、機材供与を行う場合は、維持管理体制のチェックを特に厳しく行う。
141	モンゴル	ドルゴビ県アルタンシレー郡9年制学校改修計画	H18.8.29	H19.1.11	1969年に建設された定員320名の校舎の改修。(校舎改修には屋根、壁、ドア、床、暖房、電気系統の改修などが含まれる。)体育館、図書室、音楽ホール、暖房設備の更新。低圧ボイラーの設置。	¥8,807,406	ドルゴビ県アルタンシレー郡	雨漏りにより、天井パネルの落下、カビの発生、照明が使えないなど不具合が発生している。	実施業者による、コストダウンのための手抜き工事により発生した。竣工時には問題がなかったため、行政監察局の検査では見抜くことが出来なかった。また、当時は外部監査を行っていなかったため、チェック体制が不十分であった。	平成23年7月、大使館がフォローアップ視察を行い、同問題を把握。改修を行った施工業者及び当時の案件責任者である郡長に確認し、追加工事を行うなど必要な手段を講ずるよう促した。	引き続き状況把握に努める。 プロジェクトに問題が発生した際の早期解決を促すため、従来、郡、学校などが被供与団体となっていた案件については、現在では、より指導力の高い県を被供与団体としている。 実施業者の経営の健全度を確認するため、国税当局に業者の納税状況を確認している。
142	ヨルダン	マダバ市アルカサハ診療所整備計画	H21.3.24		低所得者層の住民に対して安価な医療サービスを提供するため、マダバ市内アルカサハ地域に新設される診療所に対する医療機材等を整備するもの。具体的には、地方における貧困層に対する医療の充実を図るため、マダバ市内アルカサハ地域に新設される診療所に内科、婦人科、小児科、歯科及び検査室の医療機材及び医療用家具を購入する。	¥6,989,954	ナダワ慈善協会	現在、診療所が閉鎖されている。	同団体によれば、ヨルダン保健省より制度・運用等の変更により、診療所開設の許可が取れなくなり、現在閉鎖中であるとのこと。	・事業完了報告書の未提出及び外部監査報告が未実施であり、2度にわたる警告文書の発出にもかかわらず、反応がなかったことから、平成21年8月5日以来の2回目の現地事後調査を行った。 ・未提出となっている事業完了報告書については、大使館より、様式を改めて手交した上で、具体的な記載方法について指導した。また、未実施の外部監査については、著名な監査法人を紹介し、至急実施するよう要請した。	診療所開設の許可が取れなくなった詳細理由と、診療所を再開するための具体的な方法について、書面にて至急回答するよう引き続き求める。この報告を受けて、今後どのような対応ができるのか検討する。
143	ラオス	ボンサラー県地方医療環境改善計画	H19.7.19	H22.5.12	同県内に3カ所ヘルスポストを建設し、基礎的診療に必要な機材を供与するもの。 ①ボンサラー郡ヤオファン村 ②ニョートウー郡タン村 ③サムバン郡ナムリー村	¥9,030,600	ボンサラー県保健局 (地方公共団体)	ニョートウー郡タン村ヘルスポストについて、 ①敷地内に水が引かれていないため、掃除が行き届いていない。 ②手違いにより当初予定の医療器材の一部が届いていない。 他2村のヘルスポストについては、 ①手違いにより当初予定の医療器材の一部が届いていない。	①給水施設を整備するための予算がない。 ②被供与団体による医療器材搬入の確認が適切に行われなかった。	①繰り返し改善を求めており、直近では平成23年4月に同ヘルスポストをモニタリングし、喫緊の課題として水の確保を自助努力で実施するよう要請した。 ②届いていない医療器材については自己資金で調達するよう指導した。	被供与団体の管理意識の向上のためのフォローアップに努める。
144	ルワンダ	ギコンド・ヘルスセンター建設計画	H20.2		キガリ市内にある低所得者移住地域のうち、HIV/AIDS蔓延が深刻な問題であるギコンド地区にヘルスセンターを建設するもの。	¥9,918,464	孤児に希望を (ローカルNGO)	被供与団体は、関係当局から建設許可を得ないまま、ヘルスセンターの建設を着工したため当該地域を監督するキチュキロ郡により建設中の建物が取り壊された。建設中であったヘルスセンターは基礎工事部分が終わった程度であったにもかかわらず、被供与団体の口座には供与資金がほぼ残っていない。	建設中のヘルスセンターが取り壊された原因は、被供与団体が建設許可を取らないまま、工事を着工したことにある。また、ヘルスセンターが建設中であったにもかかわらず、供与資金がほぼ残っていない原因については、被供与団体代表と直接協議ができていないため確認できていないものの、被供与団体の信頼性に問題があったもの。	被供与団体、裁判所、キガリ市、キチュキロ郡、当時本件計画を担当していたケニア大使館の関係者より情報収集を行い、その取りまとめ結果を踏まえ、今後の対応策を検討した結果、在ルワンダ大使館より被供与団体に供与資金の返還請求を行った。しかし、被供与団体は建設中の建物を取り壊したキチュキロ郡に全責任があるとし、資金返還請求には応じていない。このため、当館より、ルワンダ政府高官に同資金の返還請求を含む問題解決を依頼しており、現在はルワンダ政府高官と具体的な実効性のある資金返還請求方法につき大使館関係者と検討中である。	贈与契約の規定に基づき供与資金の返還請求を行っている。また、被供与団体の信頼性につきルワンダ政府関係者等に十分確認を行う。
145	ルワンダ	シオロギ郡ストリート・チルドレン社会再統合計画	H19.3		ストリート・チルドレンに対する教育及び職業訓練等を通じて、社会への再統合等を行うべく、既存建物を改修・拡張して宿泊施設付の総合リハビリテーションセンターを設立するもの。	¥8,254,515	直接人道支援 (国際NGO)	本件計画は、平成22年2月までに土木工事をほぼ完成したものの、供与資金を使い果たしてしまったため、当初計画されていた壁へのペンキ塗りやガラスのはめ込みといった仕上げ作業が行われていないため、施設も未使用状態となっている。	被供与団体を金銭的に支援していた慈善団体代表のイギリス人と被供与団体の関係が悪化し、被供与団体が活動停止処分を受ける等、当初想定されなかった事態が発生した。このため、本件計画の進捗が遅れ、資金繰りも悪化したことが原因である。	被供与団体や地方自治体(郡)等の関係者より情報収集を行うとともに、被供与団体と地方自治体との間で施設を有効活用するための覚書締結の準備を進めており、年内に同覚書締結となる見通しとなった。なお、同覚書締結後は直ちに被供与団体が施設を活用することになっている。(施設は当初の計画どおり活用できる状態となっている。)	覚書の内容を精査し、最終的な解決策(案)を検討し、早期に施設の活用を図る方針。今後はモニタリング体制を一層充実させ、問題の早期把握、解決に努める。

効果が現れている案件の代表例(640件ある中で5件を例示)

(注)本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、一部の案件についてJICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。

文化無償資金協力

国名	案件名	完了日/引渡し式	案件概要	効果が現れている状況	成功要因・教訓	プロジェクト写真
トルコ	カマン・カレホック考古学博物館建設計画 (平成19年度 4.36億円)	H21.4.8	トルコの首都アンカラの南東約100kmにかるカマン・カレホック遺跡の出土品を保管・展示するための施設を建設するもの。 同遺跡では、1985年より(財)中近東文化センターが発掘調査を行っており、同センターが遺跡近くに持つアナトリア考古学研究所は日本とトルコ間の研究・交流の場となっている。しかし、同遺跡付近には遺物を保管・展示する適当な施設がなく、遺物が遠方の複数の博物館にバラバラに保管・展示されているため、これらの遺物を遺跡近くの施設にまとめて保管・展示するために、トルコ側より日本に対し支援の要請があったもの。	これまで遠方の複数の博物館にバラバラに保管・展示されていたカマン・カレホック遺跡で出土した遺物(毎年、数十万点出土)を、本案件の実現により、遺跡のサイトミュージアムである本博物館において一体的に保管・展示することが可能となった。 同博物館にはトルコ政府関係者、大学等研究者、国内外発掘調査隊、地元市民、国内観光客、日本人観光客など、月平均3000人、年間4万人程度が来訪。 同博物館において、現在、アナトリア考古学研究所の研究者による地元市民・子供への同遺跡や考古学に関する授業を行う教育的な取り組みが行われている他、今後、トルコ人研究者に対する研修も実施され、教育・人材育成面での効果も期待できる。 また、同博物館は、カッパドキア遺跡と首都アンカラ間の中継地に位置することから、トルコ政府による道路整備が進められ、同博物館を含む観光客誘致に向けた取り組みが政府・地元自治体で行われており、このような観光開発による経済・社会効果も期待される。 なお、H22年7月、「2010年トルコにおける日本年」行事の一環として、本博物館の公式開館式は、日本側は日本年名誉総裁の寛仁親王殿下、彬子女王殿下御臨席の下、関係者等約200名、トルコ側は文化・観光大臣をはじめ関係者約300名が出席し、盛大に開催された。右式典や同博物館の様子はトルコ国内メディアで幅広く取り上げられるなど、広報効果が大きく、トルコにおける親日感情醸成にも大きな効果があったと考えられる他、同博物館を拠点にした二国間交流の更なる進展も期待できる。	本案件では現地の遺跡で発掘活動を続けるアナトリア考古学研究所の協力が得られていること、本博物館公式開館式が「2010年トルコにおける日本年」行事と位置づけられたことからトルコ側が右式典までに負担事項(博物館内の展示ケース、視聴覚機材等の整備、博物館外の整備等)を着実に実施し、その後も主体的に道路整備や観光客誘致に向けた取り組み等を進めていること、博物館における遺物展示のため国際交流基金スキームにより日本から展示専門家を派遣し、トルコ側による展示ケースの作成の段階から指導を行ってきたこと、その後も同スキーム等の活用による研修を行っていること等が成功要因と考えられる。	 写真提供: (財)中近東文化センター附属 アナトリア考古学研究所
ラオス	日本・ラオス武道館建設計画 (平成19年度 4億円、平成20年度 2.016億円)	H21.10.30	ラオスの武道競技は、我が国からの専門家派遣等の支援を受け、東南アジア競技会(アジア競技会のASEAN版通称SEA GAMES)等で活躍する選手を輩出するレベルに至っている。しかしながら国内には国際基準を満たす武道場が存在しないため、競技者は会議室や講堂といった施設を活用して練習を行わざるを得ず、柱を挟んだ練習など危険かつ劣悪な状況であった。また同国はH21年12月に開催されるSEA GAMESのホスト国に決定し空手及び柔道が正式種目として採用されていることから、国際基準の武道場の建設が急務となっていた。このような状況に対応するためラオスにおいて武道館の建設を行うもの。	同施設は、実際にラオスが初めて開催国となったSEA GAMES(H21年12月)において柔道等の競技会場として使用され、ASEAN域内格差を克服して地域の連帯にラオスが参画していく上で有意義であった。なお、同SEA GAMESでラオス代表柔道選手は、前回大会のほぼ倍にあたる11個のメダルを獲得した。 その後、空手道や合気道等も含め、各種競技の練習場やイベント会場として活用されており、適正に運営されている。H23年上期の利用状況としては、柔道や空手、合気道などの各種競技の練習がほぼ毎日行われ、利用者数も月平均の延べ人数は1000人以上になる。また、イベントでは、武道会やコンサートなど月に平均2-3回程度の利用があり、これらイベントによる延べ利用者数は約8000人を超えるなどの活用効果があり、また、柔道、空手、合気道各団体の会員数増加を含め、ラオスにおけるスポーツ振興、特に武道教育の普及に貢献している。	ラオスで開催が決定していたSEA GAMESにおいては、空手及び柔道が正式種目として採用されており、武道に関する国民の関心の高まりといった観点からも施設整備の実施時期が適切であったことが成功要因の一つとして挙げられる。 また、我が国は、施設の整備だけでなく、武道の普及促進ならびに本案件で整備した施設の適正な運営管理を支援する各種ボランティアを派遣してラオス側関係者の人材育成にも取り組んでおり、こうしたスキーム間の連携を通じた協力も成功要因の一つと考えられる。	
エルサルバドル	エルサルバドル工科大学人類学博物館展示機材供与計画 (平成19年度 8,613,000円)	H20.9.26	エルサルバドル唯一の人類学博物館としてエルサルバドル人の歴史に関する学術的な調査・研究に重要な役割を果たしている本件博物館2階展示室の展示機材を整備するもの。	本件博物館にて人類学の観点から考察した「移動(移住)」をテーマに古代史から現代史までの展示物の公開が可能になった。その結果、同博物館を訪れた同国民(児童・生徒含)は自国の歴史や伝統文化を学ぶことができ、アイデンティティの再確認及び再構築に役立っている。 また、来場者数は本案件実施前の月平均1,400人から2011年には1,600人まで増加。 なお、同博物館正面入口の我が国のロゴ及び説明入り記念プレート設置による広報効果も高い。	同人類学博物館の学術機関としての信用性、継続性が確保されていることが成功要因と考えられる。 また、これまで実施された京都外国語大学、名古屋大学による学術プロジェクト関係者や同国の遺跡発掘調査、修復作業に当たっている青年海外協力隊員とも良好な関係を築いており、本案件の形成・実施にあたってこれまでの人的・知的交流の蓄積が非常に大きな役割を果たした。	
コスタリカ	ポアス火山国立公園展示室整備計画 (平成20年度 9,802,750円)	H21.11.26	同国で最も訪問者の多いポアス火山国立公園内の展示室を修復するもの。 内外からの多数の訪問客にコスタリカの生態系や生物多様性を学習できるより良い機会を提供するために、ポアス火山国立公園内の展示室を修復するもの。我が国の火山観測分野における経験及び技術等の知見も展示室内で紹介。	修復後のH22年には、年間22万5,513人が来訪。H23年は6月迄に15万3,032人の訪問者数を記録。案件実施前(修復前)は同公園訪問者の15%しか展示室に入場していなかったが、修復後は訪問者のほぼ100%が入場している。国内外からの訪問者は、同国内の火山の体系や、日本の火山との関係・災害対策などを学ぶことができ、サンホセ、エレディア、アラフエラ、カルタゴなど首都圏地域の小中学生の社会科授業に活用されている。 我が国の火山観測分野における経験及び技術等の知見も展示室内で紹介することにより、コスタリカにおける日本のプレゼンスが向上し、広報効果も高い。	日本、コスタリカ両国は、火山国であり、自然災害に見舞われる機会が多く、共通の価値観を有しているが、一方で、日本は災害に対する知見を有しており、コスタリカにはない知見を広報できたこと、現地パナソニックの協力により、薄型のテレビが展示室に無償供与され、視覚的広報効果が高まっていることが成功要因と考えられる。	
ソロモン	ソロモン諸島空手連盟空手機材整備計画 (平成20年度 2,042,588円)	H21.6.19	ソロモン諸島空手連盟の活動に必要な畳マット・胴着等を整備するもの。	本件実施前はコンクリートの床で練習していたが、畳マット使用により、練習できる技の幅が広がった他、怪我のリスク減少により、安心して練習に取り組めるようになった。トレーニング数もこれまでの週3回から4回以上に増え、H23年9月のパシフィックゲームに6人が参加し、うち4人が銅メダルを獲得した。H23年2月に連動案件として行った「武道デモンストレーション」は、新聞でも大きく取り上げられた。いくつかの学校において指導を開始したことから、学校教育への効果も期待できる。供与器材は、大切に使用・保管され、傷みはほとんどみられない。	H23年2月、連動案件として「武道デモンストレーション」を開催し、空手や同連盟の活動を一般市民に紹介したことが成功要因と考えられる。現地の新聞でも大きく取り上げられ、デモンストレーション後、大使館に空手連盟の問い合わせがあり、学校から指導のオファーも寄せられた。	

一般文化無償資金協力

(注) 本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省、一部案件についてJICAが改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があります。 (別添5)

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件 (全案件を掲載)

国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
ハンガリー	デブレヴェン市チョコナイ劇場に対するビデオ撮影・編集機材(平成12年度:供与限度額4190万円)	H18年5月5日	デブレヴェン市チョコナイ劇場にビデオ撮影、編集機材を供与するもの。	機材到着後(H13年10月)、4年以上未設置で使用されていなかった。	ハンガリー内部の事情(劇場長他幹部の交替、劇場予算削減等により、設置場所の改修、変更等の意向が提案されては取下げられる等)	大使館よりハンガリー側に機材の早期設置を継続的に申入れ。 H18年5月:チョコナイ劇場に機材が設置され引渡し式実施・使用開始。その後有効活用し効果発現済。	現在、劇場側で購入済のデジタル機材の活用に取り替え、本件供与機材(アナログ機材)を引き続き活用する方途を検討中であり、フォローアップしていく。
キューバ	ハバナ市歴史事務所プラネタリウム機材整備計画(平成18年度:供与限度額5000万円)	H21年12月11日	ハバナ市歴史事務所が所有する建物に設置するプラネタリウムを供与するもの。	機材到着後、1年9ヶ月未設置で使用されていなかった。	プラネタリウム設置予定の建物が旧市街に位置し、その改修工事の煩雑さによる工事請負業者の決定遅延、ハリケーン到来等による資材調達遅延等から工事が遅延。	大使館より被供与機関へ早期工事終了を申入。 H21年12月21日に供与機材を設置した科学技術文化センターの完成式実施。同センターはH22年1月から一般に開放され効果発現済。現在、来館する一般客のほか児童、学生、高齢者等社会的グループごとに様々なプログラムを策定し、多くの国民の天文学に関する知識・関心向上のために有効に活用されている。また、日本の技術者からの指導を受けたキューバ技術者が年2回の特別メンテナンス及び週1回通常メンテナンスを行い適切に維持されている。	事前に機材設置予定場所について、建設・改修工事等が予定されている建物は工程確認のみならず、可能な限り右工事がほぼ完了段階に至っている等を条件とすることで調達機材が一定期間据付けできないような事態の発生を防止する。
リトアニア	リトアニア美術館視聴覚機材整備計画(平成17年度:供与限度額3010万円)	H21年4月1日	リトアニア最大規模の現代美術館である国立美術館ナショナルギャラリーに視聴覚機材(ビデオプロジェクター、撮影機材等)を供与するもの。	機材到着後、約2年半未設置で使用されていなかった。	当初、H18年中に完成予定であった機材設置予定場所のリトアニア国立美術館ナショナルギャラリーの改修工事が、リトアニア政府の財政問題により遅延。	大使館より被供与機関及びリトアニア外務省に早期工事終了を申入。 H21年6月20日に供与機材を設置したナショナル・ギャラリーの開所式実施。効果発現済、H23年8月現在、有効活用中。	事前に機材設置予定場所について、建設・改修工事等が予定されている建物は工程確認のみならず、可能な限り右工事がほぼ完了段階に至っている等を条件とすることで調達機材が一定期間据付けできないような事態の発生を防止する。
モロッコ	モロッコ王国王立図書館音響・照明・視聴覚機材整備計画(平成17年度:供与限度額4610万円)	H20年6月23日	モロッコ王国王立図書館に音響、照明、視聴覚機材を供与するもの。	機材到着後、約1年半未設置で使用されていなかった。	当初、H17年に開館を予定していた機材設置予定場所のモロッコ王立図書館の建設工事が、モロッコ側の事情により遅延。	大使館よりモロッコ文化省に早期工事終了を申入。 供与機材を設置した上でH20年10月15日に開館式実施。その後、施設は一般に開放され設備が有効に活用されている。供与機材を設置したホールでは、大使館主催行事を含め多くの催し物が開催され、同当国文化の中心地となっている。H23年度も大使館共催行事を実施予定。	事前に機材設置予定場所について、建設・改修工事等が予定されている建物は工程確認のみならず、可能な限り右工事がほぼ完了段階に至っている等を条件とすることで調達機材が一定期間据付けできないような事態の発生を防止する。
イラン	テヘラン大学に対するLL機材(平成12年度:供与限度額3070万円)	H15年9月17日	テヘラン大学にLL機材等を供与するもの。	LL機材については一度設置したが、その後、同大学が建物の改修工事を開始し、機材を一部取り外し倉庫に保管。H18年度に改修工事が終了した際に再度設置ができず使用出来ない状態となっていた。	当初機材据え付け時(H15年)にトレーニングを受けた技術者が離任し、再設置時に機材取扱マニュアルを十分に理解できる者がいなかったため。	フォローアップ事業で対応(機材再設置)済(H20年10月、4,592,000円)。	事前に可能な範囲で設置場所の改修工事予定等を十分確認。
シリア	ハルミ国立博物館に対する視聴覚機材(平成14年度:供与限度額4970万円)	H16年9月9日	ハルミ国立博物館にテレビモニター、音声ガイドシステム、展示ケース等を供与するもの。	(会計検査院(H21年度決算検査報告)):音声ガイドシステムのレシーバー150台中100台、レシーバー用充電器3台中2台が使用されずに地下倉庫で保管されていた。 (注:当該レシーバー・充電器は、供与機材の一部である音声ガイドシステム用の機材の一部(全供与機材の約1割))	博物館側の使用計画・体制	大使館からの働きかけの結果、レシーバーは全て入場券事務室前に設置され、その存在はプレートで周知されるなど活用に供されることとなった。	先方の要請機材の調達数量の妥当性についての検討、機材供与後の利活用に関する助言をより十分行っていく。

改善すべき点などがある案件（全案件を掲載）

国名	案件名	完了日	案件概要	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
エチオピア	国立劇場に対する音響・照明機材（平成8年度：供与限度額5000万円）	(H10年3月17日エリトリア・アッサブ港到着)	国立劇場に音響、照明機材を供与するもの。	(会計検査院(H13年度決算検査報告))「調達された機材は、H10年3月に日本で船積みされ、同国は内陸国であるため隣国のエリトリア国のアッサブ港へ同年4月に荷揚げされ、通関・免税手続きが済み次第国立劇場まで運搬される予定であった。しかし同年5月に勃発したエチオピア国との間の国境紛争と同時期に、エリトリア国政府は、同港にあった本件機材を留め置いた。その後、外務省では、エチオピア国政府へ機材を引き渡すようにエリトリア国政府に対して数回にわたり申し入れたが、エリトリア国政府はこれに応じないため、本院調査時(14年2月)においても機材の所在について確認できていない。...上記のような事情があったため、国立劇場では本件機材が到着していないことから、援助の効果が発現していない状況となっている。」	紛争発生という不可抗力	紛争終結後のH12年12月にエチオピアとエリトリア両国間で設置されたエ・工賠償委員会において、エチオピア側は賠償請求を申し立て済み。H17年12月、同賠償委員会による「最終裁定」(不明品の返還等)について協議、エチオピアによる賠償請求は却下等)が下され、以後は右裁定にもとづき協議の場を設けることとなった由。本件供与品の行方は不明。	(紛争発生という不可抗力)
ギニア	ギニア・ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画(平成18年度：供与限度額3630万円)	(H19年3月15日空港着)	ギニア・ラジオ・テレビ局に番組ソフトを供与するもの。	機材(番組ソフト)の所在が確認できない。	先方実施機関によればH19年4月17日に発生した戦闘機の局舎への墜落事故により焼失。	事実確認のため文書での詳細説明を求める旨の書簡発出。先方から戦闘機墜落事故により焼失した旨の回答が文書で有。(ギニアではH20年12月の大統領死去を契機に軍事クーデタが発生し、暫定軍事「政権」成立。H22年2月の暫定統一「政府」発足後、大統領選挙が実施(6月及び11月)され12月21日には民主的な大統領が就任)	ギニア側に番組ソフトテープ作成(復旧)、同テープの放送の検討等につき、申し入れを行っていく。
ウクライナ	ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・バレエ劇場照明機材整備計画(平成20年度：供与限度額4610万円)		ルイセンコ記念ハルキフ国立オペラ・バレエ劇場に照明機材を供与するもの。	H22年8月に劇場への機材搬入は済んでいるものの、以後1年未設置で、使用するに至っていない。	先方実施機関である劇場側の用意した電源盤等が、供与機材据付に必要な安全条件を満たしておらず、入替え等が必要であるものの、劇場側でそのための予算を確保できず、据付が遅延している。	大使館より、劇場側及び管轄州行政府に対して速やかな据付環境の整備を働きかけてきている。今般、劇場の管轄が州行政府から文化省へ移管されたことを受け、劇場側は文化省に対して2012年度予算の申請を行った。	ウクライナ側に据付環境整備について引き続き申し入れを行っていく。
ベネズエラ	国立ベネズエラ中央大学大ホール音響機材整備計画(平成17年度：供与限度額4200万円)	H18年11月21日	国立ベネズエラ中央大学講堂に音響機材を供与するもの。	供与機材のうち、使用時にノイズが発生するとして、大学側がノイズ発生の原因と考えている分配ボックス(音の信号を分岐するもの)、分配ボックスと接続して使用するために不具合の影響を受けることを懸念する機材、使用中に故障した機材の使用を現在停止している。	大学側の機材設置環境及び機材運用方法	大学側がノイズの原因と考えている分配ボックスの修理可否につき機材メーカーに確認したところ、ノイズの原因は分配ボックス故障ではなく、本来固定設置で運用することになっている分配ボックスを含む機材を固定しておらず、また、ケーブル類を固定せず、慎重毎に敷設しているという不安定な設置環境によるものであるとの技術的見解が提示された。右見解を大使館より大学側に伝達し、機材設置環境の改善と機材の有効活用を申し入れ中予定。	機材の設置、活用について引き続きフォローアップを行っていく。

草の根文化無償資金協力

(注) 本リストは、平成23年1月に公表したリストをベースに平成23年1月から10月にかけて外務省が改めて把握できる範囲で調査した情報に基づくものです。今後新たな事実が判明した場合には記載の内容に変更があり得ます。

かつて改善すべき点があったが、現在は効果が現れている・外部からの指摘事項が改善している案件(全案件を掲載)

国名	案件名	G/C 締結日	完了日	案件概要	供与限度額	被供与団体名	問題・指摘の概要	原因	これまでの対応及び現状等	今後の対応・教訓等
キューバ	囲碁交流センター「日キューバ友好館」整備計画	H19年2月7日	H21年6月22日	施設の改修及び囲碁器材の整備	¥9,989,445	ハバナ市ブラヤ区スポーツ課	改修対象施設の変更、その後の自然災害等により改修工事が大幅に遅延した。H20年11月に日本の囲碁交流団が囲碁を通じた交流を行うために同国を訪問した際にはまだ工事中であった。	当初、改修対象となっていた施設が予想よりも老朽化しており使用に耐えないとして実施機関より改修対象施設の変更の依頼があった。新たな対象施設の選定に時間を要したこと、また、改修工事開始後に同国をハリケーンが襲ったため建築資材が災害復興に優先的に配分されたことにより事業が遅延した。	被供与機関より、H20年3月に改修対象施設の変更依頼、H20年10月に同年夏のハリケーン被害により資材等が災害復興に優先的に配分された等の事情により工事が完了しない旨の報告があった。右に対し、大使館より累次速やかな工事を先方に申入れ。H21年3月31日に改修工事を完了し、同年4月15日に開所式を実施。現在有効活用されている。H23年8月現在、週3回初心者囲碁教室及び対局が開催されている他、定期的に囲碁大会も開催されキューバにおける囲碁交流・普及活動の拠点として活発且つ有効に活用されている。また、同センターは、囲碁を勉強する人のための日本語教室の場としても活用されている他、9月からH24年6月まで、NPO法人囲碁国際交流の会が長期の囲碁指導員を派遣。	今後同様の案件を実施する際には、改修対象施設が使用に十分耐えるか事前により精査する必要がある。
カンボジア	ワット・ルン史料館(タニ陶器史料館)建設計画	H19年3月29日	H22年7月5日	史料館建物の建設	¥4,150,401	アプサラ機構	案件完了の遅延 H21年12月15日に完成式典実施後、一般公開が遅延していた。	建設予定地の変更があったため。 現場管理のための人員及び予算繰り。	案件完了済。 人員・予算の手当を早急に行い、一般公開するよう大使館から被供与団体であるアプサラ機構に申し入れていた結果、H22年12月23日に一般公開開始。一般公開から現在まで、月曜日及び主要な祭日を除き問題なく開館されており、また、アプサラ機構からも担当官が派遣され管理がなされている。	今後同様の案件を実施する際には、大幅な変更がないよう実施前に計画を詰めさせるとともに、被供与団体の能力(人員、予算等)をより精査する必要がある。

改善すべき点などがある案件(全案件を掲載)

ハイチ	ハイチ国立大学理学部に対する流体及び水理工学実験機材フォローアップ計画	H20年2月7日	H21年7月30日	H11年度文化無償資金協力にて供与した流体及び水理工学実験機材のうち、機材到着時より欠損があったと先方からクレームのあった部品(蒸気エンジン実験装置の部品(水位計、プレーキベルト等))供与。	¥360,412	ハイチ国立大学理学部	本件による供与部品を設置しても当該実験装置は作動しなかった。	本件によって供与した部品とは別の部品(モーター)に、一部腐食が起こっていたことが原因と考えられる。	現地大使館は、H21年1月にサイトを訪問、現状調査を行い、右原因の追究を行った。この調査を受け、被供与団体である大学理学部評議会は部品の購入を決定。担当教授が部品の購入先、価格等を調査していた。しかし、H22年1月の大地震により同学部の実験室が被災。その後大使館より大学側に累次再建状況を照会してきたが、本年5月大使館館員が現場の確認を行い、実験室の天井の一部崩落や漏水等の影響で蒸気エンジン実験装置を含めた全ての供与機材が活動できない状況にあることが認められた。同大学では大地震によりほとんどの建物が全壊、今後の供与機材の保管場所及び実験室を含む校舎の再建の目処はたっていない状況にある。こうした状況を受け、本年8月ハイチ外務省よりH11年に供与された機材及びH18年に供与された部品すべてについて、廃棄処分の申請有。	腐食の起こっていた部品に関しては、被供与団体の管理のあり方の問題を指摘し得る。供与機材の十分な管理を行うよう指導やモニタリング等に努める必要がある。H11年度供与機材は、震災前までは所期の目的通り流体及び水理工学実験に概ね有効に使用されてきたこと、そもそも供与機材の復旧可能性が不明な中、当該機材の有効活用を引き続き求めることは被供与機関に多大な負担を強いることとなり、大学全体の再建の足枷になりかねないこと等に鑑み、先方政府の要請を踏まえ廃棄処分手続きを行う。
イラン	イラン剣道・居合道連盟剣道用具整備計画	H20年3月12日	H23年8月18日	剣道用具等の整備	¥3,090,087	イラン剣道・居合道連盟	最終報告書の未提出。 使用されていない器材がある。	監査団体からの報告書の提出遅延・不備 被供与団体は器材が破損したときに交換できるように使用する数を限っていた。	最終報告書及び監査団体からの報告書は提出済。被供与団体から供与済未使用金を受領済。被供与団体に全ての器材の積極的な活用を働きかけた結果、使用器材数は増加。	引き続き被供与団体にすべての器材を使用するよう働きかける。今後同様の案件を実施する際には被供与団体の器材活用計画をより精査する必要がある。